

宮代町地域防災計画

令和4年5月

目次

実施担当一覧表

用語の定義

第1編 総則	- 1 -
第1編 総則	- 1 -
第1章 計画の目的等	- 3 -
第1節 計画の目的	- 3 -
第2節 計画策定の方針	- 3 -
第3節 計画の性格と修正	- 3 -
第4節 計画の進行管理	- 4 -
第5節 計画の周知	- 5 -
第6節 計画の体系	- 5 -
第2章 宮代町の災害に関する特性	- 6 -
第1節 自然的特性	- 6 -
第2節 社会的特性	- 7 -
第3節 災害の歴史	- 11 -
第3章 宮代町における災害想定及び基本的課題	- 14 -
第1節 災害被害想定	- 14 -
第2節 災害対策の方針及び減災目標	- 19 -
第4章 住民及び事業者の基本的責務	- 20 -
第1節 住民や事業者の防災に対する役割の重要性	- 20 -
第2節 住民の責務	- 21 -
第3節 事業者の責務	- 21 -
第5章 防災機関の処理すべき業務の大綱	- 22 -
第1節 宮代町	- 23 -
第2節 消防組合、消防団	- 23 -
第3節 埼玉県（埼玉県の機関を含む）	- 24 -
第4節 指定地方行政機関	- 26 -
第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関	- 28 -
第6節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	- 29 -
第7節 自衛隊	- 30 -
第2編 災害予防対策編	- 31 -
第1章 基本方針	- 33 -
第1節 人づくり（自助）	- 33 -
第2節 組織づくり（共助）	- 33 -
第3節 災害時体制の整備（公助）	- 33 -
第4節 災害に強い社会基盤の整備（公助）	- 33 -
第5節 ICTの防災施策への積極的な活用	- 34 -
第2章 災害に強い人と地域づくり	- 35 -

第1節	自助、共助による防災力の向上	- 35 -
第2節	各事業所の防災力の向上	- 37 -
第3節	地域の防災力の向上	- 38 -
第4節	避難行動要支援者（避難行動が困難な方）等の安全確保	- 42 -
第5節	要配慮者の安全確保	- 45 -
第6節	外国人の安全確保	- 47 -
第7節	災害ボランティア活動のための体制整備	- 48 -
第3章	町の防災力の向上と仕組みづくり	- 51 -
第1節	災害時に備えた活動体制の整備	- 51 -
第2節	調査研究	- 60 -
第3節	緊急対策活動のための準備	- 62 -
第4節	生活維持活動のための準備	- 72 -
第5節	防災拠点施設の防災力の向上	- 85 -
第4章	災害に強い社会基盤の整備	- 87 -
第1節	都市の防災構造化	- 87 -
第2節	火災予防	- 93 -
第3節	危険物施設等災害予防	- 94 -
第4節	交通施設の安全対策	- 95 -
第5節	浸水災害の予防	- 96 -
第6節	地盤災害の予防	- 99 -
第7節	竜巻・突風対策	- 100 -
第8節	復興に関する事前の取組の推進	- 102 -
第3編	災害応急対策編	- 103 -
第1部	震災応急対策計画	- 105 -
第1章	応急対策の基本方針	- 107 -
第1節	救助・救命期の方針（発災から概ね3日間の初動対応）	- 107 -
第2節	救援期の方針（概ね発災4日目～10日目）	- 108 -
第2章	災害対策本部の設置	- 109 -
第1節	災害対策本部の設置	- 109 -
第2節	災害対策本部の廃止	- 111 -
第3節	本部の職務と運営	- 111 -
第4節	本部の組織及び事務分掌	- 113 -
第3章	職員の配備と活動体制	- 119 -
第1節	職員の配置計画	- 119 -
第2節	班員の活動体制	- 122 -
第4章	情報の収集と伝達	- 124 -
第1節	情報収集と伝達の基本方針	- 124 -
第2節	情報管理体制	- 125 -
第3節	通信手段と役割分担	- 127 -
第4節	災害情報の収集、報告及び記録の方法	- 132 -

第5節	広報体制の確保	- 135 -
第6節	住民からの問い合わせに対する対応	- 137 -
第5章	消防活動（消火・救出・救護）	- 140 -
第1節	消防活動の基本方針	- 140 -
第2節	消火活動	- 141 -
第3節	救出・救護活動	- 144 -
第6章	応急医療と保健衛生	- 146 -
第1節	応急医療	- 146 -
第2節	生活衛生	- 151 -
第3節	感染疾患発生等への対応	- 152 -
第4節	心のケア対策	- 153 -
第7章	防災関係機関等への応援要請と連携	- 154 -
第1節	防災関係機関等との応援協力体制	- 154 -
第2節	行政機関に対する応援要請	- 157 -
第3節	自衛隊の派遣要請・受入れ	- 162 -
第4節	公共的団体、民間団体等への協力要請	- 165 -
第5節	住民、自主防災組織等の協力	- 167 -
第6節	広域避難の受入れ	- 170 -
第8章	災害ボランティアとの連携	- 171 -
第1節	ボランティアとの連携体制	- 171 -
第2節	宮代町災害ボランティアセンター	- 171 -
第9章	避難と受入れ	- 174 -
第1節	避難の流れ	- 174 -
第2節	避難に関する情報の把握	- 175 -
第3節	避難指示等	- 176 -
第4節	緊急安全確保措置の指示	- 178 -
第5節	警戒区域の設定	- 178 -
第6節	避難行動要支援者等の対策	- 179 -
第7節	避難の誘導及び搬送	- 183 -
第8節	避難所の開設	- 185 -
第9節	避難所の管理・運営	- 189 -
第10節	帰宅困難者への支援	- 196 -
第11節	町外被災地からの避難の受入	- 198 -
第10章	交通の確保対策	- 199 -
第1節	交通の確保対策の流れ	- 199 -
第2節	交通支障箇所等の情報の把握	- 199 -
第3節	関係機関への通報	- 200 -
第4節	交通対策に関する措置	- 200 -
第5節	道路の応急復旧等	- 202 -
第11章	輸送の確保	- 203 -

第1節	輸送対策実施の流れ	- 203 -
第2節	緊急輸送道路の確保	- 204 -
第3節	輸送力の確保	- 205 -
第4節	発災時のエネルギー供給の確保	- 207 -
第5節	空中輸送手段の確保	- 208 -
第6節	輸送集積地	- 208 -
第12章	住民生活の安定	- 209 -
第1節	応急給水	- 209 -
第2節	食料の供給	- 212 -
第3節	生活必需品の供給	- 216 -
第4節	災害廃棄物の処理	- 219 -
第13章	行方不明者の救出と遺体の取り扱い	- 224 -
第1節	行方不明者の救出と遺体の取り扱いの流れ	- 224 -
第2節	行方不明者の救出	- 225 -
第3節	遺体の取り扱い	- 226 -
第4節	遺体の埋・火葬	- 227 -
第14章	学校活動	- 229 -
第1節	児童・生徒の安全確保	- 229 -
第2節	応急教育の実施	- 230 -
第3節	給食の措置	- 231 -
第4節	授業料の減免、奨学金貸与の措置	- 231 -
第5節	文化財の応急措置	- 232 -
第15章	公共施設の管理	- 233 -
第1節	利用者等の安全対策・避難誘導	- 233 -
第2節	応急措置	- 233 -
第3節	被害状況・応急対策の進捗に関する広報の実施	- 233 -
第16章	公益事業者の応急活動(ライフラインの応急復旧)	- 234 -
第1節	電力施設	- 234 -
第2節	ガス施設	- 235 -
第3節	電気通信施設	- 236 -
第4節	鉄道機関	- 238 -
第5節	上水道施設	- 238 -
第6節	下水道施設	- 239 -
第7節	現地作業調整会議	- 239 -
第17章	応急住宅対策	- 240 -
第1節	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施	- 240 -
第2節	応急住宅対策の実施	- 242 -
第18章	災害救助法の適用	- 246 -
第1節	災害救助法の適用手続	- 246 -
第2節	災害救助法の適用	- 246 -

第3節	応急救助の実施方法	- 247 -
第19章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	- 248 -
第1節	趣旨	- 248 -
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	- 248 -
第2部	風水害応急対策計画	- 251 -
第1章	応急対策の基本方針	- 253 -
第1節	警戒活動期の方針	- 253 -
第2節	救助・救命期の方針	- 253 -
第3節	救援期の方針	- 253 -
第2章	災害対策本部の設置	- 254 -
第1節	災害対策本部の設置基準	- 254 -
第2節	災害対策本部の廃止	- 254 -
第3節	本部の職務と運営	- 254 -
第4節	本部の組織及び事務分掌	- 254 -
第3章	職員の配備と動員	- 255 -
第1節	職員の配置計画	- 255 -
第4章	情報の収集と伝達	- 258 -
第1節	情報収集と伝達の基本方針	- 258 -
第2節	情報管理体制	- 258 -
第3節	気象情報の種類	- 261 -
第4節	異常な現象発見時の通報	- 266 -
第5節	通信手段と役割分担	- 266 -
第6節	災害情報の収集、報告及び記録の方法	- 266 -
第7節	広報体制の確保	- 267 -
第8節	住民からの問い合わせに対する対応	- 267 -
第5章	水防活動（警戒体制時における活動）	- 268 -
第1節	町内の主要河川	- 268 -
第2節	水防活動の位置づけ	- 268 -
第3節	水防活動隊の編成	- 268 -
第4節	水防活動の内容	- 269 -
第5節	消防組合の出動要請基準	- 269 -
第6節	警戒体制時における町組織の水防活動	- 270 -
第7節	その他の水防活動	- 270 -
第6章	竜巻・突風対策	- 271 -
第7章	消防活動（消火・救出・救護）	- 274 -
第8章	応急医療と保健衛生	- 274 -
第9章	防災関係機関等への応援要請と連携	- 274 -
第10章	災害ボランティアとの連携	- 274 -
第11章	避難と受入れ	- 275 -
第1節	避難の流れ	- 275 -

第2節	避難に関する情報の把握	- 275 -
第3節	高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保	- 275 -
第4節	風水害時における避難のあり方	- 279 -
第5節	警戒区域の設定	- 280 -
第6節	避難行動要支援者等の対策	- 280 -
第7節	避難の誘導及び搬送	- 280 -
第8節	避難所の開設	- 281 -
第9節	避難所の管理・運営	- 281 -
第10節	帰宅困難者への支援	- 281 -
第12章	交通の確保対策	- 282 -
第13章	輸送の確保	- 282 -
第14章	住民生活の安定	- 282 -
第15章	行方不明者の救出と遺体の取り扱い	- 282 -
第16章	学校活動	- 282 -
第17章	公共施設の管理	- 283 -
第18章	公益事業者の応急活動（ライフラインの応急復旧）	- 283 -
第19章	応急住宅対策	- 283 -
第4編	災害復旧・復興対策編	- 285 -
第1章	災害復旧・復興計画の策定	- 287 -
第1節	災害復旧・復興の基本方針	- 287 -
第2節	災害復旧事業計画の策定	- 287 -
第3節	法律等により一部負担又は補助を受ける事業	- 288 -
第4節	激甚災害法の適用等	- 288 -
第5節	被災施設の迅速な復旧	- 291 -
第2章	計画復興の進め方	- 292 -
第1節	災害復興対策本部の設置	- 292 -
第2節	災害復興計画の策定	- 293 -
第3節	災害復興事業の実施	- 293 -
第3章	住民生活の安定・復旧	- 294 -
第1節	義援金品の受付、配分	- 294 -
第2節	災害住民相談	- 295 -
第3節	罹災者の精神保健対策（心のケア）	- 296 -
第4節	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	- 297 -
第5節	被災者生活再建支援金の支給	- 300 -
第6節	町税等の減免等	- 305 -
第7節	職業（仕事）のあっ旋（関係機関）	- 306 -
第8節	罹災証明と被災証明	- 307 -
第9節	地域経済の復興支援	- 309 -
第5編	その他災害・事故対策編	- 313 -
第1章	基本方針	- 315 -

第2章 大規模火災対策	- 316 -
第1節 大規模火災予防	- 316 -
第2節 大規模火災対策	- 319 -
第3章 危険物等災害対策	- 323 -
第1節 危険物施設	- 323 -
第2節 高圧ガス災害対策	- 324 -
第3節 毒物・劇物災害対策	- 325 -
第4節 サリン等による人身被害対策	- 326 -
第4章 原子力災害対策	- 327 -
第1節 原子力災害予防対策	- 327 -
第2節 原子力災害応急対策	- 327 -
第5章 鉄道災害対策	- 334 -
第1節 予防対策	- 334 -
第2節 活動体制	- 334 -
第3節 情報収集と伝達の基本方針	- 334 -
第4節 避難誘導	- 335 -
第5節 消防活動	- 336 -
第6節 応援要請	- 336 -
第7節 医療救護	- 336 -
第8節 災害復旧	- 336 -
第6章 航空機事故対策計画	- 337 -
第1節 活動体制	- 337 -
第2節 情報収集	- 337 -
第3節 避難誘導	- 337 -
第4節 救出、救助	- 338 -
第5節 消火活動	- 338 -
第6節 応援要請	- 338 -
第7節 医療救護	- 338 -
第7章 道路災害対策	- 339 -
第1節 道路災害予防対策	- 339 -
第2節 道路災害応急対策	- 341 -
第8章 雪害対策	- 344 -
第1節 大雪災害の特徴	- 344 -
第2節 予防・事前対策	- 345 -
第3節 応急対策	- 348 -
第4節 復旧対策	- 351 -
第9章 火山噴火降灰対策	- 352 -
第1節 被害想定	- 352 -
第2節 予防・事前対策	- 353 -
第3節 応急対策	- 357 -

第10章 複合災害対策	- 361 -
第1節 基本方針	- 361 -
第2節 予防・事前対策	- 362 -
第3節 応急対策	- 364 -
第6編 資料編	- 365 -
法令集	- 367 -
法令－1 宮代町防災会議条例	- 367 -
法令－2 宮代町災害対策本部条例	- 368 -
資料集	- 369 -
資料－1 防災備蓄倉庫一覧表	- 369 -
資料－2 防災備品の備蓄状況一覧表	- 370 -
資料－3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	- 372 -
資料－4 災害時町内緊急輸送道路	- 373 -
資料－5 町内診療所一覧表	- 374 -
資料－6 町内薬局等一覧表	- 375 -
資料－7 町内葬儀店一覧表	- 375 -
資料－8 火葬場一覧表	- 375 -
資料－9 宮代町指定給水装置工事事業者一覧表	- 376 -
資料－10 宮代町下水道排水設備指定工事店一覧表	- 379 -
資料－11 宮代町内LPガス事業者一覧表	- 382 -
資料－12 宮代町建設土木事業者協定会一覧表	- 382 -
資料－13 防疫用資機材一覧表	- 382 -
資料－14 危険物施設一覧表	- 383 -
資料－15 要配慮者利用施設一覧表	- 384 -
資料－16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	- 386 -
資料－17 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（東部中央都市連絡協議会構成市町）	- 389 -
資料－18 災害時における相互応援又は協力に関する協定書・協定機関一覧表	- 390 -
資料－19 災害廃棄物仮置場候補地一覧（適地のみ）	- 392 -
用語集	- 393 -

実施担当一覧表

項目	実施担当	ページ	実施担当																	
			(町民生活課)・事務局	総務課・総務班	企画財政課・企画財政班	住民課・住民班	税務課・税務班	町民生活課・町民生活班	環境資源課・環境資源班	福祉課・福祉班	子育て支援課・子育て支援班	健康介護課・健康介護班	産業観光課・産業観光班	まじりくり遊設課・まじりくり遊設班	会計室・会計班	教育推進課・教育推進班	消防組合	消防団	久喜町代衛生組合	社会福祉協議会
第6節 広域避難の受入れ		170～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
第8章 災害ボランティアとの連携		171～																		
第1節 ボランティアとの連携体制		171～								●										●
第2節 宮代町災害ボランティアセンター		171～																		
1 宮代町災害ボランティアセンターの開設		171～								●										●
2 ボランティアセンターの業務		172～								●										●
3 ボランティアの受入		172～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
第9章 避難と受入れ		174～																		
第1節 避難の流れ		174～																		
1 避難の流れ		174～		●						●	●	●			●					
2 一時避難所への避難 (住民の自主的避難)		174～		●						●	●	●			●					
3 指定避難所への避難		175～		●						●	●	●			●					
4 避難所の集約化		175～		●						●	●	●			●					
第2節 避難に関する情報の把握		175～		●									●			●				
第3節 避難指示等		176～																		
1 避難指示の基準		176～	●	●																
2 実施責任者		176～	●	●																
3 避難指示の内容		176～	●	●																
4 避難指示の伝達方法		177～	●	●													●	●		
第4節 緊急安全確保措置の指示		178～	●	●																
第5節 警戒区域の設定		178～	●														●	●		
第6節 避難行動要支援者等の対策		179～																		
1 対応の基本方針		179～								●		●								
2 避難行動要支援者に対する対策		179～		●	●					●	●	●	●		●	●				●
3 保育園、幼稚園における園児への対策		181～					●				●					●				
4 外国人への対策		181～		●			●	●												
第7節 避難の誘導及び搬送		183～																		
1 避難誘導担当者		183～								●							●	●		
2 誘導方法及び輸送方法		183～	●							●							●	●		
3 避難行動要支援者に対する避難誘導		184～	●							●	●	●			●			●		
第8節 避難所の開設		185～																		
1 避難所開設の流れ		185～		●			●			●	●	●			●			●		
2 避難所の開設		185～		●			●			●	●	●			●			●		
3 臨時の避難所		188～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
4 福祉避難所		188～								●	●	●			●					
第9節 避難所の管理・運営		189～																		
1 避難所の運営組織		189～								●	●	●			●					
2 避難所の運営		189～								●	●	●			●					
3 避難所の管理・運営上の留意点		189～	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●					
4 避難所に必要な設備等		191～	●							●	●	●	●		●					
5 避難行動要支援者等や女性、性的少数者への配慮		192～	●	●						●	●	●			●					
6 集約避難所の設置・検討		193～	●							●	●	●			●					
7 避難所外避難者への対応		193～	●							●	●	●	●		●	●	●			
8 避難所における新型コロナウイルス感染症対策		194～	●	●						●	●	●			●					
第10節 帰宅困難者への支援		196～																		
1 帰宅困難者への支援目的		196～	●	●	●										●					
2 帰宅困難者への情報の提供		196～	●	●	●			●						●						
3 帰宅困難者の一時滞在施設の確保		197～	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●					●
4 帰宅支援		197～	●									●								
第11節 町外被災地からの避難の受入		198～																		
1 町外避難者への支援目的		198～	●																	
2 町外被災者の避難所への収容		198～	●							●	●	●			●					
第10章 交通の確保対策		199～																		
第1節 交通の確保対策の流れ		199～	●	●										●						
第2節 交通支障箇所等の情報の把握		199～																		
第3節 関係機関への通報		200～																		
1 道路、橋梁等の被災状況に関する情報		200～	●						●					●						
2 国道、県道の被災状況に関する情報		200～	●						●					●						
第4節 交通対策に関する措置		200～																		
1 被災地内の交通対策		200～		●										●	●					
2 交通対策の実施責任者		201～													●					
3 警察官、自衛官及び消防組合職員の行う措置		201～												●			●			
第5節 道路の応急復旧等		202～																		
1 緊急道路啓開路線の選定		202～													●					
2 道路啓開の実施		202～													●	●				
3 交通信号応急対策		202～													●					

実施担当一覧表

項目	実施担当	ページ	実施担当																
			(町民生活課)・事務局	総務課・総務班	企画財政課・企画財政班	住民課・住民班	税務課・税務班	町民生活課・町民生活班	環境資源課・環境資源班	福祉課・福祉班	子育て支援課・子育て支援班	健康介護課・健康介護班	産業観光課・産業観光班	まじろくり施設課・まじろくり施設班	会計室・会計班	教育推進課・教育推進班	消防組合	消防団	久喜市代衛生組合
第1節 災害救助法の適用手続		246～	●																
第2節 災害救助法の適用		246～																	
1 災害救助法の適用基準		246～	●																
2 被災世帯の算定		246～	●																
第3節 応急救助の実施方法		247～	●																
第19章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応		248～																	
第1節 趣旨		248～																	
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応		248～																	
1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達		248～																	
2 町民、企業等へのよびかけ		249～	●	●									●						
3 地震発生後の対応		250～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2部 風水害応急対策計画		251～																	
第1章 応急対策の基本方針		253～																	
第1節 警戒活動期の方針		253～																	
第2節 救助・救命期の方針		253～																	
第3節 救援期の方針		253～																	
第2章 災害対策本部の設置		254～																	
第1節 災害対策本部の設置基準		254～	●	●												●			
第2節 災害対策本部の廃止		254～	●																
第3節 本部の職務と運営		254～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
第4節 本部の組織及び事務分掌		254～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●
第3章 職員の配備と動員		255～																	
第1節 職員の配置計画		255～																	
1 風水害発生時の配備体制及び災害対策本部の設置基準		255～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 体制の変更		257～	●																
第4章 情報の収集と伝達		258～																	
第1節 情報収集と伝達の基本方針		258～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
第2節 情報管理体制		258～																	
1 気象注意報・警報伝達系統		258～	●					●									●		
2 洪水予報伝達系統		258～	●																
3 各機関からの情報収集		259～	●					●				●	●				●		
4 熊谷地方気象台等とのホットラインの運用		259～	●					●											
第3節 気象情報の種類		261～																	
1 警報等の種類及び発表基準		261～	●																
2 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ		266～	●																
第4節 異常な現象発見時の通報		266～																	
1 発見者の通報		266～	●					●											
2 町長の通報及びその方法		266～	●					●											
3 熊谷地方気象台に通報する事項		266～	●					●											
第5節 通信手段と役割分担		266～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 災害情報の収集、報告及び記録の方法		266～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1 本部への情報の集約		267～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 広報体制の確保		267～	●	●				●			●	●	●						
第8節 住民からの問い合わせに対する対応		267～	●	●			●	●		●	●	●	●			●			●
第5章 水防活動（警戒体制時における活動）		268～																	
第1節 町内の主要河川		268～																	
第2節 水防活動の位置づけ		268～																	
第3節 水防活動隊の編成		268～						●				●	●			●	●		
第4節 水防活動の内容		269～						●	●			●				●	●		
第5節 消防組合の出動要請基準		269～															●		
第6節 警戒体制時における町組織の水防活動		270～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 その他の水防活動		270～																	
第6章 竜巻・突風対策		271～																	
1 竜巻等突風に関する情報の伝達		271～						●	●										
2 救助の適切な実施		273～	●																
3 がれき処理		273～	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4 避難所の開設・運営		273～	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 応急住宅対策		273～										●							
6 道路の応急復旧		273～										●							
第7章 消防活動（消火・救出・救護）		274～	●					●			●					●	●		
第8章 応急医療と保健衛生		274～	●	●			●	●	●	●	●					●	●		●
第9章 防災関係機関等への応援要請と連携		274～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10章 災害ボランティアとの連携		274～			●					●									●
第11章 避難と受入れ		275～																	
第1節 避難の流れ		275～	●							●	●	●				●			
第2節 避難に関する情報の把握		275～	●					●						●		●	●		

用語の定義

この計画で使用する用語等は、以下による。

1 用語の表記

計画内での略	正式名称
町	宮代町
県	埼玉県
町長	宮代町長
県知事	埼玉県知事

(注) このほか、「県〇〇〇」と表記している用語は「埼玉県〇〇〇」の略となっている。

2 特定の用語が指す内容

用語	内容
消防組合	埼玉東部消防組合及び宮代消防署を指す
消防機関	消防全般を指す
消防団	宮代町消防団を指す
警察署	杉戸警察署を指す
警察機関	警察全般を指す。
防災関係機関	埼玉県知事（埼玉県利根地域振興センター経由）、警察署、消防組合、宮代町議会、その他必要と認める機関（「第1編 第5章 第6節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」に掲げる機関）を指す
事務局	災害対策本部設置後、県や関係機関との総合調整や本部の事務業務を行う部門を指す。町民生活課危機管理担当が担当する
災害廃棄物	し尿、生活ごみ、がれき、環境汚染が懸念される廃棄物を指す
社会福祉協議会	宮代町社会福祉協議会を指す

3 「用語集」の記載項目

計画内の文言のうち、巻末の用語集に記載したものの初出の用語には、灰色の網掛けを付している。

4 担当課／班の記載

計画内の担当課／班の名称は、下記定義で記載している。

計画内での記載	定義
課名の記載	予防に関する対策の場合
班名の記載	応急に関する対策の場合
課・班の併記	予防対策・応急対策の両方での対応が想定される場合

注) 併記例：【町民生活課／事務局】

第 1 編 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）（別冊資料編 法令-10 参照）第1条の規定に基づき、住民の生命、身体（注1）及び財産を災害から保護することを目的とし、これに必要な災害予防、災害応急対応及び災害復旧・復興に係る一連の対策を定めるものである。

また、計画の策定にあたっては、災対法が成立してから今日に至るまでの経緯、そして、次に掲げる5つの主たる内容（注2）を考慮して策定するものであり、特に1から3については、住民に最も身近な自治体にとって意識しなければならない事項である。

- 1 防災行政責任の明確化
- 2 総合防災行政の推進
- 3 計画的防災行政の推進
- 4 ^{げきじん}激甚災害等に対する財政援助
- 5 災害緊急事態に対する措置

第2節 計画策定の方針

計画の策定にあたっては、次のことを計画の基本方針とする。

- 1 まちづくりの基本的な考えである「自助、共助、公助の精神」に基づき、住民、行政、事業者等の役割を明らかにする。その上で、それぞれが持てる力を十分に発揮し、互いに協力し合い、総力で災害に対する備えを行うことで、いざ災害が発生したときに被害を最小限に留めることができる仕組みや対策を定める。
- 2 災害が発生した際の対応のみならず、減災対策として災害予防により重点を置いた計画とし、地域の防災力を高めることを主眼とする。
- 3 計画の策定にあたっては、より実行力のあるものとするため、住民参加によって策定する。

第3節 計画の性格と修正

1 計画の性格

市町村における地域防災計画の直接的な策定根拠及びその主たる内容については、災対法第42条に定められているが、計画内容については、同法により県の計画と整合性を保つことが求められていることから、計画の改訂時には、県に対して事後報告を行うものとする。

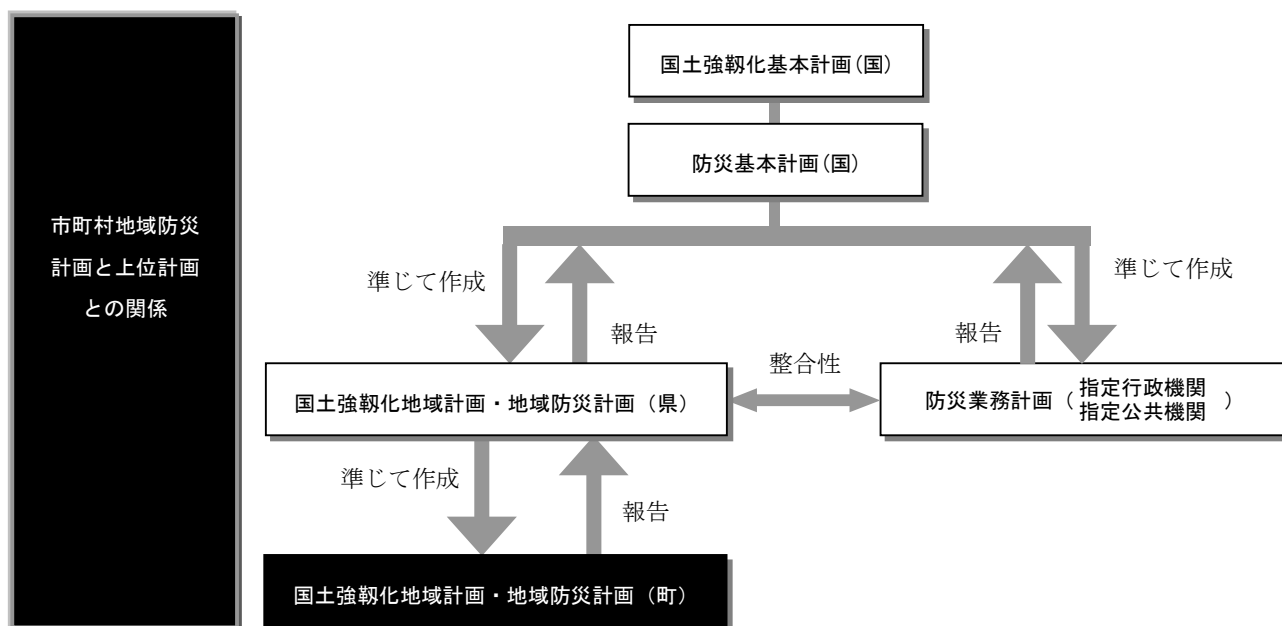
また、県においても、災対法第40条によって地域防災計画の策定が義務付けられており、国で策定する防災基本計画（災対法第35条）に基づき策定するとともに、国の機関である指定行政機関及び指定公共機関が策定する防災業務計画（災対法第36条、第39条）と整合性を保つことが定められている。

これは、法の趣旨である国、県、市町村のそれぞれの役割と責任の明確化、それぞれの機関の連携と協働（注3）によって総合的な防災行政を行っていくためにも必要なことである。

（注1）法では身体という表現になっているが、最近では、災害時にあってもプライバシーや最低限の生活の営みへの対策が求められてきており、身体から自由の保護という観点も注目されているところである。

（注2）逐条解説災対法による（ぎょうせい）。

（注3）それぞれの立場で同じ目的に向かって自立した活動を行うという意味から「協働」とする。



<図1-1> 市町村防災計画と上位計画との関係

2 計画の修正

近年、東日本大震災や熊本地震といった大規模地震や、数々の台風被害等が日本列島を襲っている。こうした自然災害の教訓から災対法の改正や国の中央防災会議においても、その都度、基本方針や対策が出されるとともに、埼玉県においても、同様に防災計画の見直しがなされてきたところである。

宮代町においても、こうした基本方針や対策を踏まえ、随時、必要な対策を盛り込み計画の修正を行い、その内容を宮代町防災会議（以下「防災会議」という。）に諮るものとする。

第4節 計画の進行管理

1 基本的な考え方

地域防災計画は、町の総合計画（マスタープラン）と異なり、5年又は10年単位で見直していくというのではなく、災対法第42条第1項（市町村地域防災計画）に定めがあるとおおり、必要に応じて、毎年修正を加えていくものである。

2 対策の計画的な推進

この計画の内容を全て実行していくためには、社会的な基盤整備や必要な設備、器具の購入といったハード面の充実と住民や事業者が日頃から自主的に災害に備えることで地域防災力の向上を図っていくというソフト面の充実が求められている。

そのため、地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら緊急度の高いものから計画的、優先的に実施していくこととする。

また、平時から災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練等を実施し、関係機関が一層協力できる体制を構築する。

なお、必要に応じて、国、県の財政的支援の可能性についても研究を進めていくものとする。

3 計画の点検と充実

町では、この計画の推進にあたり、毎年度次の点検を行うことで、計画の進捗状況を把握しながら、防災対策の充実を図っていくこととする。

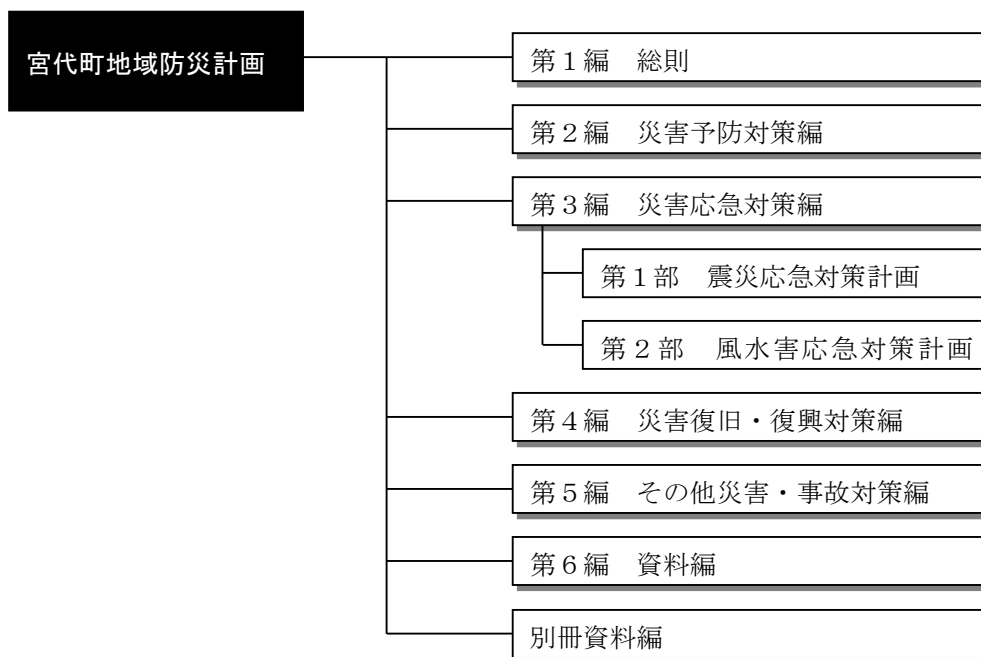
- (1) 計画に位置づけた主要な事業の実施状況及びその成果と課題
- (2) 災害対策を取り巻く社会環境の変化への対応
- (3) 国及び県の災害対策に係る新たな方針・施策への対応

第5節 計画の周知

町及び関係機関（本編 第5章 P22 参照）は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する意識啓発、教育訓練等を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して内容の周知徹底を図り、もって地域防災力の向上に努めるものとする。

第6節 計画の体系

計画の体系は、以下のとおりである。



<図1-2> 計画の体系

第2章 宮代町の災害に関する特性

第1節 自然的特性

1 町の位置

宮代町は、関東平野の中央部付近、埼玉県の東北部に位置し、農地と住宅地が併存する「田園住宅都市」ともいえる地域形態を有している。都心から約40km圏に位置し、東西約2km、南北8kmの北西から南東に細長い形をした町である。東部は杉戸町、南部は春日部市、西部は白岡市、北部は久喜市に接しており、町の北から東へ、また南へと大落古利根川が流れ、南埼玉郡と北葛飾郡との境を成しており、かつては武蔵野国と下総国とに分けられていたところである。

また、町内には東武動物公園駅をはじめ東武鉄道株式会社の3駅があり、平成27年3月に開通した首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）が町内を横断し、圏央道が接続する東北自動車道の久喜インターチェンジから役場庁舎までは9.1km、蓮田スマートインターチェンジからは9.5km、圏央道幸手インターチェンジからは8.0kmの位置にある。

2 町の地形

地形的には大宮台地の東北部にあり、標高8m～11m程度の台地とその周辺に広がる標高6～7mの低地からなっており、台地としては県内で最も低い位置にある。また、古利根川の右岸に位置する和戸、須賀、百間、川端等の地域は、河川によって運ばれた土砂が堆積して高くなったいわゆる自然堤防が発達している。

3 町における自然災害

宮代町で発生するおそれのある災害には、次のものがある。

＜表1-1＞ 町で発生するおそれのある災害

種別		災害
気象災害	降雨被害	浸水害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水、干災害（用水不足・塩害）
	風災害	風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）
	雪害	積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊）、着雪・着氷災害（架線切断）
	酷暑（気温上昇）災害	膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、木造家屋火災、疾病（熱中症・機能低下）
	雷害	人体被害、建築物・建造物火災、電子機器破損
	雹（ひょう）害	人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶
	霧害	交通視界困難
地変災害	湿度害	疾病
	地震災害	地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、帰宅困難者の発生
	火山災害	降灰

第2節 社会的特性

1 土地利用

宮代町の土地利用は総面積 1,595 h a のうち、市街化区域 366 h a、市街化調整区域 1,229 h a となっている。それぞれ総面積の 22.95%、77.05%を占めており、大部分が市街化調整区域である。

一方、経営耕地面積は、昭和 50 年から令和 2 年の間の 45 年間に 416 h a が減少し、非農地化の傾向となっている。

<表 1-2> 年次別経営耕地面積の推移

年次	経営耕地 (h a)				草地
	総面積	田	畑	樹園地	
昭和 50 年	800	681	90	29	
昭和 55 年	719	633	61	25	
昭和 60 年	627	521	85	21	
平成 2 年	621	480	115	26	
平成 7 年	610	478	108	24	
平成 12 年	562	440	102	20	
平成 17 年	472	373	82	17	
平成 22 年	460	356	88	16	
平成 27 年	423	331	77	15	
令和 2 年	384	306	68	10	
S50-R2 年の減少面積	416	375	22	19	
S50-R2 年の減少率 (%)	△52.0	△55.1	△24.4	△65.5	

(注) 出典：統計みやしろ、2020 年農林業センサス (令和 2 年)

(注) 経営耕地ごとの面積の四捨五入の際に総面積に合うように調整を行っている。(令和 2 年)

2 人口

宮代町の年次別人口推移は、表 1-3 のとおりである。これを見ると、平成 2 年に 10,429 世帯であったのが、令和 2 年には 14,572 世帯と 30 年間で 4,143 世帯、率にして 35.0%増加している。人口については、平成 2 年に 33,837 人であり、平成 7 年には 35,712 人に増加、平成 22 年には 33,641 人に減少の後増加し、令和 2 年には 34,147 人である。令和 2 年までの 30 年間に 310 人、率にして 1.11%増となった。一世帯あたりの平均人員は 0.9 人減少している。

<表 1-3> 人口の推移

年次	世帯数		人口 (人)				一世帯 平均人員 (人)	1 k m ² あたり密度	
	数	増減率 (%)	総数	増減率 (%)	男	女		世帯	人口
平成 2 年	10,429	-	33,837	-	17,439	16,398	3.24	653.9	2,121.4
平成 7 年	11,985	14.9	35,712	5.5	18,546	17,166	2.98	751.4	2,239.0
平成 12 年	12,579	5.0	35,193	△1.5	18,338	16,855	2.80	788.7	2,206.5
平成 17 年	13,008	3.4	34,620	△1.6	17,890	16,730	2.66	815.5	2,170.5
平成 22 年	13,190	1.4	33,641	△2.8	17,275	16,366	2.55	827.0	2,109.2
平成 27 年	13,728	4.1	33,705	0.2	17,138	16,567	2.46	860.7	2,113.2
令和 2 年	14,572	6.15	34,147	1.31	17,182	16,965	2.34	913.61	2,140.90
増減比較*	4,143	35.0	310	1.11	△ 257	567	△0.9	259.71	19.50

(注) 出典：国勢調査 毎年 10 月 1 日現在の数値

(注) 増減比較は、令和 2 年-平成 2 年の数値、増減率は同期間の増減率

次に、宮代町の年齢別人口構成比を見ると、15歳未満の年少人口の割合は、平成2年には18.4%であったが、令和2年には10.5%まで減少している。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は、平成2年には7.6%であったが、令和2年には36.2%年々まで増加している。

<表1-4> 年齢別人口構成比

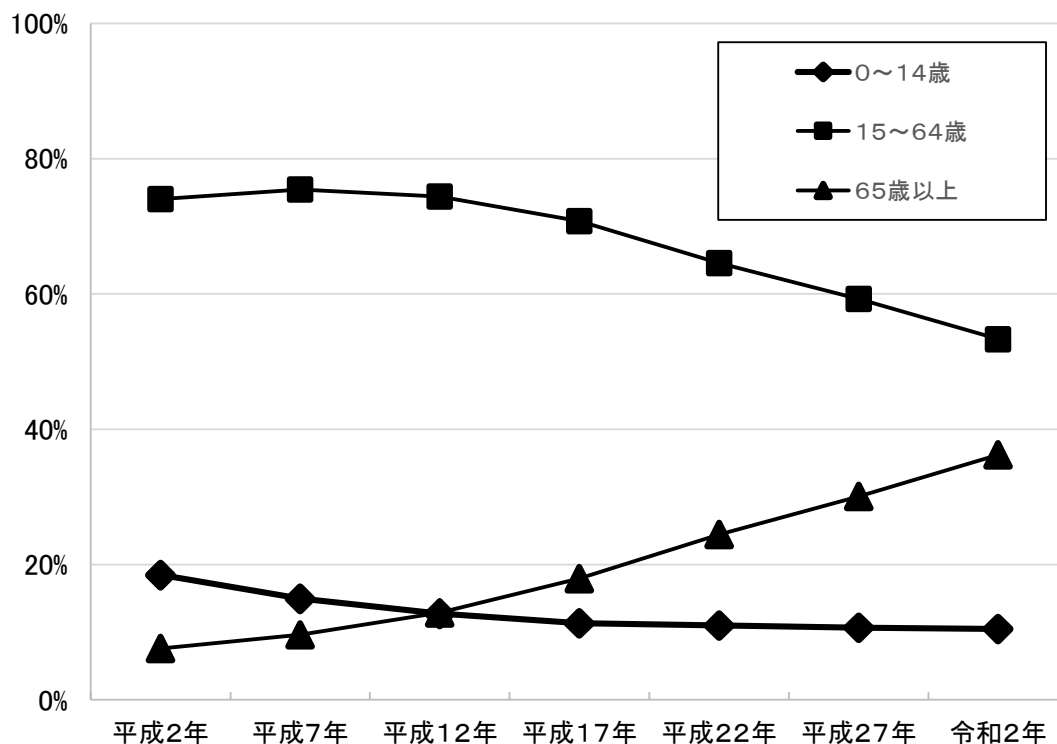
(人)

年次	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
平成2年	6,223 (18.4%)	24,990 (74.0%)	2,556 (7.6%)	33,769
平成7年	5,309 (14.9%)	26,827 (75.4%)	3,423 (9.6%)	35,559
平成12年	4,453 (12.7%)	26,031 (74.4%)	4,510 (12.9%)	34,994
平成17年	3,920 (11.3%)	24,493 (70.7%)	6,207 (17.9%)	34,620
平成22年	3,688 (11.0%)	21,684 (64.6%)	8,218 (24.5%)	33,590
平成27年	3,581 (10.7%)	19,920 (59.3%)	10,096 (30.1%)	33,597
令和2年	3,711 (10.5%)	18,897 (53.3%)	12,826 (36.2%)	35,434

(注) 出典：国勢調査 毎年10月1日現在

(注) 上段：人口、下段：全体に占める割合

(注) 「年齢不詳」の人数を除外しているため、合計数は総人口の値<表1-3>年齢別人口構成比の推移と異なる。



<図1-3> 年齢別人口構成比の推移

(注) 出典：国勢調査 毎年10月1日現在

また、外国人については、表1-5のとおり、令和2年においては385人と、93人増え、率にして31.8%の増加となっている。これは、令和2年10月1日時点での宮代町の総人口（34,147人）の1.1%に相当する人数である。

<表1-5> 外国人人口の推移

年次	総数（人）	男（人）	女（人）	増減率（%）
平成2年	66	39	27	-
平成7年	150	91	59	127.3
平成12年	175	96	79	16.7
平成17年	294	157	137	68.0
平成22年	311	161	150	5.8
平成27年	292	151	141	△6.1
令和2年	385	198	187	31.8
R2-H2年増減比較	319	159	160	
R2-H2年の増減率	483.3	407.7	592.6	

（注）出典：国勢調査 毎年10月1日現在 増減率は、5年ごとの増減率を算出したもの。

次に常住人口及び昼間人口の推移を見てみると、表1-6のとおりである。

平成12年と平成27年の数値を比較してみると、流出超過人口は8,000人台から6,000人台に減少しているが、流出超過状態は続いている。また、昼間の人口については、微増傾向にある。

<表1-6> 常住人口・昼間人口

年次	項目	常住人口 (A)	流出口 (B)	流入人口 (C)	流出超過人口 (D=B-C)	昼間人口 (E=A-D)
平成12年	人数（人）	35,169	14,505	5,824	8,681	26,488
	増減	-	-	-	-	-
	増減比率（%）	-	-	-	-	-
平成17年	人数（人）	34,620	13,650	5,988	7,662	26,958
	増減	△549	△855	164	△1,019	470
	増減比率（%）	△1.6	△5.9	2.8	△11.7	1.8
平成22年	人数（人）	33,641	12,719	6,158	6,561	27,080
	増減	△979	△931	170	△1,101	122
	増減比率（%）	△2.8	△6.8	2.8	△14.4	0.5
平成27年	人数（人）	33,705	12,464	6,440	6,024	27,681
	増減	64	△255	282	△537	601
	増減比率（%）	0.2	△2.0	4.6	△8.2	2.2

（注）出典：国勢調査 毎年10月1日現在（「年齢不詳」を含む）

（注）最新データ未公表のため、平成27年までのデータを掲載（令和4年5月時点）

また、表1-7の県内外15歳以上就業者・15歳以上通学者流出入人口を見ると、流出人口は減少傾向に、流入人口は増加傾向にある。

<表1-7> 県内外15歳以上就業者・15歳以上通学者流出入人口

(人)

年次	区分	流出人口			流入人口			総数比較 (A-B)
		総数(A)	就業者	通学者	総数(B)	就業者	通学者	
平成12年	総数	14,505	12,520	1,985	5,824	3,146	2,678	8,681
	県内	8,484	7,235	1,249	4,155	2,559	1,596	4,329
	県外	6,021	5,285	736	1,669	587	1,082	4,352
平成17年	総数	13,650	11,990	1,660	5,988	3,263	2,725	7,662
	県内	8,511	7,477	1,034	4,222	2,737	1,485	4,289
	県外	5,139	4,513	626	1,766	526	1,240	3,373
平成22年	総数	12,719	11,313	1,406	6,158	3,596	2,562	6,561
	県内	8,273	7,378	895	4,435	2,988	1,447	3,838
	県外	4,446	3,935	511	1,723	608	1,115	2,723
平成27年	総数	12,464	11,186	1,278	6,440	3,825	2,615	6,024
	県内	8,354	7,545	809	4,561	3,112	1,449	3,793
	県外	4,110	3,641	469	1,879	713	1,166	2,231

(注) 出典：国勢調査 毎年10月1日現在

(注) 令和4年1月時点、最新データ未公表

次に人口集中地区(DID)の人口を見ると、表1-8のとおりである。人口集中地区(DID)の人口は、昭和45年から平成7年まで一貫して増加してきたものの、平成12年から減少傾向となっていたが、近年では道仏土地区画整理事業の影響もあり、人口も増加してきている。

また、人口密度については、これより早くピークを迎え、昭和60年以降減少していることから、人口密集が徐々に緩和されていることが伺える。

<表1-8>人口集中地区(DID)の人口及び面積

年次	人口(人)		面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	町全体に対する割合	
	推移	増減数			人口(%)	面積(%)
昭和45年	5,100	-	0.8	6,375	30.6	4.9
昭和50年	7,191	2,091	1.0	7,191	31.9	6.2
昭和55年	10,311	3,120	1.4	7,365	34.9	8.6
昭和60年	10,650	339	1.4	7,607	34.1	8.6
平成2年	11,668	1,018	2.3	5,073	34.5	14.4
平成7年	24,111	12,443	3.7	6,516	67.5	23.2
平成12年	23,428	△683	3.71	6,314.8	66.6	23.3
平成17年	22,938	△490	3.66	6,267.2	66.3	22.9
平成22年	22,494	△444	3.73	6,030.6	66.9	23.4
平成27年	17,185	△5,309	3.11	5,525.7	51.0	19.5
令和2年	19,334	2,149	3.41	5,669.8	56.6	21.4

(注) 出典：国勢調査 毎年10月1日現在

(注) 平成12年から、国の表記に従い、面積は小数点第2位まで、人口密度は小数点第1位まで表記するものとした。

第3節 災害の歴史

1 地震災害

2011年(平成23年)3月11日の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、マグニチュード9.0、日本観測史上最大、世界第4位の地震で、宮代町においても震度6弱を観測し、死傷者や火災はなかったものの、建築物や道路等に多数の被害が生じた。

<表1-9> 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)による宮代町の被害状況

区分	内容	件数
民家の被害	建築物被害(屋根瓦のずれ・落下、破損等)	421件
	ブロック塀被害(傾斜、倒壊、亀裂、落下)	23件
	門扉の傾斜	1件
	その他	19件
公共施設等の被害	道路と橋の接続部の段差等の被害	44件
	公共施設(集会所等)の屋根瓦の破損等の被害	20件

また、1923年(大正12年)9月1日に発生したいわゆる関東大震災は、概数で死者・行方不明者10万人以上といわれている。宮代町における被害としては、表1-10のとおりである。

<表1-10> 宮代町における関東大震災時の被害状況

村名	戸数 (棟)	死傷者 (人)	住家(棟)				非住家			
			全壊	半壊	破損	計	全壊	半壊	破損	計
須賀	641	0	4	54	120	178	13	3	200	216
百間	548	1	14	8	45	67	22	8	60	90
合計	1,189	1	18	62	165	245	35	11	260	306

(注) 出典：大正震災雑誌

このほか、宮代町に関係のある、古代からのマグニチュード7程度の地震は表1-11のとおりである。

参考として掲載した三陸沖や南海トラフの海溝型地震3件を除く12件のうち、南関東を震源とする相模トラフの海溝型地震が6件、活断層型か海溝型か確定できない地震が3件、活断層型が3件となっている。

弘仁地震と貞観地震、安政東海地震と安政江戸地震等、プレート型地震の連動型地震も発生しており、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の連動型地震にも注意が必要である。

<表1-11> 宮代町に関係がある主な地震の履歴

名称	発生日月	マグニチュード	タイプ	特徴
弘仁地震	818. 7 (弘仁9年7月)頃	7.5以上	関東平野北西線断層帯による活断層型	深谷市付近が震源の可能性
貞観地震	869. 7. 9 (貞観11年5月26日)	8.3以上	三陸沖の海溝型	津波が仙台湾の海岸線から3km侵入。東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)と関連か。相模・武蔵地震との関連も指摘される
相模・武蔵地震	878. 11. 1 (元慶2年9月29日)	7.4	伊勢原断層による活断層型、又は相模トラフの海溝型	推定震度7。『日本三大実録』に「相模国、武蔵国ではすべての建物が壊れた。百姓の圧死多数」と記載
鎌倉の地震	1241. 5. 22 (仁治2年4月3日)	7.0	相模トラフの海溝型	津波を伴い由比ヶ浜大鳥居内拝殿流失
正嘉地震	1257. 10. 9 (正嘉1年8月23日)	7.0~7.5	相模トラフの海溝型	鎌倉の神社仏閣全壊、家屋転倒被害多、山崩れ
鎌倉地震	1293. 5. 27 (永仁1年4月13日)	7.1	相模トラフと国府津-松田断層帯の連動	鎌倉市付近が震源。建長寺等で火災発生、死者2万人以上
永享地震	1433. 11. 6 (永享5年9月16日)	7.0以上	相模トラフの海溝型か	外房沖が震源か。相模大山仁王の首が落ちる。津波が利根川を逆流か
慶安武蔵・下野地震	1649. 7. 30 (慶安2年6月21日)	7.0	立川断層帯による活断層型	川越市付近が震源の可能性。川越で家屋700棟全壊。江戸で石垣等半壊、侍屋敷・長屋破損、圧死者多数
元禄地震	1703. 12. 31 (元禄16年11月23日)	7.9~8.2	相模トラフの海溝型	震源は房総半島南端。関東沿岸部全体で火災や津波被害甚大。4年後に富士山三大噴火の一つである宝永大噴火と紀伊半島沖を震源とするM8.7の宝永地震が発生
安政東海地震	1854. 12. 23 (安政1年11月4日)	8.4	南海トラフの海溝型	震源は遠州灘沖。死者2~3,000人。駿河湾西側と甲府盆地で震度7。約32時間後に同じくM8.4で死者数千人の安政南海地震が発生。東海・東南海・南海連動型。安政江戸地震との関連も指摘される
安政江戸地震	1855. 11. 11 (安政2年10月2日)	7.0~7.1	活断層型説と海溝型説がある	震源は荒川河口付近。出火多数。死者7,000人
明治東京地震	1894. 6. 20 (明治2年6月20日)	7.0	活断層型説と海溝型説がある	震源は東京湾北部。死者は31人。県内はなし。県内は一部で液状化現象
関東大地震	1923. 9. 1 (大正12年7月13日)	7.9	相模トラフの海溝型	震源は相模湾北西部。全半壊254,000棟、焼失447,000棟、死者・不明者104,000人。本震の3分後に東京湾北部でM7.2の余震が発生している。埼玉県でも液状化現象
西埼玉地震	1931. 9. 21 (昭和6年9月21日)	6.9	関東平野北西縁断層帯による活断層型	震源は、寄居町付近。県内の広い範囲で震度5程度の揺れ。荒川・利根川沿いを中心に死者11人
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	2011. 3. 11 (平成23年3月11日)	9.0	三陸沖の海溝型	日本観測史上最大、世界第4位の地震。死者・不明者約19,000人。津波被害甚大。宮城県栗原市で震度7。東北・関東の太平洋岸で広域的に震度6以上。宮代町は震度6弱。県内で揺れや液状化現象による家屋全壊24件。半壊194件

(注) 出典：日本被害地震総覧 [599-2012] (宇佐美ほか、2013)

2 風水害

風水害に関する履歴は、表1-12のとおりである。

<表1-12> 宮代町における風水害履歴

発生年月日	災害種別	災害誘因	宮代町内の被害状況
明治23年8月22日～23日	水害	大雨	百間浸水 100戸、田畑 493町2反 須賀浸水 82戸、田畑 349町4反
明治43年8月9日～10日	水害	大雨	南埼玉郡 死傷者8人、家屋被害（全半壊破損、浸水）14,823戸
昭和22年9月14日～15日	風水害	台風（カスリーン台風）	須賀浸水 736戸、田畑 250町 百間浸水 1,023戸、死者1人、田畑 331町1反
昭和33年9月26日	風水害	台風（刈野谷川台風）	道仏、須賀、東条原、姫宮、東、金原、和戸、宮代台地区で浸水被害
昭和41年6月27日～28日	風水害	台風4号	浸水18戸、田畑 385ha
昭和41年9月24日～25日	風水害	台風26号	浸水1戸、全壊3戸、半壊1戸、破損36戸、死者1人、田畑 282ha
昭和57年9月13日	風水害	台風18号	床下浸水7軒、道路冠水13箇所、農作物被害（水稲 19ha、ぶどう 20ha、なし 3ha、大豆 10ha）
昭和61年8月4日～5日	風水害	台風10号	床下浸水31棟、田冠水 60ha、畑冠水 10ha、道路冠水 15箇所
平成3年9月19日	風水害	台風18号	床上浸水4棟、床下浸水 21棟、田冠水 20ha、道路冠水 28箇所
平成5年8月27日	風水害	台風11号	床下浸水13棟、田冠水 1ha、道路冠水 11箇所
平成5年11月13日～14日	水害	大雨	床下浸水2棟、道路冠水 3箇所
平成13年6月7日	水害	大雨	床下浸水6棟（中央3丁目、笠原1丁目、笠原2丁目、東）、道路冠水 12箇所
平成16年10月9日～12日	風水害	台風22号	床下浸水3棟（笠原2丁目、百間）、道路冠水 14箇所、道路通行止め 14箇所、堤防を超える河川増水（姫宮落川）、堤防の損壊（古利根川右岸）、庭先浸水 39棟、避難所開設（和戸公民館・進修館・川端公民館）
平成17年8月12日	水害	大雨	落雷1件、道路冠水 4件、河川の越水 1件
平成18年12月26日～27日	水害	大雨	床上浸水1棟、床下浸水 5棟、道路冠水 5箇所
平成20年8月28日	水害	大雨	路上浸水あり
平成21年8月7日	水害	大雨	路上浸水あり
平成21年10月7日～8日	風水害	台風	床上浸水1棟、床下浸水 1棟
平成22年7月26日	水害	大雨	路上浸水あり
平成25年9月15日～16日	風水害	台風18号	道路冠水 11箇所、須賀地下道冠水
平成25年10月16日	風水害	台風26号	道路冠水 12箇所
平成26年10月6日	風水害	台風18号	道路冠水 11箇所
平成27年9月9日	風水害	台風17号・18号	道路冠水 23箇所（うち通行止め 12箇所）、床下浸水 11棟
平成28年8月22日	風水害	台風9号	道路冠水 4箇所、倒木 5件
令和元年10月12日～13日	風水害	台風19号	床上浸水 5棟、床下浸水 29棟、道路冠水 9箇所、倒木 1件

（注）出典：防災アセスメント調査報告書及び過去の災害記録、令和元年台風19号検証報告書
床下浸水以上の比較的大きな被害が発生した場合のみ記録。

第3章 宮代町における災害想定及び基本的課題

第1節 災害被害想定

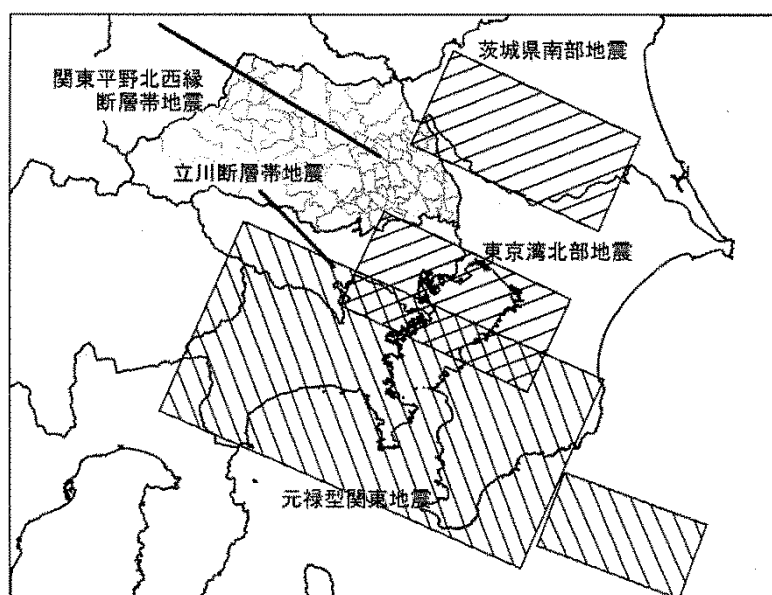
1 地震災害

(1) 埼玉県地震被害想定調査

埼玉県では、東日本大震災を受けて、平成24・25年度に地震被害想定調査を実施している。想定する5つの地震のうち、茨城県南部地震と関東平野北西縁断層帯地震において、宮代町では震度6弱となる。

<表1-13> 想定地震一覧

想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード	宮代町での最大震度	地震調査研究推進本部による長期評価
東京湾北部地震	東京湾北部を震源とする海溝型地震	M7.3	5強	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
茨城県南部地震	茨城県南部を震源とする海溝型地震	M7.3	6弱	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
元禄型関東地震	相模湾～房総沖を震源とする海溝型地震。過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定	M8.2	5強	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
関東平野北西縁断層帯地震	深谷断層と綾瀬川断層を関東平野北西縁断層帯という一体の断層帯として想定した直下型地震	M8.1	6弱	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
立川断層帯地震	立川断層帯を震源とする直下型地震	M7.4	5弱	今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%



<図1-4> 想定地震の断層位置図

宮代町での被害の想定は、表1-14のとおりである。平成19年の被害想定においては、宮代町では、最大8人の死者、177世帯の全壊、6,000人以上の避難者、約6,000世帯の断水が想定されていたが、平成24・25年の被害想定では、死者は0～1人、全壊は79世帯、避難者は最大で780人、断水世帯は最大2,785世帯と、これまでより小さい規模で推計されている。

液状化の想定については、概して町の北東部及び東部の利根川水系大落古利根川沿いに液状化可能性が高い区域が集中している。特に茨城県南部地震では、液状化可能性が「高い」とされる区域が町内の0.7%存在する。

しかしながら、県の被害想定は、埼玉県全域から5つの地震について、一定のモデルを設定して推計を行ったものであり、町としては、阪神・淡路大震災や熊本地震の教訓を受け、想定外の大規模な直下型地震等も起こりうることも前提にしながら、埼玉県地震被害想定における茨城県南部地震をメインターゲットに、予防対策を進めるものとする。

＜表1-14＞ 宮代町の地震被害想定

想定地震		死者数	負傷者数	うち重傷者数	全壊数	半壊数	避難者数	火災焼失棟数	停電世帯数	不通回線件数	都市ガス供給停止件数	断水世帯数	支障人口 下水道機能	帰宅困難者数
東京湾北部地震		0	1	0	8	22	49	5	35	4	0	52	5,195	5,227 ～6,352
茨城県南部地震		0	22	0	79	275	780	8	309	12	612	2,785	6,279	5,366 ～6,352
元禄型関東地震		0	0	0	4	9	20	3	17	2	0	0	4,217	4,595 ～6,352
断層帯地震 関東平野北西縁	破壊開始点北	1	44	2	50	337	394	13	200	13	3	698	6,605	5,589 ～6,352
	破壊開始点中央	1	39	1	49	316	321	11	196	11	613	364	6,497	5,589 ～6,352
	破壊開始点南	1	51	2	47	377	332	12	188	12	613	340	6,805	4,929 ～6,352
地震 立川断層帯	破壊開始点北	0	0	0	0	0	4	2	2	1	0	0	2,755	1,409 ～1,578
	破壊開始点南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	635 ～676

(注) 出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

(注) 人的被害は冬の5時・風速8m/s、それ以外は冬の18時・風速8m/s

(注) 全壊数・半壊数は揺れ＋液状化による被害

(注) 帰宅困難者数（県外在住者を含む内滞者数）は夏の平日12時

(注) 避難者数は1週間後の時点。避難所へ避難する者と、避難所外（屋外、施設内、車中）に避難する者の合計

(注) 停電世帯数は1週間後の時点・風速8m/s

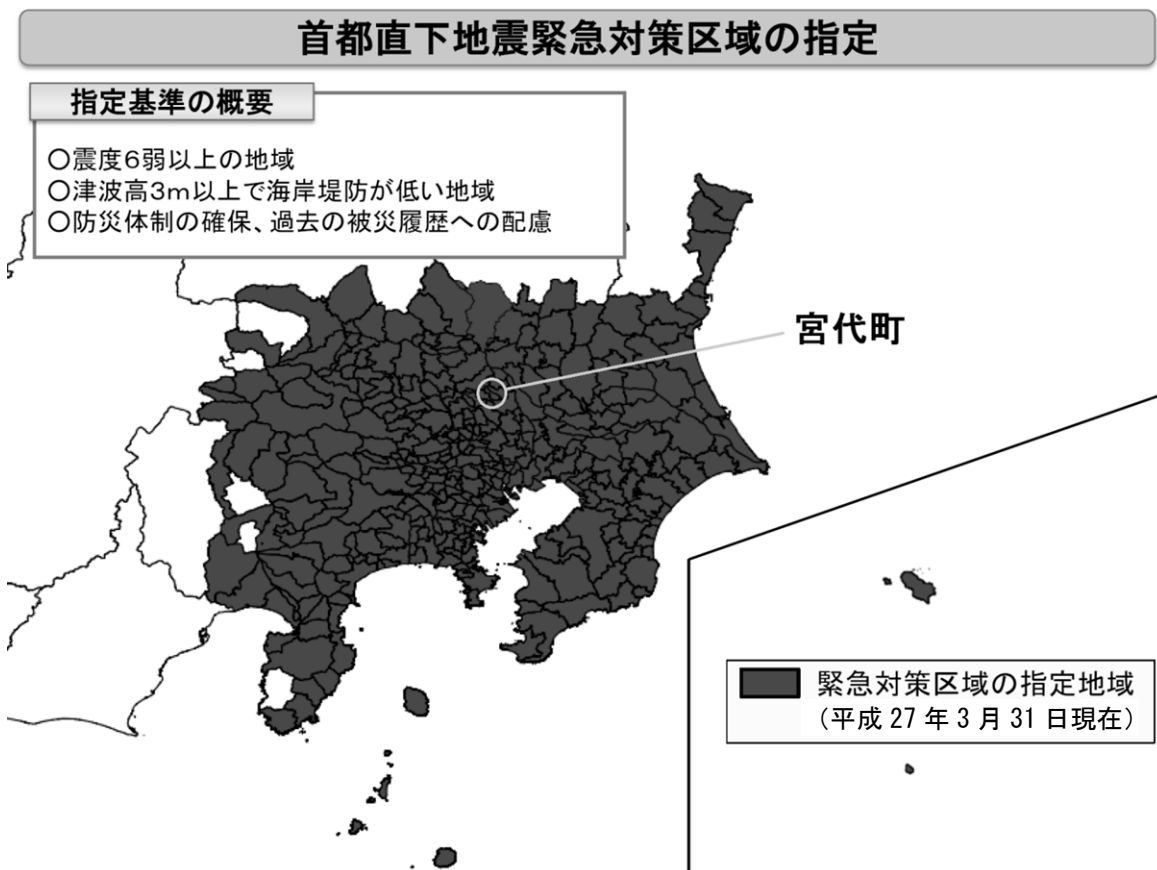
(注) 都市ガス供給停止件数、断水世帯数は1日後の時点

(2) 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年11月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月には、首都直下地震緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、宮代町を含む埼玉県全域が首都直下地震緊急対策区域に指定された。M7クラスの首都直下地震、M8クラスの海溝型地震に対し、以下の図に示す基準により設定されている。

なお、県の地域防災計画震災対策編は、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものである。



<図1-5> 首都直下地震緊急対策区域

(注) 出典：内閣府 首都直下地震対策に係る区域等の指定

首都直下地震緊急対策区域においては、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。なお、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、県及び町の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

2 風水害

(1) 宮代町における被害の想定

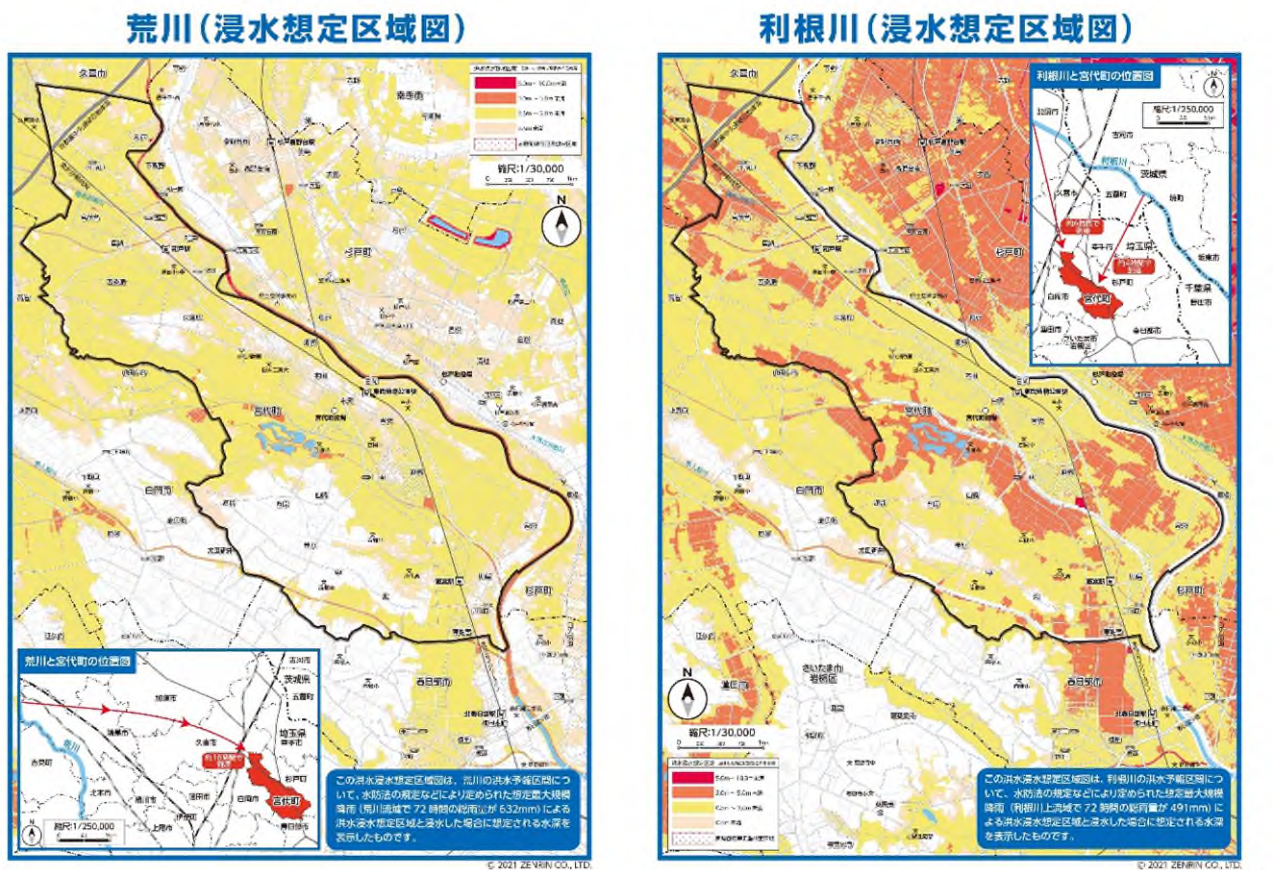
宮代町では、利根川や荒川の堤防が決壊した場合を想定して国土交通省が作成した浸水想定区域図をもとに、宮代町洪水ハザードマップを平成19年度に作成している。

その後、平成27年の水防法の改正に伴い、国土交通省では、洪水浸水想定区域を見直し、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を公表している。想定最大規模降雨による荒川水系洪水浸水想定（平成28年7月）及び利根川上流洪水浸水想定（平成29年7月）によると、町内の宅地部分の最大浸水深は、3.6m程度となっている（町内全域での最大浸水深は、県道85号線のアンダーパスの地点で約9.3m）。

令和2年度に、町はハザードマップを見直し、荒川、利根川、利根川水系大落古利根川、利根川水系中川について、想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域を示した。

本計画では、この想定を前提に、予防対策、応急対策を計画する。

また、平成25年9月には、越谷市、松伏町から千葉県野田市にかけて竜巻が発生し、重傷者7人、全壊13戸の被害が生じたことから、こうした竜巻等の突風被害も想定しておく必要がある。



<図1-6> 宮代町洪水ハザードマップ（荒川、利根川（想定最大規模降雨））

(2) 洪水被害想定

町では令和3年度に町域で被害が想定される、荒川、利根川、利根川水系大落古利根川、利根川水系中川の4河川について、洪水被害想定を実施し、建物被害想定、人的被害想定を推計した。

建物被害においては最大14,755棟、人的被害では最大33,208人の被災人口、216人の死者が推計された。推計結果をもとに町では、予防対策を進めるものとする。

<表1-15> 宮代町の洪水被害想定

項目			被害想定結果			
			荒川	利根川	中川	大落古利根川
建物被害 (棟)	想定最大	全壊 (2.3m以上の浸水)	145	5,440	0	0
		半壊 (0.5m以上2.3m未満の浸水)	9,508	8,869	1,701	143
		床下浸水 (0.5m未満の浸水)	2,939	446	3,466	273
		合計	12,592	14,755	5,167	416
	計画降雨	全壊 (2.3m以上の浸水)	23	673	0	0
		半壊 (0.5m以上2.3m未満の浸水)	2,579	11,690	216	9
		床下浸水 (0.5m未満の浸水)	2,700	1,272	1,199	23
		合計	5,302	13,635	1,415	32
人的被害 (人)	想定最大	被災人口	29,344	33,208	12,645	840
		死者	9	216	1	0
	計画降雨	被災人口	12,630	31,404	3,133	70
		死者	2	30	0	0

(注) 想定最大：概ね千年に1回程度の降雨時
計画降雨：概ね百年～二百年に1回程度の降雨時

第2節 災害対策の方針及び減災目標

1 災害対策における基本的課題の捉え方

今回の防災計画の改訂にあたっては、前節の宮代町における災害被害想定をベースとし、過去に日本列島を襲った大規模災害から得られた教訓をもとに、これらへの対応策を各編において講じていくこととする。

2 減災目標（地域目標）

埼玉県地域防災計画に基づき、宮代町の減災目標（地域目標）を次のように設定する。目標とする数値は、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（表1-14）を基に設定している。

町は、減災目標（地域目標）を10年以内（令和7年度末）に達成するため、減災に関する様々な対策を計画的に推進するものとする。また、目標の達成に向けて防災関係機関や住民等に取組を働きかけるものとする。

＜表1-16＞ 町の減災目標（地域目標）

減災目標	目標を達成するための対策や項目
<p>【死者・負傷者を半減する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者数（1人）を0人とする。 ・負傷者数（51人）を26人減らし、半減させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・家具の固定 ・防火、準防火地域の指定面積を拡大 ・消防団の6分団体制の維持 ・自主防災組織の活性化 等
<p>【1週間後の避難者を半減する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間後の避難者数（780人）を390人減らし、半減させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活性化 ・建物の耐震化 ・応急危険度判定訓練 研修参加 等
<p>【水道・下水道を60日以内に95%以上復旧する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水世帯数（2,785世帯）が、60日以内に139世帯以下となるよう復旧する。 ・下水道機能支障人口（6,805人）が60日以内に340人以下となるよう復旧する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化

（注）括弧書きで書かれた人数は、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査による人数。

第4章 住民及び事業者の基本的責務

第1節 住民や事業者の防災に対する役割の重要性

大規模な災害に対して、国、県、町等の行政機関の果たすべき役割や責任が重大であることは論を待たないところであるが、いざ災害が発生した場合、同時多発する災害への対応については限界があるのも事実である。

実際、阪神・淡路大震災の際に生き埋めや建築物の中に閉じ込められた人のうち、救助された人の約95%は自力、又は家族や隣人によって助けられており、救助隊に助けられたのはわずか1.7%であった（注1）。

平成28年（2016年）に起こった熊本地震の際には、住民同士の強い結束力により「奇跡の集落」とよばれた集落がある。熊本県西原村の大切畑（おおぎりはた）地区は4月16日に発生した震度7の本震で28戸中25戸が全半壊した。しかし、真つ暗闇で余震が続く恐怖の中、町内会役員や消防団員らが主体となり、発電機を持って各家庭を回りながら安否確認に奔走し、8人が生き埋めになったものの全員が朝までに救出された（注2）。

また、事業者の果たす役割としても、阪神・淡路大震災以降その重要性が高まってきたところであるが、平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故の際は、地元企業である日本スピンドル製造株式会社等の周辺事業者が、警察や消防と協力して、大破した車両から被災者を救出、誘導、応急手当や病院への搬送を行う等、大きな役割を果たした。

このようなことから、住民はもとより業者の災害に対する役割は非常に大きく、行政や関係機関と一体となって災害予防、災害対策に取り組んでいく必要があることから、国においてもこれを推奨しているところである。



<図1-7> 住宅被害の様子

（阪神・淡路大震災 神戸市長田区・須磨区
1995年2月11日）

（注）出典：災害情報データベース（財）消防科学総合センター

（注1）（公社）日本火災学会の調査による。

（注2）伊豆新聞 5月28日（土）14時50分配信

第2節 住民の責務

災害時における住民の果たす責任と役割は、災対法第7条（住民等の責務）において定められているところである。

そのため、住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る。みんなの町はみんなで守る。」という認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等を行うとともに、最低3日分（推奨1週間分）の食料や飲料水の確保、医薬品等の非常持ち出し用品の準備、地震と風水害の両方を想定した避難のあり方を確認する等、日頃から自主的に災害に備える必要がある。また、地域や町で行う防災訓練等へ積極的に参加することで、地域防災力を高めていくことも重要である。

また、自主防災組織については、地域をひとつにまとめ、お互いに協力し合い、被害を少しでも減少させられるよう平常時より活動を行っていくこととする。さらには、**要配慮者**（注1）、**避難行動要支援者**（注2）を地域ぐるみで災害から守っていく仕組みづくりが必要である。

第3節 事業者の責務

災害時に事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

事業者はその社会的責任に基づき、自らの責任と負担において管理する施設や設備の安全性を確保するとともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助のための資機材の整備、**緊急地震速報受信装置**の活用等、震災対策の推進を図る必要がある。

東日本大震災では、公共交通機関の運転休止等により、東京都内で多数の帰宅困難者が発生した。東京都が行ったアンケートによると、自社のオフィス等に留まっていた人で、「食料や飲料水が提供された」と回答した人は21.1%に過ぎず、事業者等による備蓄も十分とは言いがたい状況であった。行政のみならず、事業者等による備蓄も着実に進める必要がある。

また、この他にも風水害への対策として、危険物の流出等を想定した対策を講じる必要がある。

そのためにも、事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災等により帰宅困難が予想される従業員等の保護のため、非常食等の備蓄、その他必要な対策を講じていくことが必要である。

さらに、従業員が災害対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練や救急救命講習等に、積極的に参加できる環境の整備に努めることが大切である。



＜図1－8＞ 救援物資の保管

（平成16年（2004年）新潟県中越地震 小国町役場（現新潟県長岡市）2004年11月1日）

（注）出典：災害情報データベース（財）消防科学総合センター

（注1）災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

（注2）要配慮者のうち、災害が発生し、又はその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

第5章 防災機関の処理すべき業務の大綱

災対法においては、その主たる内容として、「防災行政責任の明確化」と「総合的防災行政の推進」を掲げている。そのため、次のとおり法に基づき、それぞれの責任を明確化した。

1 宮代町（災対法第5条関係）

町は、住民に最も近い基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、これを実効性のあるものとして常に検証し、訓練を行う。

本町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

また、町内に関係する消防組合、消防団や自主防災組織とも連携を取り、町の総力をあげて地域の防災力の向上に努める。

2 埼玉県（災対法第4条関係）

県は、県内における住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県域にかかる防災計画を作成するとともに、市町村及び指定公共機関が行う防災に関する事務又は業務を助け、総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関（災対法第3条関係）

指定地方行政機関は、県の地域並びに県内地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国の指定行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告及び、市町村からの求めに応じ、指導、助言を行う責務を有する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（災対法第6条関係）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自らの業務にかかる防災に関する計画を作成し、これを実効性のあるものとして検証し、実施するとともに、国及び自らの管轄する県、市町村の防災計画の作成や実施が円滑に行われるよう協力をを行う責務を有する。また、業務内容が公共性、公益性に深く関与していることを踏まえ、普段の業務を通じて地域防災力向上のため尽力する責務を有する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（災対法第5条関係）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地域の防災力向上のため、市町村の防災計画に基づいた防災活動に協力、参加するとともに、いざ災害が発生した際には、率先して災害応急措置を行うよう努めるものとする。

また、具体的な業務内容については次の各節のとおりである。

第1節 宮代町

機関名	業務大綱
宮代町	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災に関する住民への意識啓発及び訓練支援</p> <p>(2) 自主防災組織の整備及び指導育成</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>(4) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備、点検</p> <p>(5) 防災に関する調査、研究</p> <p>(6) 宮代町防災会議及び専門部会に関する事務</p> <p>(7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状況等の改善</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害情報に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 避難指示等の発令及び伝達</p> <p>(3) 消防及び水防その他応急措置</p> <p>(4) 被災者の救難、救助その他保護</p> <p>(5) 災害を受けた児童・生徒の応急教育</p> <p>(6) 被災施設の応急及び復旧</p> <p>(7) 清掃、防疫その他保健衛生</p> <p>(8) 緊急輸送の確保</p> <p>(9) 帰宅困難者対策</p> <p>(10) 被災住宅の応急修理</p> <p>(11) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>3 災害復旧</p> <p>被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良</p>

第2節 消防組合、消防団

【消防組合、消防団】

機関名	業務大綱
消防組合	<p>1 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ</p> <p>2 同時多発火災への対応</p> <p>3 消火活動</p> <p>4 救急救助</p> <p>5 情報の収集</p> <p>6 避難誘導</p>
消防団	<p>1 出火防止</p> <p>2 消火活動</p> <p>3 救急救助</p> <p>4 避難誘導</p> <p>5 情報の収集</p> <p>6 応援隊の受入準備</p>

第3節 埼玉県（埼玉県の機関を含む）

機関名	業務大綱
埼玉県	<p>1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に関する訓練の実施 (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、並びに整備及び点検 (4) 防災に関する施設及び設備の整備、並びに点検 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善</p> <p>2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達 (2) 消防及び水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育 (5) 施設及び設備の応急復旧 (6) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生措置 (7) 災害時における犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持 (8) 災害時における緊急輸送の確保 (9) 応急仮設住宅の設置 (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置</p>
利根地域振興センター	<p>1 災害予防に関する域内自治体に対する指導、教育及び連絡調整 2 災害応急対策組織の整備 3 災害時における市町村及び防災関係機関との連絡調整 4 災害現地調査 5 災害対策現地報告 6 災害応急対策に必要な応援措置</p>
幸手保健所	<p>1 保健衛生の被害状況の収集 2 医療品、衛生資材及び各種資材の調達、並びに斡旋 3 各種消毒 4 細菌及び飲料水の水質検査 5 災害救助食品の衛生 6 災害時における上下水道の復旧清掃 7 病院、診療所及び助産所 8 被災者の医療助産その他保健衛生 9 その他の防疫及び保健衛生</p>
春日部農林振興センター	<p>1 農産物及び耕地の被害調査 2 農業災害融資 3 被災者の食料等の確保及び輸送 4 農作物病虫害防除対策及び指導</p>
杉戸県土整備事務所	<p>1 降水量及び水位等の観測通報 2 洪水予報及び水防警報の受理、並びに通報 3 水防管理団体等との連絡指導 4 県所管の河川、道路及び橋梁等の災害状況調査、並びに応急修理</p>
東部教育事務所	<p>1 教育関係の被害状況の調査 2 公立学校及び施設の災害応急対策、並びに指導 3 災害給付及び災害貸付 4 応急教育実施の予定場所の指導 5 応急教育の方法及び指導 6 教育実施者の確保 7 教科書及び教材等の配給 8 国及び県指定文化財の保護 9 災害地学校の保健指導 10 災害地学校の給食指導</p>

機関名	業務大綱
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報 2 警告及び避難誘導 3 人命の救助及び負傷者の救護 4 交通の秩序の維持 5 犯罪の予防検挙 6 行方不明者の捜索と検視（見分） 7 漂流物等の処理 8 その他治安維持に必要な措置
東部中央福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の情報収集 2 災害救助の実施 3 災害救助の委任事項の指導 4 災害現地調査 5 被災者の救難、救助その他保護 6 日赤その他医療機関との連絡調整

第4節 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
<p>国土交通 省関東地 方整備局 (利根川 上流河川 事務所、荒 川上流河 川事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく「連絡情報員(リエゾン)」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置</p>
<p>農林水産 省関東農 政局</p>	<p>1 災害予防対策</p> <p>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食物品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</p>
<p>春日部労 働基準監 督署</p>	<p>1 工場、事業所における労働災害の防止</p>

機関名	業務大綱
<p>東京管区 気象台 (熊谷地方気象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関

【久喜宮代衛生組合】

機関名	業務大綱
東武鉄道株式会社 東武動物公園駅	1 鉄道施設等の安全確保 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	1 電気通信施設の整備 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧
東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社	1 災害時における電力供給 2 被災施設の応急対策及び災害復旧
ガス供給事業者	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安 2 災害時におけるガス供給 3 被災施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字社 埼玉県支部	1 生活環境の整備、こころのケアなど避難所の設置支援に関すること 2 医療（診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容並びに看護）に関すること 3 助産（分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給）に関すること 4 死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処置および検索）に関すること 5 その他必要な事項
埼玉県トラック協会 久喜支部	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力
日本郵便株式会社 杉戸郵便局	1 郵便、為替貯金及び簡易保険各事業の業務運行管理、並びにこれらの施設等の保全 2 救助物資を内容とする小包郵便物の料金免除、並びに災害時における郵便はがき等の無償交付
久喜宮代衛生組合	1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること 3 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること

第6節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

【社会福祉協議会】

団体名・管理者	業務大綱
南彩農業協同組合	1 町が行う農産物にかかる被災状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資及び斡旋 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保（斡旋） 5 農作物の需給調整
宮代町商工会	1 町が行う商工業関係被災調査、融資希望者の取りまとめ、並びに斡旋等の協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋
宮代町建設土木事業者協力会	1 物資及び復旧資材の確保についての協力、並びに斡旋 2 災害復旧
宮代町水道工事業組合	1 災害時における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力 2 災害時における飲料水の供給活動の協力
宮代町下水道排水設備指定工事店	1 災害時における下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力
病院等経営者	1 避難施設の整備、並びに避難訓練の実施 2 被災時の病人等の収容、並びに保護の実施 3 災害における負傷者の医療及び助産救助
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における収容者の保護
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資
学校法人（注1）	1 避難所として指定されている施設の整備、並びに避難等の訓練 2 被災時における教育対策 3 被災施設の災害復旧
自治会、アマチュア無線クラブ	1 町が実施する応急対策についての協力
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及 2 地震等に対する災害予防 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等応急対策 4 防災訓練の実施 5 防災資機材の備蓄 6 要配慮者・避難行動要支援者の支援
杉戸地区交通安全協会	1 災害時における交通安全の確保、並びに避難誘導の協力
宮代町社会福祉協議会	1 宮代町災害ボランティアセンターの設置及び運営 2 生活福祉資金の事務
宮代町赤十字奉仕団	1 炊き出し 2 物資配布 3 避難所作業
その他協定締結機関・企業	1 協定に基づく協力・支援

（注1）学校法人の業務大綱内容に関しては、自らの施設を指している。

第7節 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成 (3) 埼玉県防災計画に合わせた防災訓練の実施 <p>2 災害派遣の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡

第2編 災害予防対策編

第1章 基本方針

災害予防の基本は、すなわち災害に強いまちづくりを行っていくことにある。そのためには、人間が自然を制するという発想ではなく、自然に対し畏怖感と尊厳の念を抱きつつも、人の英知によって自然と融和する術を探り、災害の被害を和らげるしなやかな対策を講じていくことが重要である。

次に掲げるのは、その基本的な考え方である。

第1節 人づくり（自助）

「自分の身は自分で守る」を基本とし、災害時に向けた基本的な食料の確保、自分の身を守るための家庭内における家具の固定等の耐震対策、あるいは建物の耐震改修工事等を行うとともに、災害に関する基本的な知識の習得や家族との連絡方法、避難所の確認等を日頃から行い、災害時には助けられる側から助ける側に回れるよう努力するものとする。また、町は災害時に自分や家族の身を守るために必要な知識の普及、防災意識の啓発等について支援するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を習得する実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第2節 組織づくり（共助）

阪神・淡路大震災においては、約60%の人が近所の人に助けられており、自衛隊や消防機関等の公的機関に助けられた人は3%にも満たなかった。(注1)そのため、個人の防災に対する備えの限界を補うためにも、地域の助け合いの精神によって地域ごとの防災体制を築いていくことが重要である。また、町は、そのために必要な知識、ノウハウ、資金的な支援を積極的に行っていくものとする。

第3節 災害時体制の整備（公助）

- 1 町は、最も住民に身近で基礎的な自治体として、住民の身体、生命及び財産を災害から守る責任がある。そのため、防災に対する知識の普及、意識の啓発、活動の支援を積極的に行っていくものとする。
- 2 災害時を想定した必要な食料、資機材の備蓄を行うとともに、住民や自主防災会等に対して災害に関する総合的な支援及び協力体制を構築していくものとする。
- 3 発災時に迅速かつ的確な判断と活動体制が取れるよう、住民や自主防災会等に対して、防災組織体制の明確化と役割認識の徹底を日頃より図るとともに、コミュニケーションを取っておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるものとする。また、実践を想定した個別・機能別マニュアルの策定を行い、訓練を実施することにより検証する。

第4節 災害に強い社会基盤の整備（公助）

- 1 町は、災害に強いまちづくりを行っていくため、避難路、避難所、延焼遮断機能施設及び防災活動拠点の整備を行うとともに、住民への周知に努める。
- 2 都市計画の見直しにあたっては防災面も配慮し、建物の耐震化・不燃化を推進していくとともに、将来的な市街地の再開発を検討していく。

(注1) 神戸市消防局の調査（平成7年2月）による。

- 3 地震災害においては、地震防災緊急事業5箇年計画を活用し、必要な事業の推進を図る。
- 4 昭和56年以前に建築された専用住宅等については、防災意識の向上と安全な住宅の整備を目指し、耐震診断、耐震改修工事に関する補助制度を活用した支援と啓発活動を積極的に行っていく。
- 5 宮代固有のまちづくりの考え方である「農」のあるまちづくりの理念を防災の面から捉え、自然と調和した災害に強いまちづくりを行っていく。

第5節 ICTの防災施策への積極的な活用

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第2章 災害に強い人と地域づくり

第1節 自助、共助による防災力の向上

【総務課、町民生活課】

1 広報・ホームページによる意識啓発

広報紙において防災に関するシリーズの掲載や特集等を組むことにより、住民に対して防災に関する知識の普及や意識の啓発を図る。また、広報紙に掲載したものについては、随時住民の目にすることができるようホームページに掲載していく。

【町民生活課】

2 啓発パンフレット等の作成・配布

啓発パンフレットや防災マップ等を作成し、出前講座や防災訓練等で配布・活用することにより、住民の防災に関する知識の普及や意識の啓発を図っていく。

また、埼玉県では各家庭において防災力の向上を図るため、「家庭内の三つの取組」として、住民が特に日頃から備える事項として整理し、普及・啓発を図っているため、町においても同じように出前講座等で普及・啓発を図っていく。

【啓発パンフレットの内容例】

- ① 宮代町の災害特性、災害別・地域別危険度
- ② 住民が行うべき役割
 - 「自分の身は自分で守る」を基本に最低3日分の食料、飲料水の備蓄、家族と避難場所を相談
 - 自主防災組織や地区防災訓練への参加
 - 各種研修会への参加
 - 近隣の要配慮者への配慮
 - 地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ③ 自分の身と家族を守るための留意点
 - ア 家具の配置の見直し、固定（転倒・移動・落下の防止）、ガラスの飛散防止対策
 - イ 住宅の耐震診断と耐震改修工事
 - ウ 屋外の転倒落下危険物への対策、ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検
 - エ 救出・救護方法の確認
 - オ 火災の防止
 - カ 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
 - キ 避難方法、避難経路、一時避難場所の確認及び非常時における持ち出し品の準備
 - ク 緊急地震速報の登録
 - ケ 災害用伝言ダイヤル171等緊急時における家族同士の連絡手段の確保及び利用方法の確認
 - コ 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標
 - サ 家庭内備蓄を利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」の導入
 - シ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ス 自主防災組織への参加
 - セ 県や町、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
 - ソ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動への参加
 - タ 近隣の要配慮者への配慮、適切な避難行動に関する理解の促進
 - チ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
 - ツ 家庭や地域での防災総点検の実施
 - テ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ④ 防災豆知識等

【家庭内の三つの取組】

- ① 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ② 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ③ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

【町民生活課、消防組合、消防団】

3 適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、町民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

町は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発に努める。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

1 事前の確認

- ① 住んでいる場所の特徴 住んでいる場所が浸水想定区域等に入っているか町が作成するハザードマップで確認
- ② 避難先の想定 住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
 - ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
 - ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
 - ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3 早めの避難

【町民生活課、消防組合、消防団】

4 防災訓練・研修の実施

住民は、町、消防団、自主防災組織共催の地域防災訓練や自主防災組織が主催する防災訓練へ積極的に参加する。それに対して、町や消防組合は、自主防災組織が実施する防災訓練等について、要望に基づき指導・助言を行っていく。

また、町は、防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備を進めるとともに、住民の防災に関する知識の普及や意識の啓発を図るため、これらについて貸出しを行う。このほか、県が主催する研修会への参加等についても、各自主防災組織を通じて住民に対して積極的に呼びかけていく。

【町民生活課、福祉課、健康介護課、社会福祉協議会】

5 高齢者や障がい者などの要配慮者に対する適切な避難行動に関する理解促進

関係課が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障がい者などの要配慮者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障がい者などの要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第2節 各事業所の防災力の向上

【町民生活課、まちづくり建設課】

1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策をとっておくことが必要である。

- (1) 社屋内外にある施設や設備の安全性の確保
- (2) 従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備、帰宅困難発生の制御
- (3) 防災資機材や飲料水、食料等の非常用品の備蓄（従業員3日分を目安）等
- (4) 重要業務継続のための事業所防災計画や災害時対応マニュアル、事業継続計画（BCP）の策定及び整備
- (5) 事業継続マネジメント（BCM）の推進
- (6) 事業所の耐震化
- (7) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策
- (8) 商工会等の横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- (9) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施

【町民生活課、産業観光課】

2 企業等における防災体制の充実

町は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

【町民生活課、消防組合】

3 事業所における防災研修・教育の実施

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置付けを充分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を計画的かつ継続的に実施していくことが必要である。

そのため、施設の防災担当者は、消防組合の指導のもと防火管理講習会や危険物取扱保安講習会に参加するとともに、法で定められている消防計画の策定を行うものとする。

また、災害時に備え、事業所単位で積極的に自衛消防組織を設置し、屋内消火訓練を実施することとし、消防組合はこれらについての指導、支援を行っていく。

【町民生活課、消防組合】

4 事業所における危険物等関連施設の防災対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第3節 地域の防災力の向上

地域の防災力を強化するためには、自主防災組織の育成・支援を積極的に促進することが重要である。そこで、地域防災力の向上を図るため、以下の対策に努める。

【総務課、町民生活課、消防組合】

1 地域の防災力の強化

地域の防災力を強化する方法として、自主防災組織を通じて各種の防災（減災）対策を進めていくことが重要である。町は、次に掲げる方法を含め、自主防災組織に対して多面的な働きかけを行っていく。

また、実施にあたっては、消防組合や県災害対策課と連携するとともに、協力や支援を仰ぎながら実施していく。

- (1) 自主防災組織連絡協議会の開催
- (2) 出前講座による防災に関する知識の普及や意識の啓発
- (3) 広報紙及びホームページを通じた自助、共助に関する活動促進のPR
- (4) 地域防災訓練の実施
- (5) 自主防災組織活動マニュアルの配布
- (6) 自主防災組織に関するパンフレットの配布
- (7) 防災士の資格取得の推進
- (8) 防災・防犯マスター講座への参加促進

なお、自主防災組織の活動の基本方針及び活動形態は次のとおりである。

＜表2-1＞ 自主防災組織活動の基本方針及び活動形態一覧表

<p>1 基本方針 「自分たちの町は自分たちで守る」自助活動を基本とし、お互いの助け合い精神で災害の被害を減少させていく</p>	
<p>2 平常時の活動例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 2 自助活動（家具の固定、自宅の耐震診断、耐震補強等の実施）の徹底 3 地域の要配慮者の把握及び要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 4 地域の危険箇所の把握 5 初期消火、避難、救出救護、各種訓練の実施 6 消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 7 避難所運営マニュアルの作成
<p>3 発災時の活動例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火の実施 2 地域内の被害状況等の情報の収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び派遣要請 3 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出救護の実施及び協力 4 集団避難の実施 5 炊き出しや救助物資の配分に関する協力

【町民生活課、消防組合、消防団】

2 自主防災組織の活動支援

町は、災害時における救出及び救護活動、並びに初期消火活動が迅速かつ的確に実施できるよう、自主防災組織に対して、防災活動用資機材の整備、地区防災訓練あるいは研修会を実施するために必要となる費用の一部について補助する制度を継続していくものとする。

また、自主防災組織が主催する防災訓練や研修会に対して、技術的な指導のために必要に応じて消防組合や消防団、あるいは専門家や専門的集団を派遣することで、間接的な支援も行っていく。あわせて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努めるとともに、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

さらに、集会所については、地域住民の身近な防災拠点と位置づけ、災害時には一時避難所として活用してもらう。

【町民生活課】

3 宮代町自主防災組織連絡協議会

自主防災組織が相互の情報交換や町との連絡調整を円滑に行うため、住民が主体となって運営する「宮代町自主防災組織連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置した。

この連絡協議会では、年間計画を作成し、独自の研修会や視察研修を実施するとともに、防災に関する諸課題の解決に向けて住民が主体となって取り組んでいる。町は、連絡協議会の活動に対し、事務局として協力、支援を積極的に行っていく。

【町民生活課、消防組合、消防団】

4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の運営にあたり課題となるのが、誰がどのように自主防災組織をリードしていくかということである。組織の運営となると、ノウハウのない者が地域の合意形成を得て活動を行っていくことは決して簡単なことではない。

そのため、自主防災組織の活動が円滑かつ充実した内容となるようリーダーの養成研修を行っていく。

また、研修のカリキュラムは、過去の災害を教訓とした内容のものとし、連絡協議会や消防組合、消防団、専門家等の支援を仰ぎながら編成するものとし、必要に応じて、随時検討を加えていく。

【町民生活課、消防組合、消防団】

5 地域防災訓練の実施

町では、平成13年に総合防災訓練を実施して以来、町内の消防分団区域ごとに防災訓練を実施している。

平成28年には各地区の自主防災組織率が100%になったこともあり、年々、自主防災組織による地区防災訓練も活発に実施されるようになってきたことから、自主防災組織の育成・支援のため、町、消防団、自主防災組織の共催で実施している市民参画型・体験型重視の防災訓練についても、引き続き、実施し、必要に応じて内容の見直しを図っていく。

【町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

6 避難所開設実働訓練の実施

町では、地域防災訓練の他に令和2年度より町職員、自主防災組織を対象に、災害時の感染症対策を想定した避難所開設実働訓練を実施しており、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策についても、引き続き取り組む。

【企画財政課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課、消防組合】

7 避難訓練の実施

(1) 訓練の種類

以下のような避難訓練を実施する。

＜表2-2＞ 訓練の種類

実施者	内容
町	町は、災害時における避難指示及び立ち退き等について円滑、迅速、かつ確実に期するため、関係機関、住民、来庁者等の協力を得て実施する。
防火管理者	学校、病院、工場、事業所、その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
学校等の施設管理者	学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
住民、団体、企業等	住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者（避難行動が困難な方）避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対して、町は資料や情報について必要な支援を行う。

(2) 訓練の実証

訓練の実施者は、実際の災害を想定した避難計画を立て、災害の流れにあわせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行う。

【評価及び検証の方法】

- ・訓練後の意見交換会
- ・アンケート
- ・訓練の打合わせでの検討

【検証の効果】

- ・評価や課題を整理し、地域防災計画や地区防災計画等の見直しに活用する。
- ・今後の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- ・次期の訓練計画に反映する。

【町民生活課、消防団】

8 民間防火組織の育成強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火の防止、出火時の避難方法、応急救護の仕方等の知識を身につけておくことが必要である。

町は、住民の防火防災に関する知識の普及や意識の啓発を図るとともに地域防災力の向上を目指して、消防団、災害時支援隊、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。また、県の協力を得て、以下の消防訓練を行う。

【訓練の種類】

- ・基礎訓練
- ・火災防御訓練
- ・水災防御訓練
- ・救助救急訓練

【町民生活課】

9 災害時情報伝達網の整備

災害時の情報伝達については、電話等の通信手段が不通になる可能性もあることから、防災行政無線等を中心とした情報伝達が主となることが予想されるが、情報が一人ひとりの住民に確実に伝わるかどうかについては、天候等の気象条件や建築物の構造によっても異なることが考えられる。

そのため、地域防災訓練や自主防災組織が主催する地区防災訓練において、災害時に地域内で情報がくまなく伝わるように情報伝達訓練を行っていく。

【町民生活課】

10 地域別避難所の特定及び避難ルートの検討

町では、町内 15 箇所に公共的な施設を避難所として指定しているが、平成 20 年度には各区長・自治会長に対して意向調査を実施し、平成 21 年度に各地区の指定避難所の指定を行ったところである。

また、避難所が特定された地区については、自主防災組織が主体となり、災害図上訓練等を通じて決められた避難所までの避難ルートを検討していく。

11 地区防災計画の策定

町は、住民等に対して、地区防災計画の作成を斡旋するとともに、地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4節 避難行動要支援者（避難行動が困難な方）等の安全確保

【福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課、消防団、社会福祉協議会】

1 避難行動要支援者支援の基本方針の明確化

災害時要援護者対策については、これまで国としては「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）を示し、市町村にその取組を周知してきたところである。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。こうした教訓を踏まえ、平成25年の災対法の改正において、新たに避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられた。

また、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨等の災害を契機として、令和3年5月に災対法が改正され、個別避難計画作成の努力義務が規定された。

災対法に基づき取り組む必要がある事項

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 個別避難計画の作成を市町村の努力義務とするとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ③ 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防団や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ④ 現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報・個別避難計画情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ⑤ 名簿情報・個別避難計画情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」においても災対法の改正に伴い改訂が行われ、同指針では、下記項目を地域防災計画に定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項として掲げている。

（1）避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者といい、当該名簿の掲載対象となる者の要件を以下のとおり設定する。

【避難行動要支援者（高齢者や障がい者等）の避難能力の判断に係る着目点】

- ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

なお、要介護状態区分や障がい支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無等も要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情に合う形で支援対象が絞れるよう、把握する。

(3) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

町の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、町が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等）や、当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況を考慮する。

また、令和3年法改正を踏まえて、計画作成の優先度が高いと町が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組む。

(4) 名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿・個別避難計画を作成するにあたり、健康介護課は避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）に関する情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

(5) 名簿・個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者について現状の把握に努め、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿・計画の活用を支障が生じないように、適切な管理に努める。

(6) 名簿・個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置

避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において個人情報の保護を含めた適切な措置を講ずる。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要である。また、避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿・個別避難計画を活用して着実な情報伝達、及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達にあたっては、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者が必要とする情報を選んで流すこと

等、その情報伝達の方法について、特に配慮すること。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等は、自身の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、そのうえで避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、町は、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

【条例の定めを検討すべき事項】

- (1) 名簿情報・個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置
- (2) 個人番号の独自利用を行う事務
- (3) 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
- (4) 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
- (5) 同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受

【福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課、消防団、社会福祉協議会】

2 避難行動要支援者の避難計画の具体化

災害時における避難行動要支援者の避難方法について、自主防災組織で作成している避難支援プランにある避難方法を引継ぐものとする。また、平常時においても、あらかじめ定められた避難支援等関係者や自主防災組織等が、可能な範囲で、避難行動要支援者に対して見守りや声かけ活動を行っていく。

【福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課、消防団、社会福祉協議会】

3 避難行動要支援者個別避難計画の作成

自主防災組織は、災害時の避難行動要支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個々の避難行動要支援者と具体的な打合せを行い、町と協力しながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画では、名簿情報に加え、災害時に避難行動要支援を行う者、避難行動支援を行うにあたっての留意点、避難行動支援の方法や緊急避難場所や避難所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を、避難行動要支援者から聞き取りをしながら記載するものとする。

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

当地域防災計画に定めるところにより、消防組合、消防団、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第5節 要配慮者の安全確保

【町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

1 情報伝達体制の整備

災害時における、住民に対しての一般的な情報伝達手段は、防災行政無線、災害時のテレホンサービス、インターネットや広報車による連絡であるが、高齢者をはじめとした要配慮者の場合は必ずしもこれらの情報伝達手段が有効に機能するとは限らないので、その他の伝達手段として、要配慮者個々の事情にあった情報伝達手段の体制を早期に整えるものとする。

【町民生活課】

2 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある指定避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤の整備を促進する。

また、町やその他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、町は、その他の集客施設について、管理者に防災基盤の整備に関して取り組むよう要請する。

【町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

3 避難所における支援体制の確立

近年の災害事例により、避難所において要配慮者は、必要な支援の相談がしにくく、また自治体の対応も充分でないことが指摘されていることから、避難所の運営を担当する福祉課、子育て支援課、健康介護課及び教育推進課が関係機関や自主防災組織と協力して、要配慮者からの要望を受け付けるとともに、要配慮者への情報の伝達、支援物資の提供等についても対応することとする。

また、一般の指定避難所の他に、必要に応じて、要配慮者のために福祉避難所を設置するものとする。

福祉避難所の設置に備え、速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ、埼玉県が公表の「市町村災害時高齢者・障害者支援マニュアル作成の手引き（改訂版）」等に基づき、運営体制を整備する。

【町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

4 地域や関係機関との連携体制の整備

災害時には、要配慮者自身の体調の変化はもとより、その外部環境も日を追うごとに変わることが予想される。例えば、災害によるインフラの被害や福祉施設自体の被害等により、福祉関係機関が通常行っている在宅福祉サービスや入所サービスの継続性が困難になる可能性が考えられる。

また、指定避難所や福祉避難所等では、災害発生後、健康問題や日常生活を送る上で支障を来すような様々な課題が次々と起きてくることが予想される。

そのため、平常時から健康介護課は、福祉サービス提供者や自主防災組織等が連携を密にして、災害時における対応を検討する要配慮者避難支援連絡会議を開催する。その会議において、災害時のシミュレーションについて検討を行うとともに、それぞれの役割分担についても話し合いを進めていくものとする。

また、実際災害が発生した場合は、この会議を活用し、関係機関で実施している支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、支援活動の状況把握を行っていく。

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

5 防災教育・訓練の実施

町は、広報紙、ホームページ、戸別訪問、チラシ・パンフレットの配布等を通じて災害時における知識の普及や意識の啓発を図るとともに、福祉関係機関や自主防災組織等と連携して災害時に備えた救出・救護訓練や図上訓練を実施する。

【町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

6 ヘルプカード（防災カード）

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードを作成及び配布し、日頃から携帯してもらうことを周知する。また、避難支援等関係者や避難所でカードの提示を受けることになりうる者（避難所運営班等）へカードの確認方法の周知を図るものとする。

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課】

7 社会福祉施設入居者等の安全確保

社会福祉施設入居者は、地震や風水害発生時に自力で身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境の整備はもとより、施設管理者に避難確保計画の作成や避難訓練の実施を要請するほか、あわせて自衛水防組織の設置等を要請する。

（1）情報伝達体制の整備

町は、社会福祉施設入居者が安全に避難するために、防災行政無線等を活用し、気象警報等の情報が速やかに伝達できる体制の整備を図る。

（2）防災計画等策定の指導

施設管理者に、施設の防災計画、避難確保計画及び防災マニュアルの策定を要請するとともに、施設職員及び施設の入居者へ災害時の避難方法等について周知徹底するよう指導する。また、要配慮者利用施設を指定した場合には、指定した施設に対して避難確保計画の報告を求める。

（3）施設間の相互支援システムの活用

県で計画している施設間の相互支援システム（県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入居者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援する等地域内の施設が相互に支援できるシステム）については、システムが確立でき次第、活用するよう対象施設に対して要請する。

（4）社会福祉施設等の耐震性の確保

町は、震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者は必要に応じて耐震診断、耐震改修工事を行うよう指導する。

(5) 訓練実施の指導

要配慮者利用施設として指定した施設については、避難確保計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。

(6) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設として指定した施設に対して、自衛水防組織設置に向けた情報提供を行い、設置しやすい環境を整備する。また、自衛水防組織を設置した要配慮者利用施設については、自衛水防組織の構成員等について報告を行うよう要請する。

第6節 外国人の安全確保

宮代町における外国人は、令和2年10月時点で385人に上る。これらの方は、言語、風習、生活の違いもあり災害時に正確な情報が伝わるかどうかということが懸念される。また、自国での震災や風水害等の経験の違いにより、こうした自然災害への耐性についても懸念される場所である。そのため、こうした外国人に向けた災害時の備えとして次の対策の実施に努める。

【住民課】

1 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等については、住民登録に基づき行うものとする。

【町民生活課、まちづくり建設課】

2 防災標識等の外国語併記表示

日本語に不慣れな外国人に対して、英語等の外国語の表記やユニバーサルサイン(ピクトサイン)の研究を進め、外国人にも分かりやすい案内表示の設置に努める。

【総務課、町民生活課】

3 防災知識の普及・意識の啓発

日本語が不慣れな外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会等、様々な機会を通じて配布することで、知識の普及を図る。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について外国語による情報提供を行う。

【町民生活課】

4 防災訓練への参加奨励

外国人に対して、あらかじめ町内における国際交流等の機会において、防災知識の普及を図った上で、地域防災訓練への参加を呼びかける。また、実際に防災訓練等に参加してもらうことで、日頃から防災について意識をしてもらう。町としても、訓練を通じて課題点の発掘と対応策の研究を進めていくよう努めていく。

【町民生活課、教育推進課】

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるよう外国語通訳や翻訳ボランティア等の派遣体制の整備に努めていく。また、整備にあたっては、ボランティア団体、東部教育事務所や公益財団法人埼玉県国際交流協会との連携も図っていくものとする。

6 在日・訪日外国人への情報伝達

町内に生活基盤を持つ在日外国人に対して、避難生活や生活再建に関する情報の伝達の環境整備に努めるものとする。

第7節 災害ボランティア活動のための体制整備

大規模な災害が発生した場合、町や消防機関のみで対応していくことには自ずと限界がある。実際、東日本大震災では1ヶ月間で約11万人、熊本地震では1ヶ月間で約5万人のボランティアが被災地に駆けつけ、被災者の救援や救護の活動に従事した。

また一方では、あくまでボランティアの人たちは自発的意思に基づいて行動することから、活動の内容や規模が行政の求めるものと一致しないこともある。このため、ボランティアの受入れ体制の在り方や行政側との関わり方が、現在、被災地における大きな課題となっている。そのため、これらのことを踏まえ、次の対策を講じていくよう努めていく。

【町民生活課、社会福祉協議会】

1 県災害ボランティア団体ネットワークと活用

県は、大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。町は、彩の国会議、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制を整備する。

【町民生活課、社会福祉協議会】

2 町独自のボランティア制度の検討

宮代町で大規模な災害が発生した場合は、いずれの場合においても県内の他の地域でも大きな災害を被っている可能性が高いため、県のボランティア団体ネットワークばかりを頼りにはできない。そこで、町としても社会福祉協議会と連携して、独自のボランティア制度の整備について検討していくものとする。

また、その際には、団体別、個人別、機能別に募集を行うものとし、いざ災害が発生した際に効果的に救援活動が実施できるよう研究を進めていく。

なお、災害時には、社会福祉協議会を中心として制度を活用していく。

【町民生活課、社会福祉協議会】

3 ボランティア組織・団体に関する情報の把握と連携

災害時には、医療、福祉、保健等様々な分野の専門ボランティア組織や団体が必要となる。社会福祉協議会を通じて、これらの組織や団体を平常時において把握するとともに、対象となる組織や団体に必要に応じて県主催のボランティア講習会への参加や町主催の防災訓練への参加について協力を呼びかけ、災害発生時への備えとしていくよう努めていく。

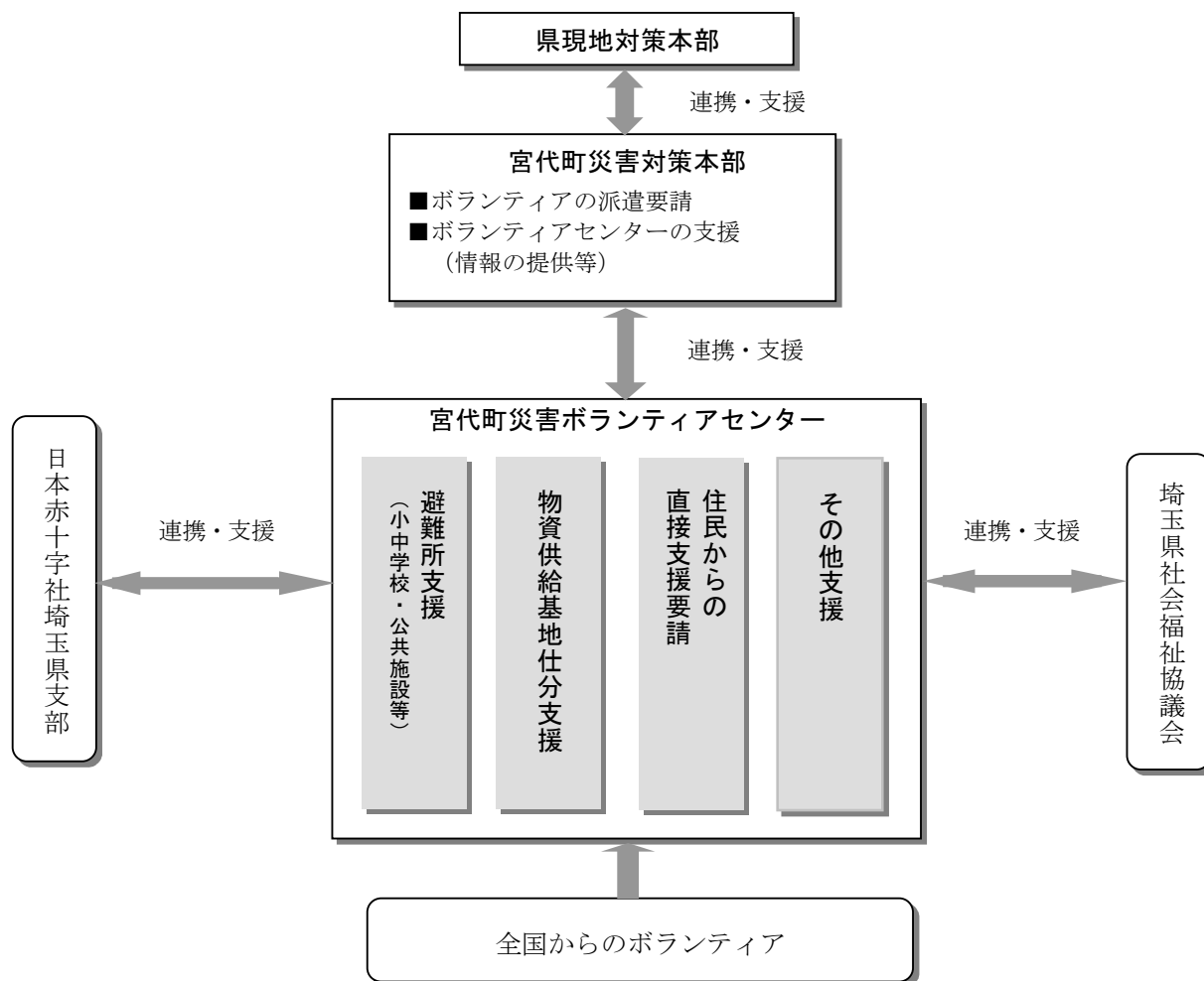
県では、専門性が必要とされる次のようなボランティアを登録している。

- ・砂防ボランティア
- ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士
- ・災害時動物救護活動ボランティア
- ・埼玉県地域防災サポート企業・事業所

【町民生活課、福祉課、消防団、社会福祉協議会】

4 宮代町災害ボランティアセンターの設置

県は、県防災計画において平常時から日本赤十字社埼玉県支部及び県社会福祉協議会と連携を図り、災害時の協力体制の確立を図るとともに、発災後にあつては、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「ボランティアセンター」を設置することと定めている。町においても、県に準じ、災害時には社会福祉協議会が中心となって宮代町災害ボランティアセンターを設置し、町や消防組合、その他公共機関では対応ができない、あるいは不足する救援活動等に対して全国から集まるボランティアの窓口となってその運営にあたる。



<図2-1> 宮代町災害ボランティアセンター設置イメージ図

また、社会福祉協議会は、災害時に備え、平常時より町や消防団、日本赤十字社埼玉県支部、県社会福祉協議会等とも連携を取り、災害時に備えたマニュアルの策定を行い、必要に応じて訓練活動も実施していくものとする。

【町民生活課、社会福祉協議会】

5 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアの需給調整や災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興といった災害のサイクルに応じてボランティアの体制も変化させていかなければならないことから、社会福祉協議会は、日頃より、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が実施する研修会に積極的に参加する。

また、把握している情報をもとに、町内で活躍しているボランティアの方にも積極的に参加を呼びかける等、災害時に備えるものとする。

第3章 町の防災力の向上と仕組みづくり

第1節 災害時に備えた活動体制の整備

【各課共通】

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

町は、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を各課で分担する等、全庁をあげて災害時において応急対策がとれる体制の構築に努めるとともに、躊躇なく避難指示等を発令できるようにする。

【町民生活課】

2 町防災会議の活性化

市町村の防災会議の役割については、災対法第16条第1項に定めがあり、主として市町村地域防災計画の作成及びその実施を推進することとなっている。このため、防災会議は、単なる審議機関ではなく、実施機関としての性格も併せ持っているものである。

しかしながら、従来の会議は、計画策定又は改訂時のみの開催となっており、実施機関としての機能が充分果たされていなかったところがある。このため、今後は、次のことを実施し、会議の活性化を図るとともに、地域防災力の向上に努めることとする。

- (1) 地域防災計画の改訂に関する審議
- (2) 地域防災計画に基づいた各種マニュアルの内容に関する審議
- (3) 各種調査の報告及び報告内容の検討
- (4) 年間防災計画の確認と検証
- (5) 防災に関する調査・研究及び意見交換
- (6) 防災訓練に関する意見交換
- (7) その他必要な調査、研究

これらを実施するにあたり、さらに議論を深めるため、必要に応じて専門部会を設置・開催していくものとする。

なお、防災会議については、毎年度、定期的開催する。

【町民生活課】

3 防災管理者の指定

町は、災害予防対策の総括的な管理者として、町民生活課長を防災管理者として指定する。

また、防災管理者の指示のもと、防災管理者を補佐するものとして副管理者を置き、副管理者は町民生活課副課長がその任にあたる。防災管理者は、平常時において以下のことを参考に適切な防災管理を心がけるものとする（防災管理者の役割については、別冊資料編 資料-1 参照）。

【住民課、町民生活課、環境資源課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、消防組合、消防団】

4 災害時応援協定の充実・強化

(1) 自治体との相互応援協定の充実

災害が発生した場合、職員のみで救援・救出活動や復興活動を行っていくことには限界がある。現在、近隣市町と災害応援協定は結んでいるが、地震や風水害による被害が生じるときは、これら近隣市町も同様に被害を受ける可能性が高いので、県外の市町村とも協定を図るよう努めていく。

また、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害応援の受け入れ経験のある自治体からノウハウを吸収することや、合同で防災訓練を行うことについてもあわせて努めていく。

(2) 事業者・団体との協定

災害時には、救援・救出活動にあたり多くの人や物資等が必要となる。これらのニーズに対応するためには、町の力のみでは限界があるため、町内外の事業者や団体に協力いただき、総力をあげて救援・救出活動や復興活動にあたる必要がある。そのため、これら事業者や団体の方と積極的に災害時における応援協定を結び、連絡リストの作成と定期的な見直しに努めていく。

特に町内事業者においては、災害時の救援・救出活動や復興活動に協力していただける事業者と可能な範囲で包括防災協定を結ぶものとする。

また、災害時において専門的な技術を有する人材の派遣といった人的な協力を行うセクション（水道工事業者等）や物資調達の中心的な役割を果たすセクション（輸送拠点としての、事業者の管理施設等）に対して、平常時から協定内容について把握し、災害時に迅速な連絡がとれるよう体制を整えておく。

(3) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、町は県と連携し、以下の体制を整える。

① 応援活動の種類と機関

ア 災害救助に関連する業務（例：消防機関や警察機関、自衛隊のための輸送手段及び交通路の提供・確保等）

イ 医療応援に関連する業務（例：県医療救護班等との連携、医療用ヘリポートの提供等）

ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資による応援の受け入れ、応急危険度判定の実施、心のケアの実施等）

エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：県職員等の受け入れ〈事務の補助〉）

② 受入体制の整備

ア 情報伝達ルート多重化及び情報収集・情報交換のための連絡体制を整備する。

イ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況等の情報を共有する。

ウ 県からの要請に基づき他の地方公共団体と連携して防災訓練を実施する。

(4) 災害派遣体制の整備

町は、国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

ア 情報伝達ルート多重化及び情報収集・情報交換のために連絡体制の明確化に努める。

イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

【総務課】

5 災害時の問い合わせ対応に係る体制の整備

発災直後は、町（災害対策本部）に対し問い合わせや苦情の電話が殺到することが想定される。これらの対応により町（災害対策本部）の機能が停止してしまうことを防ぐための体制を整備しておく。

【町民生活課、消防組合、消防団】

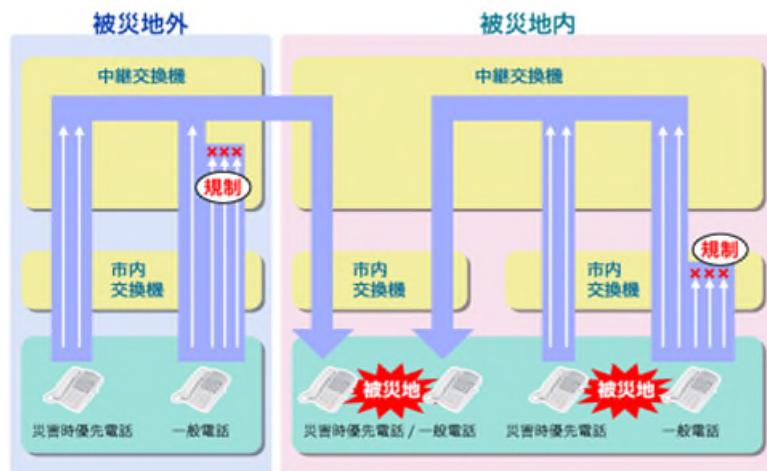
6 情報通信手段の充実

(1) 災害時優先電話の活用

東日本電信電話株式会社では、大規模な災害が発生した際、災害時に被災地への安否の問合せ等で電話が急増し、交換機の処理能力を超えてシステムダウンとなるおそれやネットワーク全体に影響を及ぼすおそれがある場合には、警察機関・消防機関等の緊急通信や重要通信を確保するために、電気通信事業法第8条により一般の通話を制御する場合があります。

その代わりに、災害時において通話制御を受けない電話として災害時優先電話が設けられている。町や消防組合等については、電気通信事業法において指定対象機関として位置づけられており、災害等の緊急時には、緊急通報等の重要な通報について優先的に取り扱うことができる。宮代町では、災害対策本部を設置する役場庁舎について、災害時優先電話を整備している。

そのため、災害時の災害の救援や復旧などのための情報伝達手段として、職員へ機能の周知を図る。



<図2-2> 災害時優先電話の仕組み

(2) 特設公衆電話の設置協議

平成23年3月11日に発生した東日本大震災時には、固定電話や携帯電話等の一般公衆回線の使用制限等により通信ができない状態や、一般加入電話の輻輳等により、電話が繋がりにくい状態になった。その反省を踏まえ、災害時伝言ダイヤルの普及や防災行政無線と連動した安否確認システムの導入、避難所における公衆電話（特設公衆電話）用回線を整備した。

特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用可能であることから、その機能について住民に周知を行う。

(3) 防災行政無線の活用

町は町内 48 箇所に固定系防災行政無線（別冊資料編 資料-13 参照）を設置し、公共施設には戸別受信機を、消防団及び自主防災組織に対しては移動系防災行政無線を配布し、災害時に備えている。平成 29 年度で、これらの防災行政無線に関する整備が終了したことから、今後は、消防団や自主防災組織とともに、防災行政無線が円滑に利用できるよう、地域防災訓練や地区防災訓練等で活用することで、習熟度を上げていくものとする。

また、引き続き、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。さらに防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた場所に設置するように努める。

(4) 防災行政無線テレホンサービス

風水害等の場合、防災行政無線で発信した情報が、風雨の音にかき消されて必ずしも住民の方全てに正確に伝わるとは限らないうえ、一つの情報伝達手段のみに頼るのはリスクが高くなる。

そのため、町では、平成 18 年 1 月より、防災行政無線テレホンサービスを開始した。このサービスは防災行政無線で放送した内容がフリーダイヤルでいつでも確認できるというサービスである。災害時には、住民の方にこうしたサービスも活用していただき、重要な情報の入手に努めていただくよう今後も引き続きサービスの周知・徹底を図っていく。

(5) インターネット等による情報の伝達の拡充

防災行政無線は受動的情報伝達手段であるが、能動的情報伝達手段である防災行政無線テレホンサービスやホームページ、防災ツイッター、緊急速報メール等により防災行政無線で放送した内容を公開することで、インターネットを利用したサービスについて周知と利用の徹底を図っていく。

また、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、スマートフォンアプリや SNS（ツイッター、LINE）なども活用して情報伝達の拡充を図っていく。

(6) 事業者との協定による情報の伝達の拡充

町では、平成 18 年 3 月に三国コカ・コーラボトリング株式会社（注1）（以下「三国コカ・コーラ」という。）と防災協定を締結した（別冊資料編 協定-9 参照）。

三国コカ・コーラと防災協定を締結したのは、単に災害時の飲料の提供ということのみならず、同社においてメッセージボード付の自動販売機を開発したことから、それを町が防災や防犯、その他町事業の情報提供に無償活用できるため、協定を締結したものである。

これにより、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、インターネットに加え、災害時における第 4 の情報伝達手段として位置づけ、条件が整った避難所について設置していくものとする。

(7) 各種通信設備の使用マニュアルの整備

災害時において、防災行政無線はもちろんのこと、県と結んでいる地上系/衛星系防災行政無線等の主要な機器が円滑に使用できるよう、平常時からマニュアルを作成しておくとともに、担当職員は運用訓練を実施しておく。

（注1）現 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

7 職員の防災能力の向上

職員に対して非常参集訓練、地域防災計画に基づく図上訓練等をはじめ、危機管理研修等、災害時に対応するための各種訓練・研修を毎年計画的に実施する。あわせて、これらの研修・訓練を常に検証することで、計画の不備、課題について把握するとともに、職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

家庭において建物の耐震改修工事や家具の転倒防止等の対策が不十分であると、職員自身やその家族が災害によって甚大な被害を受ける可能性が高くなる。そこで、職員の家庭における建物の耐震化や家財の点検、非常持ち出し用品の点検、避難ルート・避難場所の事前確認等の安全確保に向けた対策の実施が徹底されるよう職員に対して周知を図っていく。

(2) 防災研修の実施

住民の生命、身体及び財産を守っていくために職員の果たす役割と責任は非常に大きいといえる。このことは、近年の災害において地方自治体に迅速かつ的確な対応が求められていることや道義的責任が社会的に高まっていることから明らかである。

そのため、以下の研修を実施し職員の防災能力を高めていくものとする。

① 全体研修

災害や災害対策に関する基本的な事項を理解するとともに、職員として災害時にどのような対応や行動をしなければならないか、また災害時にはどのような状況になるのか等といった基本的な事項についての研修を行っていく。

また、実施にあたっては、県や消防組合、専門機関等の協力を得ながら、全職員を対象として実施するものとする。

② 幹部職員研修

幹部職員は、災害時には防災計画や各種マニュアルに基づいて災害時の応急活動を行わなければならないが、実際にはマニュアルに書いていないことや想定外のことが連続して発生することがある。しかも、想定外のことであっても、その場で判断し、チームスタッフに的確な指示をしていくことが迫られてくるものと思われる。

そのため、町幹部職員（課長・副課長・室長・主幹級）にあっては、全体研修とは別メニューで災害時対応の研修を実施していくものとする。

さらに、災害時に特に重要な対応をしていかなければならない部門の職員については、必要に応じて県や専門機関が主催する研修に派遣していくものとする。

③ 一般職場研修

一般職場研修については、防災計画や各課で定めた個別マニュアルに基づき、その職場における責任者の指示のもと、防災に関する知識や技術について習得できるよう個別に実施していくものとする。

④ 専門研修

平成17年度より全職員を対象とした普通救命講習会（普通救命講習Ⅱ）を実施しており、その後も、4年ごとにローリングで再受講をすることで、救命能力の向上を図っていく。

また、特に防災担当職員にあっては、専門知識、技術の習得が求められるため、県主催の災害時リーダー養成研修やその他専門研修機関が実施する研修に積極的に参加するものとする。

(3) 災害対応マニュアルの見直し

突然襲ってくる災害に対応できるよう、平成20年度にそれぞれの課の立場に応じた個別の災害対応マニュアルを策定した。このため、新たな課題等が生じた場合には、見直し作業を行っていくものとする。

(4) 職員の初動活動マニュアル・各専門活動マニュアルの見直し

「災害時職員対応マニュアル」については、改訂後の地域防災計画にあわせて改訂を行っていくとともに、関係各課で実施していかなければならない初動活動マニュアルについても、必要に応じて見直しをするものとする。

(5) 地域防災訓練への参加

町では、年1回地域防災訓練を実施している。この防災訓練は、町内の消防団の分団区域ごとに町と消防団、分団区域の自主防災組織により実行委員会形式で実施しているものである。この訓練では、自主防災組織を中心に訓練を行っており、平成18年度からは従来の方式と比較してより多くの人が参加し、体験できる訓練に変更したところである。

地域防災訓練は、災害時を想定した重要な訓練であることから、その趣旨を鑑みて、町内に居住する職員については、住所地のある分団区域で防災訓練が開催される場合には、訓練への参加を要請し、町外に居住する職員についても、できる限り訓練に参加するよう要請するものとする。それにより、災害時における職員の対応能力の向上を図っていくものとする。

(6) 個別訓練の実施

① 情報収集・伝達訓練

災害時に必要な情報の収集や移動系防災行政無線を使用した通信連絡訓練や非常通信訓練について、町民生活課及び税務課が中心となり、関係各課と連携してこれらの訓練を行っていく。

【訓練の種類】

- ・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用することで、点検と性能の維持を図る
- ・気象の予報・警報、重大事故等について通知及び連絡をする
- ・被害の状況及び処置について報告及び連絡をする

② 避難所開設・運営訓練

大規模災害が発生した場合には、避難所の開設が求められることから本格的な避難所開設訓練の実施が必要である。このため、災害時に避難所としての活用を予定している施設を利用して避難所宿泊訓練を実施することで、より実践的な訓練となり、職員の防災意識の向上を図るものとする。

③ 水防訓練

水防法第4条の規定により指定された水防管理団体は、同法第32条の2の規定に基づき、水防訓練を毎年実施する。

訓練は出水期前に実施することとし、町長が要領を定め、必要に応じて見直しを図るものとする。

④ 応急復旧訓練

町は県土整備部震災活動指針に基づき、道路等の被災状況に関する情報の収集、指揮命令、応急復旧のための訓練を、県、警察機関、消防機関、協定締結団体等の関係機関と連携して実施する。

(7) 災害救助法の習熟

① マニュアルの整備

福祉課は、災害救助法の内容について課内で勉強会等を行い、平常時より役割分担、災害救助法申請手続き等について確認するとともに、マニュアルの整備等を行い、緊急時に対応できる体制を整備する。

② 災害救助法研修会への参加

県や防災関係機関が主催する災害救助法等の研修会について、積極的に担当職員を派遣するものとする。

③ 必要資料の共有化

県が資料として県内自治体に提供している災害救助法に関する資料について、関係各課で保管し、情報の共有化をあらかじめ図っておく。

④ 図上訓練の実施

職員は、必要に応じて町民生活課や県、自衛隊と連携を図り、災害が発生した場合を想定した災害救助法に基づく各種申請についての図上訓練を行うことで、課題点を発掘し、これに対する対応力を高めていくものとする。

(8) 被災者生活再建支援法の習熟

① マニュアルの整備

福祉課にあっては、被災者生活再建支援法の内容について各課で勉強会を行う等し、平常時より災害時における役割分担を確認するとともに、被災住宅の被害度判断等についてマニュアルの整備等を行い、緊急時に対応できる体制を整備する。

② 被災者生活再建支援法研修会への参加

県や防災関係機関が主催する被災者生活再建支援法の研修会等に積極的に担当職員を派遣するものとする。

③ 必要資料の共有化

県が資料として県内自治体に提供している被災者生活再建支援法に関する資料について、関係各課で保管し、あらかじめ情報の共有化を図っておく。

④ 図上訓練の実施

職員は、必要に応じて町民生活課や県、自衛隊と連携を図り、災害が発生した場合を想定した被災者生活再建支援法に基づく各種手続きや申請についての図上訓練を行うことで、課題点を発掘し、これに対する対応力を高めていくものとする。

(9) 災害時の心のケア実施職員の育成

町は、病院等経営者や埼玉県立精神保健福祉センター等と連携を図り、災害時において罹災者に対して適切な精神的支援を行うことが出来る職員の育成に努める。

【総務課、町民生活課】

8 町の業務継続計画（BCP）の策定と運用

震度5強以上の地震が発生した場合、町は、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために必要な業務として定めた非常時優先業務を除いて通常業務を中断し、情報収集や当面の応急対策等の災害業務に専念することとなるが、できるだけ早期に通常業務を再開して、住民の日常の生活について復旧と復興に努める必要がある。このため、町では、宮代町業務継続計画を平成25年度に策定し、同計画に基づき、速やかに通常業務の継続が図れるよう、計画の検証や見直し等に努める。

【住民課】

9 住民基本台帳情報の提供体制の整備

住民基本台帳情報の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）は、罹災者台帳の作成に際し必要な情報であり、罹災者台帳の申請に係る審査、事実確認等に活用できる（注1）。このため、発災後に円滑に運用できるよう、平常時より災害時でも住民基本台帳ネットワークシステムが利用できる体制を整えておく。

【企画財政課】

10 情報システムやデータのバックアップ対策

町は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステムの継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データのバックアップを徹底する。

【総務課】

11 応急対応、復旧復興のための人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整える。

【町民生活課】

12 専門的技術職員による相互応援体制の整備

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び市町村が連携し、体制を確立する。

【応援活動の種類と機関】

- ・災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ・保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ・被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
- ・災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

（注1）住民基本台帳法別表第1から別表第5までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号）

13 応援受入体制の整備

町は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ応援・受援計画を作成し、受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等
- ・防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

町は、応援受入体制の整備のため、次のような対策を実施する。

- ・「埼玉県広域受援計画」を踏まえ、広域受援計画の策定に努める。
- ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- ・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- ・情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第2節 調査研究

災害に関する調査は、その対策を講じていく上で欠かせないものであり、地政学的な調査から災害に備えた予防対策、災害が発生した後の応急対応等がある。具体的な調査内容としては、国内で発生した災害事例や町内における災害危険要因等があり、これらについて幅広く調査を行っていかねばならない。

しかしながら、これら全てを町単独で調査研究を行っていくことはマンパワーの面、技術的な面、あるいは予算的な面で限界もあることから、国、県及び特定研究機関の実施した調査を活用するとともに、町及び関係機関と連携を図りながら、効率的・効果的な調査研究を行っていくものとする。また、調査研究の結果及び結果に基づく対策の構築については、適宜、防災会議に諮っていくものとする。

【総務課、町民生活課】

1 基礎的調査研究

(1) 地質・地下構造調査

地質・地下構造等の調査については、国及び県においても実施しており、こうした調査結果を町の防災対策の基礎資料として活用していくとともに、住民に対して広報紙やホームページを通じて周知を図っていく。

(2) 平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の公表

平成24・25年度に県が実施した地震被害想定調査の内容については、これまで広く住民に公開していなかったが、住民にとって身近で重要なデータであり、防災に関する知識の普及や意識の啓発を図るうえで有益であることから、広報紙やホームページ、宮代町自主防災組織連絡協議会等で周知を図り、防災学習の基礎資料としていく。

【町民生活課、まちづくり建設課、消防組合】

2 災害に関する調査研究

(1) 建築物等の耐震・耐火に関する調査研究

建築物や工作物等の倒壊による二次災害の発生、緊急物資の搬入経路や被災者の救出・搬送経路の遮断等を未然に防ぐために、県等と連携を図るとともに、必要に応じて調査研究を進めていく。

(2) 地震火災に関する調査研究

関東大震災の際は、地震に伴い建物が倒壊し、倒壊した建物からの出火によって火災旋風が巻き起こり、二次被害により多くの方が亡くなった。町内においても、人口が密集している地域では同様の被害が生じるおそれがあるため、県の調査報告をもとに研究を進めるとともに、今後、消防組合や専門機関と連携を図り、必要に応じて調査研究を進めていく。

(3) 避難住民の安全確保に関する調査研究

住民が避難する際に安全に避難できるよう、避難所や避難路の安全性、円滑な誘導方法について専門機関と連携を図り、安全確保に関する調査の実施やシミュレーションを行っていく。

(4) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

災害発生時には災害の特性に応じて応援対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが重要である。そこで緊急輸送を行うための、緊急輸送路や鉄道といった交通手段の確保、防災拠点との連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通ルートの事前設定、その他に災害時におけるルート表示の方法についても研究を進めていく必要がある。

また、その際には、全国各地からボランティアの方が集まってくることから、マスコミも主要な防災拠点に集中する可能性が考えられるため、これらの車両等が円滑な緊急輸送の妨げとなることも問題視されている。

そのため、こうした課題も視野に入れ、県や指定公共機関、指定地方公共機関等と協議を進め、必要な対策を立て、災害に備えて事前に定めていく。

(5) 災害情報の伝達等に関する調査研究

災害時には、迅速かつ正確に災害情報を伝達する必要があるが、特に風水害時にはその伝達する基準が明確でないため、問題視されている。

また、逆に災害が発生した際の被災地の情報や災害活動情報については、情報の入手・伝達方法の確保が重要であり、かつその後の応急対応にも欠かせない事項である。

そのため、これらの情報の伝達方法について災害の特性にあわせて調査研究を行うとともに、必要に応じて自主防災組織の代表者とも協議を行っていく。

(6) 洪水ハザードマップの作成と公表

平成17年7月1日の水防法一部改正により、今まで努力義務となっていた洪水予報等の伝達方法や避難場所、主要河川が破堤した場合の浸水想定区域を記した洪水ハザードマップの作成が義務化された。

町は平成18年度に洪水ハザードマップを作成し、平成19年4月に全世帯に配布を行うとともに、ホームページでも情報を公開した。

その後、国土交通省、埼玉県が洪水浸水想定区域を見直し、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を公表したことを踏まえ、町では、令和2年度に想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップの見直しを行った。更新した洪水ハザードマップを活用し、自主防災組織連絡協議会等でも、風水害に対する研修会を行っていく。

(7) 地震ハザードマップの作成と公表

阪神・淡路大震災の際に犠牲者の約8割が住宅等の倒壊による圧死だったということを踏まえ、住宅等への耐震化を促すためにも、その基礎となる地震ハザードマップに関する作成技術資料が平成17年3月に内閣府から出された。

また、埼玉県においても、地域の安全性を高めるために震災予防施策として平成19年度から2ヶ年度で県下全域の市町村において地震ハザードマップを作成することを促進するため、「ふるさと創造資金 震災に強いまちづくり支援事業」が改正された。宮代町においても、これらのことを踏まえ、平成19年度に地震ハザードマップを作成し、平成20年4月に全世帯に配布した。

その後、平成26年3月に埼玉県より「埼玉県地震被害想定調査」が公表されたことを踏まえ、宮代町では令和2年度に地震ハザードマップの見直しを行った。

更新した地震ハザードマップをもとに、町内の揺れやすさ、建物倒壊危険度の周知を図り、地震災害対策を進める。

今後は、このマップは町内の旧耐震に基づく建物の耐震化の基礎資料として活用していく。

第3節 緊急対策活動のための準備

【税務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課】

1 災害情報の収集・伝達体制の整備

(1) 人的被害・建物被害に関する情報収集体制の整備

税務課は、災害時における人的被害・建物被害の情報が円滑かつ効率的に実施できるように、情報収集体制の確保に努めるものとする。また、各課は税務課に積極的に協力するものとする。

なお、すべての職員は、発災時に適切に行動できるよう、平常時から町内の状況等を常に意識して業務にあたるものとする。

また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成

税務課長は、町民生活課と協力して、発災時に迅速かつ的確に人的被害や建物被害について情報収集活動が行えるよう、平常時から被害情報等の収集・伝達マニュアルを整備しておく。

また、健康介護課、福祉課及び子育て支援課は、避難行動要支援者の避難支援に関し、関係機関との連携、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の共有化を図るとともに、適切な避難指示等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、避難支援プランを策定するための情報伝達マニュアルを、自主防災組織と協力して作成するものとする。

(3) 情報収集・伝達に関する個別訓練

税務課に属する職員は、「被害情報等の収集・伝達マニュアル」をもとに災害情報の収集・伝達訓練を実施し、情報の収集及び伝達の習熟を図る。

また、定期的に情報収集・伝達訓練を実施することで課題を発見し、それを踏まえて、その都度マニュアルの改訂を行っていくことで、課題の解消に努めるものとする。

【町民生活課、消防組合、消防団】

2 消防活動体制の整備

(1) 消防力・消防水利の充実

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設、消防水利等の充実を図るため、消防組合と協議を行い、計画的に整備を進めていく。なお、情報通信体制については、今後、高機能消防指令設備を計画的に整備することになるが、消防救急無線については、平成26年度にアナログ波からデジタル波への移行が終了している。

(2) 消防団の活性化と育成

町は消防力の強化のため、消防団の施設（詰所）の建て替え、耐震工事、車両の更新、装備の充実を計画的に実施するとともに、教育・訓練体制の充実を図る。加えて、消防組合や消防団との協議のうえ、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図る。また、広報紙やホームページを活用して、女性や大学生といった幅広い層に入団促進の働きかけを行うとともに、機能別団員、分団制度の活用等、消防団の活性化とその育成を進め、6分団制の維持に努める。

消防水利については、消火栓が使用不能となった場合に代替水利の確保に努めるとともに、消防自動車による連携訓練を実施し、災害時に向けた体制作りを努めていく。

(3) 消防団、自主防災組織との協力体制の整備

実際に大規模災害が発生した直後は、地域に密着した消防団が率先して人命の救出・救助活動にあたるのが考えられるため、これら消防団と自主防災組織との協力体制について、地域防災訓練や地区防災訓練等を通じて構築しておくものとする。

【町民生活課、消防組合、消防団】

3 救出救助、救急体制の整備

(1) 救出隊の整備

災害発災後の初期においては、消防団及び自主防災組織が連携して、地域住民の救出・救助を行うことが考えられるため、円滑に救出・救助体制ができるように救出隊の組織編成について平常時より検討しておく。

(2) 救急用資機材の整備

同時多発が予想される被害に対して迅速かつ的確に人命の救助ができるよう、消防組合や消防団における救急用資機材の整備はもちろんのこと、各自主防災組織においても計画的に救急用資機材を整備するよう、補助金を交付することで支援していく。

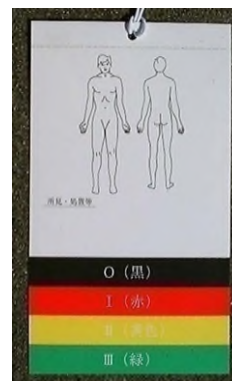
また、重機等については、町内の建設業者自らが所有する重機で災害時に救出・救助活動ができるよう町と協定を締結し、協力体制を確立していく。

(3) 応急手当法の普及・啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要なことである。そのため、町は消防組合と連携して各地区の自主防災組織や職員、その他一般の住民を対象とした普通救命講習等の実施により、応急手当に関する技術の習熟が図れるよう努めていく。

(4) トリアージタグの備え

同時に多数の負傷者が発生した現場においては、消防組合の救急担当職員が医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。しかし、消防組合の救急担当職員も人数に限りがあるため、平常時より町の保健師もトリアージタグについて調査研究を行い、認識を深めるものとする。



<図2-3>
トリアージタグ

【町民生活課、健康介護課】

4 医療救護体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

町は、病院等経営者、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

【初期医療体制に係る計画の内容】

- ・救護所の設置
- ・救護班の編成
- ・救護班の出動

- ・ 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- ・ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

(2) 病院等経営者への災害医療に関する協力要請

町内で負傷者が多数発生した場合は、県に対して医療救護班を要請し、県は関係機関に保健医療活動チームの派遣等（埼玉DMAT、埼玉DPAT、埼玉DHEAT等）の協力を要請する。それとともに、病院等経営者に協力を仰ぐこととなる。病院等経営者と県医療救護班は、応急処置、トリアージ等を実施する。

また、災害時には、公設宮代医療福祉センター六花を災害医療拠点施設として位置付けるが、町内の医療機関については、各医師が自院において最善を尽くすことを基本とする。ただし、各医師は災害対策本部から要請があった場合には、可能な範囲で災害医療拠点施設である公設宮代医療福祉センター六花で、状況に応じた応急対応を行う。

(3) 医療機関への搬送体制の整備

災害が発生した場合、多数の重軽傷者が発生する可能性がある。その際、過去の災害では、特定の大きな病院に負傷者が集中し、十分な人命救助ができなくなることが予想される。

そのため、あらかじめ病院等経営者とも調整を行い、軽傷者を受け入れる医療機関と中・重傷者を受け入れる医療機関とを機能別に定めておく必要がある。また、こうした情報を地震ハザードマップ等に掲載し、事前に住民に周知しておく必要がある。

また、町内のみではこれら中・重傷者の対応が困難なことが予想されるため、町外の医療施設への搬送体制についても整備する必要がある。なお、災害時には道路の寸断、橋の落橋等が起きる可能性も考えられるが、その場合には、限られたルートに交通が集中し、人命救助を迅速かつ的確に行えないことも予想されるため、最悪の場合を想定し、他県からの応援を受け入れられるようヘリサインの整備をはじめ、県や自衛隊のヘリコプターによる搬送ができる体制を整える。

地震などの大災害が発生し、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、県は災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備する。

(4) 医薬品取扱業者との協定の締結

災害時には、医薬品が一時的に不足することが考えられるため、健康介護課は医薬品を速やかに調達できるよう県と調整を行う。

また、医薬品等について、健康介護課は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のために必要となる医薬品等を備蓄する。

なお、幸手保健所並びに各医療機関に備蓄されている医薬品及び医療用資機材の使用について、必要に応じて協力を依頼することで使用できるよう、あらかじめ調整しておく。

(5) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、自主防災組織等が、救護所等において軽傷者に対し自主的に応急救護活動を行うよう指導することで、県医療救護班の負担の軽減に努める。

(6) 埼玉県下消防相互応援協定による応援出動

町は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請することができる。

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課】

5 避難活動体制の整備

(1) 避難計画等の策定

① 避難計画の作成

町は、以下に示す内容を避難計画に定め、自主防災組織が作成する個別支援計画に避難組織の設立を求めるものとする。

また、避難行動要支援者の円滑な避難を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、福祉避難所を指定する。

【避難計画で定める主な内容】

- ア 高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- オ 避難所の管理・運営に関する事項

② 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

ア 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等

イ 高齢者施設、障がい者施設及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
ウ 高層ビル、地下街及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等

エ 工場、危険物保有施設においては、従業員、周辺住民の安全確保のための避難方法、町、警察機関、消防機関との連携等

③ 公立学校等の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、地域防災計画に基づき、消防機関、警察機関、町及び自治会等と密接な連携のもと、安全の確認に努めるとともに、避難所等では、保護者に連絡し、児童・生徒の安全について周知徹底を図る。

④ 要配慮者利用施設の避難確保計画

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法や介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

町は、水防法にて義務付けられている、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認する。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の指定と確保

当町における指定緊急避難場所及び指定避難所については、「第6編 資料-3」のとおりである。今後については、民間企業とも連携をとって、公設の避難所のみならず、民間施設を避難所として使用できるよう災害時の協力を呼びかけていく。

① 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、大規模火災等の災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、避難場所を指定し、必要に応じて見直すこととする。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

【指定緊急避難場所の指定基準】

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のア～ウの条件を満たすこと

地震を対象とする避難場所については、次のア～オの全ての条件を満たすこと

ア 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること

イ 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること

ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること

エ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること

オ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

カ 臨時ヘリポート（飛行場外発着場）あるいはヘリコプター着陸可能地点付近であること

キ 対象とする地区の住民を収容する広さを確保していること

ク 危険物施設等が付近にないこと

ケ 地区の住民がよく知っている場所であること

② 指定避難所の指定

町は、被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図るため応急生活を行う場所で次の要件の全部又は一部を満たす施設を指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。）として指定する。町は、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

以下の指定基準の他に新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等も踏まえるものとする。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、自主防災組織、町職員、学校教職員などの指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

【指定避難所の指定基準】

- ア 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること
- イ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建築物等（学校、公民館等）を指定すること
- ウ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること
- エ 余震等による落下物（天井材、照明等）等、二次災害のおそれがない場所が確保できること
- オ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること（避難者の必要面積は概ね1人当たり2m²とする ※新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策時には避難者同士の間隔を2m程度確保する。）
- カ 発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること
- キ 物資等の運搬にあたる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。また、主要な道路等と緊急搬出入アクセスが確保されていること
- ク 環境衛生上、問題がないこと

③ 避難路の確保

町は、状況に応じ、次の基準で避難路を選定し、確保するよう努めるものとする。

- ア 避難路は、相互に交差しないものとする。
- イ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ウ 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得る。
- エ 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

町は、災害時の避難行動を確保するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、避難路に指定した道路の管理者等に協力を要請する。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の避難所を問い合わせる電話が役所に殺到し、職員がその対応に追われ、必要な情報連絡に支障をきたした。そのため、指定緊急避難場所、指定避難所について平常時から次の方法で周知を図っていく。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- ① 広報紙
- ② ホームページやアプリケーション等
- ③ 案内板の設置（誘導標識、避難所案内図、避難所標示板）
- ④ 地域防災訓練
- ⑤ 洪水及び地震ハザードマップ並びにその他災害用パンフレット
- ⑥ 自主防災組織による地区防災訓練

6 緊急輸送道路の確保体制の整備

(1) 緊急輸送道路の指定・追加

災害発生初期は、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等における輸送方法については陸上輸送が主となる。そのため、災害発生時に、外部との流通の要となる主要道路について、平常時に優先順位を指定しておくとともに、災害により道路が寸断され、倒壊した建物等によって通行が不能となった場合を踏まえ、他の道路より優先的に応急復旧する道路をあらかじめ指定しておくこととする。なお、町の災害時緊急輸送道路は、「第6編 資料-4」のとおりである。

また、緊急輸送道路指定の基準は次のとおりである。

- ① 消火活動、救出活動上重要な道路
- ② 緊急医療上重要な道路（基幹病院へ通じる道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）
- ③ 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- ④ 広域応援受入れ上必要な道路

(2) 緊急輸送道路に対する取組

① 緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された道路の管理者は緊急輸送道路に指定された道路構造物について、災害時においても輸送、救出活動等に支障が出ないよう耐震性の向上を図る。

② 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

まちづくり建設課は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化対策として、閉塞するおそれのある建築物について耐震化を促進するにあたり、地震により道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするため、一定の要件を満たした建物の耐震診断及び耐震改修工事に対して補助金を交付する。

③ 下水道のマンホールの耐震化

下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止に関する対策を実施し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

④ 危険箇所の調査、応援体制の整備

道路管理者は、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所についてあらかじめ調査し、検討を行うものとする。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

(3) 緊急輸送道路の緊急復旧体制の整備

まちづくり建設課は、町内の建設土木事業者等と平常時より協定を結び、災害時における緊急輸送道路の応急復旧体制を確保しておく。

また、平常時より、町内の建設土木業者等と緊急輸送道路についての情報を共有化しておくとともに、その他の支線となる道路についても優先順位を決めて迅速な復旧活動ができる体制を整えておく。

(4) 通行止め標識等の備え

まちづくり建設課は、災害時に、必要に応じて町が管理する道路について道路法第46条に基づく道路通行の禁止又は制限を行う可能性がある。そのため、平常時より必要な通行止め看板等について用意しておく。

(5) 応急復旧資機材の整備

まちづくり建設課は、平常時から宮代町建設土木事業者協力会等と連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行い、応急復旧資機材の整備に努めるものとする。また、発災時に応急復旧活動が円滑に行えるよう、各道路管理者と事前に調整を行うものとする。

【町民生活課、まちづくり建設課】

7 緊急輸送体制の整備

(1) 事業者との協定締結

町民生活課は、応急対策を行っていくうえで、関係各課に町内の土木建設業者、トラック協会等の所有する車両が必要になる活動について意見を求めるとともに、その意見を取りまとめて、配車計画を作成し、対象となる事業者と緊急通行車両の活動内容について協議を行う。

なお、それに伴う燃料については、平成24年に町内のガソリンスタンド事業者と防災協定の締結を行っており、町及び消防機関への優先的な燃料供給だけでなく、帰宅困難者が飲料水、トイレ、災害に関する情報、休憩の提供を受ける帰宅支援ステーションの設置体制もあわせて整備した。

(2) 緊急通行車両の事前届出

大規模災害が発生し、緊急の必要があるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急車両以外の車両について道路の通行を禁止し、又は制限することができるとされている（災対法第50条）。そのため、通行が必要な場合は標章及び証明書が必要となってくるが、交付手続きを簡素化するため、事前届出の制度が定められているので、庁有車については、あらかじめ届出をし、交通規制がなされた場合でも円滑に通行できるようにしておく。

(3) ヘリコプター離発着体制の整備

現在、緊急時ヘリコプター離発着場として「はらっパーク宮代」、「百間小学校」、「宮代町総合運動公園」が指定されており、それぞれの施設に看板等も設置されているところであるが、災害時に十分な機能を果たせるよう広報等を活用し、一層の住民への周知を図るとともに、実際に災害が発生した場合は、県等とも連絡を取り合い、必要な人員を現地に配備し、事故のないよう安全を確保できる体制を整える。

また、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動の迅速化に資することを目的に、町が所管する公共施設の屋上等へのヘリサインの整備を図る。

(4) 輸送施設・拠点の確保等

県及び町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

8 帰宅困難者対策

町は、帰宅困難になった場合の対応方法等について啓発するとともに、災害における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援を関係機関と協議し実施していく。

(1) 帰宅困難者の定義

地震等の大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止することにより、外出先で足止めされることになる。帰宅困難者とは、自宅までの距離が長距離であるために徒歩での帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

① 地域の災害対応力の低下

大規模地震等の発生直後は、多数の町民が帰宅できなくなることから、地域の災害対応力が低下する。

② 非居住者の増加

町内には、大学や高校、事業所、遊戯施設があり、町外からの訪問者も多いが、発災時は、これらに訪問された方が町内に足止めとなるだけでなく、発災に伴う鉄道の運休により、鉄道の利用者が町内の駅で下車を余儀なくされるおそれもあることから、多くの帰宅困難者が町内に滞留することが考えられる。

③ 都内帰宅困難者

埼玉県民が都内において帰宅困難者となる人数は推定 82 万人であるが、都内全体においては 517 万人と推定されており、都内では大混乱になることが予想される。あわせて、両親が帰宅することができないことにより、自宅へ帰れない児童・生徒が大量に発生する。

(3) 一斉帰宅の抑制

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅等で大きな混乱が生じ、救出・救助等の災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図るものとする。

(4) 一時滞在施設の確保

町は、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を各駅の近隣に確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、広く安全な施設とし、飲料水、食糧等の必要な物資を備蓄する。また、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の調達方法等を定めておくものとする。

(5) 帰宅困難者対策

町は、平常時から杉戸町、東武動物公園駅、周辺事業者（東武動物公園・宮代高等学校・日本工業大学を含む）等と情報交換を行い、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制づくりに努める。

(6) 帰宅困難者等への啓発等

① 住民への知識の普及や意識の啓発

自助の観点から「自分の身は自分で守る」ことを基本とし、徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、徒歩帰宅経路の事前確認、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板等を利用した安否確認の方法等について、広報紙等を活用して周知することで、防災に関する知識の普及や意識の啓発を図る。

【徒歩帰宅の心得7カ条】

<留まる>

- 1 連絡手段、事前に家族で話し合い
- 2 携帯も、ラジオも必ず予備電池

<知る>

- 3 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
- 4 災害時の味方、帰宅支援ステーション

<帰る>

- 5 職場には、小さなリュックとスニーカー
- 6 帰宅前には、状況確認
- 7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

② 事業所への啓発

事業者は、大規模災害の発生時に社員の帰宅を奨励することで、いたずらに帰宅困難者を増やすのではなく、社員を事業所内に留めることで、不要な混乱に巻き込まないように努める。また、事業所においても、社員が家族と安否確認ができる体制を整えるとともに、非常食や飲料水、携帯トイレ等の備蓄に努めるものとする。このほか事業所は、駅前に滞留した帰宅困難者への対策として、町や鉄道事業者との合同訓練を行う。

(7) 災害用伝言ダイヤル等の周知

東日本電信電話株式会社では、発災時に被災地へ安否確認の電話が殺到することから、災害対策用全国利用型伝言ダイヤル（ボイスメール）及び災害用伝言版（web 171）を整備している。これは、電話番号をキーにして被災地にいる家族が自身の安否情報を録音し、それを町外にいる家族が再生することで被災地にいる家族の安否を確認できるというものである。

例) 171-1-0480-〇〇-〇〇〇〇 メッセージ 30秒以内 録音

171-2-0480-〇〇-〇〇〇〇 再生

また、震度6弱以上の地震等大きな災害が発生した場合、NTTドコモ、ソフトバンク、auは被災者自身の安否情報の登録をすることができる災害用伝言板サービスも整備している。

【まちづくり建設課】

9 被災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、地震災害発生時に応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制として、被災建築物応急危険度判定士ネットワークを構築している。

地震発生後は多くの判定士が必要となることから、発災後の判定活動が円滑に実施できるよう、町は、職員に応急危険度判定訓練等の研修参加を促進する。

第4節 生活維持活動のための準備

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

1 広報活動体制の整備

町は、指定避難所、福祉避難所、関係機関、住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、災害情報コモンズ(L-A L E R T)、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ(テレビ埼玉データ放送サービス)、防災ポータルサイト、登録制メール、緊急速報メール、SNS等を有効に活用する。

(1) 緊急地震速報と全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の運用

気象庁で運用されている緊急地震速報と全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、災害発生時の早期対応行動の習熟を図る。

(2) 防災行政無線マニュアルの整備

災害の初動期においては、防災行政無線を用いた広報活動が大きな役割を果たすことが予想される。そのため、町民生活課は、平常時から防災行政無線を迅速かつ正確に活用できるよう操作マニュアルを作成しておくとともに、毎月定期的に点検を行い、緊急時に対応できる体制を整えておく。

(3) 広報案文の作成

災害時においては、さまざまな情報を防災行政無線等により広報していくことが想定される。そのため、防災行政無線等による広報が迅速に行えるようあらかじめ広報案文(別冊資料編 資料-18 参照)を作成しておく。

(4) 災害時広報紙の予定原稿の作成

災害時においては、広報紙による広報も情報伝達の大きな手段であり、特に生活維持のために必要な情報が多く掲載されることとなると思われるので、平常時から災害時を想定した広報予定原稿を作成しておく。

また、総務課は、掲載すべき情報について事前にリストを作成しておき、掲載漏れがないよう町民生活課と調整しておく。

なお、必要に応じて災害時臨時広報を発行できる体制も整えておく。

(5) 報道機関による広報の準備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到することで、庁舎内はもとより、庁舎周辺の駐車場、道路、そして避難所等が混乱し、救援物資の搬入や負傷者等の移送に著しい支障を来すことが過去の災害事例から学ぶことができる。

一方で、報道機関からの取材を円滑に対応することは、外部からの救援体制を迅速化するという役割を果たすことができる。

そのため、事前に災害時の報道機関対応場所として庁舎内会議室を充てるものとし、総務課が調整を行うものとする。

(6) 避難所における広報体制の整備

避難所では、避難者が必要な情報を収集できるよう防災行政無線の戸別無線機はもとより、テレビ、ラジオ、掲示板を設置するとともに、インターネットの使える環境の整備について検討していくものとする。そのほかに広報紙・ビラ等の配布等による広報活動も迅速に行えるよう、平常時から広報手段の整備についても検討しておく。

【町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

2 避難所運営体制の整備

(1) 避難所の環境整備

町は、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

指定避難所として利用する公共施設について冷暖房設備、プライバシーの保護に関する設備（間仕切りパネル・簡易更衣室）を計画的に整備するとともに、炊き出しにおける資機材（LPガス、大型鍋等）については、防災倉庫からの調達方法について検討するものとする。

(2) 避難所運営マニュアルの運用

町は、県の「避難所の運営に関する指針」をもとに作成した避難所運営マニュアルに基づき訓練を実施するとともに、随時見直しを行うこととする。

また、町は新型コロナウイルス感染症対策として作成した「新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設運営方針」に基づき、感染症対策等を踏まえた避難所運営を実施する。

【避難所運営マニュアルに定める事項】

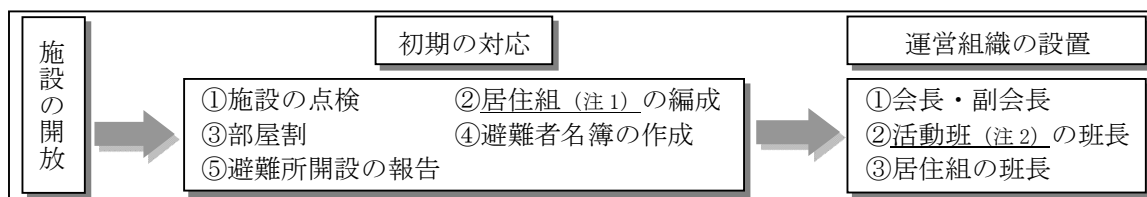
- ① 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ② 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ③ 避難所の管理・運営体制
- ④ 福祉避難所の設置
- ⑤ 災害対策本部との情報連絡体制
- ⑥ 避難長期化の場合における教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- ⑦ 被災者の自立支援

また、マニュアル更新にあたっては、次の事項に注意をする。

【避難所運営マニュアル作成における注意事項】

- ① 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- ② 被災者自らによるお互いの助け合いや共助の精神により自主的な運営を行う。
- ③ 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- ④ 要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- ⑤ 女性、子ども、高齢者、障がい者等のニーズを踏まえて運営する。
- ⑥ 人間とペットが共存していける対策を考える。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に支援を受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。



＜図2-4＞ 避難所開設から運営までの流れ（イメージ）

（注1）地域や集落ごとにまとまったグループで、おおよそ10世帯ごとに分けた集まり。

（注2）自主防災組織及び自治会の役員から選出し、避難所内で発生する様々な活動を項目ごとに分けて作業する。

（3）福祉避難所の選定

発災直後、住民は、指定緊急避難場所から指定避難所に避難することとなるが、介護等の特別な配慮を要する要配慮者については、指定避難所での対応が困難となるおそれがあるため、必要に応じて、福祉避難所を開設し、対応にあたることになる。

要配慮者の迅速な受入れのため、町は福祉避難所の指定避難所との同時開設に努める。

なお、福祉避難所が開設された場合には、福祉課及び健康介護課は、福祉避難所の運営について施設管理者に協力するものとする。

【町民生活課、まちづくり建設課】

3 給水体制の整備

災害時における必要な給水量については、埼玉県地震被害調査（平成24・25年実施）のデータに基づき、当町における最大の被害をもたらすと予想される茨城県南部地震を想定した場合、表2-3のとおり、試算水量が必要になる。

＜表2-3＞ 災害時必要給水量試算表

基準	災害発生からの期間	目標水量 (1人1日あたり) (注1)	水量根拠 (注1)	積算内訳 (注2)
1	3日	30	生命維持に最小限必要な水量	780人×3日×30 =7,0200
2	4～10日	200	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	780人×7日×200 =109,2000 累計=116,2200 ⇒ (7,0200+109,2000)
3	11～21日	1000	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	780人×5日×1000 =390,0000 累計=506,2200
4	22～28日	2500	ほぼ通常の生活に必要な水量	780人×6日×2500 =1,170,0000 累計=1,676,2200

（注1）「目標水量」「水量根拠」については、県防災計画の基準に基づくものである。

（注2）積算内訳の人口については、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成24・25年）における宮代町に最も被害をもたらすと想定されている茨城県南部地震の冬18時、風速8m/sでの1週間後の避難者数780人を基準に試算している。

町では、このような試算をもとに最低限必要な給水量を確保するとともに、早期に上水道施設を復旧すべく次の活動を行っていく。

(1) 給水量の確保

町が保有している水道水貯水施設の能力及び応急給水能力は表2-4及び表2-5のとおりである。

これによれば、飲料水兼耐震性貯水槽のみの容量で220 tあるので、表2-3からすれば、最大想定避難民の生命維持に必要な10日分を大きく上回る給水量を、現在においても確保しているところである。

<表2-4> 水道水貯水施設一覧表

名称	貯水容量	所在地	電話番号
第2浄水場	7,140 m ³	西条原 1568	-
宮東配水場	4,200 m ³	宮東 51	0480-33-5554

<表2-5> 飲料水兼耐震性貯水槽一覧表

場所	所在地	容量	材質
スキップ広場	笠原1丁目 980-1 他	100 m ³	ダクタイル鑄鉄管
須賀小学校	須賀 1425-1	60 m ³	ダクタイル鑄鉄管
姫宮北公園	東姫宮1丁目 688-221	60 m ³	ダクタイル鑄鉄管

まちづくり建設課においては、今後も水道水貯水施設の適正な管理に努めていくとともに、災害時におけるこれらの貯水施設からの給水体制について平常時から万全の体制を整えておく。また、飲料水兼耐震性貯水槽の管理を行っている町民生活課においても、平常時より貯水槽の点検や試験使用、水質検査等を行い、災害時に備えるものとする。

(2) 給水用資機材の整備

まちづくり建設課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水タンク、ウォーターバルーン、給水車、給水容器類（給水配水袋、給水ポリ袋容器）等について整備・充実を図る（注1）ものとする。



<図2-5> 給水活動のようす

（平成19年（2007年）能登半島地震 輪島市門前総合支所 2007年3月26日）

（注）出典：災害情報データベース（財）消防科学総合センター

（注1）まちづくり建設課は、給水車から避難所に設置する中継用の給水タンクやウォーターバルーンについて、水道水供給責任者として一定程度用意する。また、町民生活課は、ウォーターバルーンのほか、個人、又は各世帯対応用の給水袋等についても平常時より備蓄を進めていく。給水にあたっては、住民が給水用容器を持参する必要がないように給水袋での配布を基本とする。なお、給水袋の仕様については、背負いヒモ、持ち手等があり住民が可搬しやすい仕様のもとし、住民の負担軽減に努める。

(3) 民間井戸の活用体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、水道管の破損により断水の可能性があり、危機管理の一環として代替手段を確保しておく必要がある。そこで、現に有効に使用されている民間所有の井戸を震災時に活用するため、次の基準を満たしたものについては「震災対策用井戸」として指定することで、いざというときに使用可能な体制を整えておく。

＜震災対策用井戸選定基準＞

- ① 現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの
- ② 震災時に付近の住民が使用しやすい場所にあること

また、選定した井戸については、次の対策を講じていく。

- ① まちづくり建設課は、震災対策用井戸として利用可能な井戸を保有している個人、又は事業者と災害時における井戸水の利用協定の締結を行う。
- ② 利用協定を締結した井戸のうち上水として利用可能なものについては、自主防災組織等を通じて、近隣住民へ周知を図る。

(4) 浄水機の設置

避難所等において、万が一上水の供給が不足する場合は想定し、避難所に浄水機(注1)を設置し、中水でもろ過して浄水として利用できる体制を整えるとともに、地域防災訓練等において操作訓練を行っていく。

(5) 災害時マニュアルの作成

地震災害時に破損した水道管の早期復旧、避難所及び避難者に対して給水活動を迅速かつ円滑に実施できるよう平常時よりマニュアルの作成を行い、これに備えていく。

(6) 耐震性貯水槽の整備

町は、近くに浄水場や給水所等がない地域に耐震性貯水槽等の整備を進めていく。

(7) 検水体制の整備

町は、耐震性貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川等水源の飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

【町民生活課】

4 食料の備蓄

(1) 備蓄数量

食料の備蓄及び調達原則として町が行うものとし、県はそれを補完する体制とする。また、備蓄する食料数については、避難者用に1.5日分以上(県の1.5日分以上の備蓄とあわせて合計3日分以上)、町の災害救助従事者用に3日分以上の食料とする。なお、住民自身が備蓄する食料については最低3日間(推奨1週間)分を目標とする。

(注1) 水をろ過して飲料水として利用できるようにするもので、町では4機保有している。

<表2-6> 災害時食料備蓄分担表

供給対象者	町	埼玉県	合計	住民
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分	最低3日分 (推奨1週間分)
災害救助 従事者	3日分	-	3日分	-

町では、これまで平成19年に県が行った地震被害想定調査に基づき、約7,000人の避難者・災害救助従事者の1日分(3食)の食料として、約22,000食の備蓄に努めてきた(表2-7)。

しかし、平成24・25年に県が行った地震被害想定調査では、町に最も大きな被害をもたらすと想定されている茨城県南部地震による被害の規模がこれまでより小さく推計され、表2-6に従い計算したところ、宮代町の最大備蓄必要量は4,200食となった(表2-8)。

しかし、風水害等地震以外の災害を含めると、約7,000人の避難者・災害救助従事者が発生する災害は、今後、宮代町においても十分起こりうると考えられることから、当面は、これまでと同様に約22,000食の食料を備蓄するように努めるものとする。

<表2-7> 災害時食料備蓄計算表(町分、平成19年度調査)

茨城県南部地震

- ① 避難者総数(注1) 6,492人×3食×1日分=19,476食
- ② 災害救助従事者数(注2) 649人×3食×1.5日分=2,921食
- 合計=22,397食分≒22,400食分(注3)

(注1) 避難者総数については、埼玉県地震被害想定調査報告書(平成19年)による。

(注2) 災害救助従事者数については、県の防災計画の基準に基づき、避難者数の1割とした。

(注3) 備蓄食料は、アルファ米、ビスケット、乾パン等を組み合わせた形で、規定の備蓄数量を充足するものとする。

<表2-8> 災害時食料備蓄計算表(町分、平成24・25年度調査)

茨城県南部地震

- ① 避難者総数(注4) 780人×3食×1.5日分=3,510食
- ② 災害救助従事者数(注5) 78人×3食×3日分=702食
- 合計=4,212食分≒4,200食分(注6)

(注4) 避難者総数(避難所外避難者を含む)については、埼玉県地震被害想定調査報告書(平成24・25年)による、冬18時、風速8m/sでの1週間後の人数。

(注5) (注6) <表2-7> (注2)、(注3)と同様

(2) 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものを基本とし、避難者の多様なニーズに対応したものとする。なお、アレルギー性疾患等の患者のためにアレルギー対応食品の供給体制の整備も検討していく。

- ① 主食品 乾パン、ビスケット、アルファ米、おかゆ
- ② 乳児食 粉ミルク、液体ミルク、離乳食
- ③ その他 缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(3) 備蓄管理計画

食料の備蓄管理については、保存場所、保存期間、保存数量をデータベースで管理し、備蓄品の更新にあたり、備蓄数量等に空白期間が生じないよう万全の管理体制を整えていく。

また、備蓄する品目については、時代のニーズに応じて適宜内容の見直しをかけていくものとする。

なお、賞味期限が近づいた備蓄品については、自主防災組織が主催する地区防災訓練や、学校等で防災教育の一環として活用することにより、有効に活用していく。

(4) 住民への家庭内備蓄の薦め

食料の備蓄については、原則、町で行うことになるが、町で備蓄できる数量には限界がある。このため、町では、住民に対して最低3日（推奨1週間）分の食料について備蓄するよう広報紙、ホームページ、地域防災訓練等を通じて薦めていくものとする。

(5) 帰宅困難者に対する食料備蓄の推進

帰宅困難者に対する食料の備蓄について、町では現在実施していないところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、宮代町内にある3箇所の駅で通過途中の列車が緊急停車したことで、約250名の乗客が鉄道施設から退去することとなり、町の指定避難所に収容したところである。幸い、住民の避難者がいなかったことから、帰宅困難者に対して、毛布、ビスケット等を支給し一晩収容を行うことができた。今回の経験から、住民以外の避難者への食料等についても備蓄し、確保しておく必要があることがわかったことから、鉄道利用者への帰宅困難者については、東武動物公園駅と協議連携を進めながら帰宅困難者分の備蓄についても計画する。

【町民生活課】

5 生活必需品等の備蓄

(1) 備蓄、調達計画の策定

生活関連物資の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する体制とする。町は、生活関連物資の備蓄数量、品目、場所、指定避難所への輸送方法を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、調達先からの輸送方法、輸送先の物資拠点等を定めた調達計画を策定し、必要に応じて更新する。

(2) 備蓄数量

生活関連物資については、避難者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上を備蓄する。

なお、住民に対して最低3日間（推奨1週間）分の生活必需品について備蓄するよう広報紙、ホームページ、地域防災訓練等を通じて薦めていくものとする。

(3) 備蓄品目

備蓄する品目は、住民が基本的な生活を確保する上で必要、もしくは避難所生活に必要な物資とし、要配慮者や女性に配慮したものとする。

【備蓄品目の例】

- ・毛布、タオル
- ・下着、靴下
- ・簡易食器
- ・懐中電灯
- ・ラップフィルム
- ・おむつ（子ども用、大人用）
- ・生理用品
- ・石鹸
- ・ウェットティッシュ
- ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- ・更衣室等テント、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- ・マスク、防塵マスク、消毒液、スポットクーラー、防護服セット、ストッキング、不織布スリッパ

また、生活関連物資の備蓄にあたっては、今後次のような方法により、内容及び数量の見直しを図っていくものとする。

- ① 避難所運営マニュアルの運用
- ② 避難所宿泊訓練
- ③ 乳幼児、高齢者等の要配慮者や女性に配慮した物資の備蓄の推進

防災倉庫に保管できる数量にも限りがあることから、避難所運営に必要な備品等の新たな保管場所の確保についても、調整を進めていく。

(4) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき生活関連物資を購入・更新し、必要に応じて処分等をするものとする。なお、備蓄する生活関連物資については、災害発生時まで、町の指定する防災倉庫で管理するものとする。

(5) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、生活関連物資を生産・販売する企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活関連物資の調達に関する契約又は協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等に対して災害時の担当窓口の把握に努める等継続的な連携を図る。

【町民生活課、産業観光課】

6 食料・生活関連物資の供給体制の整備

町では、本防災計画に基づき、災害時を想定して備蓄は行っていくが、保管スペースの問題や想定を超える被害規模、あるいは長期化する避難所生活等、想定外のことが起きても対処できるように準備を進めていかなければならない。そのため、食料及び生活関連物資の供給体制について、次のような対策を進めていく。

(1) 食料及び生活関連物資の供給体制の整備

産業観光課は、災害時用の食料の調達先として、南彩農業協同組合、商工会及び新しい村等の町内の事業者と災害時包括協定を結び、町内事業者によるネットワークを活かして食料や生活関連物資について安定して供給できる体制を確保していく。

また、町内外のスーパーや生協等とも協定を締結し、食料及び生活関連物資に関する供給体制の強化を図っていく。

なお、輸送体制については、既に協定を結んでいる埼玉県トラック協会久喜支部や赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部を始め、地元で営業所を構えているヤマト運輸等とも新たに災害時の協定を結ぶことで、輸送力の強化や対応能力の把握を図るとともに、各社が所有する車両の台数や災害時における対応能力についても把握しておくものとする。

(2) 食料及び生活関連物資の輸送集積地の指定

県を始め、町外から大量の食料及び生活関連物資が役場庁舎に集中して届けられた場合、大量の物資の対応に時間を取られることにより、本来必要とされる業務ができなくなったり、届けられた物資により、役場庁舎が混乱に陥る可能性がある。このため、町は、届けられた生活関連物資を整理する輸送集積地をあらかじめ複数指定することで、状況に応じて機能別に活用して、円滑な輸送活動ができる体制を整えておく。

また、輸送集積地に必要な設備やスタッフ等については、あらかじめ選定しておくとともに、必要なマニュアルも整備しておく。

(3) 災害発生直前の未然防災活動（物資支援の準備）

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるように、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

【企画財政課、町民生活課、産業観光課、まちづくり建設課】

7 防災用資機材の備蓄

(1) 備蓄、調達計画の策定

町は、茨城県南部地震による被害を想定し、防災用資機材の備蓄、調達を行う。また、必要に応じて、県に支援を依頼する。

町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、指定避難所への輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、調達先からの輸送方法、輸送先の物資拠点等を定めた調達計画を策定し、必要に応じて更新する。

(2) 備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

【備蓄品目の例】

- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
- ・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー）
- ・道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- ・浄水機 ・発動発電機 ・投光機 ・炊飯器 ・テント ・ブルーシート ・土のう袋
- ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図） ・携帯電話用充電器

(3) 備蓄場所

町は、自主防災組織単位で備蓄場所を整備するよう努める。また、必要に応じて、自主防災組織自身に備蓄場所を整備させることができる。

(4) 備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき防災用資機材を購入・更新し、必要に応じて処分等をするものとする。なお、備蓄する防災用資機材については、災害発生時まで、町の指定する防災倉庫で管理するものとする。

(5) 調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、防災用資機材を生産・販売する企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約又は協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等に対して災害時の担当窓口の把握に努める等継続的な連携を図る。

【住民課、町民生活課、環境資源課、健康介護課】

8 遺体の処理体制の整備

(1) 事業者との協定締結

棺、ドライアイス等、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、住民課はあらかじめ葬儀業者を把握しておくとともに、環境資源課と連携して業者との間に協定の締結を図っておく。

(2) 遺体安置所の選定

大規模災害時には多くの身元不明者（住民とは限らない）の遺体が発生することが予想される。そのため、住民課は、災害時に迅速な対応がとれるよう町民生活課と連携して平常時から遺体安置所を確保・選定しておく。

(3) 遺体処理マニュアルの作成

住民課は、災害時における遺体処理を迅速に行うため、平常時から遺体の処理についてマニュアルの整備を進めておく。また、マニュアルの整備にあたっては、実際に現場対応を行う健康介護課や警察署からも意見を聴取するものとする。なお、マニュアルの整備後は、いざ災害が発生した際に迅速な対応ができるよう住民課はマニュアルの習熟を図る。

【環境資源課、まちづくり建設課、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】

9 災害廃棄物の収集・処理の体制整備

災害発生時において大量に発生する廃棄物の処理にあたり、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進等を図ることによって住民の生活を確保し、早急に復旧・復興を推進していくことを目的として、基本的な事項を定める宮代町災害廃棄物処理計画を策定した。

環境資源課は、宮代町災害廃棄物処理計画に基づき、久喜宮代衛生組合等と連携して、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するものとする。

(1) 事業者との協定締結

仮設トイレ等のし尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう環境資源課はあらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定を締結する。

(2) し尿処理体制

環境資源課は、久喜宮代衛生組合と連携し、久喜宮代衛生組合が作成する「災害時における業務運営マニュアル」に基づいて災害時に適正にし尿処理を行う。

仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後の復旧・復興期も継続して実施する。

(3) 避難所等への災害用トイレ機能の整備

災害時、避難所のトイレは、断水により使用後はバケツで水を流すことになるが、給水体制が充分でなければすぐにトイレがし尿で一杯になってしまうため、避難者の多くは簡易仮設トイレを使用することになる。しかし、これも汲み取り式ではないため、すぐにし尿で一杯になり、使えなくなってしまうことが予想される。

阪神・淡路大震災以後、災害用トイレの研究が進められており、下水道のマンホールの蓋を空けたところに仮設トイレを設置する汲み取りの心配が要らない方式のトイレが普及してきている。

町では、指定避難所、又は一時避難場所として活用できる公園等へ下水道に直結したマンホールトイレの整備を検討していくものとする。なお、進修館には、災害予防対策として、3か所分のマンホールトイレ用マンホールが設置されている。

なお、平常時はベンチとして活用できる景観と機能を併せ持ったトイレの設置について検討していくこととする。



＜図2-6＞ 下水道のマンホールの上に直接便器を置くタイプ

(4) 災害廃棄物の処理体制

大規模災害が発生した場合は、短期間で災害廃棄物が大量に発生することが想定される。そのため、環境資源課は、災害時に指定避難所等の廃棄物、いわゆる生活ごみが適正に処理できるよう平常時に久喜宮代衛生組合と連携し、災害時における円滑な廃棄物処理を行う。

- ① 災害の被害想定に基づく種類別のごみの発生量の想定
- ② 久喜宮代衛生組合との災害時を想定したごみの収集
- ③ 事業者への応援要請体制の確保
- ④ 県に対する応援体制の確保
- ⑤ 住民へのごみ収集体制の周知方法

町は、久喜宮代衛生組合と連携して、次のような取組を行う。

【災害廃棄物仮置場候補地（一時集積所）の選定】

- ・災害廃棄物処理計画に記載した災害廃棄物仮置場候補地の中から、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- ・仮置場候補地の利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- ・仮置場の確保は平時に選定した候補地が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

【災害廃棄物の処理体制の確保】

- ・仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場の運営を行う。
- ・仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- ・応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を行う。

【生活ごみの処理体制の確保】

- ・避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- ・生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も平時と同様の体制を基本として継続して実施する。

【広域連携による廃棄物処理】

- ・大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他県や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。
- ・また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、適宜、見直しを行う。
- ・加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

【健康介護課】

10 防疫・保健体制の整備

健康介護課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布器械、噴霧器等、保健衛生活動に必要な物資が迅速に確保できるよう保健所と協力して確保する。また、防疫・保健体制についても、保健所等の協力を得て、すみやかに的確な対策を講ずるものとする。

【企画財政課、町民生活課、まちづくり建設課】

11 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。また、住家被害の調査の担当者のための県の研修を活用する。

【企画財政課、町民生活課、まちづくり建設課】

12 応急仮設住宅建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設予定地の選定にあたっては、次の点に留意し、あらかじめ候補地を選定しておくものとする。

- (1) 近隣 100m以内に給水管が敷設されていること
- (2) 公共下水道が敷地内や隣接地に敷設されていること、又は生活雑排水放流可能な水路等にす
る敷地であること
- (3) 近隣に電気が敷設されていること
- (4) 4 t 車以上の工事車両が進入可能な敷地であること
- (5) 敷地の出入口に面する道路幅員が概ね 6m以上であること
- (6) 高低差の少ない敷地であること（約 2/10 以内）
- (7) 造成や大規模な施設撤去の必要がないこと
- (8) 今後概ね 3 年以上空地として存することが確実なこと
- (9) 一度に概ね 10 戸以上の建設が可能な敷地であること
- (10) 二次災害を受ける危険性の少ない敷地であること
- (11) 交通の便等利便性を考慮した敷地であること

上記条件を満たす候補地は次のとおり。

<主たる候補地>

学園台グラウンド、宮東テニスコート、前原グラウンド、東条原グラウンド、東グラウンド、宮東グラウンド、総合運動公園（テニスコート・第2駐車場）

（別冊資料編 資料-17 参照）

<その他の候補地>

桃山台南公園、宮代台中央公園、学園台身代児童公園、学園台けやき公園、姫宮北公園、古利根児童公園、新道児童公園、西原児童公園、みやしろ中央公園、風土記の丘公園、道佛南公園

（別冊資料編 資料-17 参照）

【教育推進課、消防団】

13 文教対策の体制整備

（1）保護者及び児童・生徒の帰宅困難対策

学校は、発災時に児童・生徒の安全確保に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難となって、保護者による児童・生徒の引き取りや児童・生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める等の対策を講じる必要がある。

このため、平常時から引き渡し訓練や防災マニュアルの見直し等を実施するとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

（2）災害応急教育計画の作成

発災後に、児童・生徒が早急に授業を受けられるよう教育推進課は、災害応急教育計画を事前に作成しておく。なお、次に掲げる事項は、計画に盛り込む事項の一例である。

- ① 児童・生徒の安否確認
- ② 転校手続き（他市町村並びに県外へ避難した児童・生徒に対する処置）
- ③ 授業の方法（臨時校舎での授業、近隣校との合併・分散による授業、昼間二部授業、短縮授業、家庭学習等）
- ④ 教材品の調達、配給方法

（3）学校における災害予防対策の実施

教育推進課は、各小中学校長に対し、災害予防対策として次に掲げる事項を実施、又は実施するよう指導する。

- ① 町の防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、学校における防災マニュアルに基づき、学校職員に対して災害時における適切な対応の周知を図る。また、児童・生徒及び保護者に対しては、定期的に防災訓練を実施し、防災に関する知識の普及や意識の啓発を図る。
- ② 教育委員会、警察機関、消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制の確立に関すること
- ③ 勤務時間外における学校職員の連絡先の把握や非常時における招集方法の確立及び周知方法に関すること
- ④ 学校における災害発生に備えた訓練の実施に関すること

第5節 防災拠点施設の防災力の向上

【町民生活課、教育推進課、消防組合】

1 小中学校における防災教育の実施

教育推進課及び各小中学校長は、災害に備え、町民生活課や消防組合と連携して次に掲げる手段を用いて防災教育を計画的に実施する。

- ① 防災訓練
- ② ポスター、作文の募集
- ③ 映画、ビデオ上映、被災体験の語りべによる講演
- ④ 防災関係施設の見学や体験
- ⑤ 校外における災害危険箇所の把握
- ⑥ 災害時における生活の体験等

【町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課】

2 施設等の安全性の確保

町は、各小中学校をはじめとした公共施設については、全て耐震診断は終わっているが、建物の経年劣化もあることから、施設内部や外周について災害時を意識して、危機管理対策を行っていかなければならない。

そのため、各小中学校及び公共施設の管理担当者は、防災点検報告書（別冊資料編 様式-1）により、ロッカー、キャビネット、ブロック塀等といった災害時に危険因子となるおそれのあるものについて定期的に点検を行い、町民生活課まで報告するものとし、必要に応じて、これらの備品等を移動、補修、補強等していくものとする。

なお、各小中学校においては、理科実験室等に化学薬品等の劇物を保管しており、これらの漏洩により火災等が発生することがないように適切な管理を行う。

【町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課】

3 防災拠点施設の機能強化

教育推進課は、学校が地域住民の避難所として有効に活用できるよう、次のような機能の強化に努める。

また、大災害により、保護者が被災し、帰宅困難な状態となることで、児童・生徒の引き取りが困難となる場合も想定される。このような場合には、自宅に帰宅できない児童・生徒が、学校内に待機する際に必要となる備えについても、あわせて整備を進める。

- (1) 余裕教室等を活用し、児童・生徒が、学校内で待機、避難する際に必要となる保存食等を備える防災用備蓄倉庫の整備を進める。
- (2) 校舎用受水タンクを耐震性のある災害対応設備とすることで、災害時の飲料水の確保に備える。
- (3) 避難所として学校が効率的な活用ができるよう電気やガス、空調機器等の設備について設置の検討を進める。

【企画財政課、町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課】

4 防災拠点施設における対策

(1) 防災拠点施設における電源等の確保

町は、町役場や指定避難所となる小中学校などの主な防災拠点施設については、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給不可能な事態に備え、非常用の電源を確保するとともに、非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。

あわせて、太陽光等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

あわせて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(2) 代替施設の検討

防災拠点施設の被災に備えて代替となる施設（都市公園・スポーツ施設・教育施設等）を検討しておく。なお、平常時は、それらの施設で地区防災訓練を実施する等、住民の防災力向上のための活動スペースとして運用する。

第4章 災害に強い社会基盤の整備

第1節 都市の防災構造化

【まちづくり建設課】

1 災害に強いまちの形成

(1) 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全な町土づくりを進める。

それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を目指す。

(2) まちづくりにおける安全性の確保

町は、防災・まちづくり・建築等の各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

【まちづくり建設課】

2 既成の市街地の再整備

既成市街地のうち、密集市街地や道路等の都市基盤が未整備となっている地区については、市街地開発事業等により災害に強い市街地整備を図る。

(1) 土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適、かつ安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を実施する。

(2) 市街地再開発事業

密集市街地や既存不適格建築物について、道路や広場といった公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行うことで、町の防災性を向上できるよう市街地再開発事業を実施する。

(3) 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携により、町の防災構造の強化及び住民の防災に対する意識の向上を図る。

(4) 密集市街地の改善及び拡大の防止

密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地）の改善を図るとともに拡大を防止するため、密集市街地の再開発はもとより、道路、公園、緑地、空地等の整備や用地の確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

(5) 地区計画等の活用

地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた町づくりを推進する。

(6) 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進する。

【まちづくり建設課】

3 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）について、長寿命化計画に基づき施設を適正に管理し、安全性の確保に努める。

【福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課】

4 一般建築物の耐震化・不燃化等の促進

(1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進

阪神・淡路大震災において、直接的な死者数のうち約8割が建物の倒壊等によるものだったことから、国は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定した（平成7年制定）。

その後、国は、首都圏直下型地震の切迫性が高いことから、地震による直接的な人的被害軽減のため、死者数及び経済被害総数を半減させるという目標（注1）を立て、この目標を確実に達成するため、平成17年に法の一部改正が行われたことから、当町においても、平成20年12月に「耐震改修促進計画」を策定したところである。さらに、平成25年11月、令和元年7月に再度耐震改修促進法が改正、令和元年7月に埼玉県耐震改修促進計画が一部改訂されたことに伴い、「宮代町建築物耐震改修促進計画」においても平成28年3月、令和3年3月に改定を行っている。町は、この計画に基づき、一般建築物の耐震化を図るものとする。

① 耐震化対策の重要性の周知と情報提供

町は、一般建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について周知を図るとともに、建築物の耐震化のために必要な情報を提供する。

② 耐震化に特に配慮すべき施設

町は、不特定多数の者が使用する施設や学校教育施設、及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮するよう要請する。

③ 耐震化に関する相談窓口の設置

町は、町内の建築士等と連携し、建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。

④ 耐震性に関する知識の普及及び意識の啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及及び意識の啓発に努める。

⑤ 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の支援等

町は震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、緊急輸送道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。また、必要に応じて県に建築物に関する情報を提供する。

（注1）国においては、地震による死者数・経済被害の減少の目標値として、東海地震については、死者数 6,700 人を 3,200 人に、経済被害を 11.6 兆円減少させることを目標としている。

(2) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時にエレベーターで利用者の閉じ込めが生じないように対策を取るよう要請するとともに、食料、飲料水、簡易トイレ等のエレベーター用防災用品の整備を斡旋する。

(3) 防火地域・準防火地域の指定

既成市街地は、木造建築物が多く、地震災害等による倒壊が懸念されるとともに、幅員が4m未満の狭あい道路も多いことから、火災発生時に建築物による延焼の拡大が危惧されている。そのため、建築物の密集した火災危険率の高い市街地や防災計画上不燃化を図る必要のある区域(注2)に対し、市街地開発事業とあわせて都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定及び指定面積を拡大することにより、都市防災の向上を図る。

(4) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の定期報告制度に基づき、安全性の確保に努める。

(5) 空き家等の実態把握

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、空き家の所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行うものとする。

【企画財政課、産業観光課、まちづくり建設課】

5 オープンスペースの確保

(1) 公園・緑地の整備・確保

公園・緑地は、住民のレクリエーションの場、環境保全の場としての機能の他に、災害時における避難・救済機能や火災の延焼防止機能等を有している。

そのため、整備にあたっては、防災面にも配慮した公園・緑地の整備を図る。

また、県内外の自治体、警察機関、消防機関、自衛隊等の応援部隊が活動する場所、そのほか物資の輸送集積地等となる公園については、耐震性貯水槽や夜間照明、放送設備、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備に努める。

さらに、市街地にある低・未利用地を一時避難場所や防災活動拠点等となる公園として整備することで有効活用するとともに、市街地内の建築物については不燃化(耐火性能を強化した建築物への建替え等)を斡旋し、あわせて公園内に防災機能を強化する施設(公共空地や延焼遮断のための植栽の設置等)の整備を行うことで、市街地の防災機能を相乗的に向上させるものとする。

(2) 防災協力農地登録制度

災害時を想定し、必要なオープンスペースはすべて公共用地で確保することが望ましいが、現実には財政的な面からも、オープンスペースのために公共用地を確保することは大変困難である。そのため、市街地にある農地を防災に生かせるよう、農地を災害時の資材置き場や仮設住宅用地として活用することができる防災協力農地登録制度を設けることで、平常時から農家の方に協力していただく体制を整備していくとともに、市街地にある農地が果たす役割について、積極的に住民にPR活動を行うことで、農地の保全や都市農業の振興に役立てていくものとする。

(注2) 防災上不燃化を図る必要のある区域とは、災害時における緊急輸送道路に指定されている沿線区域や町避難所に指定されている周辺地域等を想定している。

(3) 広幅員道路の整備

町は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

【まちづくり建設課】

6 道路・橋梁の整備

道路及びそれにかかる橋梁は、生活を支える根幹的な施設である。また、震災時には避難、救援、消防活動等といった輸送活動に重要な役割を果たすだけでなく、オープンスペースとして火災の延焼を防ぐ等、災害に強いまちづくりに寄与するところが大きいといえる。

そのため、道路の整備にあたっては、国、県等の関係機関と連携をとり、必要な幅員を確保(注1)するとともに、防災拠点施設への多重なアクセスが可能となる道路の整備を心がけていく。

また、町道にかかる橋梁については、指定避難所への物資輸送やアクセスに重要な施設であることから、計画的に耐震調査を実施し、危険なものについては耐震補強等を実施するとともに、定期的に橋梁を点検し、必要に応じて、補修していく。

【まちづくり建設課】

7 屋外落下物・ブロック塀対策の整備

高所看板やブロック塀は、落下や倒壊等により、避難や救援活動の障害となることが懸念されることから、緊急輸送道路を中心として、あらかじめ現況を把握するとともに、必要に応じて専門性を持った機関と連携し、落下防止の対策等の実施について、知識の普及や意識の啓発を図っていく。

(1) 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

町は、地震時における建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、以下の対策を講じる。

① 落下防止対策の実施

繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物(注2)の調査を実施するよう指導する。

② 落下防止に関する知識の普及及び意識の啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等については落下防止対策を、天井材等については非構造部材の脱落防止対策の重要性を、広報紙等を活用して周知することで、防災に関する知識の普及や意識の啓発を図る。

③ 改修等の指導

窓ガラス等の落下・天井材等の脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対して、これらの安全性を確保するよう改修工事等を実施するよう指導する。

④ 緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握

町は、緊急輸送道路等に面する落下対象物について、地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。また、必要に応じて県に建築物に関する情報の提供を求めるものとする。

⑤ 緊急輸送道路沿道等における落下防止の指導等

町は、落下対象物について、地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行うものとする。

(注1) 4.0m未満の狭い道路については、整備指針、要綱等を検討し、その解消を図る。

(注2) 地震時に落下のおそれがある建築物の窓ガラス・外壁タイル・看板等、脱落のおそれがある天井材等の非構造部材。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

町は、それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等について、地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

① 市街地内にあるブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀について調査を行い、倒壊危険箇所を把握する。

② ブロック塀の倒壊防止に関する知識の普及及び意識の啓発

ブロック塀については、日々の安全点検や耐震性の確保が重要であることを、広く住民に周知することで、防災に関する意識の啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検の方法及び補強の方法等についても周知することで、防災に関する知識についても普及を図るものとする。

③ ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している者に対し、日頃から点検を行うよう指導するとともに、調査の結果、危険なブロック塀については、塀の改修や生け垣化等を斡旋するものとする。

また、町は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施にあたり助成措置を検討するとともに、倒壊防止対策の推進に努める。

(3) 自動販売機の転倒防止対策

町は、道路沿道の住民等が管理する自動販売機について、関係団体と連携し、管理者に対して、地震に対する安全性の確保に係る対策について、知識の普及や意識の啓発を図る。

【まちづくり建設課】

8 上水道・下水道施設の耐震性の向上

(1) 上水道施設

まちづくり建設課は、災害時に水道水の安定した供給ができるよう関係機関と連携をとりながら、各地域の地盤の状況等も考慮し、老朽化した既存管を耐震性を有する管きよに布設替える。あわせて、配水施設、浄水場等、上水道施設全体の耐震化及び更新を計画的に進めていく。

(2) 下水道施設

施設の耐震化にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（社団法人日本下水道協会）」に準じる等、適切な工法を採用し、耐震性の向上に努めるほか、バックアップ機能を確保するとともに、早期復旧に向けた仕組みを整備する。なお、具体的な対策は、以下のとおりである。

① 処理場、ポンプ場の建設にあたっては、液状化対策を含めた耐震構造とし、地震災害に備える。

② 既設管等について事前に調査等を行うことにより、老朽管の布設替え、接続部の改良改修及びクラックが生じた部分について改修工事を実施し、汚水の円滑な排除、雨水の氾濫防止に努めるとともに、下水道施設の安全化を推進する。

③ 災害による停電、断水等を想定し、設備のバックアップ対策について検討を行う。

④ 中継ポンプ場及び終末処理場における電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。

⑤ 中継ポンプ場及び終末処理場では、施設の機能確保のため、再生水製造装置等を設置し、ポンプ稼働等で必要となる水の確保に努める。また、ポンプ稼働等で必要となる水の確保のために、浄水製造装置、貯水槽等の設置を各処理施設の施設整備計画に含める。

- ⑥ 管路整備計画の作成にあたっては、管路をつなげるループ化や複数系統化等のバックアップ手段を考慮する。
- ⑦ 防災施設として活用する場合を考慮して、下水道施設にマンホールトイレを整備するとともに、施設内の雨水を消防用水として再利用できるよう検討を行う。
- ⑧ 緊急点検の実施方法、応急復旧時の作業内容、資機材の備蓄について、あらかじめ県・市町村間で支援体制や組織等に関して基本ルールを定めておく。

【町民生活課】

9 電気、ガス、通信施設等の震災予防対策

電気、ガス、通信、産業廃棄物処理にかかる各事業者は、各事業者が作成した防災計画及び県防災計画に基づき、所管施設について次のように防災性の確保に努める。また、町民生活課は、これら各事業者と日頃から情報を交換するとともに、防災会議や地域防災訓練等を通じて、町の防災力の向上を図っていく。

- ・ライフライン関連施設の耐震性の確保
- ・バックアップ機能の確保（系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等）
- ・被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備
- ・優先復旧順位の事前決定

【環境資源課、久喜宮代衛生組合】

10 廃棄物処理施設の震災予防対策

久喜宮代衛生組合と町は、廃棄物処理施設について、次のような予防対策を実施するよう努める。

- ・施設の耐震化、不燃堅牢化
- ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等の準備
- ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保

【町民生活課】

11 エネルギーの確保

(1) 電力供給の安定化

自立・分散型電源に代表されるエネルギー源の多様化により、防災活動の拠点となる役場庁舎や避難所における電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

(2) 燃料の多様化

災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LPガス、水素等）に努める。また、災害時でも使用できるよう多重電源により電力供給が安定しているEV車の導入を検討するとともに、EV車導入の相談があった場合には、再生可能エネルギー電力活用促進事業補助の利用について斡旋する。

12 文化財災害対策

(1) 文化財の耐震性の向上

教育推進課は、文化財（別冊資料編 資料-12 参照）を災害から保護するため、年1回以上その管理状況（文化財の転倒や倒壊の状況、消防設備の整備状況等）を調査するとともに、耐震化にあたり必要な対策を講じていく。また、調査結果については、台帳を整備し、保存しておくものとする。

(2) 文化財の防火対策

文化財については、次の事項を防火対策として実施するものとする。

① 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における消火措置の徹底

② 防火設備の整備の強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備の強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実と強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備の強化

③ その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底に向けた映画会や講習会等による広報活動
- イ 文化財の所有者に対する文化財保護に関する知識の普及や意識の啓発
- ウ 文化財の管理及び保護についての助言や指導
- エ 文化財を保護するための防火設備（② 参照）に対する助成

第2節 火災予防

1 住民に対する防火に関する知識の普及及び意識の啓発

家庭からの出火の防止を徹底するため、以下の対策について周知を図ることで、火災予防に関する知識の普及や意識の啓発を図る。

(1) 消火器の設置

(2) 防災設備の使用

- ① ガスのマイコンメーター
- ② 通電時火災を防ぐための感震ブレーカー

(3) 火災の予防に関する知識の普及及び意識の啓発

- ① ブレーカーを落としての避難（通電火災の防止）
- ② ガスコンロ周辺の整理（落下物への着火防止）
- ③ 家具の固定（初期消火活動を円滑にする上で有効）

【町民生活課、教育推進課】

2 化学薬品からの出火防止

町は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火を防止適切な管理を行うよう指導する。また、引火性の化学薬品は、出火元となる可能性があることから、火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚について転倒防止の措置の徹底を図る。

【町民生活課】

3 街角消火器の確保

近隣の住民が積極的に初期消火活動に参加できるよう、市街地の木造住宅の密集地については、必要最低限の街角消火器（別冊資料編 資料-8 参照）を設置していく。

第3節 危険物施設等災害予防

【町民生活課、環境資源課、まちづくり建設課、教育推進課、消防組合、久喜宮代衛生組合】

1 危険物施設における耐震化の推進指導

地震における危険物の大量流出を防ぐため、施設の管理状況（危険物施設の転倒や倒壊の状況、消防設備の整備状況）のため、現地に立ち入り調査をし、必要に応じて必要な指導、助言を行う。なお、町内における危険物施設については、「第6編 資料-14」のとおりである。

【町民生活課、環境資源課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課】

2 保安教育・訓練の実施

危険物施設の事業者及び危険物取扱者に対して、県等で開催する研修会等を紹介することで、火災予防関する知識の普及や意識の啓発を図る。あわせて、事業所内での防災訓練の実施を促すとともに、必要に応じて、実施する訓練内容（初期消火訓練、避難訓練等）並びに訓練結果に対して適切な指導、助言を行う。

【町民生活課】

3 自衛消防組織の充実指導

災害予防の観点から、危険物施設を取り扱う事業所に自衛消防組織の設立を促すとともに、災害時において迅速・的確な活動を行うよう指導する。また、地域の自主防災組織と密接な連携をとることで、地域の安全に積極的に寄与するよう働きかける。

【町民生活課、まちづくり建設課】

4 高層建築物の防火対策

高層建築物は、地震災害時に、高層建築物特有の問題が生じることから、次の対策を日頃より実施していく。

(1) 防災対策

高層建築物については、特別避難階段、非常用エレベーター、中央管理室の設置が義務付けられるとともに、内装制限や防火区画が厳しく規制されている。このため、防災対策として次の点が挙げられる。

- ① 火気の管理、内装の不燃化、スプリンクラーの設置等によって出火の危険性を減らすとともに、完全な防火区画を設置して、延焼の防止と避難路を確保すること
- ② 中央管理室を中心とした感知・通報・誘導・遠隔操作・連絡等防災に関する情報について一元管理をすること
- ③ 居住者や管理者は、日頃から高層建築物の防災対策に関して関心を持ち、正しい認識を持つこと

(2) 整備指導方針

人命の危険を考慮するとともに災害発生の未然防止に努めるため、次の項目について重点的に取り組むよう要請する。

- ① 高層建築物の不燃化
- ② 火気設備及び火気管理の規制
- ③ 防災設備の集中管理
- ④ 避難計画の作成

第4節 交通施設の安全対策

大部分の施設については耐震性を考慮して設計されているが、阪神・淡路大震災の被害の甚大さを鑑み、事業者が主体的に鉄道構築物については耐震診断を行い、耐震補強の必要性があるものについては逐次耐震補強を行う。

1 施設の点検整備

(1) 構造物の保守点検

構造物（橋梁、路盤等）の保守点検は、「路線検査心得」に基づき定期点検を行う。

(2) 軌道の保守点検

軌道については、「路線検査心得」及び「軌道整備心得」に基づき保守点検を行う。

(3) 建物・停車（留）場保守点検

建物・停車（留）場については、定期検査及び臨時検査により保守点検を行う。

(4) 電気関係設備の点検整備

電気関係整備については、「変電設備整備心得」「電路整備心得」「信号保安設備整備心得」「通信設備整備心得」並びに「電気設備保安規程」に定める検査基準について点検整備を行う。

2 社員教育の実施

事業者は、社員教育の一環として、地震に関する知識、災害発生時の初動措置や心構え等について定期的に教育訓練を実施し、災害に関する理解を深めるものとする。

第5節 浸水災害の予防

【まちづくり建設課】

1 道路の浸水対策

交通の安全と円滑を確保し、災害発生時の避難及び救急活動の迅速化を図るため、計画的に路線の拡幅改良を行う。また、降水、いっ水による道路面の流水を早急に排除できるよう道路側溝及び雨水排水路についてしゅんせつ等の業務を行うことで、施設を適切に維持管理をするものとする。さらに、浸水対策の一環として、県に流末となる県管理の河川について、河川改修の促進を要望する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

【総務課、町民生活課、まちづくり建設課】

2 監視警戒体制の整備

集中豪雨等により氾濫等の危険が予想される河川や雨水排水路、道路側溝に対して、平常時から監視体制（パトロール等）を整えとともに、雨量情報や気象情報といった緊急情報について伝達体制も強化する。

【町民生活課、まちづくり建設課】

3 水防資機材の整備

水防活動を円滑に実施していくためには、土のうをはじめ最低限の水防資機材を整備しておく必要がある。今後、必要に応じて、これら水防に必要な資機材についても充実・強化を図っていく。

【町民生活課】

4 洪水ハザードマップの作成・公表（再掲）

町は、水害時の避難経路や避難所、避難にかかる指示の方法等について、住民への周知徹底を図るため、町では、平成18年度に洪水ハザードマップを作成し、令和2年度に想定最大規模降雨による洪水浸水想定を反映しハザードマップの見直しを行った。

その後、令和3年度の避難情報に関するガイドラインの改定などがあり、洪水ハザードマップについては、地域防災計画の見直しにあわせて、適宜見直ししていくものとする。

河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

なお、見直した洪水ハザードマップについては、引き続き、自主防災組織を主体とした防災訓練や研修会において積極的に活用するよう働きかけていく（第2編 第3章 第2節 調査研究 P60 参照）。

【町民生活課、産業観光課、まちづくり建設課】

5 河川施設の維持・補修

河川施設（別冊資料編 資料-5 参照）には、排水機場、排水ポンプ場、制水扉、水門樋管があり、内水予防施設として、調整池、雨水貯留・浸透施設等がある。施設の管理者については、定期的に施設の管理・点検を行い、いざ災害が迫ってきた際に、施設が故障等で稼動しないということがないよう細心の注意を払って対処するものとする。

また、河川の堤防、護岸等について日頃より点検を行い、護岸の崩壊等を未然に防げるよう注意を払っていく。

【町民生活課、まちづくり建設課】

6 内水ハザードマップの作成

県の支援のもと、町は内水氾濫による被害の軽減を図るため、大雨による浸水の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報、内水浸水箇所を示したハザードマップを令和2年度に作成し、全戸配布により住民に情報提供を行った。なお、内水ハザードマップに掲載する情報については、洪水ハザードマップ内に掲載することで、周知することもある。

【町民生活課、まちづくり建設課】

7 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町長に通知する。

○国管理河川：利根川、荒川

○県管理河川：中川、大落古利根川

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（第6編 資料編 資料集 資料-15 要配慮者利用施設一覧表 P384 参照）

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）

⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町防災会議は、町地域防災計画に上記④に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、町地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記④の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<④のア 要配慮者利用施設>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

<④のイ 大規模工場等>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市町村長への報告（義務）

【町民生活課、まちづくり建設課】

8 風水害に強いまちの形成

災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

町及び国（国土交通省）は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全な県土づくりを進める。

国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

第6節 地盤災害の予防

自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するうえで、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域については、地盤災害の軽減を図るための対策を実施する。

【町民生活課、まちづくり建設課】

1 調査の実施及び公表

町は、平成26年3月に公表された埼玉県地震被害想定結果をもとに令和2年度に液状化ハザードマップを作成し、住民への液状化危険度の周知を行った。今後も引き続き、大学、各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査を継続するとともに、液状化ハザードマップの更新を実施する。

【まちづくり建設課】

2 液状化対策工法

土木施設や構造物、建築物、地下埋設物への液状化対策工法については、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。

【まちづくり建設課】

3 液状化対策の実施等

液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をする等、適切な手法で対象となる施設について耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

町は県と連携し、住民に対して、建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法等について、知識の普及や意識の啓発を図るものとする。

第7節 竜巻・突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、住民への注意喚起を行うとともに生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

【町民生活課】

1 竜巻の発生状況及び特徴

(1) 発生状況

竜巻は上空の寒気の影響により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間10～20個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧等に伴って発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

(2) 特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数10～数100mであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては建物の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

【町民生活課、教育推進課】

2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻、ダウンバースト等による激しい突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためにも、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合に、的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(1) 竜巻等の突風に関する知識の普及及び意識の啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への知識の普及や意識の啓発を図るものとする。

(2) 竜巻関係の気象情報についての知識の普及及び意識の啓発

町は熊谷地方気象台と協力し、竜巻に関する気象情報の種類や利用方法について、住民への知識の普及や意識の啓発を図るものとする。

(3) 竜巻対応マニュアルの作成

学校は、児童・生徒に竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴、竜巻から身を守る際の適切な避難行動について理解をさせ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

【町民生活課、産業観光課、教育推進課】

3 物的被害を軽減させるための方策

学校、公共交通機関等については、竜巻等による飛来物の影響を踏まえ施設の損傷やガラスの破損に対する対策及び耐風対策を進めるものとする。また、低コスト耐気候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減についても検討をする。

【町民生活課】

4 竜巻への対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、関係機関と事前に調整しておく。

【総務課、税務課、町民生活課】

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 住民への伝達体制

防災行政無線のシステム化に伴い、住民自身が被災状況を登録・確認できる体制を整備するとともに、防災ツイッターや緊急速報メール、LINE及び事前登録型の防災情報メール等を活用し、住民が多様な伝達手段を用いて、情報収集できる体制を整える。

さらに、新たな情報伝達手段として、テレビ埼玉のデータ放送が活用できるようテレビ埼玉と協定を締結するものとする。

(2) 目撃情報の活用

町職員や関係機関から、竜巻等の突風に関する目撃情報については組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かすとともに、竜巻等の突風に対する迅速な捕捉方法を調査・研究する。

【総務課、町民生活課】

6 適切かつ具体的な対処法の普及

住民は、竜巻等の突風から身の安全を守るため、竜巻等の突風による危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、広報紙やホームページ等で、次の対処法をわかりやすく掲示するものとする。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレ等に逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

ア 竜巻注意情報を発表したとき、イ 積乱雲の近づく兆しを察知したとき、ウ 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

＜表2-9＞ 竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
ア 竜巻注意情報を発表したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲接近の兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。

状況の時系列的変化	対処行動例
	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用時、子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業時）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
イ 積乱雲が近づく兆しを察知したとき 積乱雲接近の兆し： 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> 野外の場合、頑丈な建物等安全な場所に移動する。 屋内の場合、雨戸や窓、カーテン等を閉める。
ウ 竜巻の接近を認知したとき 竜巻接近時の特徴： ① 雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲（漏斗雲）が見られる ② 飛散物が筒状に舞い上がる ③ 竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音） ④ 耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 <屋内> <ul style="list-style-type: none"> 窓から離れる。 窓の無い部屋等へ移動する。 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 地下室か最下階へ移動する。 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <屋外> <ul style="list-style-type: none"> 近くの頑丈な建物に移動する。 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

(注) 参考：気象庁資料

第8節 復興に関する事前の取組の推進

【町民生活課】

1 基本的な考え方

町は、大規模災害により地域が大きく被災し、住民の生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

そのため、町は迅速かつ円滑な復興事業の推進、住民との合意形成等を図るため、事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等を検討し、準備しておくものとする。

【企画財政課、町民生活課、まちづくり建設課】

2 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等の検討をし、必要に応じて復興プラン等を策定する。

また、県及び学識経験者の協力を得て、町職員や住民向けの復興まちづくりイメージトレーニングの実施に努め、事前の取組を推進するものとする。

第3編 災害応急対策編

第 1 部 震災応急対策計画

第1章 応急対策の基本方針

応急対策は、まさに時間との勝負になることから、発災後の対応について時間軸に沿い、体系的に応急対策のあり方を中心に記述することとした。

また、応急対策の期間としては、主として発災から3日間（72時間）を「救助・救命期」、それ以降10日間までを「救援期」としてそれぞれの期間における対応活動について総合的に定めるものである。

なお、これらの応急活動が概ね終了した段階で復旧・復興活動を行う「復旧・復興期」へと移行するものとする。

第1節 救助・救命期の方針（発災から概ね3日間の初動対応）

【各班共通】

1 基本方針

(1) 人命優先主義

災害応急対策で最も重要な基本原則は、住民の生命及び身体を災害から保護するという人命優先主義である。そのため、町は、倒壊した建物や火災現場から住民を救出することを最優先しなければならない。

(2) 火災の早期鎮圧・延焼の拡大防止

被害を最小限に抑えるため、二次的被害である火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を図る。

(3) 臨機応変、創意工夫

震災に備えたマニュアルは必要であるが、実際には訓練と異なる部分もあるため、全てが想定どおりに運ぶとは限らず、素早い状況把握と的確な判断による行動が現場において結果を左右する。そのため、時として現場においては、臨機応変、創意工夫を織り交ぜた対応を行っていくものとする。

【各班共通】

2 活動内容

基本方針に基づく活動内容については、主として次の5つの事項を重点的に行うものとする。

(1) 救出活動、救助活動及び被災者の安全を確保するための活動

(2) 消火活動

(3) 情報収集活動

(4) 救急医療活動

(5) 避難誘導活動

【各班共通】

3 住民の相互協力

救助・救命期は、救出活動、救助活動や消火活動を行うにあたり、災害が同時期に多発するため、行政や消防機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。そのため、住民一人ひとりが自らの安全を確保するとともに、あわせて家族の安全を確保し、さらに、共助の精神に基づき、地域や自主防災組織等と連携・協力して、救出活動や救助活動、初期消火活動、避難誘導活動等を行う。

【各班共通】

4 総力を挙げた救出活動及び他団体等への協力要請

災害の規模や職員の被災状況等によっては、災害対策本部をはじめ各班人手が不足する可能性があるため、臨機応変に人員調整を行い、班員を総動員して対応する。また、救出活動や救助活動等の緊急性を要する活動については、県、他市町村、公共的団体及び民間団体等へ協力を要請する（第3編 第1部 第7章 防災関係機関等への応援要請と連携 P154 参照）。

【各班共通】

5 情報活動

震災が発生した場合、情報収集は災害応急活動を迅速かつ適切に行う上で、最も重要なことであり、正確かつ迅速な情報の収集が、災害応急対策の成否の鍵を握ることとなる。そのため、班員をはじめ、防災関係機関同士が連携して、短時間で正確な情報を収集する。なお、収集した情報については、税務班が整理したのち、災害対策本部から総務班を通じて、関係機関及び住民に伝達する。

第2節 救援期の方針（概ね発災4日目～10日目）

救援期は、救助・救命期の活動にある程度の目途がたった段階であり、活動内容については、次の活動に重点を置いて実施する。

【福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

1 被災者の生活維持・生活救援

震災の規模によっては、建物の倒壊や消失が想定され、被災者の中には、当面の生活を維持するため避難所生活を余儀なくされるケースも出てくる。そのため、避難所運営班は、避難所の運営が円滑に展開できるようにするとともに、被災者の個々の事情に配慮した対応ができるような体制を整える必要がある。

【各班共通】

2 救援活動の継続体制の確立

救助・救命期には、全班員体制でさまざまな活動にあたるものの、救援期から復旧・復興期に至っては、活動の継続性を保つため、各班の不足要員を確保するとともに、交代体制も確立していくものとする。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 災害対策本部の設置

町は、大規模な震災が発生した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、被災者の救助やその他の災害応急対策等を実施し、被害の発生を最小限に抑えることが重要である。

本節では、災害対策本部の設置、運営等について必要な事項を定める。

【事務局】

1 災害対策本部の設置基準

町長は、次の場合において災対法第23条の2第1項及び宮代町災害対策本部条例（昭和39年条例第22号）（以下「本部条例」という。）（注1）に基づき、宮代町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- （1）気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を公表したとき
- （2）町内において、震度5強以上の地震が発生したとき
- （3）町内において、地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、それに伴う被害が予想されるとき

【南海トラフ地震臨時情報】

県は、本県域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域には指定されていないが、人口が集中している県南部でかなりの被害の発生が予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念されることから、南海トラフ地震臨時情報（注2）の発表に伴う対応措置を定めるものとしている。

本町においても、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を、県を参考に定め、必要な対応を行っていく。

<表3-1> 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の種別

情報名	発表基準
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	・プレート境界のM8以上の地震 （半割れ）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	・M7以上の地震 （一部割れ）
南海トラフ地震臨時情報 （終了）	・上記の条件を満たさない場合

（注2）南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する。平成29年11月より、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、「東海地震に関する情報」の発表は停止されており、警戒宣言が発令される見込みはない。

（注1）災対法及び災害対策本部条例については、第6編 法令-2及び別冊資料編 法令-10 参照

【事務局、消防組合】

2 設置場所

本部の設置場所は役場庁舎とし、庁舎が被災等により利用できない場合は宮代消防署に設置する。

【事務局、総務班】

3 本部の設置

本部が設置されたときは、次に掲げる事項を直ちに行う。

(1) 住民及び関係機関への連絡

総務班長は本部が設置された場合は、次の方法により住民及び関係機関等へ連絡する。

＜表 3-2＞ 住民及び関係機関への連絡方法一覧表

連絡先	連絡方法
班員	庁内放送・庁内メール・緊急連絡網・口頭・防災行政無線
一般住民	防災行政無線・ホームページ・防災行政無線テレホンサービス・災害メッセージボード・広報車、緊急速報メール・防災ホームページ・防災ツイッター
区長・自治会長	防災行政無線・電話・口頭
防災関係機関	県衛星通信ネットワーク・電話・メール等
報道機関	電話・口頭（記者会見）・ファックス
隣接市町	電話・ファックス

(2) 本部表示

本部が設置されたときは、本部室入口に表示をする。

【事務局】

4 現地対策本部の設置

宮代町災害対策本部長（町長）（以下「本部長」という。）は、災害の規模及び態様により、被災地において災害応急対策を推進する上で必要と認めるときは、副本部長、本部員、その他の職員から現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地本部員を指名し、災害現地又はその周辺の施設に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

【事務局】

5 町の行政機能の確保状況の報告

町は、震度6弱以上の地震を観測したときは、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、町に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

第2節 災害対策本部の廃止

【事務局】

1 本部の廃止基準

本部長は、次に掲げる場合には、本部を漸次縮小し、又は廃止することができる。

- (1) 町内において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるとき
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（終了）が発令されたとき

【事務局】

2 本部の廃止

本部を廃止した場合は、次のことを行う。

- (1) 町民生活課長は本部が廃止された場合は、防災行政無線、電話、ファックス等により住民及び関係機関等へ連絡する。
- (2) 災害の規模等により事後処理を必要とする場合、関係各課は、本部の設置体制に準じて、事務を継続し、対処するものとする。

【事務局】

3 現地本部の廃止

本部長は、被災現地において災害が拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、現地本部を廃止することができる。

第3節 本部の職務と運営

本部・現地本部の組織及び運営は「災対法」「本部条例」に基づき次のとおり定める。

【各班共通】

1 職務権限

(1) 本部

- ① 本部長は、本部の事務を統括し、災害応急対策の実施にあたり、必要な指揮命令を副本部長、本部員（班長）及び現地本部長に対し行うとともに、必要に応じて協定締結機関、防災関係機関に対し、応援の要請を行う。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- ③ 本部員（班長）は本部長の命を受け本部の事務に従事するとともに、所管する災害応急対策の実施にあたっては、班長として、班員に対して必要な指示をする（班長は、災害対策本部の副本部長、又は、本部員を兼務する）。また、班長等に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、各班の副班長の中から本部長が指名した者がその職務を代理する。
- ④ 副班長は、班長の命を受け、所管する災害応急対策の実施にあたり、班員に対し必要な指示をする。（副班長は、副課長又は室長とし、複数いる場合はあらかじめ指定した副課長又は室長を副班長とする。副課長又は室長を置いていない部署にあつては、上位の職にある者から副班長を指定する。）
- ⑤ 班員は、班長又は副班長の指示に従い、所管する災害応急対策を実施する。

(2) 現地本部

- ① 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、被災地の状況を随時本部長に報告するとともに、可能な限り現地において救出・救護活動を行っている自主防災組織や消防団員等と連携し、災害応急対策を実施する。また、必要に応じて、本部に対し、現地本部員の増員を要請する。
- ② 現地本部員は、現地本部長の指示に従い、所管する災害応急対策を実施する。

【事務局】

2 運営

(1) 本部

- ① 本部長が本部を設置したときは、災害対策の基本方針を決定するため、本部条例に基づき、本部員会議を開催する。
- ② 本部員会議には、必要に応じて次に掲げる者の出席を求める。
 - ア 防災会議委員
 - イ 自衛隊員
 - ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員（第1編 第5章 第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関 P28 参照）
 - エ その他関係機関・団体の職員（第1編 第5章 第6節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 P29 参照）

(2) 現地本部

現地本部長は、本部の指示により、被災地において救出・救護活動を行っている関係者及び住民と連携して次の事務を行う。

- ① 被害状況、対応状況、支援状況、復旧状況の把握
- ② 本部、国、県、関係機関との連絡調整
- ③ 緊急を要する災害応急対策の実施
- ④ その他必要な事務

(3) 本部運営マニュアルの活用

本部員は、本部の運営に関し、具体的な活動要領を定めたマニュアル(注1)に基づき、円滑に業務を処理しなければならない。

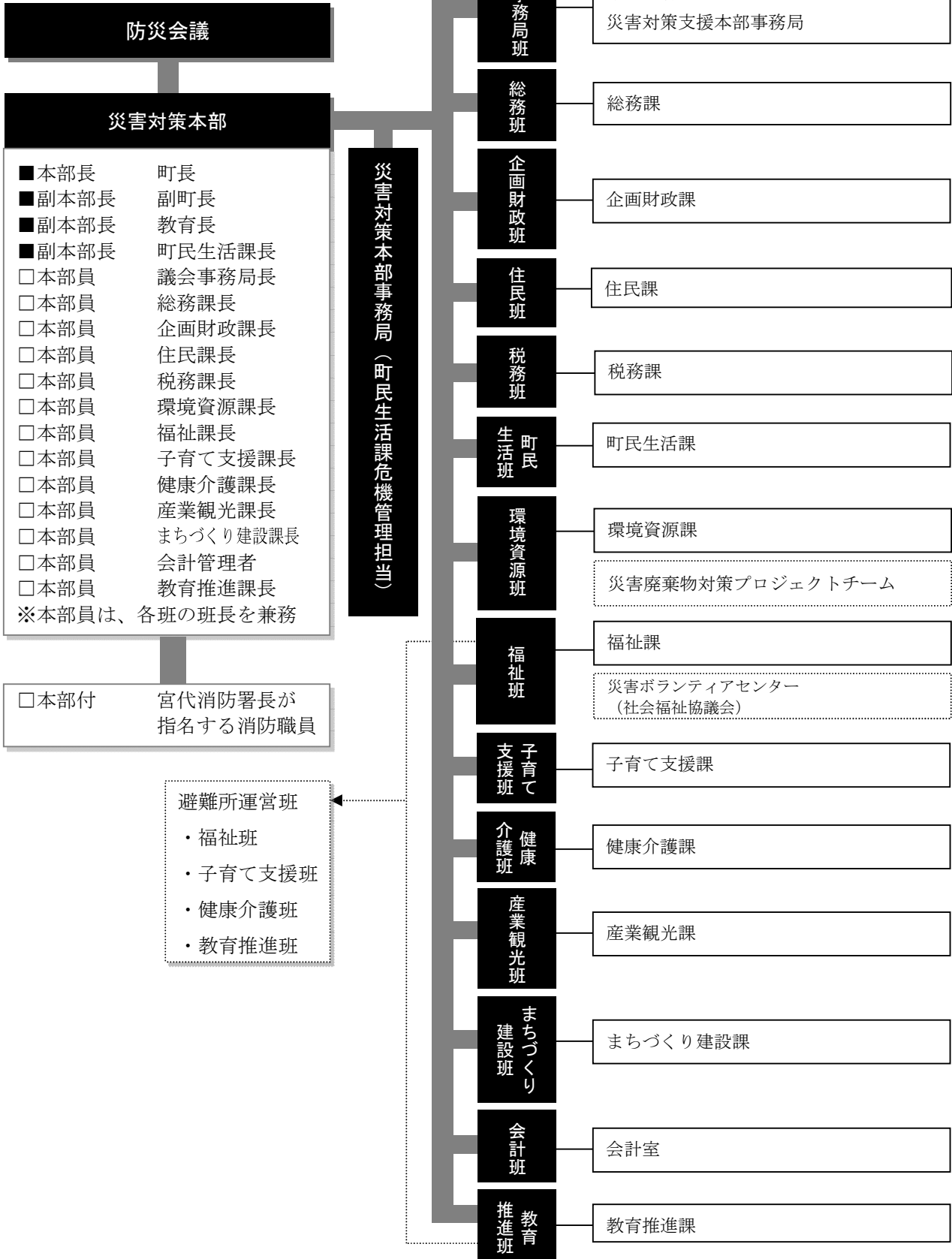
(注1)「第2編 第3章 第1節 7 (3) 職員の防災能力の向上」で掲げるマニュアル整備の一環として整備する。

第4節 本部の組織及び事務分掌

【各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】

1 組織体系図

本部の組織は次のとおりとする。



<図3-1> 本部組織体系図

2 本部及び各班分担事務分掌

各班における事務の分担は次のとおりとする。

＜表3-3＞ 本部及び各班分担事務分掌

班	救助・救命期（発災～3日）	救援期（注1） （4日～10日）	復旧・復興期
本部 本部員会議	1 災害対策本部設置の決定 2 避難指示及び警戒区域の決定 3 広域応援要請の決定 4 自衛隊派遣申請の決定 5 災害救助法の適用申請の決定 6 被害情報に基づく対策活動の基本方針の決定（ライフラインの優先復旧箇所の決定、被災者援護に向けた活動内容の決定等） 7 その他重要事項の決定 8 各班による活動状況の確認及び各班への命令の伝達（本部員のみ） 9 災害救助法適用の判断及び申請	1 復旧・復興方針の決定 2 非常配備体制の切り替え（状況に応じて）	1 災害復興計画の策定 2 激甚災害の指定手続き 3 本部の閉鎖（必要に応じて）
事務局 （町民生活課危機管理担当）	1 局内の庶務及び協力調整 2 災害情報の収集 3 災害対策本部の設置準備及び設置 4 避難指示及び警戒区域の設定 5 応急対策活動の集約 6 応急対策計画の立案及び総合調整 7 自衛隊の災害派遣申請の依頼、受入及び到着後の対応 8 広域避難の伝達 9 地震情報、気象情報等の収集及び伝達 10 県、関係機関との調整 11 班員の動員配備の決定及び総務班への伝達 12 防災行政無線情報等の情報通信手段の確保 13 その他関係機関・団体への協力依頼 14 広域応援要請の依頼、受入及び到着後の対応 15 ヘリコプター離発着場及び輸送集積地の確保 16 本部員会議の事務運営 17 応援・受援に関する総合調整 18 災害救助法の適用及び実施	1 激甚災害の指定 ○以下同左	1 災害復興対策本部の設置並びに災害復興計画の策定
議会事務局班	1 議会との連絡調整 2 議会への陳情、請願の受付 3 宮代町議会災害対策支援本部の事務従事 4 班内の庶務及び協力調整 5 災害情報の収集 6 他の班の支援	○同左	
総務班	1 職員の罹災状況の集約 2 組織の相互応援及び人員派遣の調整 3 職員の給与及び労務管理 4 職員の健康管理 5 職員用の食料・飲料水・トイレ等の確保 6 被災者からの要望・相談の受付 7 災害情報の記録及び撮影 8 住民及び帰宅困難者への災害情報の提供 9 報道機関への連絡及び取材対応 10 地震情報等の住民への伝達（防災行政無線等） 11 災害対策本部設置の住民への公表 12 住民への避難活動の喚起及び行動指示に関する広報 13 被災者救援活動に関する住民への広報 14 住民等からの通報等に対する対応及び内容の整理 15 国、県及びその他災害視察及び見舞者の対応 16 班内の庶務及び協力調整 17 災害情報の収集 18 他の班の支援 19 その他いずれの班の所管に属さない事項	1 各班への災害対策要員のローテーションの実施 2 広報紙、インターネットを使った避難者救援活動方針の広報（継続） ○以下同左	

班	救助・救命期（発災～3日）	救援期（注1） （4日～10日）	復旧・復興期
企画財政班	1 救援物資の調達及び仕分け整理 2 救援物資の保管 3 各班からの救援物資の調達要請及び要望への対応 4 緊急予算編成及び資金調達 5 災害時における資金調達 6 公共施設の応急復旧 7 庁舎内及び庁舎と接続しているデータ通信ネットワーク被害の把握及び復旧状況の確認 8 行政財産に対する被害状況の確認 9 町有車及び借上車両等の配車 10 輸送車両及び燃料の確保 11 発災時における庁舎及び周辺地域の被害状況の把握 12 災害時における輸送機関の確保及び交通機関との連携 13 災害応急活動における臨時駐車場の確保 14 役場庁舎への車両の誘導及び交通整理 15 応援部隊（行政機関・協定締結機関等）の受入に伴う宿泊所（宿营地）の確保及び調整 16 災害対策に関する公共用地の有効活用 17 班内の庶務及び協力調整 18 災害情報の収集 19 他の班の支援	1 災害救助及び復旧事業の概算予測に関する積算 2 循環バスの災害時活用 3 災害状況の統計管理 ○以下同左	1 町債及び交付税の確保 2 国庫補助の要望 3 災害対策予算の総合調整 4 災害復旧予算の編成及び執行管理 5 その他財源調達及び災害対策予算等の確保
住民班	1 遺体捜索の事務 2 遺体の処理（洗浄・消毒） 3 遺体安置所、棺及びドライアイス等の確保 4 遺体の搬送に関する関係業者との連絡調整 5 斎場の利用調整 6 遺体の埋・火葬に関する事務 7 火葬及び焼骨の仮収蔵計画 8 住民からの安否確認・相談 9 班内の庶務及び協力調整 10 災害情報の収集 11 他の班の支援	1 身元不明者の埋火葬 2 災害に伴う国民健康保険税の減免等の緩和措置 3 国民健康保険の給付 4 社会保険事務所との連絡調整 ○以下同左	
税務班	1 人的被害状況の情報収集 2 建物その他施設等の被害状況調査 3 各班からの被害情報等の取りまとめ 4 被害情報等の分類整理（地区別） 5 被害情報等の本部への報告 6 各班及び関係機関への被害情報等の情報提供 7 被災者の避難誘導 8 班内の庶務及び協力調整 9 災害情報の収集 10 他の班の支援 ※1、2、7については、各班からの派遣班員が行う。	1 人的及び物的被害状況の調査・報告・取りまとめ 2 災害に伴う町税の申告期限の延長及び減免等による納税緩和措置 3 罹災者台帳の作成並びに罹災の相談及び証明書の発行 ○以下同左	1 町税の減免措置の開始
町民生活班	1 事務局の業務補佐 2 局内の庶務及び協力調整 3 災害情報の収集 4 他の班の支援	○同左	○同左
環境資源班	1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設トイレの調達 4 広域利根斎場組合との連絡調整 5 避難所におけるペットの避難状況の把握 6 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 7 動物の保護収容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 災害廃棄物処理対応 10 班内の庶務及び協力調整 11 災害情報の収集 12 他の班の支援	○同左	○同左

班	救助・救命期（発災～3日）	救援期（注1） （4日～10日）	復旧・復興期
福祉班 （兼避難所 運営班）	1 避難行動要支援者への支援 2 行方不明者の把握及び捜索 3 避難所の開設及び運営 4 開設した避難所における避難者名簿の作成 5 避難所での炊き出しの調整、実施 6 特別支援学校との連絡調整 7 社会福祉施設に対する被害状況の調査及び連絡調整 8 町外避難者の受入 9 物資の調達及び供給（企画財政班、産業観光班との連携及び調整） 10 義援金の受付準備 11 日本赤十字社、共同募金及びその他社会福祉団体との連絡調整 12 衣料、寝具及び生活必需物資の調達計画並びに配給 13 食料品及び調味料の調達補給 14 罹災者見舞金品等の募集及び配分 15 救助費の支給 16 ボランティアの受入に向けた災害ボランティアセンターの開設（開設後は、社会福祉協議会が運営） 17 災害ボランティアセンターとの連絡調整 18 被災者生活再建支援法に関すること 19 社会福祉協議会との連携 20 班内の庶務及び協力調整 21 災害情報の収集 22 他の班の支援 ＊義援金の受付やボランティアの受入等、一部の業務については、社会福祉協議会と連携して実施する。	1 避難所の運営 2 災害ボランティアセンターとの連携 3 避難者ニーズ調査 4 避難所におけるプライバシーへの問題への対処 5 義援金の配分 6 生活福祉資金の貸付にかかる社会福祉協議会との連絡調整 ○以下同左	1 義援金の給付の開始 2 被災住民による相談の受付 3 避難所の段階的な閉鎖 4 災害弔慰金・見舞金の支給の開始 5 災害義援金の貸付の検討・実施 6 被災者生活再建支援金の支給
子育て支援班 （兼避難所 運営班）	1 避難所の開設及び運営 2 開設した避難所における避難者名簿の作成 3 避難所での炊き出しの調整、実施 4 町外避難者の受入 5 物資の調達及び供給（企画財政班、産業観光班との連携及び調整） 6 衣料、寝具及び生活必需物資の調達計画並びに配給 7 食料品及び調味料の調達補給 8 母子家庭に対する災害対策 9 保育園との連絡調整（私立保育園も含む。） 10 保育園の災害対策及び被害状況の調査（私立保育園も含む。） 11 応急保育の実施（私立保育園も含む。） 12 児童福祉施設に対する被害状況の調査 13 保育園児の避難及び保護 14 班内の庶務及び協力調整 15 災害情報の収集 16 他の班の支援	1 避難所の運営 2 避難者ニーズ調査 3 避難所におけるプライバシーへの問題への対応	1 被災住民による相談の受付 2 避難所の段階的な閉鎖
健康介護班 （兼避難所 運営班）	1 寝たきりの高齢者への支援 2 ひとり暮らしの高齢者への支援 3 避難行動要支援者への支援 4 避難所の開設及び運営 5 開設した避難所における避難者名簿の作成 6 行方不明者の把握及び捜索 7 避難所での炊き出しの調整、実施 8 医療施設及び介護施設の被害状況の調査 9 町外避難者の受入 10 地域医療救護所の設置 11 災害医療拠点施設の開設（六花） 12 医療救護班の編成 13 医薬品及び衛生用品の調達並びに補給 14 病院等経営者、診療所及び病院との連絡調整 15 苦情又は要望等の緊急処理 16 防疫活動にかかる連絡調整 17 病院等経営者と協力し、死亡の確認及び遺体の検案 18 健康対策及び心のケア対策	1 防疫活動の実施 2 避難所における保健指導 3 避難所における巡回診療の実施 ○以下同左	1 罹災者の心のケア対策

班	救助・救命期（発災～3日）	救援期（注1） （4日～10日）	復旧・復興期
	19 その他の保健衛生活動 20 班内の庶務及び協力調整 21 災害情報の収集 22 他の班の支援		
産業観光班	1 田畑及び主要農作物に対する災害対策 2 農家に対する被害状況の調査 3 避難所における米穀に関する需要の把握、調達、確保及び供給 4 避難所における衣料、寝具、食料及び飲料水に関する需要の把握、調達、確保及び供給 5 生活物資等に関する運搬計画の策定及び運搬の実施 6 商店、工場及び事業所等に対する被害状況の調査 7 商工業関係者に対する復旧対策の総合調整 8 被災した中小企業への融資 9 防災協力農地の活用 10 東武動物公園との連絡調整 11 班内の庶務及び協力調整 12 災害情報の収集 13 他の班の支援	○同左	1 関係者への農業関係融資制度についての周知 2 関係者への中小企業関係融資制度についての周知
まちづくり建設班	1 道路、土木施設に対する被害状況の把握 2 緊急輸送道路の応急復旧 3 警察機関、国土交通省及び杉戸県土整備事務所等との連絡調整 4 水害対策の実施 5 道路、橋梁及び河川の応急復旧 6 現存資材の点検及び整備 7 応急処置用資材の確保 8 災害対策のための労力の確保 9 救助用資機材の確保 10 その他の災害防御の実施 11 道路上にある障害物の除去 12 上下水道施設に対する被害状況の調査 13 給水計画の策定及び給水の実施 14 貯蔵品の調達及び受払の実施 15 上下水道施設における災害予算の管理 16 上下水道施設における災害記録の作成 17 埼玉県行田浄水場及び中川流域下水道事務所との連絡調整 18 避難所等町有施設の安全点検及び応急対策 19 応急仮設住宅の建設準備 20 公園緑地及び所管事業用地に対する被害状況の調査 21 公園施設の安全点検及び応急復旧 22 応急危険度判定士による調査 23 危険建物に対する応急措置 24 交通規制 25 災害廃棄物処理対応 26 班内の庶務及び協力調整 27 災害情報の収集 28 他の班の支援	1 応急復旧計画の策定 2 応急仮設住宅の建設及びその他の仮設住宅の借上 ○以下同左	1 仮設住宅への入居者募集 2 復興計画の策定 3 都市計画決定の検討 4 仮設住宅への入居 5 災害廃棄物処理対応
会計班	1 災害経費に関する現金の出納 2 義援金の保管・受入れ 3 金融機関との連絡調整 4 班内の庶務及び協力調整 5 災害情報の収集 6 他の班の支援	○同左	
教育推進班 （兼避難所運営班）	1 避難所の開設及び運営 2 開設した避難所における避難者名簿の作成 3 行方不明者の把握 4 児童・生徒の安全確認 5 教育施設に対する被害状況の調査 6 教育施設の応急復旧 7 避難所での炊き出しの調整、実施	1 学校の応急復旧及びの建設 2 教科書・教材等の調達、確保 3 授業の再開計画の策定 ○以下同左	1 段階的な学校教育の開始 2 避難所の段階的な廃止 3 学校給食の再開

班	救助・救命期（発災～3日）	救援期（注1） （4日～10日）	復旧・復興期
	8 町外避難者の受入 9 被災校での保健及び衛生指導 10 罹災及び避難している園児・児童・生徒（幼稚園、小・中学校）の掌握 11 公民館並びに施設利用者の被害状況の調査及び報告 12 公民館の応急復旧 13 郷土資料館の被害状況の調査及び報告 14 郷土資料館の応急復旧 15 文化財の保護 16 体育施設並びに施設利用者の被害状況の調査及び報告 17 体育施設の応急復旧 18 図書館の被害状況の調査及び報告 19 図書館の応急復旧 20 班内の庶務及び協力調整 21 災害情報の収集 22 他の班の支援		

（注1）救援期において同左とあるのは、救助・救命期に掲げる事項で未着手、又は継続して実施すべき事項のことをいう。ただし、救助・救命期までに終了したものは除く。

【各班共通】

3 災害時の事務分掌と班員の協力体制のあり方

災害時の事務分掌をあらかじめ定めておいても、災害の状況によっては、次のような状況が発生することが想定される。

- ・班員が必ずしも必要人数だけ集まらない場合
- ・班単位ごとの参集率が異なる場合
- ・事務分掌に定めてある事象が発生しなかった場合、あるいは既に事務分掌に定めた自分たちの班が所管する業務は完了したが、他班の業務は多忙である場合

それに伴い、特定の班員にのみ負担がかかるようでは組織全体としての災害対応の効率性が著しく損なわれるとともに、災害対応に従事している班員のモチベーションも低下する。このため、原則として、班長及び副班長については、次の責務を負うものとする。

（1）班長の責務

- ① 各班の参集率が異なる場合や業務の過剰がある場合は、まず各班長が本部員会議に報告するとともに、報告した内容に基づき、本部員会議で調整を行うものとする。なお、調整した結果をもとに、事務局が班員の配置を決定し、総務班を通じて、各班長に伝達するものとする。
- ② 各班長は、自分の所管する業務に従事する班員に余裕が発生した場合は、速やかに災害対策本部に申し出て、自身の所属する班の班員について、積極的に派遣を行うものとする。

（2）副班長の責務

- ① 副班長は、当該事務分掌に定められている事項を遂行するにあたり、著しく班員が不足する場合は、班長に必要な人員の確保を要請するものとする。
- ② 副班長は、当該事務分掌に定められている事務が円滑に進み、自身の所属する班の班員に余裕が生じてきた場合は、速やかに班長に申し出て、他班の協力を努めなければならない。なお、こうした体制は、災害対策本部が設置される以前の警戒体制時においても同様とする。

第3章 職員の配備と活動体制

第1節 職員の配置計画

職員は、地震配備体制が発令されたときは、この計画で定める事務分担に応じて全力をもって災害応急対策に従事しなければならない。

【各班共通】

1 地震発生時の配備体制

職員は、町内に震度5強以上の地震（熊谷地方気象台発表）が発生したときは、町からの連絡を待たず、自発的に自らの勤務場所に登庁する（注1）。登庁にあたっては、道路等の被害を想定し、バイク、自転車等の機動性のある交通手段を用いる。

また、震度4以上5強未満の地震にあつては、震度階級別の職員の動員配備基準である表3-4に基づき、必要な警戒体制をとるものとする。

＜表3-4＞ 地震時における職員配備基準

配備区分		地震発生時の配備基準	活動内容・配備体制	配備体制の 決定権者	本部設置の 有無
警戒体制	第1配備	■町内において、 震度4程度 の地震が発生したとき	■情報収集及び連絡活動等を任務として活動する体制	副町長	無
	第2配備	■町内において、 震度5弱 の地震が発生したとき ■地震の影響により、比較的軽微な災害が発生したとき	■主として情報の収集、報告及び警報等の伝達を任務として活動する体制		
非常体制	第1配備	■町内において、 震度5強以上 の地震が発生したとき ■町内において、地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、それに伴う被害が予想されるとき ■気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき	■災害状況の調査及び非常時に備えて活動する体制	町長	有
	第2配備	■町内において、 震度6弱以上 の地震が発生したとき ■地震の影響により、激甚災害が発生し、被害が拡大するとき ■地震の影響により、相当規模の災害が発生したとき	■町の組織、機能の総力をあげて活動する体制 ■ <u>避難所の自動開設</u> （注2）		

なお、職員の所属課別の動員配備計画は表3-5のとおりとする。

- （注1）非常体制において自発的に登庁する理由は、以下のとおりである。
 ①町内においても、相当程度の被害が発生しているおそれがある。
 ②①のような緊急時に電話連絡や登庁命令を出す暇はなく、また、電話が不通となることも想定される。
- （注2）避難所の自動開設とは、震度6弱以上の地震が発生したときに、被害の程度に関わらず、災害対策本部の指示を待たずしてあらかじめ決められた職員が避難所の開設を行うことをいう。

<表3-5> 職員動員配備計画（令和4年4月1日現在）

班／対応課名		警戒体制		非常体制	
		第1配備 (震度4程度)	第2配備 (震度5弱)	第1配備 (震度5強以上)	第2配備 (震度6弱以上)
事務局	局長			必須	必須
	事務局			◎	◎
議会事務局班	局長		必須	必須	必須
	議会事務局		○(1人)	○(2人) <small>(注2)</small>	◎
総務班	課長		必須	必須	必須
	総務課		○(3人)	○(13人)	◎
企画財政班	課長		必須	必須	必須
	企画財政課		○(2人)	○(11人)	◎
住民班	課長		必須	必須	必須
	住民課		○(1人)	○(8人)	◎
税務班	課長		必須	必須	必須
	税務課		○(2人)	○(9人)	◎
町民生活班	課長	必要に応じて	必須	必須	必須
	町民生活課	○(2人)	○(7人)	◎	◎
環境資源班	課長		必須	必須	必須
	環境資源課		○(2人)	○(4人)	◎
福祉班	課長		必須	必須	必須
	福祉課		○(2人)	○(4人)	◎
子育て支援班	課長		必須	必須	必須
	子育て支援課		○(2人)	○(10人)	◎
健康介護班	課長		必須	必須	必須
	健康介護課		○(4人)	○(14人)	◎
産業観光班	課長		必須	必須	必須
	産業観光課	○(1人)	○(5人)	○(10人)	◎
まちづくり建設班	課長	必要に応じて	必須	必須	必須
	まちづくり建設課	○(2人)	○(19人)	◎	◎
会計班	会計管理者		必須	必須	必須
	会計室		○(1人)	○(2人)	◎
教育推進班	課長		必須	必須	必須
	教育推進課		○(7人)	○(17人)	◎
	配備体制計	5人	58人	137人	全職員

(注1) ①◎は役職を問わず、必要最小限の人数を配備。◎は原則、該当班全職員を配備。
 ②()内は班を維持する上で、必要となる最小限の人数の計で、「配備体制計」は各配備体制における必要人数の合計。いずれも管理職を含んだ人数で目安である。
 ③この動員計画は、あくまで各配備体制において必要となる最小限の人数である。このため、被災状況によっては、配備する人数が変わることもある。
 ④人数は課長を含む人数である。
 (注2) 議会事務局職員は、災害対策本部が設置されたときは、議会事務局班の業務のほか、災害対策本部に協力及び支援するために宮代町議会議員が設置する災害対策支援本部の事務も行うものとする。

【各班共通、消防組合、消防団】

2 勤務時間内の班員配置

- (1) 本部長及び本部員は、本部所管の事務分掌（本編 第2章 第4節 2 本部及び各班分担事務分掌 P114 参照）に掲げる事項について本部員会議で協議をする。なお、本部長は、本部員会議の結果を踏まえて、必要な意思決定を行う。
本部長が不在もしくは連絡不能な場合には、副本部長（副町長、教育長、町民生活課長）が意思決定を行う（副町長、教育長、町民生活課長の順に職務を代理する）。
- (2) 本部員は、各班の班長として、この計画の事務分掌（本編 第2章 第4節 2 本部及び各班分担事務分掌 P114 参照）に基づき、各班所管の業務ごとに班員を編成・配置するとともに、地震応急活動を命じる。
- (3) 班員は、班長もしくは副班長の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。
- (4) 各班長は、所管の業務について、円滑な災害応急活動を実施するために必要と認められる場合は、臨機応変に班員の業務分担を変更し、別の業務を指示、命令することができる。
- (5) 各班長は、税務班長の要請に基づき、災害時の情報収集に必要な班員を派遣するものとする。
なお、各班への要請は、住民班、まちづくり建設班及び避難所運営を行う班（福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班）を除く各班を優先的に行うものとする。
被害状況等の情報収集にあたっては、地区ごとにチームを編成して、効率的に実施するものとする。また、被害の状況に応じて、避難誘導を行う班員を派遣する。
- (6) 各班長は、その他各班の業務についても、事務局から班員の派遣要請があった場合には、直ちに班内調整を行い、必要な班員を派遣する。
- (7) 避難誘導で派遣された班員については、自主防災組織、警察署、消防組合、消防団と連携して、適切に避難誘導、救出活動を行うものとする。
- (8) 本部長は、避難所に指定されている施設を優先して、各班に施設の被災状況及び周辺状況について調査をさせるものとする。

【各班共通】

3 勤務時間外の班員配置

勤務時間外の班員配置については、被害状況により、十分な人数が確保できない可能性がある。このため、各班長は参集した職員の中で、各班所管の業務について指示をするものとする。ただし、緊急のため、必要と認められるときは、別の業務を指示、命令することができる。

【各班共通】

4 配備状況の報告

各班長は、班員の配備状況を、警戒・非常配備報告書（別冊資料編 様式-2 参照、風水害の場合と共通）により、速やかに本部長に報告しなければならない。

特に、班員の動員発令時には定期的に報告するものとする。

【各班共通】

5 班員参集にあたっての心得

班員は、勤務時間外における参集については、次の要領により、速やかに行動を開始する。

(1) 自発参集の原則

班員は、震度5強以上の地震が町内において発生したときは、職員は積極的に気象情報等を収集し、町本部からの連絡を待たずに、あらかじめ定められている動員配備計画に基づき自発参集する。

(2) 安全確保

班員は、班員自身及び家族の安全を確保しつつ、自宅及び近隣の安全を確認し、救出・救助の必要がある場合は、適切な応急処置を行った上で速やかに参集する。

(3) 参集者の服装及び携行品

各班員は、応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の自身の業務に必要な用具を携行する。なお、これらの用具は発災後速やかに行動できるよう勤務先に備えておくものとする。

(4) 参集手段

バイク、自転車等機動性のある交通手段により参集する。原則として、震度5強以上の場合は、町内及び近隣に住む職員は自家用自動車を使用しない。

(5) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ連絡するとともに、周辺住民の協力を得て、直ちに人命救助、消火活動への協力等適切な応急処置を行う。また、可能な限り、参集先への連絡を行うものとする。

(6) 被害状況等の報告

班員は、参集途上においても、道路等の被害状況、町内の災害情報の収集に努め、その情報を動員先の班長又は副班長に報告する。

第2節 班員の活動体制

災害応急対策が3日以上に及ぶ大規模災害の場合は、班員の災害対応の継続性と効率性を高めるため、次の掲げることを基本に対応をしていくものとする。

【総務班、健康介護班】

1 班員の健康管理

災害応急活動が長期間に及んだり、家族が被災したりといったストレス下で活動に従事する場合、班員の心身両面の負担が大きくなると思われることから、総務班は健康介護班と連携し、健康調査等を実施し、班員の健康管理に努める。

【総務班】

2 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、各班長は、班員配備にあたり、所管する業務について、班内で交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておくものとする。総務班は、班員の健康管理に留意して、班を超えた災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、実施にあたっては、本部員会議の協議結果をもとに、各班の事務分掌を考慮して決定する。

3 災害対応の引継ぎの徹底

前項「2 災害対策要員のローテーション」を適切に行っていくためには、一つには支援人員の確保が挙げられるが、過去の災害事例を分析すると単に人員の支援のみでは、必ずしも適切なローテーションに結びつかないようである。そのため、一定時間の災害対応に従事した内容については、班ごとに別に定める「宮代町災害時業務日報」（別冊資料編 様式-50 参照）にまとめ、ローテーション要員に引き継ぐものとし、特定の班員にしかできない業務を作らないようにするとともに、あわせて過重負担もかからないような配慮も本部及び総務班が中心となって行っていく。

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報収集と伝達の基本方針

【各班共通】

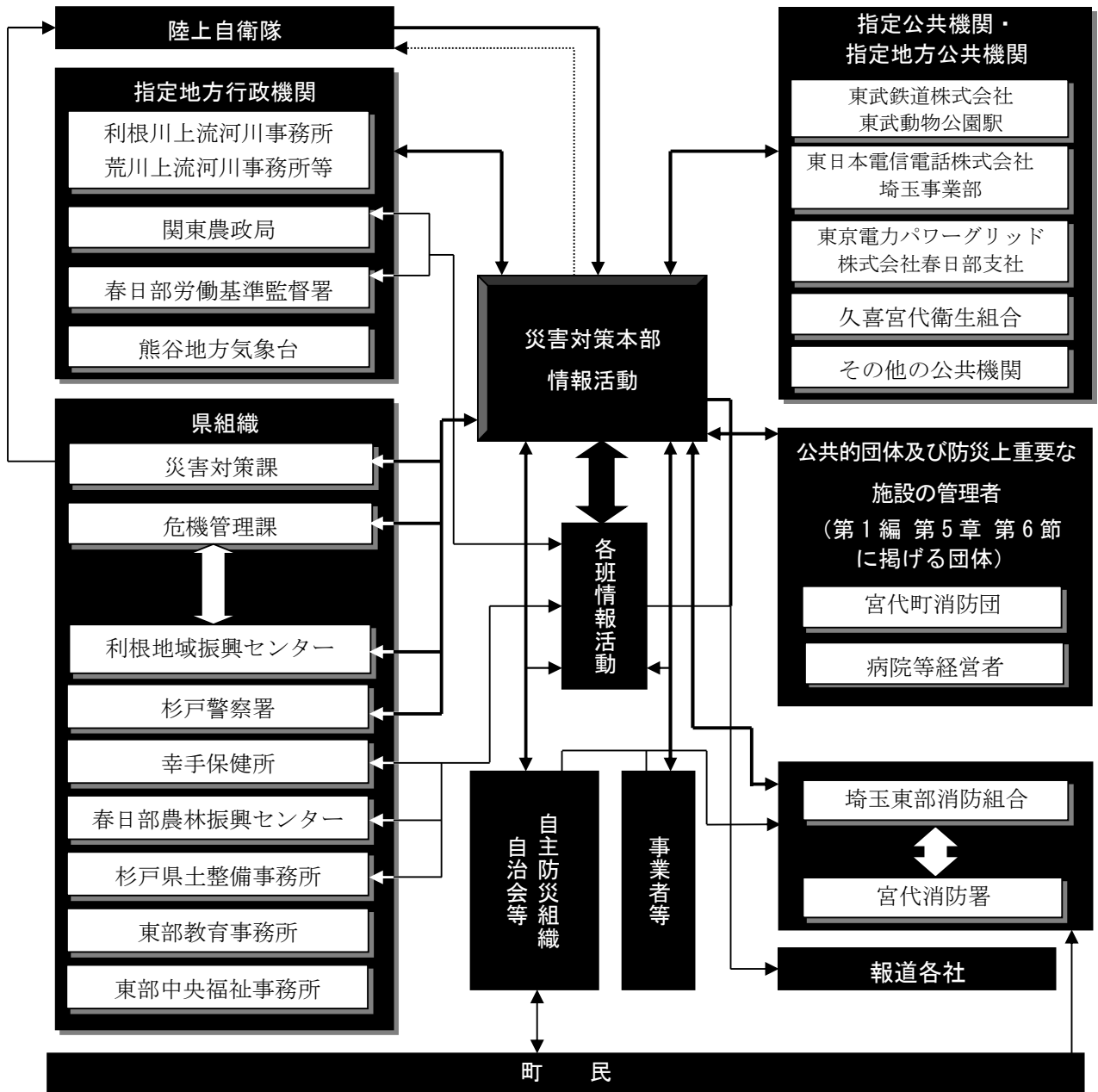
- 1 発災直後は、被災情報の収集・伝達が最も重要である。防災関係機関等との連絡や住民からの通報等さまざまな情報が集中する中で、これらの情報を整理し、災害の規模、態様を明確にしつつ、必要な災害応急対策を速やかに実施しなければならない。
- 2 災害応急対策業務の通信は、正確かつ迅速に行わなければならない。
- 3 災害時の広報は、人心の安定、有効な災害応急対策の促進、統率のとれた組織活動の確保のため重要であり、積極的に推進するものとする。
- 4 広報手段については、報道機関による報道及び災害対策広報紙による情報提供等、被災者に確実に伝わる手段で行うものとする。
- 5 情報収集、配信手段の多様化、多ルート化についての検討を行い、住民が防災情報を入手しやすい環境を整備する。

第2節 情報管理体制

【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合】

1 情報管理体系

町及び防災関係機関等との情報の収集・伝達体制は、次のとおりである。



<図3-2> 情報管理体制図

2 防災関係機関連絡一覧

災害発生時には、目的別・機能別に迅速に連絡を取らなければならないことから、それぞれ次のとおり、一覧表にして整理する。

＜表3-6＞ 防災関係機関連絡一覧表

番号	分類	名称	備考
1	埼玉県	災害対策課	自然災害・事故災害
		危機管理課	すべての危機情報
		危機管理防災センター	すべての危機情報
2		利根地域振興センター	被害報告
3		杉戸警察署	交通規制・避難誘導・検視等
4		幸手保健所	保健衛生・犬の捕獲等
5		春日部農林振興センター	農業被害
6		杉戸県土整備事務所	公共土木・施設被害
7		東部教育事務所	応急教育
8		東部中央福祉事務所	福祉
9	埼玉県東部環境管理事務所	有害物質流出等の環境汚染全般	
10	埼玉県動物指導センター南支所	動物の保護全般	
11	国機関	総務省消防庁	被害報告
12		陸上自衛隊	派遣要請
13	指定地方行政機関	利根川上流河川事務所	洪水情報
14		荒川上流河川事務所	洪水情報
15		関東農政局	食料調達
16		春日部労働基準監督署	労働雇用
17		熊谷地方気象台	風水害情報
18	指定公共機関・指定地方公共機関	東武鉄道株式会社東武動物公園駅	鉄道被害
19		東日本電信電話株式会社埼玉事業部	通信被害
20		東京電力パワーグリッド株式会社 コンタクトセンター	電力施設
21		東彩ガス株式会社春日部サービスセンター	ガス被害
22		日本赤十字社埼玉県支部	救出活動支援
23		埼玉県トラック協会久喜支部	輸送活動
24		日本郵便株式会社杉戸郵便局	郵便事業
25		久喜宮代衛生組合	廃棄物処理
26	消防機関	埼玉東部消防組合	消火活動
27		宮代消防署	消火活動

番号	分類	名称	備考
28	その他関係団体	南彩農業協同組合宮代営農経済センター	食料調達
29		宮代町商工会	食料調達
30		病院等経営者	保健医療
31		南埼玉郡市医師会	保健医療
32		宮代町建設土木事業者協力会	復旧資材
33		宮代町水道工事業者組合	上水道被害
34		宮代町下水道排水設備指定工事店	下水道被害

第3節 通信手段と役割分担

【各班共通】

災害時には、町内の災害情報だけでなく、国、県並びに関係機関への報告、報道機関との連絡調整が一度に発生し、これを短時間のうちに対応していかなければならないことから、災害情報の内容、通信手段の性格ごとに役割を分けて対応する必要がある。通信手段の種類については、既に「第2編 第3章 第1節 6 情報通信手段の充実」に記載したとおりであるが、それぞれの情報手段ごとの役割は次のとおりである。

＜表3-7＞ 情報活動役割分担表

情報手段	担当班	必要参考人員
1 町内（住民）への情報伝達手段 (1) 固定系防災行政無線 (2) 防災行政無線テレホンサービス (3) ホームページ・防災ツイッター・公式LINE (4) 緊急速報メール、登録制メール (5) 自動販売機災害時メッセージボード (6) テレビ（テレビ埼玉によるデータ放送を含む。）、ラジオ (7) 広報車 (8) 消防団 (9) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）	総務班	2人以上
2 県及び県内防災関係機関との情報交換手段 (1) 埼玉県防災行政無線関係（通信・電話） (2) 電話（災害時優先電話） (3) 県災害オペレーション支援システム	事務局	2人
3 町内における災害情報の収集先 (1) 移動系防災行政無線 (2) 班員 (3) アマチュア無線クラブ (4) 自主防災会	税務班 各班	10人以上
4 各班及び現地災害対策本部との情報交換手段 (1) 移動系防災行政無線 (2) 災害時優先電話 (3) 簡易無線（移動系）	事務局	2人

また、これらの通信手段別の留意点については「第2編 第3章 第1節 6 情報通信手段の充実」に掲げるほか、次のとおりである。

【総務班】

1 固定系防災行政無線

住民に対して、高齢者等避難、避難指示等を行うほか、災害に関する重要な情報を伝達する場合に使用する。また、使用にあたっては、操作マニュアル(注1)に基づいて実施するものとし、放送内容についても、災害が発生してから考えるのではなく、あらかじめ用意してある録音放送や雛形に沿って迅速に放送をするものとする（別冊資料編 資料-18 参照）。

【各班共通】

2 移動系防災行政無線

災害現場からの詳しい情報を本部に対して報告するとともに、本部からの指示伝達を受け、的確な行動を行う。また、使用にあたっては、ルールを守り、複数の者が同時に使用しないようにする。

【事務局、総務班】

3 埼玉県防災行政無線

熊谷地方気象台からの情報をもとに、県危機管理課・災害対策課との連絡調整に使用する。また、あわせて近隣市町の防災担当者との連絡について行うものとする。

【事務局】

4 災害時優先電話

あらかじめ指定されている電話番号を、災害時優先電話として、主に本部と防災関係機関、防災関係団体との連絡を行うものとして使用する。

【事務局】

5 簡易無線（移動系）

簡易無線（移動系）については、本部と避難所との連絡を行うものとして使用する。

【事務局、総務班】

6 公共放送の利用

本部長は、災害応急対策の実施に必要な通信で、緊急かつ特別の事情があるときは、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた放送事業者に対して、連絡のための放送を要請する。要請については、NHKさいたま放送局、株式会社テレビ埼玉、株式会社エフエムナックファイブ、株式会社ジェイコム北関東に行うものとする。

【健康介護班、社会福祉協議会】

7 要配慮者への情報伝達

要配慮者への情報伝達については、あらかじめ健康介護班が情報手段を確立するものとし、実施にあたっては、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他福祉団体等の協力を得ながら、迅速に行うものとする。

(注1) 操作マニュアルは、基地局に用意してある。また、平常時の勤務時間中は、町民生活班が放送を行う。災害時には、総務班等に協力を求めることもある。

【総務班】

8 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは、緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信しつつ、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステムのことで、平成23年4月1日から運用開始されている。

【総務班】

9 防災行政無線戸別受信機

防災行政無線による放送内容を明確に提供するため、防災行政無線戸別受信機を人が集まる施設や災害拠点となる施設に配備している。町の施設では館内放送と連動させ、地震等の突発的な災害時に児童、生徒及び住民等に緊急放送を行う。

＜表3-8＞ 戸別受信機配備数 （令和4年3月現在）

配備先	台数	備考
公共施設	10	進修館、総合運動公園、図書館、郷土資料館、旧いきがい活動センター、はらっパーク、保健センター、公民館3館
学校・保育園	12	小学校4校、中学校3校、保育園2園、宮代高校、宮代特別支援学校、日本工業大学

【総務班】

10 テレビによるデータ放送

住民に対して災害時等の情報提供手段として防災行政無線を使用しているが、放送が聞こえ難い等の問題がある。このため、新たな情報伝達として「聴く」だけでなく「見る」というテレビによるデータ放送という新たな伝達方法も検討する必要がある。

【事務局、総務班】

11 災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のために通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- ① 警察機関
- ② 消防機関（水防機関）
- ③ 航空保安機関
- ④ 気象業務機関
- ⑤ 鉄道事業者
- ⑥ 電気事業者
- ⑦ 鉱業事業者
- ⑧ 自衛隊

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告については、緊急かつ、特別の必要があると認めるとき。

- ② 災害が発生した場合については、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。
- (3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項
- ① 緊急の場合に混乱が生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して、連絡方法、連絡担当の責任者、優先順位等について具体的な手続を定めておくものとする。
- ② 町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議するものとする。

【事務局、総務班】

12 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって、有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

非常通信は、非常通信運用細則第7条の規定により、次に掲げるもの又はこれに準じる事項について行うことができる。

【非常通信文の内容】

- ・人命の救助に関するもの
- ・天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- ・電波法第74条（非常の場合の無線通信）及び第74条の2（非常の場合の通信体制の整備）に基づく実施の指令及びその他の指令に関するもの
- ・非常事態の際における事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ・暴動に関する情報の連絡及びその緊急措置に関するもの
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ・遭難者救護に関するもの
- ・非常事態発生時における列車の運転、鉄道輸送に関するもの
- ・鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関するもの
- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建設工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- ・災害が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

【非常無線通信文の要領】

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単に要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、班名、氏名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、班名、氏名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

(2) 非常通信の依頼先・取扱量

非常通信の発信にあたっては、最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。取扱料は、原則として無料である。

第4節 災害情報の収集、報告及び記録の方法

【各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合】

1 本部への情報の集約

災害時における情報収集の役割は、主に税務班が担うこととなっているが、大規模災害の場合は、同時多発的に災害が発生するため、税務班のみで全ての情報の収集は困難である。そのため、発災直後においては、全ての班員が各班長の指示のもと組織を通じて情報を集約・整理し、税務班に報告するものとする。税務班は収集した情報をとりまとめ、定期的に本部へ報告を行うものとする。本部では、報告された情報について、本部内で情報の共有化を図るものとする。

(1) 発災直後の情報収集すべき内容の一覧

発災直後に情報収集する内容については、次のとおりである。

＜表3-9＞ 発災直後の情報収集内容一覧

区分	情報収集する内容	関係各班、関係機関	
人的被害	1 死者、負傷者の発生及び人命危険の有無	非常態勢時	税務班
	2 被災者の状況	警戒態勢時	町民生活班
	3 住民の動向		
	4 避難の必要の有無及び避難の状況		
火災被害	1 火災の発生及び延焼の状況	消防組合	
物的被害	1 庁舎等所管施設、設備の被害状況	企画財政班 (庁舎周辺の探索視認)	
	2 道路、橋梁の被害状況及び道路交通の状況	まちづくり建設班 (警察機関、その他防災関係機関からの通報、交通運転者からの通報、現地パトロール等)	
	3 建物の倒壊状況	税務班・各班	
	4 電気、ガス、電話回線等の被害状況	各公益事業者	
	5 文教施設の被害状況	教育推進班	
	6 病院の被害状況	健康介護班	
	7 保育園、学童保育所等の被害状況	子育て支援班	
	8 清掃施設の被害状況	久喜宮代衛生組合	
	9 鉄道の運行状況	東武動物公園駅	
	10 社会福祉施設の被害状況	福祉課、子育て支援課、健康介護課	
	11 公園施設の被害状況	まちづくり建設班	
	12 上水道の被害状況	まちづくり建設班	
	13 下水道の被害状況	まちづくり建設班	
地震情報	地震の震源、規模（マグニチュード）や揺れの大きさ（震度）に関する情報	気象庁 県災害対策課	
その他	災害対策上必要な事項		

また、その他の情報の入手先として、次に掲げる手段が想定される。

- ① 参集した班員からの被災状況の報告
- ② テレビ、ラジオからの情報
- ③ 住民、事業者からの情報
- ④ インターネットからの情報
- ⑤ 県衛星通信ネットワーク・県地上系防災行政無線・県災害オペレーション支援システムからの情報

(2) 災害情報等の県への報告

収集した災害情報及び決定した災害応急対策の方針については、事務局が、県災害オペレーション支援システムに入力・登録し、速やかに県災害対策本部に報告する。

また、同システムによる通信が不可能な場合は、発生速報（別冊資料編 様式-3 参照）により報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて、内閣総理大臣に報告する。

県災害対策本部の支部に充てられている利根地域振興センターは、町が災害情報の収集・報告が困難な場合又は同システムによる通信が不可能な場合には、町に代行して県災害対策本部に災害情報を報告する。

町は、災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連携するとともに、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整するものとする。

被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにする。

全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、死者、行方不明者の数については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

(3) 中間報告

発災直後の被害情報のほか、新たな被害情報等が判明した場合、県災害オペレーション支援システムにより、被害数の増加・変更、災害応急対策の実施状況、これから取ろうとする措置等を逐次報告する。

また、同システムによる通信が不可能な場合は、2時間毎に経過速報（別冊資料編 様式-4 参照）により報告する。

(4) 最終報告

被害の状況が最終的に全て明らかになった時点で、県災害オペレーション支援システムにより、被害情報の最終報告をする。また、同システムによる通信が不可能な場合は、応急対策の終了後7日以内に被害状況調（別冊資料編 様式-5 参照）により報告する。

【各班共通】

2 情報収集の体制

情報収集を行う班員は、以下の体制で実施するものとする。実施にあたり、税務班長は、情報収集活動が交代でできるようローテーションを組む等、活動が維持できる体制の確保に努めるものとする。

(1) 勤務時間内での体制

税務班長は情報収集活動を行う体制が整い次第、税務班員や各班から派遣された職員でチームを編成して、町内の被害情報の収集を行う。なお、組み合わせ及び派遣人数については、税務班長の指示による。

(2) 勤務時間外での体制

休日、夜間等の勤務時間外については、十分な人数の確保が難しいことから、必要最低限の人員が整い次第、情報収集活動を行うものとする。

なお、被害状況により、税務班長又は税務副班長が不在な場合は、次の順位の責任者が各班へ派遣要請を行うものとする。

- ① 災害対策副本部長（副町長）
- ② 災害対策副本部長（教育長）
- ③ 災害対策副本部長（町民生活課長）

(3) 情報収集活動の内容及び留意点

- ① 情報の収集にあたっては、原則、公用車に必要な装備を載せて収集活動を行うものとする。ただし、被害状況により、公用車での情報収集活動が困難と思われる場合は、必要な装備を携行（注1）し、自転車や徒歩等で行うものとする。
- ② 情報収集する内容については、「本節 1 (1) 発災直後の情報収集すべき内容の一覧」を基本とする。
- ③ 被害が甚大、又は拡大のおそれがあるときは、税務班長に避難誘導を行うための職員の派遣を要請するとともに、必要に応じて、被災者を町指定の避難所に誘導する。
- ④ 税務班長は、情報収集を行う班員や各班から得られた情報を税務班の班員に整理させるとともに記録にとらせる。

【各班共通】

3 災害情報の記録

各班長は、災害情報を緊急度、重要度に区分し、速やかに税務班に報告する。なお、税務班は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、それをできるだけ正確に記録しなければならない。記録にあたっては、各課で所有するカメラやビデオで、できる限り資料を集めるものとする。なお、本部は税務班が取りまとめた情報について、事務局を通じて、関係機関に災害情報を伝達するものとする。

(注1) 必要な装備とは、移動系防災行政無線、防犯パトロール用ベスト、誘導棒、ロープ、消火器、腕章等である。消火器については、緊急用を町民生活班が確保している。

第5節 広報体制の確保

地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報について、迅速に広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情等について広聴の場を設ける等、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の要望に適切に対応する。

【総務班、税務班】

1 住民への広報

町は、広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

(1) 広報の手段

総務班は、次の手段により広報を実施する。

また、被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとする。

- ① 固定系防災行政無線
- ② ホームページ、防災ツイッター、町公式LINE
- ③ 防災行政無線テレホンサービス
- ④ 自動販売機災害時メッセージボード
- ⑤ 広報車

(2) 広報の実施方法

- ① 税務班は各班の情報、各班から派遣された班員が集めてきた情報及び関係機関から集められた情報を取りまとめた後、本部に報告する。本部は本部員会議により、住民に対して流すべき情報を整理し、総務班に伝達する。
- ② 総務班は、マニュアルに基づき、速やかに防災行政無線等で住民に情報を伝達する。また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難所開設及び災害廃棄物対応等の重要な情報は防災行政無線以外にもホームページやデータ放送等を使用して情報の伝達を行う。さらに、自主防災組織代表者や区長・自治会長に対しても同様の方法で周知を図る。
- ③ 総務班は、避難所が開設されている場合は、ボランティア等の協力を得て、避難所への臨時広報紙（注1）、張り紙等を行い、必要な情報伝達を行う。

（注1）臨時広報には、被害の状況、救援の状況、罹災証明書の発行方法、義援金の配布方法、その他応急対策の内容等について掲載し、避難所等に掲示し、周知していく。

(3) 広報の内容

広報時期目安	広報内容
初動期～応急期	① 地域の被害状況に関する情報 ② 当該市町村における避難に関する情報 ・避難の指示に関すること ・避難施設に関すること ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④ 災害廃棄物等の処理に関する情報 ・仮置場の開設状況や災害ごみの搬入方法に関すること ・生活ごみの出し方に関すること
復旧・復興期	⑤ 被災者生活再建支援に関する情報 ⑥ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること ・住宅関連情報 ・罹災証明・義援金関連情報 ・倒壊家屋、ガレキ・ごみ処理関連情報等

【事務局、総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班】

2 要配慮者及び帰宅困難者への広報

(1) 要配慮者への広報

要配慮者への広報については「本章 第3節 通信手段と役割分担 7 要配慮者への情報伝達」のとおりとする。

また、聴覚障がい者で、あらかじめ台帳等に登録されている方に対しては、福祉班においてファックスで連絡する。

(2) 帰宅困難者への広報

事務局は、東武動物公園駅と連携して、総務班を通じて、災害情報の周知を図るとともに、鉄道の復旧が長期化する場合には、町の避難所の案内チラシやホワイトボードによる掲示等を行い一時的に避難するよう誘導等を行う。また、防災ツイッターや緊急速報メール等を活用し、帰宅困難者に対して有益な情報の提供を行う。

【事務局、総務班】

3 報道機関への広報

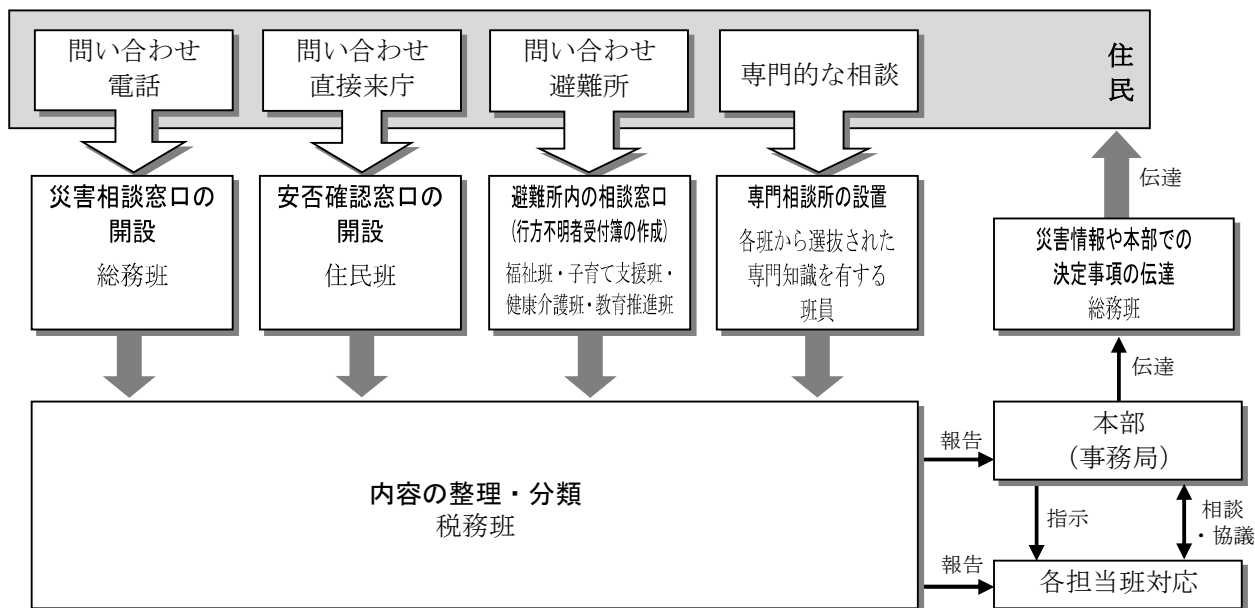
報道機関への広報の要請は、原則として県が行うことになっているが、必要に応じて、町も要請を行い、庁舎内会議室を臨時的なプレスルームとして確保する。

第6節 住民からの問い合わせに対する対応

【事務局、総務班、住民班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、社会福祉協議会】

1 体制

応急対策として、概ね次のイメージ図のとおり体制を確保し対応にあたる。



＜図3-3＞ 応急対策の流れ

(1) 災害相談窓口の開設

総務班は、発災直後から大量に発生する通報や問い合わせに対し、迅速かつ効率的に対応するため、速やかに災害相談窓口を庁内及び必要に応じて現地本部に開設する。

(2) 安否確認窓口の開設

大規模災害の場合は、多くの行方不明者が発生することが考えられるので、一般の災害窓口とは別に安否確認の窓口を開設する。相談については、住民班が行うものとする。

(3) 窓口の体制

窓口の開設にあたっては、電話・ファックス・防災情報システム等の通信手段を用意する。開設にあたっては、交代要員のローテーションも考慮して臨むものとする。

なお、人員が不足する場合は、本部員会議の協議結果をもとに、総務班が人員を調整し、派遣するとともに、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにボランティアの派遣依頼を行い、不足人員を補う。

(4) 期間

臨時窓口の対応は、概ね発災から10日間を目処に実施し、問い合わせの件数が落ち着いてきたところで、各班対応へ切り替えていく。

(5) 専門相談所の設置

住民からの専門的な相談については、必要に応じて、専門の相談窓口を設置する。なお、窓口の担当者は、各班から選抜された専門知識を有する班員とする。

【税務班】

2 相談事項の整理

税務班は、各班から集められた住民からの問い合わせ・要望等について、内容を整理し、各班に報告するとともに、重要事項については、本部に報告するものとする。

【総務班、税務班】

3 緊急問い合わせへの対応方法

- (1) 各班は、地震発生直後に殺到する問い合わせや相談に対応できるよう、問い合わせ内容は、対応記録用紙（別冊資料編 様式-6 参照）に記録して税務班に報告し、税務班は、各班に整理表を報告する。
- (2) 事務局は、税務班や関係機関から届いた災害に関する情報及び本部で決定された事項について、外部への情報提供を行う総務班に伝達し、住民からの問い合わせに対し、迅速に対応できるよう配慮する。
- (3) 総務班は、事務局と協議し、問い合わせ事項を、防災行政無線やホームページ、各避難所への伝達等、有効な情報手段を活用して住民に対し伝達する。

【住民班、税務班】

4 安否情報

(1) 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であることから、この時期に安否情報として取り扱うものは、混乱を防止するためにも、警察機関等の検案が終了し、身元が判明している死亡者のみとする。

(2) 一定時間経過後

発災初期の混乱期が終息すると、時間の経過とともに被害状況及び避難状況等に関する詳しい情報が入ってくるため、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むことから、原則として次の情報を取り扱う。

- ① 死亡者
- ② 行方不明者
- ③ 避難施設等への避難者
- ④ 病院収容者

(3) 避難所における安否確認対策

発災後における安否確認を含む問い合わせの混乱を避けるため、避難所における安否確認対策として避難所運営班は、早期に行方不明者受付簿（別冊資料編 様式-51 参照）を作成し、その情報を税務班に報告する。

(4) 安否情報提供時のプライバシーへの配慮

安否情報は重要な個人情報であるため、その提供にあたっては、照会対象者や遺族等に情報開示範囲等に対する同意を取りつけるとともに、照会者への照会目的や本人確認等を行う必要がある。同意を得た個人情報は、安否確認窓口担当者が安否情報システムに入力し、登録する。また、同意が得られない方については、自ら安否情報システムに入力することで安否確認情報を登録することができるものとする。登録した安否情報の取扱いについては十分留意する必要があるため、安否情報を取り扱う窓口については、その取扱い方法をあらかじめ定めておく。

なお、安否情報の提供にあたっては、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、町は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

【事務局、総務班、住民班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】

5 問い合わせが予想される事項一覧

＜表3-10＞ 問い合わせが予想される事項一覧表

内容	各班・関係機関
被害の状況	総務班
地震活動の今後の見通し	事務局
家族・知人の安否に関する情報	住民班
医療に関する情報	健康介護班
避難の必要性に関する情報	事務局
飲料水の確保に関する情報	まちづくり建設班
食料、救援物資の確保に関する情報	産業観光班
遺体の安置等に関する情報	住民班
電気に関する情報	東京電力パワーグリッド株式会社
下水道、トイレの復旧に関する情報	まちづくり建設班
仮設トイレ・トイレの汲み取りに関する情報	久喜宮代衛生組合
ごみ、がれきの処理に関する情報	環境資源班
電話に関する情報	東日本電信電話株式会社埼玉事業部
ガスに関する情報	各ガス会社・都市ガスの会社が分からない場合は、まちづくり建設班
道路に関する情報（交通規制状況等）	まちづくり建設班
公共交通に関する情報（運行状況等）	東武動物公園駅
教育に関する情報（休校等）	教育推進班
避難所に関する情報	事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班
店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報（ガソリンスタンド、銀行等）	産業観光班
ボランティア募集に関する情報	社会福祉協議会・福祉班

【事務局】

6 県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

県では、震災後における県、市町村、関係団体の連携体制を強化するため、震災後早期に、県が設置する災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。町は会議に参加するとともに県及び関係団体と連携を図るものとする。また、震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

町は、県及び管轄支部との情報を共有し、連携体制の強化を図るものとする。

第5章 消防活動（消火・救出・救護）

第1節 消防活動の基本方針

震災発生時に消防組合が行う災害応急活動は人命の安全確保を最優先とし、その方針は次のとおりとする。

【消防組合、消防団】

1 消火活動の優先

地震災害は人命に対する危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。そのため、消防団や自主防災組織等と連携して早期の火災鎮圧を図り、被害の拡大防止にあたる。

【消防組合、消防団】

2 人命の救助、救急活動

地震時には、火災の発生はもとより家屋の倒壊、障害物の落下、鉄道、自動車等車両の衝突及び危険物、毒物・劇物の漏洩等の事象が複合して発生し、大規模な人身災害が発展することも予想されることから、消防組合は、消防団、自主防災組織や企業等と連携して救助、救急活動を行う。

【消防組合、消防団】

3 安全避難の確保

消防組合は、住民の安全避難を確保するため、消防団と連携し、地域住民が当該地区から安全に避難できるよう火災の鎮圧と拡大防止を図る。

第2節 消火活動

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等から迅速かつ的確な応援を要請することで、臨機応変な消防活動を行う。

【消防組合、消防団】

1 消防活動

機関	活動内容
消防組合	① 情報収集及び伝達及び応援隊の受入 ア 災害状況の把握 119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集班員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。 イ 把握結果の緊急報告 消防局長は災害の状況を町長（本部長）（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないよう対処する。 ウ 応援隊の受入及びその準備 ② 同時多発火災への対応 ア 避難地及び避難路確保優先の原則 大規模に延焼が拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 イ 重要地域優先の原則 大規模に延焼が拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。 ウ 消火可能地域優先の原則 大規模に延焼が拡大した場合は、消火可能な地域を優先して消防活動を行う。 エ 市街地火災消防活動優先の原則 大規模工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災の延焼部分の消防活動を優先とする。 オ 重要な消防対象物優先の原則 重要な消防対象物の周辺地域と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。 ③ 火災現場活動の原則 ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大の阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に現場攻勢活動により火災を鎮圧する。 ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 ④ 救急救助 要救助者の救出及び救助、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。 詳細については、「本章 第3節 救出・救護活動」による。
消防団	① 出火防止 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気ブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。 ② 消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、消防組合と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電による出火等の警戒活動を行う。

機関	活動内容
	③ 救急救助 消防組合による救助活動を補佐し、要救助者の救出及び救助と負傷者に対しての応急処置を行い、安全な場所に搬送する。 ④ 避難誘導 避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 ⑤ 情報の収集 早期に災害情報の収集を行い、消防組合による情報収集活動を補佐する。 ⑥ 応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防組合と協力して行う。

【各班共通、消防組合】

2 応援要請

機関	活動内容
消防相互応援協定による応援要請	消防組合の管理者は、所管する地域の消防力では十分な活動が困難であると判断した場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請	消防組合の管理者は、所管する地域の消防力では十分な活動が困難であると判断した場合には、県内消防局等への応援出動を要請する。
緊急かつ広域的な応援要請	消防組合の管理者は、大規模災害又は特殊災害が発生し、所管する地域の消防力で十分な活動が困難であると判断した場合には、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(1) 消防相互応援協定による応援要請

① 要請の内容

管理者が協定に基づき、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。また、あわせて、町へその旨を連絡するものとする。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 町への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ 応援消防隊の支援能力（見込み）

② 応援消防隊の受け入れ体制

ア 連絡体制の確保

応援を受け入れる場合、要請事項を所管する班は、応援消防隊との連絡責任者を指定するとともに、町民生活班との連絡体制を確保する。

イ 受け入れ拠点の指定

事務局は、応援を受け入れる場合、企画財政班に受け入れ拠点の調査を指示するとともに、調査により確保された場所を受け入れ拠点として指定する。あわせて公共施設を宿舍として確保するよう努め、公共施設で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて、

宿舎を確保するものとする。

ウ 活動の調整

応援消防隊による活動の調整は、各班の連絡責任者が窓口となって行う。

エ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として町の負担とする。

(2) 埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請（県内各消防局等）

管理者による要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

応援消防隊の受け入れ体制については、本項目(1)②による。

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の支援能力（見込み）

(3) 緊急かつ広域的な応援要請（緊急消防援助隊）

① 要請を行うために必要な災害情報

管理者による要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 災害の発生日時及び場所

イ 災害の種別・状況

ウ 人的・物的被害の状況

エ 必要応援部隊の種別及び部隊数

② 応援消防隊の受け入れ体制

消防組合は、町と協議の上、緊急消防援助隊調整本部を設置し、緊急消防援助隊の受け入れ体制を整える（被災地が複数の市町村である場合は、県が設置する）。

ア 緊急消防援助隊の部隊配備

イ 関係機関との連絡調整

ウ 各種情報の集約・整理・提供

エ 緊急消防援助隊の後方支援

オ その他必要な事項

【事務局】

3 住民、自主防災組織等の役割

住民、自主防災組織等は、地震が発生した場合には、次の活動に努める。

(1) 住民

① 出火防止対策

ガスの元栓の確認、ストーブ、電化製品の火元を直ちに遮断する。

② 通電時の電気火災の防止

電気器具の電源コードを抜き、ブレーカーを落とす等し、通電による出火防止対策を実施

する。

③ 初期消火の実施

火災が発生した際には、消火器等による初期消火に努めるとともに、周辺へ助けを求め、消防組合へ通報する。

(2) 自主防災組織等

① 火災発生の防止を呼びかけるとともに、火災の発生状況、被害状況の調査を実施する。

火気、ガス、電気器具の使用中止や出火防止の呼びかけを行うとともに、火災の早期発見に努める。

② 初期消火活動の実施

道路の破損や火災等が同時多発的に発生等することで、消防組合及び消防団が消火活動に駆けつけることができない場合や人員が不足する場合は、自主防災組織の構成員が力をあわせて、初期消火活動にあたる。

③ 定期的なパトロールの実施

漏電等による火災の発生等を早期に発見し、対処するため、定期的に巡回パトロールを実施する。

(3) 災害時支援隊との連携

災害時には、消防団や災害時支援隊との連携を図り、避難誘導や二次災害の防止等に努めていく。

第3節 救出・救護活動

大規模地震の発生時には、多数の負傷者の発生が予想される。消防組合は、救急救助活動に万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

【事務局、消防組合】

1 消防組合による救急救助体制

(1) 救急処置及び救助のための出動

① 救急処置及び救助が必要な現場には、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

② 救助活動を必要としない現場には、原則として救急隊のみ出動するものとし、出動にあたっては、救命の処置を要する重傷者を優先する。

(2) 救急救助における活動

① 救急処置及び救助にあたっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

② 延焼火災が多発し、同時に多数の救急処置及び救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。

③ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急処置及び救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。

④ 同時に小規模な救急処置及び救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

- ⑤ 負傷者が大量に発生している場合は、消防組合への応援要請を行うとともに、本部は県に対して、医療救護班の派遣要請と町への応援部隊の要請を行う。

（3）応援要請

次の事項は、「本章 第2節 消火活動」を参照

- ① 消防相互応援協定による応援要請
- ② 埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請
- ③ 緊急かつ広域的な応援要請

【事務局、税務班、健康介護班、消防組合】

2 負傷者の搬送

（1）負傷者の判定（トリアージ）

- ① 負傷者の数が限定されているのであれば消防組合の救急隊がこれにあたる。
- ② 負傷者が大量に発生している場合は、消防組合に応援を要請するとともに、本部に対して県の医療救護班の派遣要請並びに町への応援部隊の要請を行う。
- ③ 本部は、救急隊等からの応援要請に基づき、県に対し医療救護班の派遣要請をするとともに、現場に健康介護班を直ちに派遣する。

また、あわせて民間輸送機関（注1）に対し、負傷者の搬送協力依頼を行う。

なお、本部は、救急隊等からの応援要請がない場合であっても、税務班が整理した災害情報を基に、独自の判断で現場に健康介護班を派遣し、救急隊等の支援活動に就かせる。

- ④ 救急隊等は、県からの医療救護班が到着するまでの間、健康介護班の協力を得て、トリアージを行う。
- ⑤ トリアージを終えた負傷者のうち、治療優先度の高い負傷者から医療機関に搬送する。搬送にあたっては、救急車で搬送するのが基本であるが、救急隊員、又は救急車両が不足している場合は、民間輸送機関と連携してこれにあたるものとする。

また、比較的軽症である者に対しては、自主防災組織等の協力を得て、応急手当を行う。

- ⑥ 負傷者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

（2）負傷者搬送の要請

- ① 負傷者を最初に受け入れた医療機関は、後方医療が必要な場合、町、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配及び配車を要請する。
- ② 町は、重症者等の場合は、必要に応じて、県へ防災ヘリコプターやドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターの手配を要請する。

（3）傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先の医療機関の受入体制について十分確認したうえで疾病者を搬送する。

（注1）防災協定を結んでいる民間輸送機関を優先して、負傷者の搬送を依頼する。

第6章 応急医療と保健衛生

震災時には、家具類の転倒や備品の落下、窓ガラスの飛散、火災などにより多数の負傷者が発生するおそれがある。

そのため、住民の生命と身体を守る要である医療救護体制を迅速に確立し、被災者の救護に万全を期する。さらに、衛生環境の悪化等による各種感染症や食中毒の発生、拡大の未然防止を図るため、防疫・保健衛生等の応急措置及び総合調整が必要となる。

第1節 応急医療

【各班共通、消防組合】

1 情報の収集・共有・広報

健康介護班は、次のとおり医療・救護に関する情報の収集、共有、広報を行う。

(1) 収集する情報の内容

- ① 被災状況（ライフラインを含む）
- ② 町内医療施設の被災状況及び入院・外来患者の状況
- ③ 血液、医薬品、資機材の状況
- ④ 医師、看護スタッフの状況

(2) 情報の収集先・内容

各班及び各班から派遣された班員

- ① 各地区の被害状況
- ② 建物、道路その他施設の被害状況
- ③ その他応急医療発動に必要な情報

(3) 情報の共有と広報

健康介護班は、避難所等で把握した医療・救護に関する情報を随時、税務班に報告するとともに、医療機関は税務班の問い合わせに応じる。なお、税務班は整理した情報を、医療機関及び消防組合に提供する。

(4) 総務班への伝達

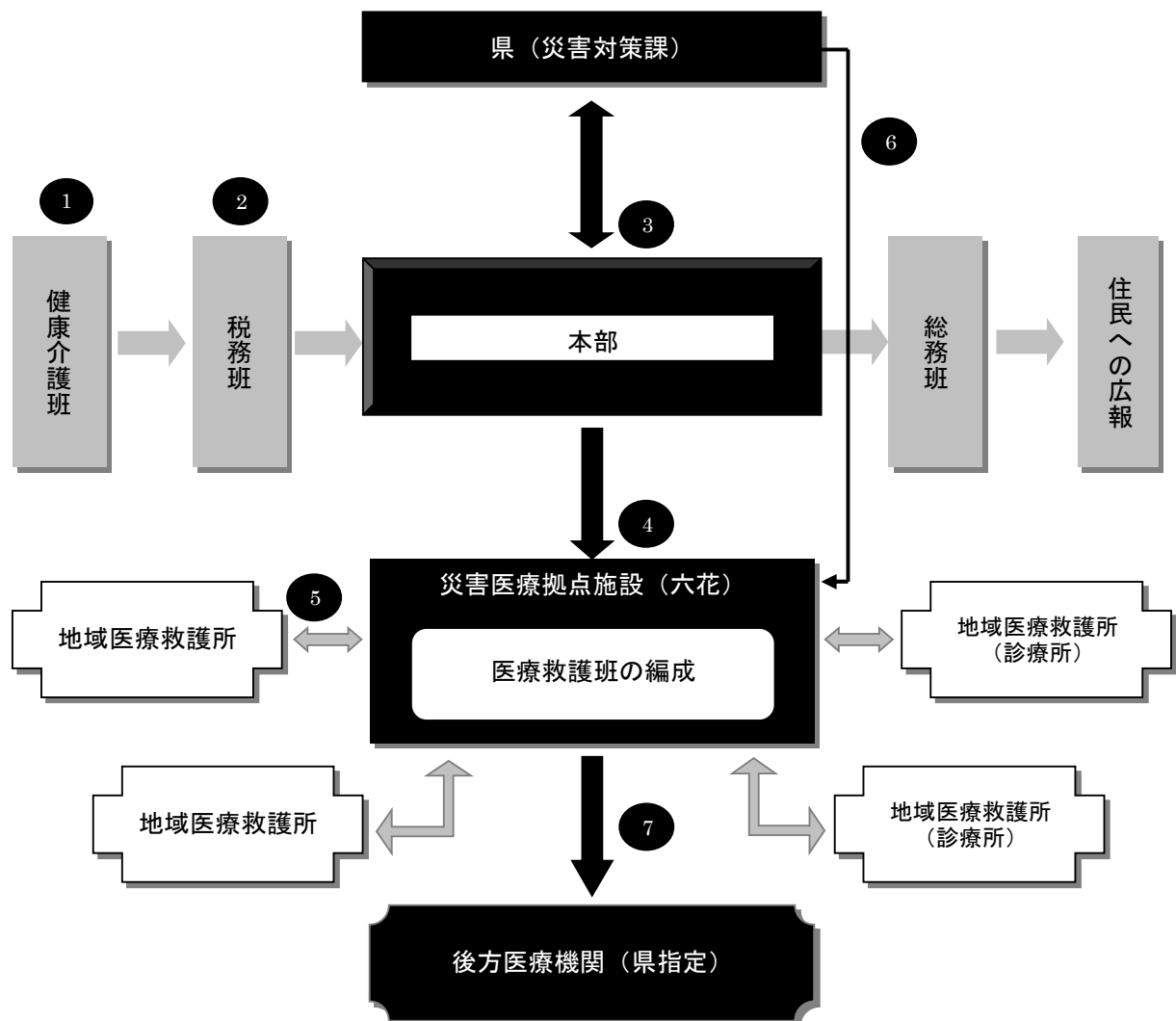
税務班は、各班及び各班から派遣された職員から収集した情報のうち、住民に広報すべき内容を取りまとめ本部へ報告する。本部は、報告された結果を住民に周知するため、総務班に伝達する。

2 医療救護体制の確立

健康介護班は、災害に関する情報や負傷者の情報を把握・分析し、速やかに病院等経営者と協議を行い、必要な医療救護方針を定め、税務班を通じて本部に報告する。

また、医療救護体制の全体イメージは図3-4のとおりとし、図中の番号の内容については以下のとおりである。

- (1) 収集した情報を元に、病院等経営者と医療救護体制方針を決定
- (2) 健康介護班の情報を本部へ報告。
- (3) 必要事項は総務班により住民へ周知（状況により、県に医療救護班の派遣を要請）
- (4) 災害医療拠点施設（六花）の開設
- (5) 必要により地域医療救護所を設置
- (6) 医療救護班の派遣（派遣要請があった場合）
- (7) 災害医療拠点施設から重症者（トリアージに基づく優先順位）を後方医療機関へ搬送



<図3-4> 災害時医療救護体制

【税務班、健康介護班】

3 災害医療拠点施設の開設

健康介護班は、税務班からの情報を整理・分析し、県に対する医療救護班の派遣要請の是非について、本部と協議するとともに、災害医療拠点施設の設置についてあわせて協議を行う。災害医療拠点施設では、地域医療救護所や町内の診療所（医院）等に対応できない負傷者の受入れのほか、次の役割を担う。

- (1) 被災地外へ転送する重傷者や長期的入院が必要な患者の判別（トリアージ）
- (2) ヘリコプターによる広域搬送の拠点
- (3) 被災地への医療救護班の派遣
- (4) 臨時的な負傷者の収容の拡大
- (5) 町内の診療所への協力要請（医師の派遣・地域医療救護所の開設）

なお、災害医療拠点施設は、公設宮代福祉医療センター六花とする。

【事務局、健康介護班、消防組合】

4 地域医療救護所の設置

(1) 設置に向けた準備

本部長は、町内の被害状況を確認するとともに、消防組合や災害医療拠点施設と協議を行い、地域医療救護所の設置の是非について協議を行う。協議の結果、地域医療救護所を設置する必要があると判断した場合は、速やかに健康介護班の班員を災害現場に派遣し、最寄りの施設の安全性を確認した後、負傷者の受入れに必要な措置を講じる。

また、災害医療拠点施設の状況も見ながら医療救護班（本節 5 医療救護班の編成及び派遣 P148 参照）を災害現場に派遣するものとする。

(2) 地域医療救護所の役割

地域医療救護所は、トリアージのほか、創傷、打撲、骨折、熱病等の外科的負傷者のうち、軽・中傷者に対する応急手当を行うものとし、さらに高度な医療が必要な者は、救急車、民間輸送機関、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、治療先となる医療機関に搬送する。

また、震災に伴い、処方薬の喪失やかかりつけの医師の被災により、慢性疾患薬の入手が困難な患者についても対応をする。

(3) 地域医療救護所の設置場所

地域医療救護所は、次に掲げる施設を基本とするが、必要に応じて野外に仮設テントを設置し、応急の救護所とする場合もある。

- ① 公共施設（指定避難場所となっているもの）
- ② 消防組合
- ③ 町内診療所（受入れ可能な診療所）
- ④ その他、特に本部長が必要と認めた場所

【健康介護班】

5 医療救護班の編成及び派遣

健康介護班は、必要に応じて、本部に県の医療救護班の編成派遣を要請するとともに、病院等経営者にも協力を仰ぐ。医療救護班は、次に掲げる構成を1つのチームとし、要請のあった地域医療救護所に派遣するものとする。

また、健康介護班は、医薬品の確保等医療救護班の活動も支援する。

<表3-11> 医療救護班の編成

医師	看護班員	薬剤師	その他(注1)	医療救護班の主たる任務
1人	3人	1人	2人	1 診察・トリアージ 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術、その他治療及び施術 4 病院又は診療所への搬送の手配

(注1) その他は運転手、補助者で健康介護班等からの応援とする。

【事務局、健康介護班、消防組合】

6 後方医療機関への負傷者の搬送

災害医療拠点施設及び地域医療救護所（診療所を含む）での処理が困難な重症患者については、県指定の後方医療機関へ搬送する。後方医療機関への搬送方法は次のとおりとする。

- (1) 災害医療拠点施設及び地域医療救護所において処置が困難な患者が発生した場合、健康介護班は後方医療機関への搬送を要請する。
- (2) 健康介護班は、消防組合と協議し、最も適切な搬送手段を確保する。その際、消防組合の救急車等で搬送するものとする。
- (3) 事務局は、救急車が不足する場合は、災害協定を結んでいる救急搬送ができる輸送機関や車両保有機関に依頼する。
- (4) 事務局は、ヘリコプターを用いて患者を搬送する場合は、県（災害対策課）にヘリ輸送に関する要請をするとともに、臨時ヘリポート（飛行場外発着場）を確保する。町では、はらっパーク宮代、百間中学校、総合運動公園が、臨時ヘリポートとして県から認可・指定されている。
- (5) 後方医療機関（災害拠点病院）については、次のとおりである。

<表3-12> 災害拠点病院一覧表

令和3年1月1日現在

災害拠点病院区分	病院名	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3400
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
	さいたま市立病院	さいたま市緑区大字三室 2460	048-873-4111
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	04-2995-1211
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根 1397-1	042-984-4111
	行田総合病院	行田市持田 376	048-552-1111
	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101

災害拠点病院 区分	病院名	所在地	電話番号
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
	羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
	戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

【事務局、健康介護班】

7 被災医療機関への支援

健康介護班は、町内において医療機関が被災した場合は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるため、必要な対策を講じる。なお、ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資機材の不足等で機能が低下した場合は、事務局に依頼し、応援を要請するとともに、幸手保健所に協力を依頼する。

【事務局、健康介護班】

8 医薬品等の確保

医療機関において医薬品、医療用資機材が不足した場合又は不足することが予想される場合は、幸手保健所の協力を得て必要な医薬品、医療用資機材等を確保する。

なお、大量に医薬品、医療用資機材が不足する場合は、事務局と協議の上、集積拠点を定め効率的な運搬に努める。

【企画財政班、健康介護班、社会福祉協議会】

9 医療団、医療ボランティア等の受け入れ調整

- (1) 健康介護班長は他の自治体、国公立・大学病院、私立病院の派遣医療職員、個人ボランティア等について、社会福祉協議会と連携しながら、被災状況に応じて、迅速かつ円滑に受け入れるため調整を行う。
- (2) 他市町からの医療団、医療ボランティア等が到着したときは、健康介護班長は、被災状況に応じて、被害の大きい地域から順に派遣する。
- (3) 健康介護班長は、企画財政班長と協議の上、医療団・医療ボランティア等の宿泊場所の手配を行う。

第2節 生活衛生

健康介護班長は、健康介護班に指示し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、住民の生活の安全を確保するため、被災地及び避難所に対して生活衛生に関する活動を行う。

また、活動に際しては、必要に応じて、幸手保健所の協力を仰ぐものとする。

【総務班、環境資源班、健康介護班、教育推進班】

1 生活衛生広報

被災地及び避難所においては、生活衛生に関する次の事項について広報を行う。特に、避難所については（本編 第1部 第9章 第8節 避難所の開設 P185 参照）を通じて避難者への周知徹底に努める。周知する内容については次に掲げるとおりである。

- (1) 食品の衛生管理（保存方法・調理方法等の食品の取り扱い方法及び調理者の衛生管理等）
- (2) 飲料水の衛生管理（必要に応じて煮沸後の飲用、井戸水の消毒等）
- (3) 手洗いの励行
- (4) トイレ等の衛生管理（消毒方法）
- (5) 飼育動物の適正飼育（扱い方、糞尿処理等）
- (6) その他衛生情報（入浴施設情報等）

【健康介護班、教育推進班】

2 食品及び飲料水の衛生確保

被災地及び避難所等における食品及び飲料水の衛生状態を把握し、実状に合わせた衛生管理や指導を行う。内容については次のとおり。

- (1) 災害応急井戸の衛生指導（飲用はしない）
- (2) 受水槽水の衛生指導
- (3) 食品の衛生監視
 - ① 非常食、弁当の保管状況の点検
 - ② 弁当類の早期喫食の啓発
 - ③ 損壊ビル等の悪環境下での衛生確保
 - ④ 巡回指導の早期実施体制の確保

【環境資源班、健康介護班】

3 感染症の予防及び消毒

感染症の発生を予防するため、幸手保健所と協議を行い、次の活動を実施する。

なお、実施にあたっては、環境資源班と連携して実施するものとする。

- (1) ねずみ族、昆虫等の発生状況の調査及び駆除指導、また、必要に応じた駆除作業
- (2) トイレ等の衛生指導
- (3) 感染症の発生時及び広域的な対応が必要な場合の消毒作業
- (4) 防疫用資機材の調達
 - ① 町本部及び各防災倉庫に備蓄した資機材が不足する場合は、災害時の協定に基づき民間薬局及び関係団体からの協力を要請する。
 - ② 薬剤散布等を実施する場合は、必要に応じ、災害協定に基づき民間輸送事業者からのトラックを借り上げる。

【環境資源班】

4 動物の保護収容

環境資源班は、被災地における飼育動物の保護、動物由来の感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、獣医師、幸手保健所及びボランティア組織と連携・協力し、次の活動を行う。

- (1) 飼い主不明の動物の保護収容
- (2) 負傷動物の保護、治療及び一時保管
- (3) 継続飼育が困難な動物の一時保管
- (4) 行方不明動物に関する情報の提供、保護収容動物の里親探し
- (5) 被災地における飼育動物の飼育方法、糞尿処理についての知識の普及や意識の啓発
- (6) その他、動物に係る相談、助言等

第3節 感染疾患発生等への対応

健康介護班長は、健康介護班に指示し、次の措置を講じる。

【税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

1 感染症発生状況の早期把握

税務班が整理した情報をもとに、被災地及び避難所における感染疾患患者又は無症状病原体保持者の早期発見に努める。

【事務局、健康介護班】

2 患者の搬送

入院勧告を必要とする感染疾患患者又は無症状病原体保持者が発生した場合は、救急車により後方医療機関に搬送する。

なお、その場合には、本部に県への受け入れ要請を依頼する。

【健康介護班】

3 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者を早期に発見するだけでなく、消毒の指導、感染経路の遮断等、感染の拡大防止に向けた措置を行う。

【事務局、健康介護班】

4 予防接種

インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれがある場合は、県と協議の上、予防接種法に基づき臨時の予防接種を行う。

また、被災地及び避難所の乳幼児に対する定期予防接種の実施に努めるとともに、町外避難者の定期予防接種について関係自治体に実施を依頼する。

第4節 心のケア対策

【健康介護班】

大規模災害が発生したときには、第一に命を守ることが重要であるが、幸いにして外傷がなかったとしても、次に人を襲ってくるのは、心の病であり、阪神・淡路大震災や新潟中越地震の際も、この心の問題がクローズアップされていた。なお、心の問題とは、次に掲げるようなさまざまな症状をいう。

- 1 疲れが取れない・肩が凝る・目が痛い・鼻が詰まる・腰痛・頭が重い
- 2 眠れない・夜中に目が覚める・悪夢を見る・強い緊張感・恐怖感・不安感
- 3 やる気が出ない・小さな振動や物音に驚く・ぼんやりしてしまう・物忘れ・涙もろくなる・誰からも助けてもらえないと感じる・一人になるのが怖い
- 4 イライラする・怒りっぽくなる

このような症状が長く続いた場合、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断される場合がある。

そのため、健康介護班では、県が東日本大震災の際に、福島県へ心のケアチームを派遣した実績があることを踏まえ、本部と協議し、心のケアに関する専門家チームとの連絡調整、派遣要請を行う。

また、同時に病院等経営者への協力依頼、ボランティアの協力も得ながら、被災者の心に耳を傾け、悲しみや不安を共有・共感することを心がける。

なお、症状が重い場合は、医師の判断より、県内の精神科医療機関や、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第7章 防災関係機関等への応援要請と連携

第1節 防災関係機関等との応援協力体制

震災が発生した場合、地震の規模や被害状況から、県を含めた行政機関、自衛隊等の協力が必要と認められるときは、災対法等の関係法令及び相互応援協定により、速やかに関係機関に協力を要請する。

【事務局】

1 応援・受援担当

総合調整を行う専門セクションとして、事務局内に「応援・受援担当」を設置し、応援（人・物資）の要請やその受け入れにあたる。

また、各班にも応援・受援に係る窓口を設置し、事務局（応援・受援担当）との調整を行う。

事務局（応援・受援担当）の主な役割は、以下のとおりとする。

(1) 応援・受援に関する状況把握・とりまとめ

各班の応援・受援窓口から応援活動のニーズ／状況の情報を収集し、とりまとめる。（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か／受けているか）

(2) 資源の調達・管理

- ① 応援活動のニーズと現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
- ② 被害状況を基に今後求められる業務内容を検討し、必要となる応援を見積もる。
- ③ 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
- ④ 人的／物的資源に対する要請・応援活動の内容を、応援・受援管理帳票（別冊資料編 様式-12 参照）に整理し、適切な管理を行う。

<表 3-13> 応援・受援管理帳票に記載する事項

	主な記載事項
応援要請側（町）の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援要請の内容（時間、場所、作業） ・ 応援要請を行った班名、担当者名、連絡先
応援要請先の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援要請先の自治体、会社等の情報 ・ 応援要請先の担当者名
応援資源の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源（人的／物的）の区分 ・ 資源の内容 ・ 資源の人数（個数） ・ 資源の要請場所（到着場所） ・ 資源の派遣（送付）手段 ・ 資源の出発（送付）予定及び到着予定 ・ 資源の到着日時 ・ 資源の待機（集積）場所 ・ 派遣（貸借）の終了予定日
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返却義務の有無（物的） ・ 応援要請に係る協定等
帳票記入者の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理帳票の記入時刻、記入者名

(3) 応援職員への支援

- ① 応援職員の待機場所、応援職員によるミーティングの開催ができる執務環境を提供する。
- ② 各班の応援・受援窓口が、応援職員に対して適切な執務環境を提供しているか把握する。

(4) 庁内調整

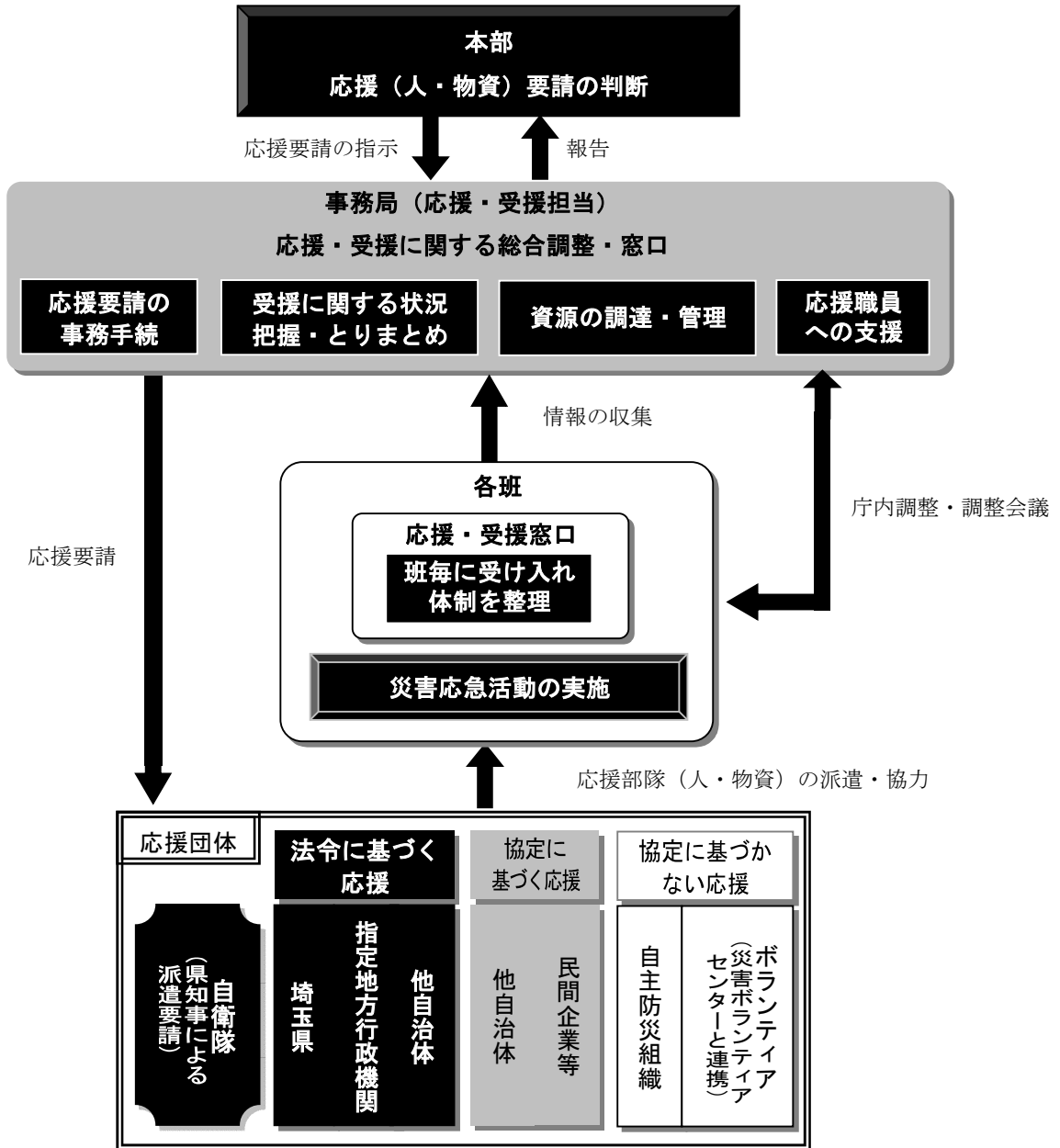
- ① (1) でとりまとめた結果を、各班の応援・受援窓口に共有する。
- ② 調整の必要を検討し、必要がある場合には調整会議を実施する。

(5) 調整会議の開催

- ① 全体調整の必要に応じて、調整会議を開催・運営する（関係班の応援・受援窓口の参加）。
- ② 必要に応じて、各班での意思決定に関わる職員へも参加を求める。

2 応援協力体制

応援協力体制の全体の流れについては、次の図のとおりである。



<図 3-5> 災害時応援要請体制図

第2節 行政機関に対する応援要請

応急対策を実施する上で、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災対法の関係法令及び相互応援協定により協力を求める。

【各班共通】

1 応援要請の依頼

各班は、自らの応急対策活動を、担当班のみで行うことが困難と判断した場合は、各班長は、速やかに本部に対し、人員や資機材等の派遣・調達を要請する。

【事務局】

2 応援要請の判断

事務局は、本部の指示に基づき、県、他の地方公共団体（別冊資料編 様式-13 参照）、指定行政機関等へ応援要請を行う。なお、応援要請にあたっての判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 各班単独及び各班相互の協力での応急対応が困難であるとき
- (2) 特別な技術、知識、経験等を有する班員が不足するとき

応援要請については、応急対策職員派遣制度がある。

大規模災害発生時に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の短期派遣の仕組み。総務省が応急対策職員派遣制度に関する要綱を策定し構築した。

<支援業務>

災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付等の災害対応業務（国等が関与して全国的に行われる当システム以外の仕組みによる支援は除く。）

【事務局】

3 各種別応援要請及び斡旋に関する手続き等

(1) 県知事に対する応援要求と応急措置の要請

① 応援要求等の根拠

県に対して応援要請を行う基準は、前項の「第2節 2 応援要請の判断」に掲げたとおりであり、災対法第68条（都道府県知事に対する応援の要求等）に基づき、本部長は、県知事に対して応援、又県が行うべき応急措置について要請する。

② 応援要求等の方法

ア 応援要求及び応援措置の要請者は本部長とし、手続きは事務局が行う。

イ 応援要求の要請先は県知事宛とする。

ウ 応援要求の申請手続きは、所定の様式（別冊資料編 様式-14）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法を持って要請し、事後速やかに文書により要請書を提出するものとする。

(2) 法令に基づく各機関への職員の派遣要請及び斡旋の要求

① 職員の派遣及び斡旋の形態

災害時における職員の派遣要請及び斡旋要求については、それぞれ次のとおりとする。

<表3-14> 災害時相互応援協定自治体一覧

	誰に対して	誰が	根拠法令	様式 (別冊資料編)
指定地方行政機関職員の派遣	指定地方行政機関の長	本部長 (事務局)	災対法第29条第2項 (職員の派遣の要請)	様式-15 参照
指定地方行政機関職員の派遣及び斡旋要求	県知事 危機管理防災 部災害対策課 048-830-8181		災対法第30条第1項 (職員の派遣の斡旋)	様式-16 参照
他の普通地方公共団体職員の斡旋要求			地方自治法第252条の17 (職員の派遣)	様式-17 参照

② 手続き

職員の派遣要請及び斡旋の要求については、それぞれ次の事項を盛り込んだものとする。

ア 職員の派遣要請 (災対法施行令第15条)

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他勤務条件
- 上記各項目に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ 職員の斡旋要求 (災対法施行令第16条)

- 派遣の斡旋を要求する理由
- 派遣の斡旋を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他勤務条件
- 上記各項目に掲げるもののほか、職員派遣の斡旋について必要な事項

(3) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

① 1次要請 (県支部内支援) 想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部 (県受援支部) は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

② 2次要請 (全県支援) 想定：広域災害

1次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部 (県応援支部) から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

	期 間	業 務 ・ 職 種	
対 象	短 期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短 期	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

(4) 相互応援協定に基づく応援要請

① 応援の内容

事務局は、相互応援協定を締結している自治体へ応援要請を行う。なお、相互応援の範囲、応援の方法、費用の負担、その他必要な取り決め事項の詳細については、協定書に基づくものとする。

② 応援要請の方法

ア 応援要請の要請者は本部長とし、手続きは、事務局が行う。

イ 応援要請の手続きは、指定の様式（別冊資料編 様式-18）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法を持って要請し、事後速やかに文書により要請書を提出するものとする。

(5) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。

＜第1段階支援の要請方法＞

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第2段階支援の要請方法＞

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

【各班共通】

4 応援の受入れ

町は、外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮して、受入れ体制を次のように整える。

また、国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

(1) 本部及び関係する班への連絡

事務局は、派遣隊等の派遣・送付内容が決定した場合は、当該派遣隊等の人員、到着日時等、必要な事項を本部及び関係する班に対して速やかに連絡する。

(2) 受入体制の整備

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を専任する事務局内の専任の担当を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

事務局は、要請、応援活動等の内容を応援・受援管理帳票に整理するとともに、企画財政班に宿泊所等の準備を指示し、派遣隊等がすみやかに活動できるよう活動場所での活動内容等について、整理するよう指示するものとする。

① 要請、応援活動の内容

- ア 要請場所、要請作業、要請時間（派遣隊等に対して）
- イ 集積場所
- ウ 派遣隊に対する情報提供窓口
- エ 派遣隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
- オ 活動・滞在時間、食料・飲料水の有無

- カ 搬入物資の内容・量、返却義務の有無
- キ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ク 応援部隊間の連絡方法

- ② 食料、飲料水、宿泊場所等の準備要請する派遣隊は、自立して活動できることが原則であるが、派遣隊が自立して活動できない場合、事務局は必要最小限の食料、飲料水、待機場所、駐車場等を準備する。
- ③ 応援職員等の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

（3）受入れの手続き等

① 事務局

事務局は、県等からの派遣隊等を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等、その他必要な案内等を行った後、速やかに各班の責任者に派遣隊への対応を引き継ぐものとする。

② 各班

ア 各班は、派遣隊に対して、現地へ誘導し、業務の事前調整等を行うとともに、派遣業務が終了するまでの間、派遣隊との連絡、対応にあたるものとする。

イ 各班は、派遣隊の名称、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について、必要な記録を行うとともに、必要に応じて、活動状況について、税務班を通じて、本部長に報告するものとする。

ウ 各班は、業務終了後、速やかに活動記録（別冊資料編 様式-19）について、事務局を通じて、本部長に提出する。

【各班共通】

5 派遣隊等の撤収

（1）本部長への報告

派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなった場合には、当該派遣隊等に関係する各班の班長は、速やかに事務局に報告し、指示を受けるものとする。

（2）県知事等への撤収要請

- ① 本部長は、派遣隊等活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなったと認める場合には、県知事又は関係自治体等に対して、派遣隊の撤収を要請する。
- ② 撤収にかかる県知事等への要請手続きは、事務局が行い、速やかにその結果を本部長へ報告し、あわせて各班へ連絡する。

第3節 自衛隊の派遣要請・受入れ

【事務局】

1 派遣要請（自衛隊法第83条・災対法第68条の2⇒別冊資料編 法令-10 参照）

(1) 災害派遣活動の範囲

自衛隊への災害派遣要請にあたっては、人命の救助を優先するという考えから、次の3つの要件を勘案して行うものとする。

【自衛隊災害派遣要請の3つの要件】

- ① 緊急性の原則
差し迫った必要性があること
- ② 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ③ 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

また、要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

【自衛隊要請の範囲】

- ・被害状況の確認
- ・避難者の誘導、輸送
- ・避難者の捜索、救助
- ・水防活動
- ・消防活動の支援
- ・道路又は水路等交通上の障害物の除去
- ・診察、防疫、病虫害防除等の支援
- ・通信の支援
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊事及び給水の支援
- ・救援物資の無償貸付又は贈与
- ・交通規制の支援
- ・危険物除去又は管理
- ・予防派遣
- ・道路、橋の応急措置
- ・その他

(2) 派遣要請の判断基準

派遣要請の判断基準は次のとおりとする。

- ① 本部は、被害の規模、情報収集活動や消火活動で収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策を実施することが困難であると判断した場合、人命及び財産の保護を目的として、速やかに県知事に自衛隊の派遣を要請する。本部長は、必要に応じて、その旨及び町の当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。
- ② 各班長は、災害応急対策の実施にあたり、地震発生後の被害状況から町の組織では事態を収拾することができないと判断した場合、又は緊急を要すると判断した場合で、かつ自衛隊の応援が必要であると判断した場合には、事務局を通じて、本部に自衛隊の派遣要請を依頼する。
- ③ 特に大規模災害が発生した際は、概括的な情報をもとに判断する。

(3) 災害派遣の手続き等

- ① 県知事に対する派遣要請
 - ア 県知事に対する自衛隊の派遣要請者は本部長とし、手続きは事務局が行う。
 - イ 派遣依頼の要請先は県統括部とする。

ウ 派遣依頼の手続きは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法を持って要請し、事後速やかに文書により要請書を提出するものとする。

- 提出先（連絡先） 埼玉県統括部
- 提出部数 3部
- 記載事項
 - ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を必要とする期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ その他参考となるべき事項

別冊資料編
 様式-20

② 県知事に要求できない場合の自衛隊への通報

緊急避難又は人命救助の場合において、事態が急迫し、あるいは通信の途絶により知事に要請できない場合は、自衛隊に直接通報し、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

③ 緊急時における自衛隊の出動

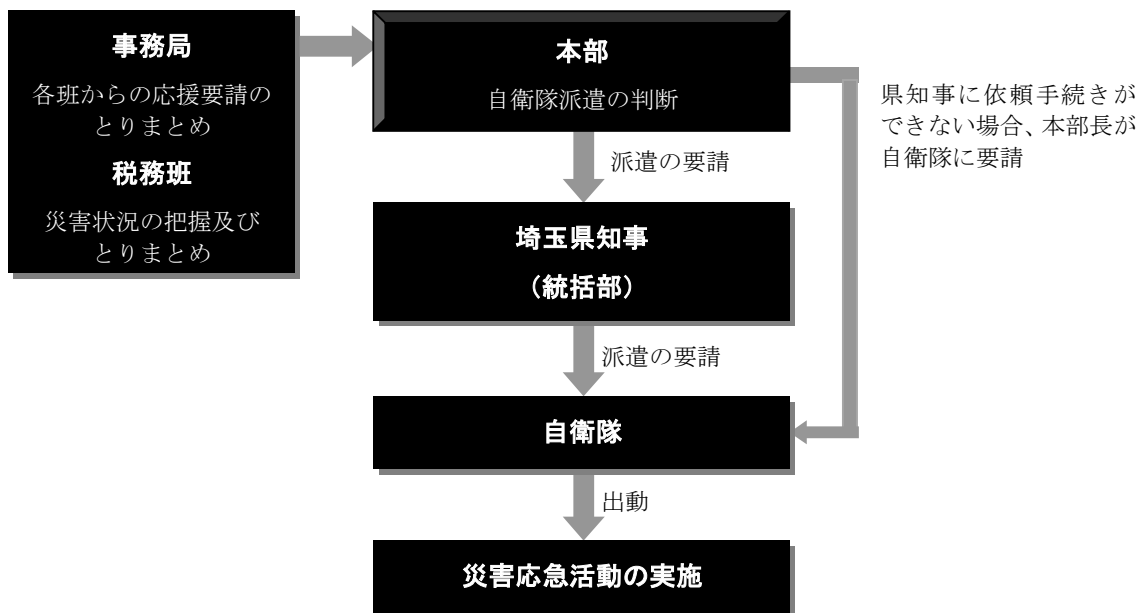
ア 災害の発生が突発的で、その救援について特に急を要し、県知事の要請を待つ余裕がないときは、自衛隊は自衛隊法第83条第2項により、要請を待つことなく独自の判断で出動するものとする。

イ 要請を待たずに出動した後に、県知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づいた救援活動を実施するものとする。

④ 自衛隊派遣申請フロー

自衛隊の派遣申請にかかるフローは、次の図のとおりである。

根拠法令：自衛隊法第83条



<図3-6> 自衛隊の派遣要請・受入フロー

【事務局、企画財政班、産業観光班】

2 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊に派遣要請をした場合は、次のとおり直ちに町は受入れ体制を整備する。

- (1) 自衛隊との連絡調整は事務局を窓口とする。
- (2) 事務局は、他の災害応急対策、復旧活動との重複や競合がないよう効率的な作業計画を樹立する。
- (3) 自衛隊と協議の上、自衛隊用ヘリポートの最適地を選定し、決定する。
- (4) 自衛隊派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合は、事務局を通じて、企画財政班が資機材の調達・確保を行う。
- (5) 自衛隊から食料・飲料水等の要請があった場合は、産業観光班が調達・確保する。
- (6) 企画財政班は、自衛隊と協議の上、宿泊地を決定する。なお、上記予定地等は次の場所とする。

① 本部事務所 役場庁舎（本部内又は隣接会議室）

② 宿泊地

③ 材料置場

④ 駐車場

⑤ ヘリポート

はらっパーク宮代（飛行場外離発着場指定）
住 所 宮代町金原 295
電話番号 0480-37-1982
座 標 東経 139 度 43 分 3 秒
北緯 36 度 0 分 8 秒

【企画財政班、会計班】

3 経費負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりを想定する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費、水道料金、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議を行い決定する。

【事務局】

4 撤収の要請

自衛隊災害派遣部隊の撤収時期は、本部長が県、自衛隊派遣部隊と協議の上、決定するものとする。決定した場合には、事務局から知事に撤収を要請する（別冊資料編 様式-21 参照）。

第4節 公共的団体、民間団体等への協力要請

【事務局】

1 目的

大規模災害の場合は、町班員や消防機関の力だけでは、限界がある。平成17年に起きた尼崎の列車事故の際には、地元の企業の支援が人命救助に大きな役割を果たした。また、自衛隊や県の組織が応援部隊として到着するまでには時間がかかることから、こうした地元の公共的団体、事業者の力は、機動性もあり、地の利を得た強力な救出・救助組織であるため、災害時には積極的に支援を求めていく。

【各班共通、消防組合、社会福祉協議会】

2 公共的団体等

(1) 連携体制

災害発生時には、町内一丸となって災害対策にあたらなければならないことから、町内の公共的団体に対して、積極的な支援を依頼していくとともに、平常時においても、円滑な協力体制が得られるよう、必要に応じて、応援協定を締結していく。

なお、協定の窓口については、日常的な業務の繋がりのある班で行うものとする。

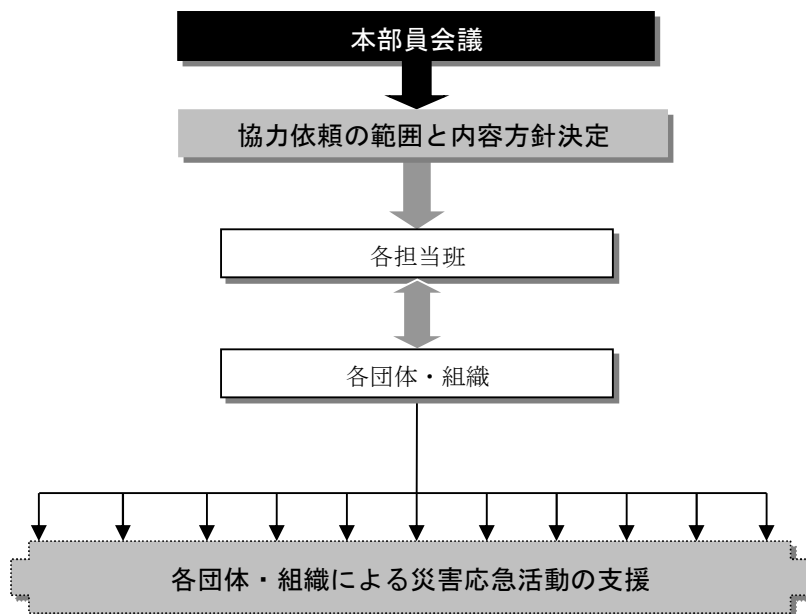
また、災害時には、次の役割分担で対応するものとする。

＜表3-15＞ 災害時における町内の公共的団体と関係班

町内の公共的団体	関係班	主たる依頼事項
宮代町交通指導員	事務局	交通整理・誘導 等
杉戸地区交通安全協会		
自主防災組織、地区・自治会		
宮代町アマチュア無線クラブ	税務班	災害情報の収集・伝達支援等
宮代町社会福祉協議会	福祉班	災害ボランティアセンターの運営 等
宮代町民生委員・児童委員協議会		
日本工業大学、宮代高等学校、 宮代特別支援学校		
宮代町赤十字奉仕団		
社会福祉施設経営者	福祉班・健康 介護班	要配慮者等の受入協力、福祉避難所開設の協力
病院等経営者	健康介護班	負傷者の手当、救急救命措置の支援等
南埼玉郡医師会		
宮代町商工会	産業観光班	町内事業者への協力依頼の窓口 生活物資、食料品の調達、避難所の運営支援等
南彩農業協同組合		
宮代町建設土木事業者協会の	まちづくり 建設班	道路・河川の応急復旧の協力
宮代町水道工事業者組合		上水道復旧の協力、給水活動の支援
宮代町下水道排水設備指定工事店		下水道復旧の協力
婦人防火クラブ		消防組合

(2) 協力依頼の流れ

協力依頼の流れについては、次のとおりである。



<図3-7> 公共団体等の協力依頼の流れ

(3) 協力依頼にあたっての留意点

各班は、本部員会議の方針により、各団体・組織等に協力を依頼するにあたって、次に掲げる事項を明確にした上で、依頼を行うこととする。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事時間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他参考となる事項

【各班共通、消防組合、社会福祉協議会】

3 民間事業者等

町と災害応援協定を締結している事業者及び災害時に町が応援を必要とする事業者に対して、本部員会議で協力又は応援してもらう内容及びその方針を決定し、各事業者に依頼をする。なお、依頼にあたっての手続きは、次のとおりである。

(1) 災害応援協定を締結している事業者

事務局が窓口となって協力を依頼し、その協定内容に応じて各班の現場に引き継ぐ。

(2) 災害協定を締結していない事業者

本部で決定した方針に基づき各班が直接、事業者等に協力の依頼を行う。

なお、その他の協力依頼にあたっての留意事項等については、「本節 2 公共的団体等」に準じて行うものとする。

4 費用負担

災害応急活動に要する費用については、災害応援協定を締結している場合は、協定の内容に従い、そうでない場合は、各団体と事後に協議を行い、決定する。

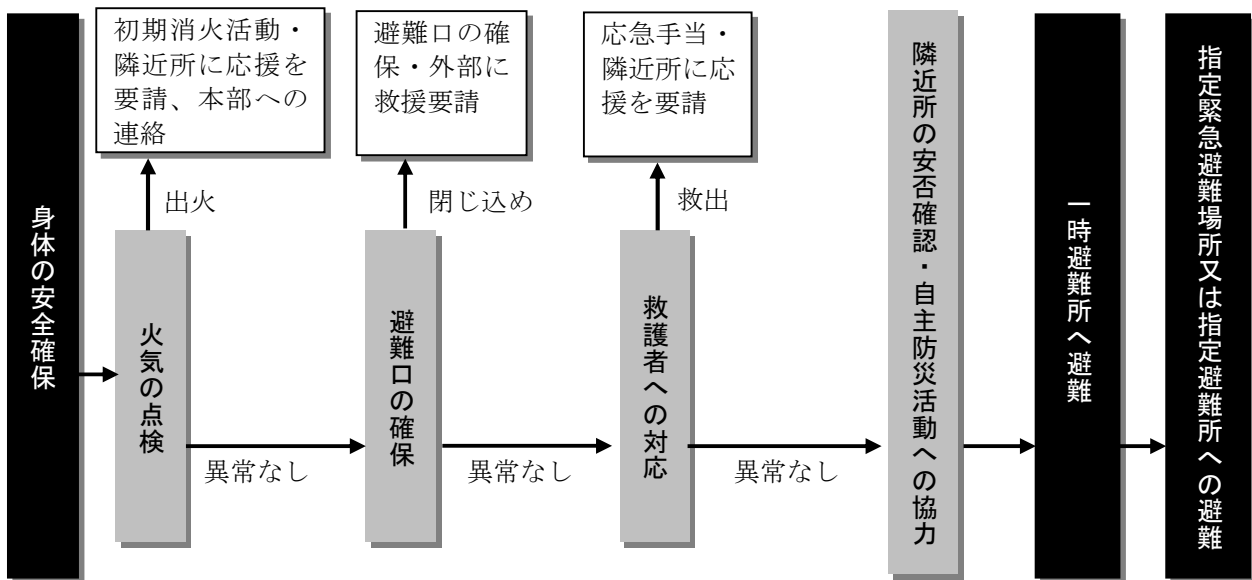
第5節 住民、自主防災組織等の協力

大規模災害の際は、自主防災組織による災害現場での活動はもとより、住民一人ひとりの力も重要な役割を占めることから、阪神・淡路大震災以来、行政としても、その役割に期待をしているところである。本節では、住民と自主防災組織の活動と役割について定める。

1 住民としての活動

住民は、災害が発生したときには、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火防止、初期消火活動の協力
- (2) 情報を授受したときの速やかな本部への連絡
- (3) 避難、給食に対する相互協力
- (4) 被災者の救出、救護活動への協力
- (5) 自主防災組織活動への協力
- (6) 住居から一定期間離れる場合における住居への避難先、寄宿先等の表示
- (7) 避難所の入所時又は異動時における名簿登録
- (8) その他、必要な災害応急活動

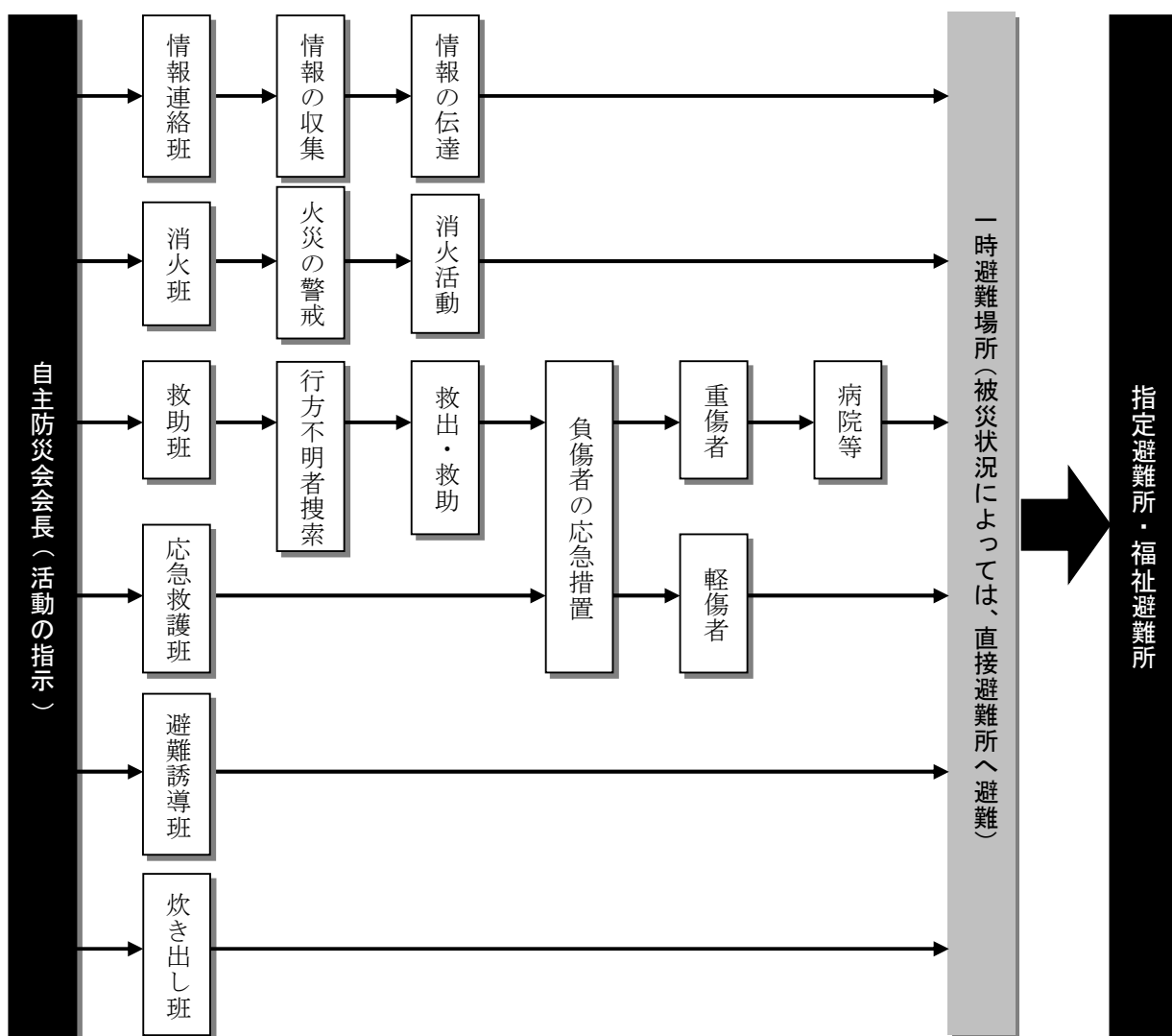


<図3-8> 災害時の行動イメージ

2 自主防災組織の活動

災害が発生した直後において、自主防災組織が自主的に行う活動は、概ね次のとおりとする。この場合、活動するにあたっては、自主防災組織で作成した活動マニュアル等に基づき、迅速かつ効率的な活動を行う。

- (1) 出火防止及び初期消火活動
- (2) 被災者等の安否確認・救助隊と協力して、救出及び救護の実施
- (3) 自主避難の実施（集団避難を実施する場合は、特に避難行動要支援者の安全確保に留意する。）
- (4) 自主防災組織本部の設置（各自主防災組織ごと）及び一時避難所等への避難
- (5) 地区内における情報の収集、町への情報伝達
- (6) 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
- (7) その他、緊急又は必要と認められる活動



<図3-9> 災害時の活動イメージ

【事務局】

3 防災関係機関への協力活動

自主防災組織は、町や防災関係機関による災害応急対策が開始された後は、これらの団体による活動を補完することを目的として、次の災害応急対策業務に積極的に協力するものとする。なお、活動にあたっては、本部や防災関係機関の要請に基づき行うものとする。

- (1) 給水、給食、救護物資の配分等
- (2) 清掃、防疫活動の協力
- (3) 安否情報の収集
- (4) 避難先、連絡先等について住居への表示の徹底
- (5) 避難所への入所時、移動時における名簿登録の徹底
- (6) 避難所の運営
- (7) その他、必要な災害応急対策業務への協力

【事務局】

4 自主防災組織に対する活動の要請方法

(1) 活動の要請者

本部が災害の状況から、各班の要請を踏まえて、自主防災組織に対して協力要請を決定した場合、事務局は自主防災組織の責任者に対して、災害応急対策に関する協力を要請するものとする。

(2) 要請の手続き

自主防災組織に活動要請を行う場合は、次の点を応援・受援管理帳票に整理し、活動が円滑に行われるよう配慮する。

- ① 活動の場所、時間
- ② 協力を希望する人員
- ③ 活動の内容
- ④ 調達を必要とする資機材等の品名、数量
- ⑤ その他参考となる事項

【事務局】

5 自主防犯組織としての活動

自主防犯組織は、地域の安全確保のため、町及び警察機関の活動に可能な範囲で協力する。

第6節 広域避難の受入れ

【各班共通】

県外において大規模な災害が発生した場合、埼玉県は迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。

本町においても県が実施する広域応援に協力し、応援体制の整備に努める。

【広域応援に関する本町における実施事項】

取組	内容
広域応援体制の整備	・広域応援にあたっての県への協力体制の整備
広域支援拠点の確保	・広域支援拠点の確保 ・広域支援拠点の情報の共有
広域応援要員派遣体制の整備	・応援職員派遣体制の整備 ・広域応援要員の活動体制の整備
広域避難受入体制の整備	・避難所の選定、確保 ・公営住宅等の空き室状況の把握 ・応急仮設住宅の適地調査の実施
県内被害の極小化による活動余力づくり	・町民への普及啓発 ・自主防災組織の育成
応援に必要な広域災害情報の収集	・広域応援にあたって県への協力
広域応援要員の派遣	・県の要請に基づき応援要員の派遣
広域避難の支援	・避難所の開設・運営、避難所開設の公示
がれき処理支援	・被災都県のがれき処理への協力
環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	・し尿処理、ごみ処理の支援
広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施
遺体の埋・火葬支援	・他都県からの火葬依頼への対応
仮設工場・作業場の斡旋	・空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力
生活支援	・県の取組への協力
首都機能の維持	・政府の災害対応及び業務継続の支援

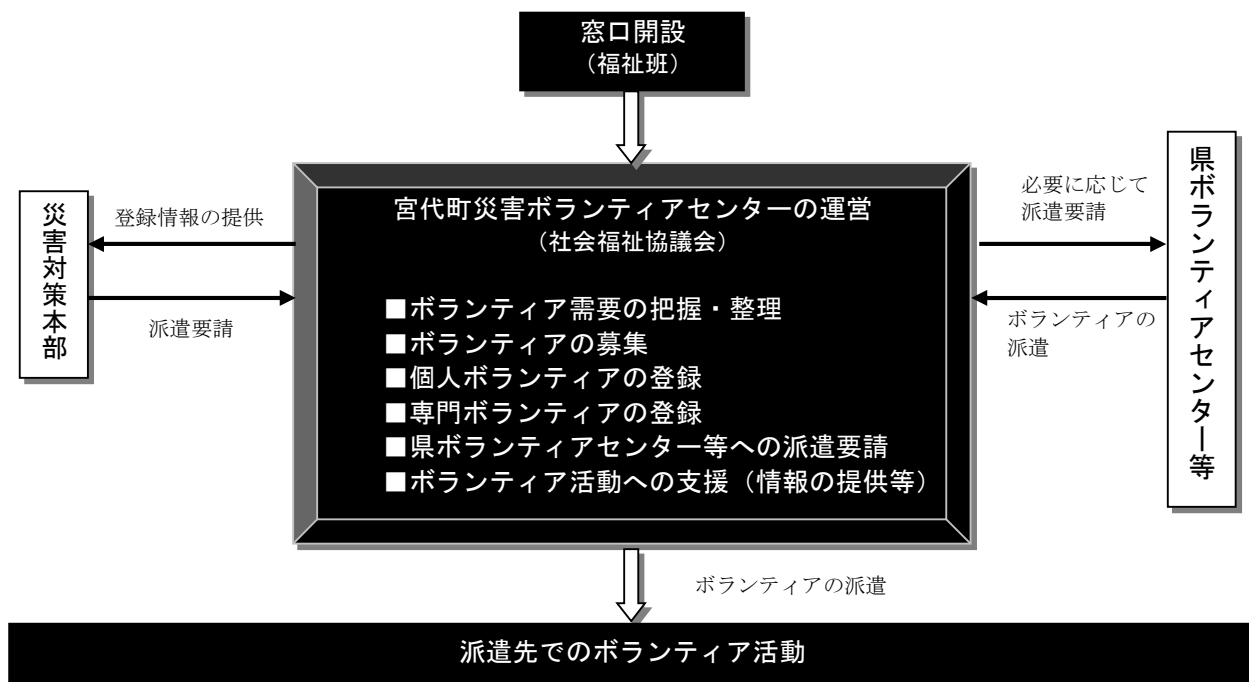
第8章 災害ボランティアとの連携

災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対処するためには、各種ボランティアとの連携を効率的に進めていく必要がある。そのため、本章では、ボランティアの受入体制と連携方法について定める。

第1節 ボランティアとの連携体制

【福祉班、社会福祉協議会】

ボランティアとの連携体制のイメージ図は次のとおりである。



<図3-10> ボランティアとの連携体制のイメージ図

第2節 宮代町災害ボランティアセンター

【福祉班、社会福祉協議会】

1 宮代町災害ボランティアセンターの開設

福祉班は、発災後直ちに社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる宮代町災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置する。なお、設置後の運営は社会福祉協議会が行うものとし、運営にあたり必要となる資機材についても、社会福祉協議会で用意するものとする。

- (1) 大規模地震が発生した場合は、災害応急対策に協力するために、全国から多数のボランティアの申し込みが殺到することが想定される。そのため、福祉班は、災害対策本部が立ち上がった場合には、速やかに社会福祉協議会と協議し、災害ボランティア受付窓口を社会福祉協議会事務所に設置し、ボランティアセンターを開設する準備を開始する。
- (2) 町本部においてボランティアセンターの設置が決まった場合、福祉班は、速やかに社会福祉協議会に対し、ボランティアセンターの設置依頼を行い、活動方針や運営方法について、協議を行うものとする。

- (3) ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会が主体的に行うものとし、福祉班は社会福祉協議会に必要な情報を提供することで、側面から支援を行うものとする。
- (4) 福祉班は、本部とボランティアセンターとの連携を保つために、連絡調整を行う。

【福祉班、社会福祉協議会】

2 ボランティアセンターの業務

ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

- (1) ボランティアの登録及び管理を行う。なお、ボランティアの受付については、原則として(注1)電話での受付はせず、窓口へ直接来庁した場合のみ対応するものとする。
- (2) ボランティアの登録にあたっては、次の事項を記した「災害ボランティア受入名簿」(別冊資料編 様式-22 参照)(注2)を作成する。
- ① 受入日 ② 氏名 ③ 住所 ④ 電話番号 ⑤ 活動予定時間
⑥ その他(活動希望分野等)
- (3) ボランティアセンターでは、(2)により作成した名簿を、受付日や種別に整理し、福祉班を経由して、本部に写しを送付する。
- (4) 本部から依頼があった場合、ボランティアセンターは、必要とされる場所にボランティアを派遣する。
- (5) 県や関係機関からボランティア団体に関する情報を収集するとともに、派遣するボランティア団体の連絡調整を行う。
- (6) ボランティアの募集について、広報紙及びホームページを活用して周知を図るとともに、次の機関を通じて実施する。
- ① マスコミ ② 埼玉県 ③ 埼玉県社会福祉協議会 ④ 日本赤十字社埼玉県支部

【各班共通】

3 ボランティアの受入

(1) ボランティアの募集

ボランティアの需要をもとに、マスコミや広報紙等を活用し、一般ボランティア・専門ボランティアの募集を行う。

(2) 一般ボランティアへの協力依頼事項

一般的なボランティアの活動例としては次のことが想定される。

- ① ボランティアセンターの活動の支援(事務局)
② 広報活動に関する支援(張り紙、チラシ配布、貼り付け、通訳、要配慮者への伝達等)
③ 避難者名簿の整理に関する支援
④ 給水、給食に関する支援(運搬給水の支援、要配慮者の補助等)
⑤ 避難所の運営に関する支援
⑥ 社会福祉施設や医療機関の支援
⑦ 町に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する仕分け等

(注1) 原則としてというのは、電話で個々のボランティアの受付をしてしまうと、電話自体が輻輳しているとともに、正確に情報の收受ができず、窓口が混乱する場合があるからである。しかし、団体や専門ボランティア等による申込みもあることも想定されるため、全て窓口に来なければ一切受け付けないという方法は現実的ではないことから、臨機応変な対応が求められる。

(注2) ボランティアの需要と供給のマッチングを迅速に行うとともに、管理上のことを考え、データはパソコン処理を行う。申込の受付自体は紙ベースで実施。

(3) ボランティア需要の把握

各班は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を本部に報告する。

(4) ボランティア需要の整理

本部は、各班から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人員等を整理する。

(5) 県及び県災害ボランティアセンターへの派遣要請

ボランティアセンターは、本部から依頼されたボランティア需要について、ボランティアセンターのみではボランティアの確保が困難と判断した場合は、県、県ボランティアセンター、県社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県支部に対して、ボランティアの派遣を要請する。

(6) 専門ボランティアの登録・活動調整

① 専門ボランティアの登録

登録の受付にあたっては、基本的に本節2(1)に準じて行うものとし、受付後は、速やかに派遣できるよう、ボランティアが可能な活動項目や活動できる人数等を登録・整理する。

ア 救急・救助ボランティア

イ 医療ボランティア

ウ カウンセリングボランティア（カウンセラー等の相談ボランティア）

エ 介護ボランティア

オ 建物応急危険度判定ボランティア

カ ボランティアコーディネーター

キ 輸送ボランティア

ク その他、専門技術・技能を保有したボランティア

② 専門ボランティアの活動の調整

本部は、各班のボランティア需要をもとに、ボランティアセンターに専門ボランティアの派遣を依頼する。ボランティアセンターは、登録された専門ボランティアの名簿から活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先等と総合的な調整を行う。また、調整結果については、要請を行った本部を通じて各班に報告する。

(7) 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入については、県、国と協議の上、本部員会議でその対応について検討する。

(8) ボランティア活動への支援

ボランティアセンターは、ボランティアの活動に対して次の支援を行う。

① 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等について情報を提供することで、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に収集する。

② ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

③ ボランティア活動に従事する者に対し、ボランティア保険の加入手続きを行う。手続きにあたっては、県（災害対策課）に「災害ボランティア受入名簿」を送付するとともに、県及び県災害ボランティアセンターと必要に応じて、情報交換を行い、円滑な加入手続きを進める。

第9章 避難と受入れ

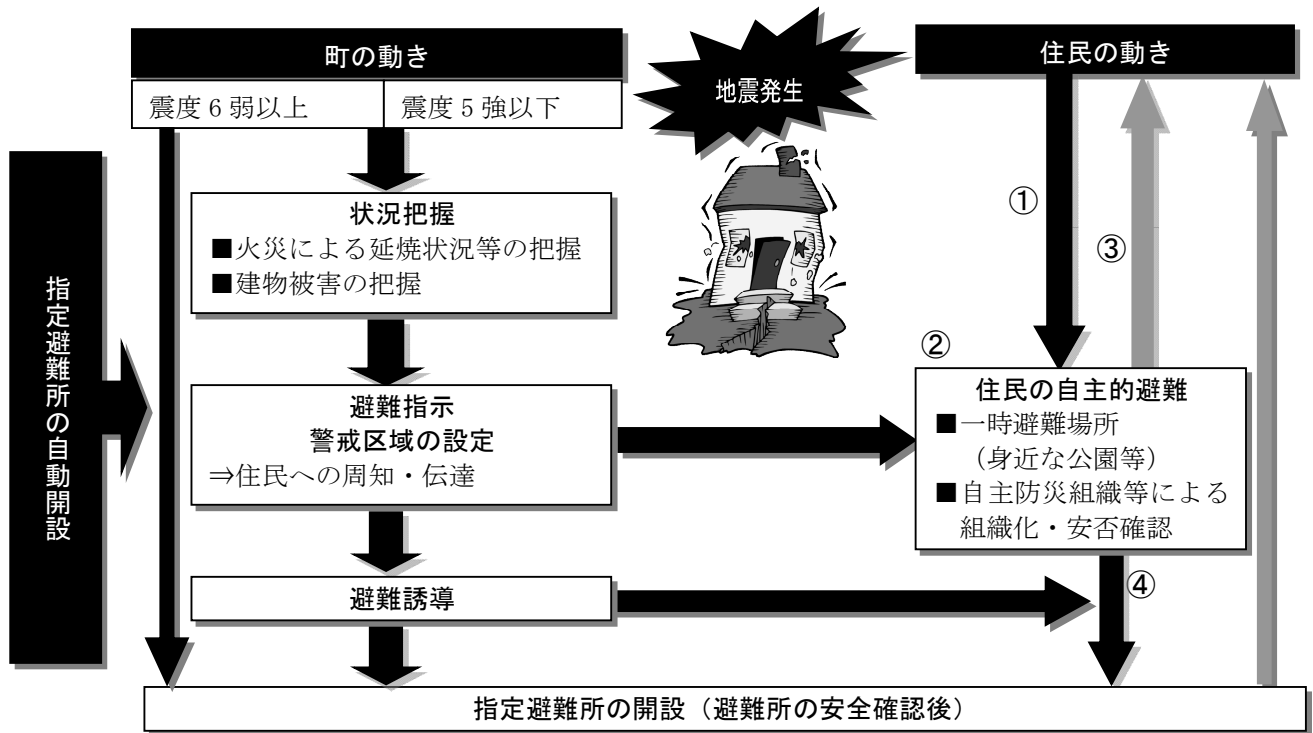
本章では、人命への危険性が高まる事態が発生した場合、住民の生命と身体を災害から守るため、安全かつ迅速に避難活動を実施するために必要な事項について定める。

第1節 避難の流れ

【総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

1 避難の流れ

大規模な地震が発生した場合の避難の流れは次のとおりである。



<図3-11> 大規模地震発生時の避難の流れ

【総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

2 一時避難所への避難（住民の自主的避難）

- (1) 地震発生直後においては、住民が自主的な判断で避難が必要と判断した場合や火災による延焼や土砂災害の危険が迫り、町から避難指示が発令され避難する場合には、住民はあらかじめ自主防災組織等が選定した身近な一時避難場所に避難する。…①
- (2) 一時避難場所に集合した住民は、自主防災組織等を中心に組織化し、あわせて構成員の安否を確認するとともに、周囲の状況について情報を収集する。…②
- (3) 火災の危険がなく、自宅が被害を免れた住民や軽微な被害で済んだ住民は、自宅に戻る。…③
- (4) 火災の危険や自宅に大規模な被害を受けた住民は、自主防災組織でまとまりながら、開設された指定避難所へ避難する。…④

【総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

3 指定避難所への避難

- (1) 一時避難場所で組織化した後に、火災や余震により危険が去っていないと判断される場合や避難指示が出されている場合は、住民は一団となって、あらかじめ定められた指定避難所へ避難する。
- (2) 避難した避難所の安全性が確保された場合には、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できない被災者を指定避難所へ収容する。

【総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

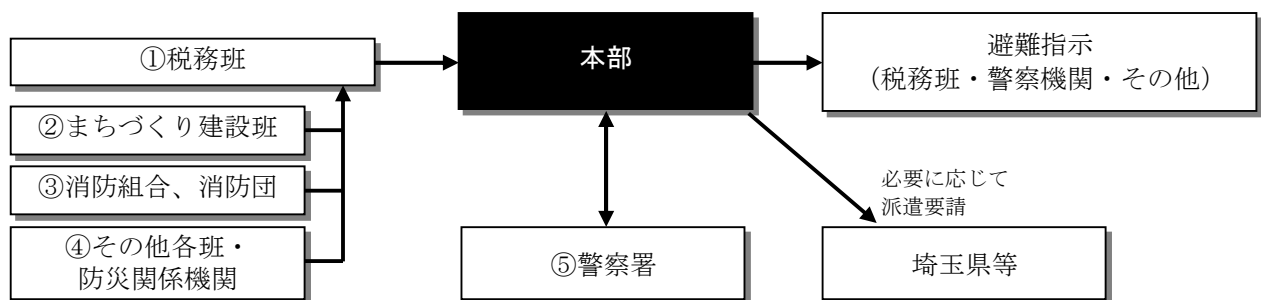
4 避難所の集約化

避難所生活が長期化すると、避難所によっては避難者が少数になることから、避難所機能を維持するためにも、避難所の集約化を行うとともに、応急仮設住宅を建設するまでの間、避難者は町から指定された避難所へ移動する。

第2節 避難に関する情報の把握

【総務班、税務班、まちづくり建設班、消防組合、消防団】

町で避難指示を行うには、まず情報を把握する必要がある。情報の把握については、「本編 第4章 情報の収集と伝達」において記述してあるが、その概要を再度整理し、図式化すると次のとおりである。



<図3-12> 避難に関する情報の把握

- 1 税務班は、班員が収集した情報、もしくは各班及び防災関係機関より報告された各地域の被害情報を収集し、町本部へ報告
- 2 まちづくり建設班は、主として町内の主要道路・河川の被害状況を収集し、税務班へ報告
- 3 消防組合及び消防団は、主として火災情報、救急・救助活動の状況を税務班へ報告
- 4 その他各班及び防災関係機関は、活動により入手した情報を税務班へ報告
- 5 本部は、杉戸警察署と連絡を取り、交通被害の状況について情報交換を行う。また、避難誘導について、被害の規模等により町のみでの対応が困難な場合は、必要に応じて、埼玉県等に協力を依頼する。

第3節 避難指示等

【事務局、総務班】

1 避難指示の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- (1) 地震による火災の延焼の拡大や火災によるガス等の流出拡散により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
- (2) 地震で被害を受けた建物・構造物等が周囲に被害を与えるおそれがあるとき
- (3) 不特定多数の者が集まる施設や学校、病院、工場等の防災上重要な施設において、避難が必要と判断される時
- (4) その他災害の状況により、町長が認めるとき

【事務局、総務班】

2 実施責任者

避難指示に関わる実施者、災害の種類等については、次のとおりである。

(1) 避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
本部長（町がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認められたとき及び急を要するとき <具体例> ■現に災害が発生しているとき ■避難の必要が予想される各種気象情報が発せられているとき ■河川の警戒水位を超え、洪水のおそれがあるとき ■火災の拡大のおそれがあるとき等	災対法第60条
警察官	災害全般	本部長が避難のため立ち退きの指示をすることができないと認めるとき又は本部長から要求があったとき <具体例> ■町の機能が働かなくなったとき ■班員（消防組合職員も含む）が災害現場におらず、また、急を要しているにもかかわらず、町の指示が得られないとき	災対法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
自衛官	災害全般	特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた県職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

【事務局、総務班】

3 避難指示の内容

避難指示を実施するときは、できる限り当該地域の住民に次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。

- (1) 避難指示の対象者又は対象地域
- (2) 対象者ごとにとるべき避難行動

- (3) 避難指示の発令者
- (4) 避難を要する理由
- (5) 避難先の場所
- (6) 避難経路
- (7) 注意事項（火気等の後始末・食料等の携行品・安全対策 等）

なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は安全な自宅・施設等で「屋内安全確保」を行うべきこと、また、緊急安全確保が発令されている場合は「緊急安全確保措置」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

【事務局、総務班、消防組合、消防団】

4 避難指示の伝達方法

(1) 住民への周知

① 本部による伝達

避難指示を実施する場合は、当該地域の住民に対して、防災行政無線、データ放送、広報車等によりその内容を伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民への周知徹底を図る。また、本部は、避難指示の情報をホームページ等に掲載する。

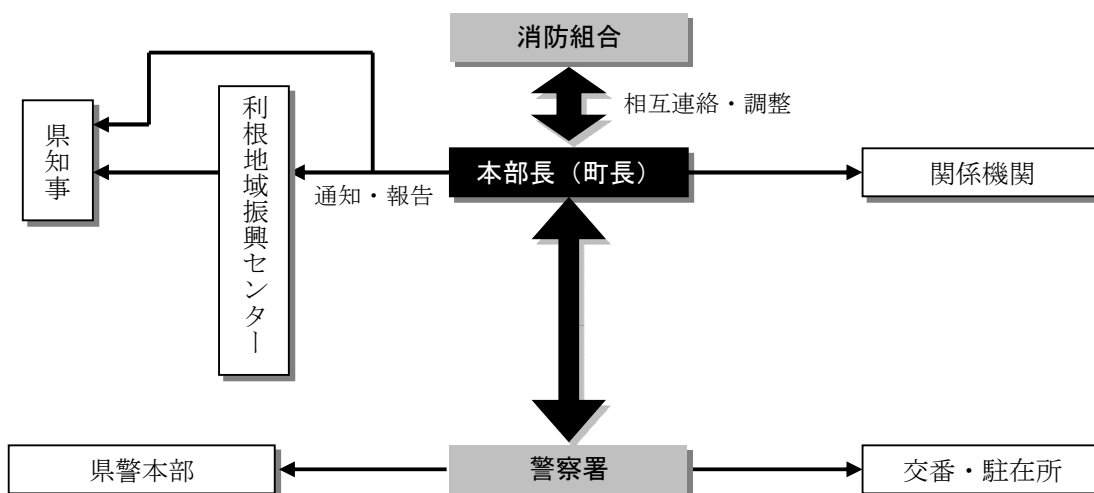
また、要支援者等については、必要に応じて、自主防災組織に各家庭への個別訪問等を依頼することにより、避難指示の徹底を図る。

② 放送機関による伝達

本部長は、広域にわたって避難指示の伝達を行う必要があるときや本部で行う伝達方法によっては伝達が困難と判断する場合には、災対法第57条の規定に基づき、「本編 第4章 第3節 6 公共放送の利用」により、県を通じてマスコミに対して、避難指示)の内容について、放送するよう要請をする。

(2) 関係機関への周知

本部長は、避難指示を実施したときは、警察署、災害派遣自衛隊等の関係機関に対して、その内容を通知する。なお、通知内容については、前項の「3 避難指示の内容」に準じるものとする。



<図3-13> 関係機関への周知図

第4節 緊急安全確保措置の指示

【事務局、総務班】

平成25年の災対法の改正では、立退き避難の指示等ほか、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは「屋内での待避等の安全確保措置」の指示の規定が加えられた。

令和3年の災対法改正では、「屋内での待避等の安全確保措置」は「緊急安全確保措置」に改正された。「緊急安全確保措置」は、命の危険があることから、直ちに状況に応じて、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置をとるというものである。

なお、「屋内での待避等の安全確保措置」の指示はなくなったが、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、安全な自宅・施設等の安全な上階への移動等を行うものとする。

町長は、必要な場合に「緊急安全確保」を発出するものとし、その際における伝達方法は、避難指示の場合に準じるものとする。

第5節 警戒区域の設定

【事務局、消防組合、消防団】

警戒区域の設定に関わる実施者、災害の種類等については次のとおりである。

＜表3-16＞ 警戒区域の設定

実施者	災害の種類	要件	根拠
本部長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	災対法 第63条 第1項 第73条
警察官	災害全般	同上的場合において、本部長、又は本部長の委任を受けた班員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき また、警戒区域を設定した場合は、直ちに本部長に報告しなければならない	災対法 第63条 第2項 警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般	本部長が職権で災害応急対策を行う場合において、その職権を行うことのできる者がその場にいるとき	災対法 第63条 第3項
消防組合職員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動を確保するとき	消防法 第36条において 準用する 同法 第28条
消防団長、消防団員又は 消防機関に属する者 ※水防活動隊を含む	洪水	水防上緊急の必要があるとき	水防法 第21条

第6節 避難行動要支援者等の対策

【福祉班、健康介護班】

1 対応の基本方針

(1) 隣近所の助け合い（共助の精神）

災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、自主防災組織や隣近所の力によって、お互いに助け合い、避難行動要支援者等の安否確認を行うことを基本とする。

(2) 福祉ネットワークによる救援措置

健康介護班は避難行動要支援者個別避難計画（第2編 第2章 第4節 避難行動要支援者（避難行動が困難な方）等の安全確保 P42 参照）に基づき、福祉班、自主防災組織及び各防災関係機関と連携して、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導を実施する。

【総務班、企画財政班、福祉班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、消防組合、社会福祉協議会】

2 避難行動要支援者に対する対策

(1) 初期情報の伝達及び安否確認

① 健康介護班は、民生委員・児童委員、区長・自治会長、自主防災組織、社会福祉協議会、福祉事業者等からなる要援護者見守り支援ネットワークの組織を活かし、初期情報が把握可能な関係機関から順に、在宅の避難行動要支援者に対して災害に関する情報を伝達するとともに、彼らの被災状況を確認し、情報を収集する。また、この組織を通して、救助のために必要な措置も行う（本編 第1部 第4章 第3節 7 要配慮者への情報伝達 P128 参照）。

② 消防組合は、緊急時通報システムによって避難行動要支援者から異常事態や緊急事態の発生が通報された場合、直ちに救援に向かうが、出動が困難な場合は、本部に報告し、直ちに必要な救援体制をとるよう依頼する。本部は、消防組合の連絡に基づき、健康介護班を通じて、要援護者見守り支援ネットワークに連絡し、救援等の協力を求める。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導及び避難所への収容

① 健康介護班は、福祉班とともに、民生委員・児童委員、区長・自治会長、自主防災組織、社会福祉協議会と協力しながら、在宅の避難行動要支援者に対して避難行動要支援者個別避難計画に基づき避難誘導を実施する。

② 避難行動要支援者のうち、指定避難所での生活が困難と思われる場合は、福祉避難所に避難誘導を行う（本章 第7節 避難の誘導及び搬送 P183 参照）。

③ 避難所の運営にあたっては、避難行動要支援者等に対する配慮を十分に行う（本章 第9節 避難所の管理・運営 P189 参照）。

(3) 避難行動要支援者名簿の活用等

① 避難支援等関係者は、名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

② 避難行動要支援者名簿の提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために必要であることから、町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。

③ 町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部に提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。

④ 避難行動要支援者及び避難行動要支援者の名簿情報は、避難支援等関係者から避難所の責任者に引き継ぐことで、避難行動要支援者の避難所における生活支援に活用する。

(4) 避難支援等関係者の対応

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

また、避難行動要支援者の支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守られていることが大前提であるため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保にも十分に配慮する。

(5) 名簿に掲載されていない避難行動要支援者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではないため、支援の対象が変化していくことから、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間を要するとともに支援する事柄が多いことを考慮し、優先的に避難等を実施することで安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

(6) 避難行動要支援者に対する情報の提供

総務班は、在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、確実な情報伝達ができるよう多様な手段を用いて広報活動を実施する(本編 第1部 第4章 第5節 広報体制の確保 P135 参照)。

(7) 避難行動要支援者への生活必需品の確保と提供

避難所運営班は、産業観光班及び企画財政班と連携して、避難所及び福祉避難所に収容した避難行動要支援者に対して、生活必需品や避難行動要支援者に配慮した食料等の確保を行い、これを提供する。

(8) 仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたり、必要に応じて、ケア付の仮設住宅を設置する(別冊資料編 資料-17 参照)。

(9) 避難所外も含めた避難行動要支援者全般への支援

① 相談窓口の開設

町は、役場庁舎に必要に応じて、避難行動要支援者のための相談窓口を開設する。窓口には、班員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

② 巡回相談の実施

健康介護班は、避難所、応急仮設住宅、在宅の避難行動要支援者に対し、巡回相談を実施し、必要な物資の確保や心理的な支援(心のケア)等を実施する。また、実施にあたっては、避難支援等関係者と連携するとともに、必要に応じて、災害ボランティアセンターへ協力を要請し、在宅の避難行動要支援者訪問を実施する。

③ 物資の提供

健康介護班は、企画財政班及び産業観光班と連携し、在宅の避難行動要支援者へ生活支援物資を供給する。実施にあたっては、確実に供給できるよう配布手段、配布方法を検討し、確立させる。

④ 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である避難行動要支援者を入所させ、医療や介護等の必要なサービスを提供する。

3 保育園、幼稚園における園児への対策

(1) 災害発生後の措置

- ① 子育て支援班及び教育推進班は、それぞれ町内の幼稚園、保育園に災害が発生した場合は、速やかにそれぞれの施設の責任者を通じて、被害の状況確認をする。
- ② 子育て支援班及び教育推進班は、各施設の責任者と連絡がとれない場合は、班員を派遣して現地を調査させる。なお、被害が甚大な場合は、直ちに税務班を通じて本部に報告し、救援部隊の派遣要請をする。
- ③ 各施設の責任者は、状況に応じて、園児に対して緊急避難の措置をとる。
- ④ 災害の状況を見て、各施設の責任者は、保護者に対し、園児の引き取り要請を行う。
- ⑤ 施設内で災害が発生したときは、初期消火活動をはじめ救護活動及び搬出活動等の防災活動に努める。

(2) 臨時休園の実施

私立幼稚園及び保育園については、施設責任者の判断で、町立保育園については、各保育園の責任者が子育て支援班長と協議して臨時休園の措置をとる。

なお、町内において、震度6弱以上の地震が発生したときは、被害の有無にかかわらず、町立保育園については、原則として休園とする。

(3) 応急保育の実施（町立保育園）

- ① 各保育園の責任者は、応急保育計画に基づき、応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項が生じた場合には、速やかに園児及び保護者に周知する。
- ② 各保育園の責任者は、職員と保育園の整理を行うとともに、各園児の家庭について被災状況を把握するとともに、応急保育を早期に実施できる体制を確立する。
- ③ 保育園にある一部の施設が使用できないときは、残存施設を利用して応急保育を実施する。
- ④ 保育園の全部又は大部分が、倒壊又は焼失により大きな被害を受けて、早急に改築等の復旧対策ができない場合には、影響を受けていない保育園、あるいは公民館等の施設を応急保育に利用する。
- ⑤ 通所可能な園児については、応急保育計画に基づいて平常時同様に保育するよう努める。
- ⑥ 入所児童以外の児童の受入については、可能な限り応急保育計画に基づいて平常時同様に保育するよう努める。
- ⑦ 避難所等に保育園を提供し、長期間保育園としての機能を果たせない場合は、子育て支援班は、事務局と協議して、早急に保育が実施できるよう措置を講じる。

4 外国人への対策

(1) 避難誘導等の実施

① 安否確認の実施

住民班は、本部に対してボランティアセンターから語学ボランティアを派遣するよう要請を行うとともに、住民班の内部に調査班を組織し、住民登録状況に基づき、外国人の安否を確認する。なお、その調査結果については、本部を通じて県に報告する。

② 避難誘導の実施

総務班は、防災行政無線による放送のほか、あらかじめ用意した外国語の原稿等を使用し、データ放送や防災ツイッターによる広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(2) 情報提供及び相談窓口の開設

① 情報の提供

総務班は、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ等を発行し、生活に必要な情報を提供する。

② 相談窓口の開設

総務班は、災害相談窓口の開設にあたり（本編 第1部 第4章 第6節 住民からの問い合わせに対する対応 P137 参照）、外国人の相談窓口も併設して開設する。なお、相談窓口には、ボランティアセンターから派遣された語学ボランティアを配置し、総合的な相談に応じる。

第7節 避難の誘導及び搬送

【税務班、消防組合、消防団】

1 避難誘導担当者

避難指示が発せられた場合は、自主防災組織は、消防組合、消防団、及び税務班長の要請により各班から派遣された班員等と協力して、住民を避難所等の安全な場所に誘導するとともに、負傷者も移送する。なお、避難誘導の実施にあたっては、安全の確保に十分に配慮するものとする。

【事務局、税務班、消防組合、消防団】

2 誘導方法及び輸送方法

(1) 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

① 避難所、避難路等の指定

避難所は、災害時における地域条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとに定めるとともに、夜間でもわかりやすい避難誘導標識等を整備する。また、外来者等の地理が不案内な者に対しても、避難所が分かるよう配慮するとともに、住民に対しても、あらかじめ周知徹底させておくものとする。

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当市町村に直接協議し、他の都県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都県内の市町村に協議することができる。県は、町から協議要求があった場合、他の都県と協議を行う。また、広域避難について県に助言を求めることができる。

② 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、帰宅する際に支障を来さないよう最小限度のものとする。

また、非常用の持ち出し品については、平素から用意しておくものとする。

③ 避難路の明示

避難路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定することとする。

④ 避難路における危険箇所の事前伝達

危険地点には、標示や縄張りを行い表示することとし、必要に応じて、班内から誘導員を配置して安全を確保することとする。

⑤ 夜間避難の注意点

夜間においては、安全確保のために可能な限り投光機、照明器具を使用することとする。

⑥ 出発・到着人員の確認

出発時及び到着時においては、必ず人員の確認を行うこととする。

⑦ 車両搬送

必要に応じて、老幼病弱者や又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等で搬送することとする。

⑧ 警戒区域の設定

警察官、消防組合職員、消防団員等は、必要に応じて、警戒区域を設定することとする。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防団】

3 避難行動要支援者に対する避難誘導

福祉班は、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、自主防災組織、消防団と連携・協力を図り、避難行動要支援者が確実に避難できるよう、それぞれの事情に応じて、次の対策を講じる。

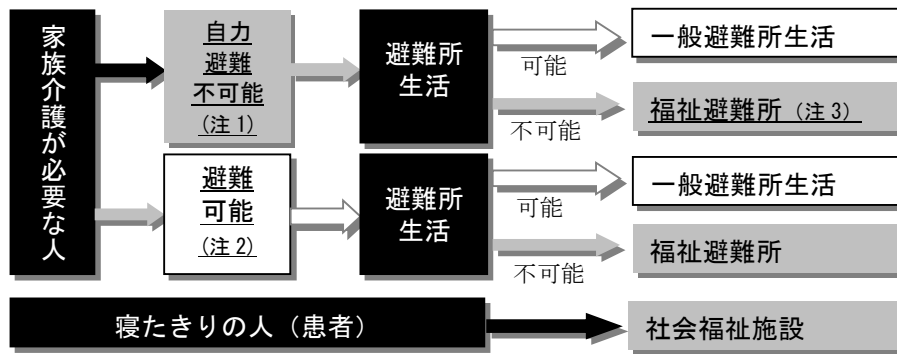
(1) 避難所区分

家族介護を必要とする環境や障がいの程度等に応じた、避難所の区分は次の図のとおりである。

福祉班は、各避難所等を巡回し、避難行動要支援者等の生活環境や福祉ニーズを把握し、避難行動要支援者等の状態に応じて、病院（入院）、社会福祉施設（入所）、福祉避難所での生活を促す等、それぞれの避難行動要支援者にあわせて適切に対応する。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣するとともに、車椅子等の手配を社会福祉団体やボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

また、必要に応じて、県に状況を伝達し、関係機関との調整や支援を求める。

町は、関係機関と連携し、災害時応援協定を締結している社会福祉施設の被災状況や受入れ可能状況等を確認し、被災した避難行動要支援者等が受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。



＜図3-14＞ 避難行動要支援者に対する避難所区分

- (注1) 「家族介護が必要な人」で「自力避難不可能」とは、家族等の介護をする人自身が対象者を避難所まで連れて行くことが物理的に不可能又は困難な場合（介護する人自身の体が不自由であったり、高齢である場合等をいう。）。
- (注2) 「家族介護が必要な人」で「避難可能」とは、家族の助けを借りて避難所までは避難することが可能な場合。
- (注3) 福祉避難所とは、第2編 第3章 第4節 2 (3) 福祉避難所の選定を指す。

なお、やむを得ず、指定避難所に避難した場合でも、速やかに障がいの程度に応じた避難所を利用できるよう手配を行う。

(2) 広報の実施

文字を大きくする等をして、避難行動要支援者に配慮した広報を実施する。

(3) その他

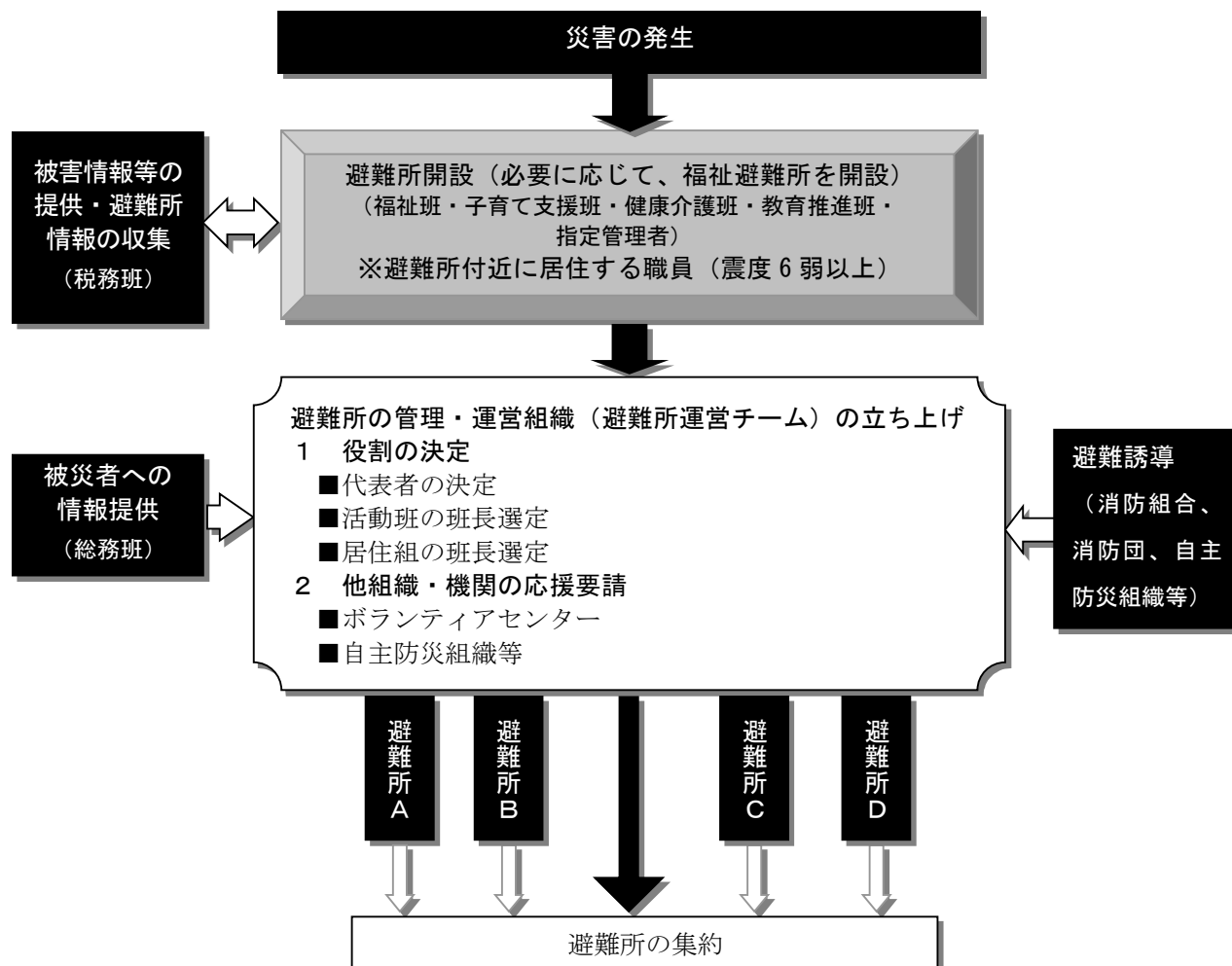
住民は、地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第8節 避難所の開設

【総務班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防団】

1 避難所開設の流れ

避難所開設の流れについてのイメージは次の図のとおりである。



<図3-15> 避難所の開設の流れについてのイメージ図

【福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

2 避難所の開設

(1) 開設基準

大規模災害の際は、多くの避難者が発生し、また、避難所に殺到することも想定されることから、町内で震度6弱以上の地震が発生したときは、避難所付近に居住する職員であらかじめ指定された者が指定された避難所を開設し、開設後は速やかに避難所運営班に引き継ぐものとする。また、震度5強以下の地震が発生したときには、災害が発生、又は災害が発生するおそれがあり、それに伴う被害が予想される場合で、本項に示す「(3) 収容対象者」に該当するような状況が発生したときに、本部長は、必要に応じて、避難所の開設を福祉班長、子育て支援班長、健康介護班長並びに教育推進班長に命じる。なお、指定管理者が管理している施設については、指定管理者に開設を命じる。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(2) 開設順位

震度5強以下の災害の場合は、その被害の状況により、次の表に掲げる災害時避難所開設順位を参考として避難所を段階的に開設する。

<表3-17> 災害時避難所開設順位

(注2)	避難所区分	避難所名	開設担当部 (初期) (注3)	管理・運営 (初期以降)
第1段階	姫宮方面	■川端公民館	教育推進班	避難所運営 チーム (自主防災組織、 ボランティア、 避難所役員、施設管理者、 その他協力員)
		■百間小学校	教育推進班	
	中央	■進修館	福祉班・子育て支援 班・健康介護班	
		■東小学校	教育推進班	
	和戸方面	■須賀小・中学校	教育推進班	
		■総合運動公園	教育推進班	
第2段階	姫宮方面	■前原中学校	教育推進班	
	中央	■百間中学校	教育推進班	
		■百間公民館	教育推進班	
		■笠原小学校	教育推進班	
	和戸方面	■和戸公民館	教育推進班	
第3段階	姫宮方面	■宮代高等学校	福祉班・子育て支援 班・健康介護班	
	中央	■日本工業大学	福祉班・子育て支援 班・健康介護班	
	和戸方面	—		

(注1) この順位は、あくまで一つの目安であり、災害時には避難所周辺の安全状況、被災地と避難所の距離等を総合的に考慮して判断するものとし、必ずしもこのとおりに開設するものでもなく、また、各施設を段階的に全て開設するというものでもない。

(注2) 上記の段階区分としたのは、第1段階の避難所は全ての施設に防災倉庫が設置されていることから、その後の避難所運営が、他の避難所に比べて、スムーズに運営できるためである。また、その他の理由として、耐震性貯水槽が設置されていたり、臨時ヘリポート（飛行場外離発着場）が設置されている等がある。なお、川端公民館を第1段階に位置づけたのは地域的バランスを考へてのことである。次に第2段階に位置づけた施設は、全て公共施設であり、管理上の利便性を考慮している。第3段階は、それ以外で避難所として指定している施設である。

(注3) 避難所運営班の初期活動は、避難所の開設と、自主防災組織やボランティア等で編成される避難所運営チームが編成されるまでの担当であり、避難所運営チームが編成された場合には、必要に応じて、チームの後方支援を行うとともに、他の避難所開設の準備にあたることとなる。

(3) 収容対象者

- ① 建物に被害を受け、居住の場を失った者
- ② ライフラインに被害を受け、通常の生活が困難になった者
- ③ 避難指示等が発せられたことにより、緊急避難の必要がある者
- ④ 帰宅困難者
- ⑤ ホームレス（住民票の有無に関わらず適切に受け入れる。）

(4) 避難所の開設方法

本部長は、避難指示を行った場合や住民が自発的に避難を開始した場合は、速やかに避難所を開設し、開設した避難所の担当となる班員（福祉班班員、子育て支援班班員、健康介護班班員並びに教育推進班班員）を派遣する。

ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

① 勤務時間内の避難所開設

ア 開設する避難所を所管する班長は、避難所となる施設の管理者に対して、開設を指示（注1）する。

イ 避難者が収容を求めた場合には、本部長からの指示を待たずに施設の管理者は避難所を開設し、本部に対して、避難所運営班の班員の派遣を要請する。

② 勤務時間外に避難所を開設する場合

開設する避難所を所管する班長は、避難所開設が必要となった場合、直ちに班員を避難所に派遣し、避難所を開設させる。

(5) 県への報告

町は、避難所を開設した場合、直ちに次の事項を知事に報告する。

【避難所開設に係る県への報告事項】

- ・ 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ・ 箇所数及び収容人員
- ・ 開設期間の見込み

また、避難所運営に係る人的支援が必要な場合は、埼玉県・市町村人的応援制度に基づき、県及び他市町村職員の派遣を要請する。

避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を申請する。

(6) 町への報告

避難所から町（本部）への定期報告については、避難所運営マニュアルに基づき行うものとする。

(7) 通信手段の確保

避難所との通信連絡は、移動系防災行政無線で行うものとし、この通信により、本部は避難所の開設状況や運営状況等を把握する。

（注1）施設を所管する班長が、それぞれの施設管理者に開設の指示を行う。なお、小中学校については、副本部長又は教育推進班長が、学校長もしくは教頭（学校長が不在の場合）に開設の指示をする。各小中学校長は、災害の状況を鑑み、また現に避難者が多数避難所に集まっている場合は、本部からの要請を待たずに、独自の判断で避難所を開設する。学校長が不在の場合は、教頭の判断で開設する。

3 臨時の避難所

(1) 指定された避難所では不足する場合

指定された避難所だけでは避難者を収容することが困難な場合、事務局は、避難所に指定されていない町の施設をあてるよう調整をするほか、消防団詰所等の公共施設及び民間施設の管理者に対して、臨時の避難所として施設の提供を要請する。

なお、町内での確保が困難な場合は、応援協定等を活用し、町外へ避難所の提供を要請する。

施設の管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 臨時の避難所の開設

① 臨時の避難所を開設する場合、事務局は、本部での協議結果を踏まえて、臨時避難所へ避難所運営班以外の班から班員を派遣する。

② 開設後は、指定の避難所と同等に扱う。

【福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

4 福祉避難所

避難所での生活が困難である要配慮者を福祉避難所で受け入れ、医療や介護など必要なサービスを提供する。なお、要配慮者の迅速な受入れのため、町は福祉避難所の指定避難所との同時開設に努める。

併せて、民間施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

第9節 避難所の管理・運営

【福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

1 避難所の運営組織

開設の初期段階では、避難所の開設、管理について、施設ごとにそれぞれ福祉班、子育て支援班、健康介護班及び教育推進班（指定管理者が管理している施設については指定管理者）が行う（本章第8節2 避難所の開設 P185 参照）。

【福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

2 避難所の運営

避難所の運営については、避難所運営マニュアルに基づき自主防災組織、ボランティア、避難所役員、施設管理者（指定管理者を含む）、その他協力員で編成した避難所運営チーム（注1）でこれにあたり、必要に応じて、避難所運営班は、後方支援に回るものとする。

女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

【事務局、税務班、町民生活班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】

3 避難所の管理・運営上の留意点

（1）初期段階（1日～3日）

- ① 施設管理者及び教職員との施設使用に関する調整と協力の依頼
- ② 税務班との連絡体制の確立
- ③ 傷病者の把握と応急措置
- ④ 避難行動要支援者等の把握と対応（福祉避難所、医療機関及び福祉施設への搬送、避難行動要支援者等の健康状態に対する配慮）
- ⑤ 避難者数の把握と避難者名簿（注2）作成及び報告
- ⑥ 収容被災者及び在宅被災者への給食、給水、物資配給等の実施
- ⑦ 仮設トイレの設置等の必要な措置の実施
その確保が困難な場合、県があっせんを行う。なお、避難所の衛生状態を保つための、清掃、し尿処理等の必要な措置
- ⑧ 安否確認等への対応
- ⑨ 災害関連情報の伝達

（注1）避難所運営チームは、市民・ボランティア・専門家・施設管理者等の避難所運営に必要なスタッフで構成した臨時の混成チームであり、避難所運営に必要な労力、技術、能力を持った人の集団である。

（注2）別冊資料編 様式-23 参照。避難者名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の供給及び行方不明者等の早期把握を行うために活用する。

(2) 中期段階（4日～14日）

- ① 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
- ② 安否確認等への対応
- ③ 町の応急対応の状況、医療及び生活関連情報等の提供

(3) 長期段階（15日～）

- ① 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告
- ② 施設内での心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の発生を抑えるため、保健師等による相談支援の実施
- ③ 避難者の健康管理及び栄養指導について、健康介護班と協議
- ④ 安否確認等への対応
- ⑤ 電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

(4) その他の留意点

① プライバシーの保護

避難所運営班は、避難所におけるプライバシーの保護のため、間仕切りや簡易更衣室を設置等に努める。なお、設置にあたっては、女性、高齢者、障がい者、子どもを持つ家庭等の視点からの配慮を行う。

② 生活環境の確保

トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、民間施設等への移動を避難者に促す。

③ 衛生

福祉班及び教育推進班は、健康介護班の協力を得て、避難所生活における環境衛生、食品管理について適正な指導を行うよう努める。

④ 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

⑤ 福祉避難所に関すること

ア 福祉班及び健康介護班は、関係機関の協力を得て、避難者の身の回りの相談を受けるとともに、生活支援のために介護員を常時配置するよう努める。

イ 相談等にあたる保健師は、避難行動要支援者等の健康状況等を把握するとともに、関係機関と連携を図り、訪問介護・居宅介護の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受け入れられるよう配慮する。

ウ 避難が長期化する場合は、ケア付の仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、避難行動要支援者等の状況に応じた対応を図る。

⑥ 避難者と共に避難した動物の取り扱い

ア 町は、愛玩動物と同行避難が可能な指定避難所をあらかじめ指定する。

イ 動物の取り扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、避難所での動物の飼育については、飼育場所も含めて、避難所運営チームの判断によるものとする。なお、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、避難所敷地で飼育する場合には、屋外に飼育専用スペースを設置し、飼育させる同行避難を基本とする。ただし、施設に別棟の倉庫がある等収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、動物を居室以外の専用スペースで飼育した場合、退去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧する責任を負うものとする。

ウ 災害に備えた事前準備

飼い主は、普段から愛玩動物との同行避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

また、飼い主は、愛玩動物用の備蓄（家庭内備蓄）の準備、日頃からの動物のしつけに努める。

備蓄品（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも5日分の水とフード・常備薬 ・予備の食器と首輪、リード（伸びないもの） ・ガムテープ（ケージ補修等の用途に使用） ・飼い主の連絡先情報・ペットの写真 ・キャリー・ケージ ・トイレ用品 	等
しつけ（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ケージに慣れる ・不必要に吠えない（人や他の動物を怖がったり攻撃的にならない） ・決められた場所で排泄ができる 	等

⑦ 専門家等との情報交換

避難所運営班は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等と定期的な情報交換に努めるものとする。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、教育推進班】

4 避難所に必要な設備等

避難所運営班は、それぞれの避難所において、必要な設備、物品等を用意する。

食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

用意にあたっては、避難者から必要な物品の数量等について調査し、可能な限り確保するよう努める。

なお、避難所に必要な設備については、避難所で備蓄しているものを優先して使用することとし、不足するものについては、防災倉庫に備蓄されているものを使用し、使用後は速やかに使用した内容・数量を事務局に報告する。

(1) 避難行動要支援者等に必要な物資等の整備

避難所運営班は、避難行動要支援者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

<表3-18> 避難行動要支援者等のために必要と思われる物資等の例示

高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下（えんげ）しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳幼児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害	オストメイトトイレ
咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害	酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等などの衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

【事務局、総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

5 避難行動要支援者等や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性のために、男女別の更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置するように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、女性と男性のトイレは離れた場所に設置する。更衣室やトイレ、入浴施設等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、注意喚起や巡回警備を実施する等、安心・安全の確保に努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

さらに、女性の相談員を配置もしくは巡回させることで、女性や避難行動要支援者等のニーズや変化に対応できるように配慮する。

なお、相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては、必要に応じて、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体等に協力を要請する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

6 集約避難所の設置・検討

発災当初に複数設置された避難所も、避難所生活が長期化してくるにつれ、避難所生活をする人が徐々に少なくなってくるのが予想される。その場合には、本部からの指示に基づき段階的に避難所の集約化を進め、避難所設置数を減少させることで、避難所を施設本来の使用目的に応じた利用体制に戻していく。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、教育推進班、消防組合、消防団】

7 避難所外避難者への対応

避難所外避難者に対し、必要に応じて、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への搬送等の支援を行う。

(1) 状況の把握

避難所外避難者は、避難所運営班、施設管理者、自主防災組織、地区・自治会等を通じて、町、消防組合、消防団、警察機関又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡することで、孤立化を防ぐものとする。

町は、県、自主防災組織、地区・自治会等の協力を得ながら、避難所外避難者の避難状況(場所、人数、支援の要否・内容等)を調査し、必要な支援を行う。また、町は県を通じて、関係機関に支援を要請することが出来る。なお、避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ搬送する。

(3) エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防法等に関する知識の普及や意識の啓発を図る。

(4) 支援の実施

町は、避難所外避難者の状況を把握した後、必要に応じて以下の支援を行う。

- ・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウス等）
- ・食料・物資の供給
- ・避難者の健康管理、健康指導
- ・車中泊避難者に対するエコノミークラス症候群等の予防指導

支援にあたっては、自主防災組織、地区・自治会、県災害救援ボランティア本部、NPO団体等に協力を依頼する。

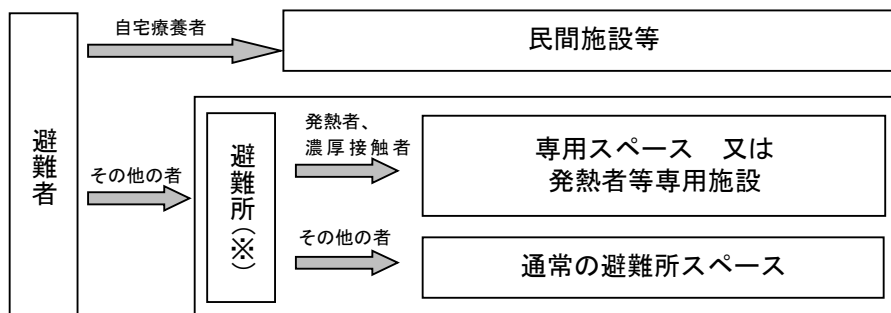
【事務局、総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

8 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、総務班と福祉班、健康介護班等が連携し、主に以下の対策を取る。

必要な場合には、民間事業者等が所有する施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

（健康状態に合わせた避難場所の確保）

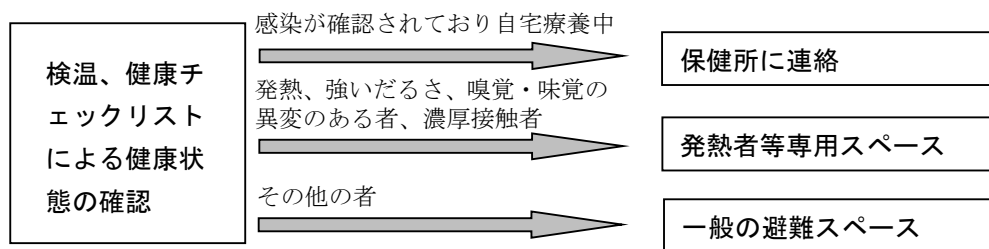


※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する

（十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設）

- ・体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- ・地域の実情に応じて県有施設や民間施設等の活用を検討する。

（避難所受付時のフロー）



(避難所レイアウトの検討)

- ・世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(避難者の健康管理)

- ・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- ・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(発熱者等の専用スペースの確保)

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- ・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう整備する。

(物資・資材)

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(自宅療養者の対応)

- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
- ・避難が必要な場合は保健所の指示により民間施設等の宿泊療養施設に避難する。

(住民への周知)

- ・広報誌、自治体ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。
- ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等。

(感染症対策)

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ・ごみは袋に入れてしっかり密封し、ごみに直接触れないようにしてごみ出しする。

(発熱者等の対応)

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(車中泊（車中避難）等への対応)

- ・車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

第10節 帰宅困難者への支援

【事務局、総務班、企画財政班、産業観光班、教育推進班】

1 帰宅困難者への支援目的

埼玉県から東京都に通勤、通学をしている県民は、毎日およそ93万人にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの住民が東京等、県外で帰宅困難になることが予想される。

また、当町は、東武動物公園等の観光施設や日本工業大学を始めとした教育施設も存在し、東武動物公園駅の利用者も多いことから、当町から帰宅することができなくなる人が出てくるおそれもあり、また、災害の発生する時間帯によって、帰宅困難者の人数も大きく変わってくることが予想される。

そのため、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援策、代替交通手段の確保等の対策を実施する。

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、産業観光班、教育推進班】

2 帰宅困難者への情報の提供

(1) 県の対策

県では、「自分の身は自分で守る」ことを基本とし、ポスターの掲示、リーフレット配布、九都県市によるホームページの作成等の啓発活動を行っている。特に、大地震が発生した直後は「むやみに移動を開始しない」を行動の基本ルールとし、日頃から帰宅経路をシミュレーションするとともに、徒歩帰宅に向けて、職場にリュックとスニーカーを準備する等「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図っている。

また、大規模災害により交通が途絶した際の徒歩帰宅者を支援するため、コンビニエンスストアやファミリーレストラン、ガソリンスタンド等については、帰宅支援ステーションとして活用いただけるよう、飲料水やトイレを提供するとともに、ラジオやテレビ等により随時に災害の情報提供を行う（ファミリーレストラン、ガソリンスタンドについては一時休憩施設としての利用を含む）ことを目的とした協定を締結している。

(2) 町の対策

① 町内における帰宅困難者

町内において、主として通勤・通学、観光等で鉄道を利用している人が帰宅困難者となった場合は、東武動物公園駅と連携・協力し、次のことを実施する。

- ア 帰宅困難者及び本部への鉄道運行情報の提供（東武動物公園駅）
- イ 帰宅困難者の安全な場所への避難誘導及び代替交通手段の確保（東武動物公園駅）
- ウ 避難誘導及び情報連絡のための班員の派遣（税務班）
- エ 駅施設の一部を一時待機場所として確保（東武動物公園駅と協議）

② 一般帰宅困難者

宮代町以北から東京へ通勤・通学している人の多くが帰宅困難者となることが考えられるため、徒歩帰宅する人に対し、次の対策を行う。

- ア 総務班は、避難所、駅、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等に対して、帰宅困難者に向けた災害に関する情報の提供と、トイレの提供、臨時の休憩所、待機場所の設置等について協力を要請する。
- イ 避難所には、ラジオ・テレビを設置し、災害情報を提供する。
- ウ 避難所において、徒歩帰宅する人に対して食料、飲料水を提供する。
- エ 休憩所、避難所、東武動物公園駅等に簡易地図を設置し、配布する。

オ 町内ガソリンスタンド事業者と締結した「災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定」において、帰宅困難者への飲料水、トイレの提供やテレビ、ラジオ等による情報提供等の援助を行う。

カ 町内を徒歩等で通過する帰宅困難者に対して、沿道の自主防災会等による道路案内、飲料水、トイレの提供やテレビ、ラジオ等による情報提供等、可能な援助を行う。

【事務局、総務班、企画財政班、住民班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、社会福祉協議会】

3 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

(1) 一時滞在施設の確保

東武動物公園駅の運行停止による駅周辺の滞留者の発生を想定し、各駅近隣の避難所を、帰宅困難者の一時滞在施設として併用する。また、必要に応じて、隣接する市町と協議し、近隣市町の避難所での受入れを要請する。

(東武動物公園駅周辺－進修館、和戸駅周辺－須賀小学校体育館、姫宮駅周辺－川端公民館)

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した場合、町は鉄道事業者に対して電話等を用いて情報伝達するとともに、滞留者や徒歩帰宅者に対し、防災行政無線やSNS等を用いて広報する。

(2) 一時滞在施設の管理・運営

一時滞在施設の管理・運営は、「本編 第9章 第9節 避難所の管理・運営」に準じるほか、以下の点に留意する。

- ① 町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報等の帰宅の可否を判断できる情報を、適宜、一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報等を、受け入れた帰宅困難者に提供する。
- ② 施設の運営にあたって、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらう。
- ③ 閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

【事務局、健康介護班】

4 帰宅支援

町は、県や事業者と連携・協力し、帰宅困難者の中でも、避難行動要支援者等を中心に医療施設等へ搬送する。実施にあたり、発着所を設ける場合は、帰宅困難者が円滑に乗降できる体制を整備する。また、町は、発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て、避難行動要支援者等の搬送の安全を確保する。

第11節 町外被災地からの避難の受入

【事務局】

1 町外避難者への支援目的

宮代町外において大規模な災害が発生した場合、当該地域の避難所では収容しきれないことが考えられる。そのようなときに、被災した自治体から、宮代町の公共施設に対して避難の受入要請があった場合、指定避難所を受入施設として開放することが想定される。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

2 町外被災者の避難所への収容

(1) 県の対策

埼玉県では、大規模災害が発生した場合、避難者の生活支援相談等を行う「埼玉県避難者総合相談センター」を開設する。当該相談センターでは、避難生活全般の相談を実施することで、避難者の生活再建の手助けをする。

(2) 町の対策

町は、大規模災害時において、他の自治体から避難者の受け入れについて要請があった場合は、本町に避難してきた者を収容・保護するために、受入の可能な範囲において、公共施設を避難者へ開放するものとする。

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

① 避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 他の自治体から避難してくる者が地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。

イ 耐震・耐火構造の建物を利用する。

② 避難者対応について

町は、被災した自治体の職員と連携を取り、避難者が必要とする措置について可能な限り対応する。

ア 避難者の代表者や被災自治体の職員と適宜調整を行い、ニーズの把握に努める

イ 避難所には、ラジオ・テレビを設置し、災害情報の提供を実施する。

ウ ボランティアの受け入れについては、避難者ニーズに基づいて調整のうえ、実施する。

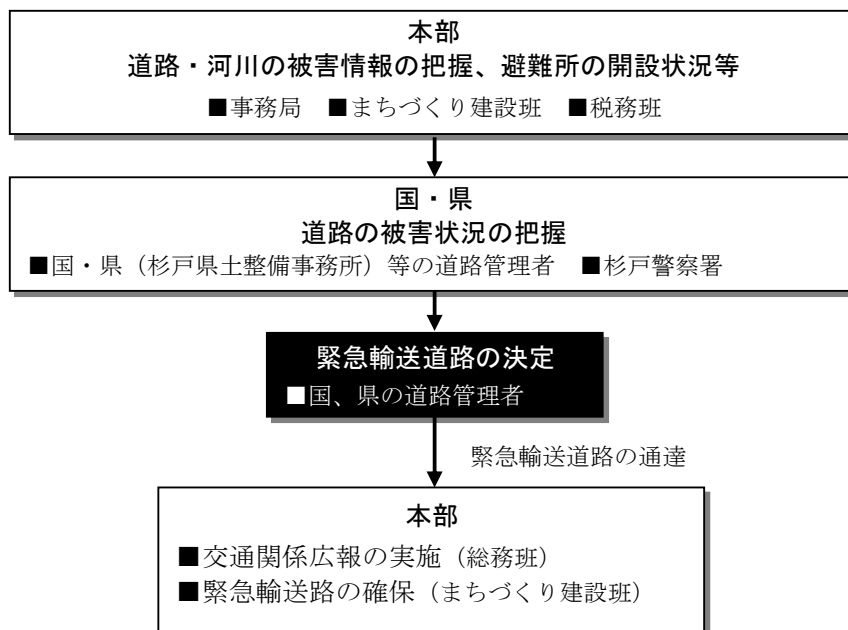
(3) 指定避難所として選定された施設の管理者は、必要時に当該施設が迅速・円滑に避難所として開設できるように適正な維持・管理に努めるものとする。

第10章 交通の確保対策

第1節 交通の確保対策の流れ

【事務局、総務班、税務班、まちづくり建設班】

災害のため交通施設に被害が発生した場合、又は被害が発生するおそれがある場合は、交通施設の管理者又は交通機関に協力して当該施設を災害から守り、又は迅速に応急復旧を行い、交通輸送の確保を図る。次に示すのは、応急対策の基本的な流れである。



<図3-16> 応急対策の流れ

第2節 交通支障箇所等の情報の把握

【まちづくり建設班】

まちづくり建設班は、町の管理する道路、橋梁等の被災状況又は交通上の支障箇所に関する情報を収集する。

また、宮代町周辺の国道、県道の状況についても、各道路管理者から同様の情報を収集する。これらの情報収集は、県が指定している埼玉県緊急輸送道路を優先して行う。

なお、宮代町内における県の緊急輸送道路としては、県道65号線（御成街道）、県道85号線（春日部久喜線）、県道154号線（蓮田杉戸線）がそれぞれ第2次緊急輸送道路として指定されている。

第3節 関係機関への通報

【事務局、税務班、まちづくり建設班】

1 道路、橋梁等の被災状況に関する情報

まちづくり建設班は、道路及び橋梁等が損害を受けた場合、県道については、杉戸県土整備事務所に通報して、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

なお、町が管理する道路、橋梁等の被害状況については、税務班を通じて、本部に報告するとともに、杉戸県土整備事務所、警察署及び関係機関に連絡する。

【事務局、税務班、まちづくり建設班】

2 国道、県道の被災状況に関する情報

まちづくり建設班は、宮代町周辺の国道、県道に関する被災情報についても、各道路管理者、警察署、周辺自治体等から情報を集める。収集した情報は、税務班を通じて速やかに本部に報告するとともに、関係機関に通報する。

第4節 交通対策に関する措置

【総務班、産業観光班、まちづくり建設班】

1 被災地内の交通対策

- (1) まちづくり建設班は、道路の破損等により通行が危険な状況を発見したとき、又は危険が予想されるときは、避難路、緊急輸送路を確保するため、それぞれの関係機関と密接に連絡を取り、速やかに必要な対策を行う。
- (2) 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損等により通行が危険であると認められる場合は、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止、又は制限する。
- (3) 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間、理由を通知する。あらかじめ通知することができなかつたときは、事後、速やかにこれらの事項を通知する。
- (4) 道路管理者が交通対策を行ったときは、警察署に連絡の上、規定の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限したとことを明示し、まちづくり建設班(注1)が現場において指導する。この場合、適当な場所に迂回路を設定し、必要な地点に図示する等して、一般交通にできる限り支障がでないように努める。
- (5) 総務班は、交通対策が行われたときは、防災行政無線を活用し、住民に周知する。また、必要に応じて、報道機関の協力についても、県を通じて依頼する。
- (6) 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

(注1) 町内における道路被災状況が多数で、情報収集活動に班員が不足する場合には、まちづくり建設班長は本部を通じて、産業観光班長に対して協力要請を行う。

(7) 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

【まちづくり建設班】

2 交通対策の実施責任者

関係法令に基づく交通対策の実施責任者は、次のとおりである。

＜表3-19＞ 交通対策の実施責任者

実施責任者	範囲	根拠法令
道路管理者	1 道路の破損等の理由により通行が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	2 災害応急対策に従事する場合や災害応急対策に必要な物資を緊急に輸送する場合、その他の応急措置を実施するために緊急輸送路を確保する必要があると認められる場合	災対法 第76条
警察官	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第6条第1項
	2 道路の破損、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険を生ずるおそれがあると認められる場合	道路交通法 第6条第4項

【まちづくり建設班、消防組合】

3 警察官、自衛官及び消防組合職員の行う措置

通行禁止区域における緊急通行車両の通行を確保するため、警察官、自衛官及び消防組合職員は、次の必要な措置を実施する。

＜表3-20＞ 警察官、自衛官及び消防組合職員の行う措置

実施責任者	範囲	根拠法令
警察官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両やその他の物件を付近の道路外の場所へ移動させること等の必要な措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 また、措置をとるため、やむを得ない限度において、車両やその他の物件を破損することができる。	災対法 第76条の3
自衛官 消防組合職員	自衛隊用の緊急車両や消防用の緊急車両の円滑な通行を確保するため、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防組合職員が、通行の妨害となる車両やその他の物件について、必要な措置をとることができる。	

第5節 道路の応急復旧等

【まちづくり建設班】

1 緊急道路啓開路線の選定

地震発生後、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通に支障が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、道路管理者は、以下の基準により緊急道路啓開路線を選定する。

(1) 緊急道路啓開路線の選定基準

- ① 役場、消防組合、地域の防災拠点、病院等で防災上重要な機関を結ぶ路線
- ② 緊急物資の輸送にかかる路線（本編 第1部 第11章 輸送の確保 P203 参照）
- ③ 避難所等主要な防災拠点に接続する路線
- ④ その他上記ルートを補完する路線

(2) 緊急道路啓開路線の優先順位

緊急に道路啓開を行う際には、道路管理者、警察機関、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急及び救援活動を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

【産業観光班、まちづくり建設班】

2 道路啓開の実施

(1) まちづくり建設班は、産業観光班の協力を得るとともに、災害時応援協定に基づき、町内の土木事業者に協力を要請し、緊急道路啓開路線の道路啓開を実施する。

(2) 啓開にあたっては、原則として2車線で車両通行ができるよう通路上の障害物を除去するとともに、緊急車両の走行に支障のない道路陥没、亀裂等で舗装が破損している箇所については、応急復旧を行う。

【まちづくり建設班】

3 交通信号応急対策

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等により修復作業が必要な場合には、第2次緊急輸送道路を優先して復旧する。その後の復旧順位については、当該道路の破損等の状況や交通の優先度等を、警察機関が諸般の状況を総合的に判断した上で決定する。

【総務班、まちづくり建設班】

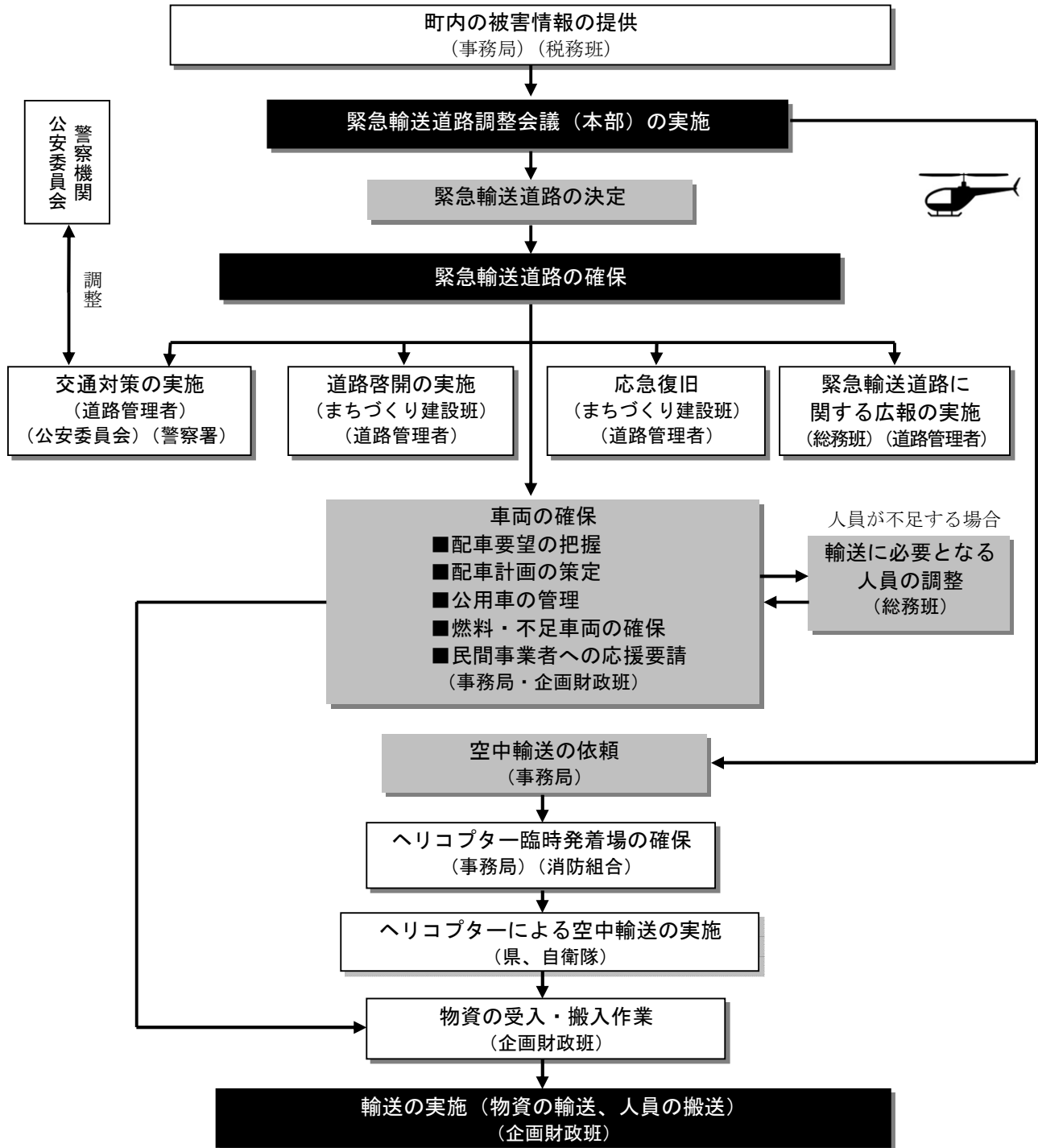
4 応急復旧、交通規制状況の広報

道路管理者は、応急復旧や交通規制の状況、交通量等に関する情報の伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対して的確に情報を伝達する。また、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

第11章 輸送の確保

第1節 輸送対策実施の流れ

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、まちづくり建設班、消防組合】
 災害が発生した場合、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うとともに、避難者に緊急物資を円滑に供給するため、交通を確保し、人員、物資等を的確に輸送することは大変重要になってくる。次に掲げるのは、輸送体制の確保のための全体的な流れを示したものである。



<図3-17> 輸送対策実施の流れ

第2節 緊急輸送道路の確保

【事務局、税務班】

1 緊急輸送道路調整会議

本部は、町内の道路、橋梁の被害状況を税務班、その他防災関係機関から速やかに収集し、迂回路及び緊急啓開が可能な路線の選定を行う。

なお、交通網に関する情報の収集及び報告に関する流れについては、「本章 第1節 輸送対策実施の流れ」のとおりである。

【まちづくり建設班】

2 緊急輸送道路指定路線

緊急輸送道路の指定にあたっては、町内の被害をもとに臨機応変に指定するものの、その基準については、原則として、「本編 第1部 第10章 第5節 1 緊急道路啓開路線の選定」に基づき、次の方針により実施する。

- (1) 町内の防災関係拠点施設を結ぶ路線の安全を確保し、施設や地域の孤立を防ぐ。
- (2) 緊急物資を町外から運ぶための路線を確保する。

これらの基準を基に考えると、次の路線が緊急時の重要な役割を果たす路線に値する。

<表3-21> 緊急輸送道路想定路線

道路種別等		緊急輸送道路の選定理由
県道	65号線	第2次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）
	85号線	第2次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）
	154号線	第2次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）
町道	67号線	県道65号線から須賀小中学校へのアクセス道路
	75号線	県道85号線から国道4号へのアクセス道路
	669号線	県道85号線から総合運動公園へのアクセス道路
	743・77号線	県道85号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路
	55・88・94・96号線	県道85号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路
	32号線	県道154号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路
	41・1503号線	県道154号線から前原中学校へのアクセス道路
12・252・248・1547号線	宮代高等学校へのアクセス道路	

なお、緊急輸送道路に指定された路線について、各道路管理者は必要な交通対策、道路啓開及び応急復旧を行う。

【事務局、総務班、産業観光班、まちづくり建設班】

3 緊急輸送道路の応急復旧対策

緊急輸送道路の応急復旧対策については、「本編 第1部 第10章 第5節 道路の応急復旧等」に準じて実施する。

なお、まちづくり建設班や町内の建設事業者等で復旧作業が困難な場合は、県に対して県内建設業協会の応援を、本部に対し自衛隊等の応援を要請する。

【環境資源班、まちづくり建設班】

4 災害廃棄物等の処理

環境資源班は、緊急輸送道路を始めとする道路の応急復旧等に伴い発生する廃棄物等の処理について、町内の建設事業者に一時的に協力を要請するとともに、まちづくり建設班と協議し、根本的な処理対策を講じる。

【総務班、まちづくり建設班】

5 緊急輸送道路指定情報の伝達及び広報

(1) まちづくり建設班は、緊急輸送道路及び迂回路に指定された路線を県及び必要な防災関係機関に連絡する。

(2) 総務班は、速やかに住民に対して広報を行う。

【総務班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】

6 交通対策の実施

緊急輸送道路を確保する場合、円滑な輸送体制を整えるため、「第3編 第1部 第10章 第4節 交通対策に関する措置」に準じて、必要な輸送体制及び交通安全対策を講じる。

第3節 輸送力の確保

【事務局、企画財政班】

1 輸送力の確保

本部が設置されたときは、通常、庁内ネットワークで予約申し込みをしている庁用車については、すべて企画財政班が一括管理をする。

ただし、企画財政班から一括管理の連絡があるまでの間は、通常どおりに使用できる。

また、企画財政班は、庁用車を一括管理をした後は、各班から庁用車の配車要望をとりまとめ、事務局と協議の上、各班に対する効率的な配車計画を作成し、各班に対し配車を行う。

(1) 企画財政班管理の庁用車

① 企画財政班が庁用車を管理し、車両の掌握、配車を行う。

② 各班が車両を必要とするときは、企画財政班に配車を要請する。

(2) 庁用車以外の車両の確保

企画財政班は、各班の要望を調整した結果、稼動可能な車両、車両運行を行う人員に不足が生じる場合、次の方法により車両及び輸送力の確保を行う。

- ① その他の機関(注1)への協力要請(南彩農業協同組合、商工会、(株)新しい村等)
- ② 町内の輸送業者への協力要請
- ③ 災害応援協定を締結している事業者への応援要請(埼玉県トラック協会等)
- ④ 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部への協力要請

また、これらの団体に要請する場合は、指定の様式(別冊資料編 様式-26)により行うが、緊急等で時間的に余裕がないときは、電話もしくはファックスにより行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

なお、費用負担については、協定を締結している場合は協定書に従い、協定を締結していない場合は、後日協議により行うものとする。

(3) 車両等の確認

大規模地震の発生時は、**緊急交通路**が指定され緊急通行車両等以外の通行が規制されることから、車両等の確認を実施し、災害応急対策の円滑な実施を図る(別冊資料編 様式-27 参照)。

なお、災害応急対策は、災対法第50条で規定する以下の事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生の防御や拡大を防止するために行う。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- ・消防、水防、その他の応急措置に関するもの。
- ・被災者の救援、救助、その他の保護に関するもの。
- ・災害を受けた児童・生徒に向けた応急的な教育に関するもの。
- ・施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- ・廃棄物の処理及び清掃、防疫、その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの。
- ・犯罪の予防、交通の規制、その他の災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- ・前各号に掲げるもののほか、災害の発生、災害の防御、又は拡大の防止のための措置に関するもの。

(4) 協力要請

車両の確保が困難な場合は、県、近隣市町に対し、協力を要請する。

(5) 輸送燃料の調達

企画財政班は、車両用の燃料の調達手段を決定し、町内のガソリンスタンドと締結した「災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定」に基づいて、燃料を確保する。また、町内で車両用の燃料が調達可能なガソリンスタンドについてリストを作成し、各班に連絡及び通知する。

(注1) その他の機関である南彩農業協同組合、商工会、(株)新しい村等に対して、配車の協力を要請するとともに、災害応援協定を締結している民間輸送事業者やタクシー業界等に対しても配車の協力を要請する。

【企画財政班】

2 配車の方法

(1) 配車手続

各班で車両を必要とするときは、配車要望書（別冊資料編 様式-26）を企画財政班に提出する。

(2) 配車計画

企画財政班は、各班からの配車要請とあわせて被害情報の確認に努めるとともに、町本部の要請を踏まえ、効率的に配車するための計画を策定する。

(3) 配車

緊急配車計画に基づき、速やかに各班に配車する。

【企画財政班】

3 輸送等の内容と順位

輸送活動等にあたっては、人命の安全、被害の拡大阻止、災害応急対策の円滑な実施について配慮する。

(1) 輸送対象

① 人員

災害時に優先的に搬送されるべき人員は、被災者、避難者、医療（助産）救護を要する人とし、優先的に輸送すべき人員は、災害対策本部員、救急及び救助のための要員、消防組合職員及び消防団員とする。

② 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品・医療用資機材、災害復旧用資機材、車両用燃料、食料、飲料水、生活必需品の救護物資等とする。

(2) 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位の原則を次のとおり定める。

① 地域住民の安全を確保するために必要な輸送

② 災害の拡大防止のために必要な輸送

③ その他災害応急対策のために必要な輸送

第4節 発災時のエネルギー供給の確保

【企画財政班】

1 協定に基づく燃料の供給

燃料の調達は、町内ガソリンスタンドと締結した「災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、役場や避難所等の防災活動拠点及び車両の燃料確保を行うものとする。

【企画財政班】

2 ガスの供給

災害対策活動にエネルギー（ガス燃料）が必要な場合は、災害時協定締結機関である一般社団法人埼玉県LPガス協会に協力を要請する。

第5節 空中輸送手段の確保

【事務局】

1 空中輸送の実施

事務局は、陸上輸送が困難な場合、又は緊急を要する場合、県や自衛隊等の関係機関に空中輸送を依頼する。

【事務局、消防組合】

2 ヘリコプター臨時発着場の確保

事務局及び消防組合は、自衛隊のヘリコプターを要請する場合、自衛隊等の関係機関と調整し、ヘリコプターの臨時発着場を確保する。

＜表3-22＞ 飛行場外離着陸場一覧

名称	経度緯度	住所	電話番号	面積
総合運動公園	北緯 36.04882 東経 139.694075	和戸 1834	0480-32-1543	109,125 m ²
百間小学校 (第2校庭)	北緯 36.009397 東経 139.727635	西原 261	0480-32-0157	25,756 m ²
はらっパーク宮代	北緯 36.008452 東経 139.715212	金原 295	0480-37-1982	30,000 m ²

【企画財政班】

3 物資の受入・搬入

企画財政班は、空中輸送による物資の受入、搬入及び搬出に必要な人員を確保し、ヘリコプター臨時発着場の受け入れ体制を整える。

第6節 輸送集積地

【事務局、企画財政班】

物資の集配拠点となる輸送集積地については、次のとおりとする。

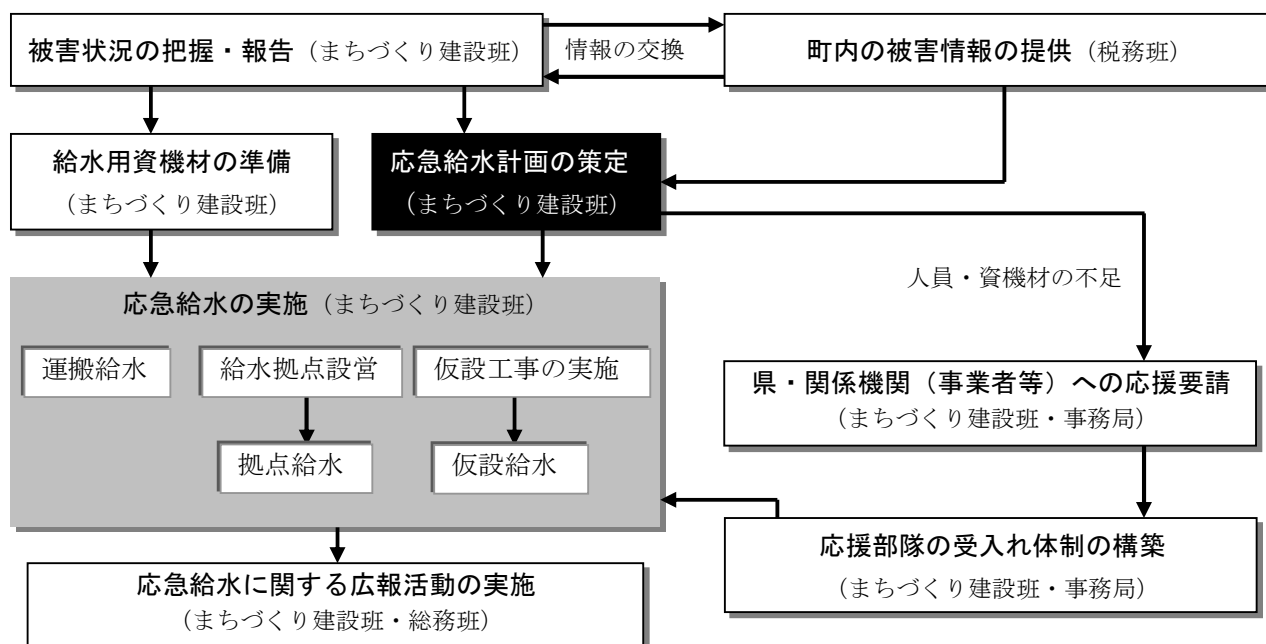
- 1 南彩農業協同組合が宮代町において所有している倉庫のうち、事前に指定された倉庫
- 2 町内小中学校、高校、大学の中から、町内の被災状況を考慮し、原則1箇所以上を指定
- 3 総合運動公園
- 4 百間小学校（第2校庭）
- 5 はらっパーク宮代
- 6 杉戸郵便局（災害時における協力に関する覚書による）

なお、上記の施設では集積地が不足又は集積地の確保が困難な場合には、その他の公共施設及び民間の施設等に協力を要請する。

第12章 住民生活の安定

第1節 応急給水

災害が発生したときは、上水道施設の破損等により断水が予想される。飲料水は人が生活する上で最も重要であるため、迅速かつ的確に供給活動を行うとともに、被災した給水施設の応急復旧を図る。また、応急対策の流れは次のとおりである。



＜図3-18＞ 避難を受けた給水施設の応急復旧の流れ

【税務班、まちづくり建設班】

1 被害情報の把握

- (1) 災害が発生した場合、まちづくり建設班は、住民からの被害に関する通報を取りまとめるとともに、自らも町内をパトロールすることによって情報を収集し、税務班にその結果を報告する。また、税務班は、各防災関係機関から得られた情報をまちづくり建設班に連絡する。
- (2) まちづくり建設班は、上記の情報収集により、次の事項について情報を収集し、収集した情報について整理を行う。
 - ① 上水道施設（浄水場、管路等）の被害情報の確認及び配水量の把握
 - ② 町内の断水エリアの現況の把握
 - ③ 応急給水機材の現況（利用可能性）の把握
 - ④ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び飲料水等の必要供給量の概算の把握
 - ⑤ 交通状況（道路の被害情報、緊急交通路の状況）の把握

【事務局、総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】

2 給水体制の確立

(1) 給水計画の策定

まちづくり建設班は、「第2編 第3章 第4節 3 給水体制の整備」に定める災害発生時（発災から3日間は、1日1人3ℓ）を目安にした給水計画を策定するとともに、それ以降についても、段階的に供給量を増やしていけるような給水体制を整える。

(2) 資機材の確保

まちづくり建設班は、応急給水活動の実施に向けて、応急給水用の資機材について備蓄する準備を整える。また、災害発生時に、備蓄した資機材では不足する場合は、必要な資機材を民間の事業者から調達できるよう平常時より調整しておくものとする。

(3) 飲料水の確保

飲料水については、次の順位で確保していく。

- ① 浄水場の水
- ② 泉水の水
- ③ 飲料貯留槽（公共・民間）の浄化した水
- ④ 災害対策用井戸（公共・民間）の水
- ⑤ プールの水を浄化した水（ただし、プールの水を消防活動に活用する場合は消防活動が優先）
- ⑥ 民間の事業者等が所有する井戸の水

(4) 給水方法

応急給水の実施にあたっては、上水道の断水状況や避難所の開設状況に基づき、エリアを決定する。給水方法は、断水状況や貯水槽の有無、発災からの時間経過等の状況にあわせて以下の方法から適切な方法で行う。

① 給水の方法

運搬給水	給水タンク車、消防タンク車、袋詰め水等による水の供給
拠点給水	給水拠点の貯水槽（ウォーターバルーン）等による水の供給
仮設給水	消火栓に取り付けた給水栓又は仮設配管による水の供給

② 段階別給水体制

第1次応急給水	運搬給水を中心とする。なお、可能な場合、拠点給水、仮設給水もあわせて実施する。
第2次応急給水	運搬給水を増強し、さらに拠点給水、仮設給水を実施する。
第3次応急給水	上水道施設の応急復旧完了に伴い、通常給水を開始。建物の被害の復旧状況によっては、拠点給水、仮設給水を続行する。

③ 応急給水先の優先順位の決定

ア 避難所や病院・地域医療救護所等の被災者や患者が水を使用する施設や、避難行動要支援者等が入所する施設には、優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓をそれらの近くに設置する。

イ 給水能力が不足するようであれば、防災用井戸、プールの水、民間の事業者等が所有する井戸の活用も検討する。活用する場合、煮沸、ろ過等の措置を講じた後に、飲用あるいは中水として活用するかを判断することにより、水の安全性を確保する。

ウ 給水にあたっては、拠点給水を原則とし、町内全域に渡って断水しているような場合においても、給水効率を高めるため、原則として、戸別給水は実施しない。

④ 避難行動要支援者等への配慮

拠点給水施設まで来ることができない、又は来ることができても水を運ぶことが困難な避難行動要支援者等に対しては、福祉班及び健康介護班と連携し、ボランティアセンターへ協力を要請し、安定した水の供給に努める。

(5) 広報の実施

まちづくり建設班が収集した情報は、総務班を通じて防災行政無線等により、給水時間、給水場所等を住民に伝達する。また、まちづくり建設班は、自らも広報車等を用いて給水活動について周知徹底を図る。

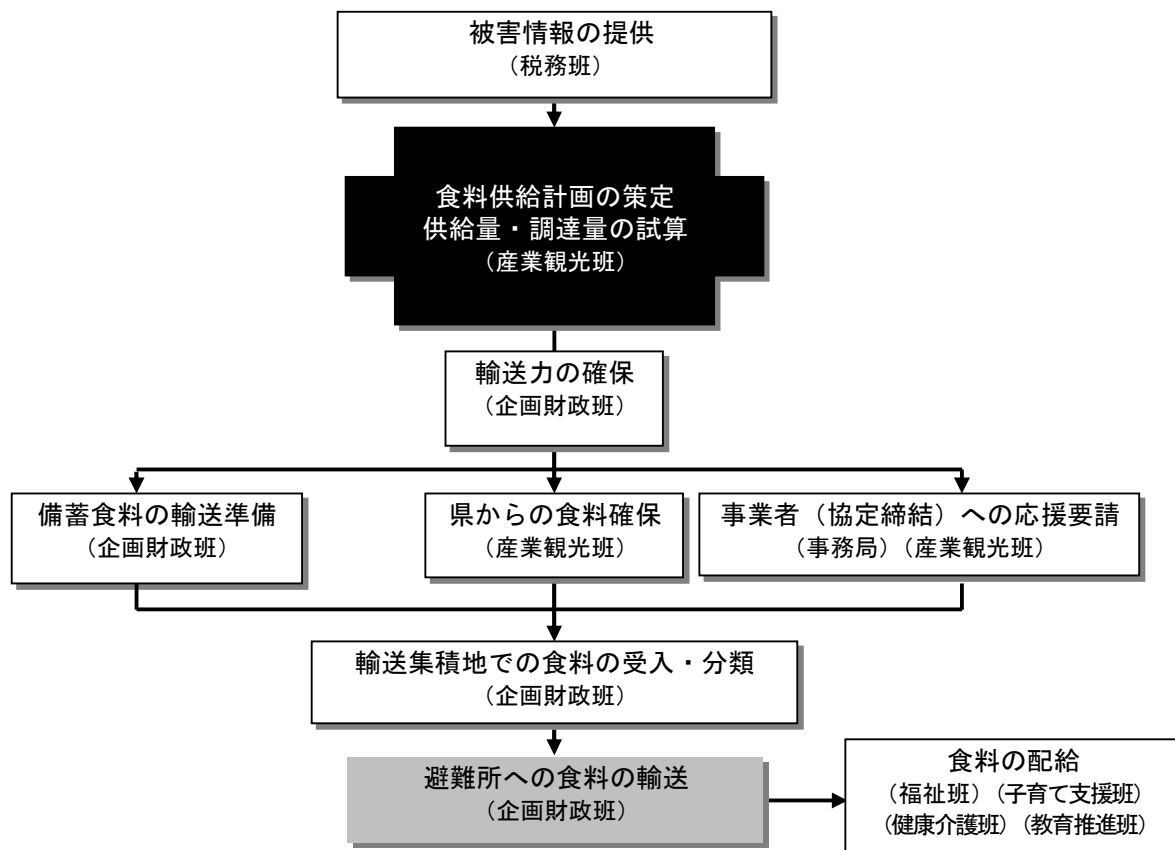
(6) 他の関係機関への応援要請

- ① 災害の規模により、まちづくり建設班独自で全ての応急給水体制を構築することが困難な場合は、事務局を通じて、県や他の水道工事業者等に支援要請を行う。
- ② 自衛隊の応援要請が必要な場合は、事務局を通じて、県に要請を行う。
- ③ まちづくり建設班は、県・他機関からの応援部隊が効率的に活動できるように受入れ体制を確立する。
- ④ まちづくり建設班は人員が不足する場合、事務局に人員の派遣要請を行う。
- ⑤ 飲料水が不足する場合は、上記の対策のほか、産業観光班が災害時応援協定を締結している事業者に対して、供給に関する協力を依頼する。

第2節 食料の供給

地震災害が発生した場合には、建物の倒壊、火災による延焼、ライフラインの破損により、多数の住民が食料と自炊する手段を失うだけでなく、食料の供給、販売機能も麻痺することが予想される。そのため、被災者及び災害救助に従事する者に対し、必要な食料を確保するとともに、供給体制を確立するものとする。

次に示すのは、食料供給の流れである。



<図3-19> 食料供給の流れ

(注) 原則として一般救援物資は災害発生直後には混乱するため受けとらないこととする。ここでの一般救援物資とは、受け取らない旨の方針を表明した後に到着する物資である。

(注) 一般救援物資とは、日本赤十字社、全国からの義援物資等を指す。

また、発災直後は、県の判断により供給されるプッシュ型支援を除き、全国から寄せられる善意による一般救援物資については、受けとらない方針を表明する。なお、受け取らない理由は以下のとおりである。また、備蓄食料で不足する分については、全て関係機関及び防災協定を締結している事業者から調達するものとする。

- 必要な物資と送られてくる物資との整合性が必ずしも取れるとは限らないため、せっかくの善意で送られてきても、最終的には無駄になり、廃棄物化するおそれがある。
- 発災直後は、不特定多数の救援物資の保管場所、仕分け業務に関わる人員の確保がままならない中で、この種の作業に限られた人員に従事させることは、その分、他の災害対応に支障を来たすことになる。

これらのことは、実際、近年に大規模な災害に遭遇した自治体において、重大な問題として取り上げられ、既に一般救援物資は受け取らない等の方針を防災計画に位置づけているところもあり(注1)、当町としても災害時に向けて、一般救援物資は受け取らない方針を定めておく。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、教育推進班】

1 食料供給の基本方針

(1) 食料供給の対象者

食料供給を行う対象者は、概ね次のとおりとする。

- ① 避難所の被災者
- ② 建物に被害を受けたことにより、炊事ができない者
- ③ 旅行者や滞在者
- ④ 災害応急対策に従事する者
- ⑤ その他本部長が認める者

(2) 食料の確保と配分

① 非常用備蓄食料の優先

住民自身が持つ非常用の備蓄食料や家庭用の食料を優先的に消費する。

② 防災倉庫の備蓄食料の利用

産業観光班は、作成した食料供給計画をもとに、防災倉庫に備蓄されている食料を避難所へ配給する。

③ 食料の調達

産業観光班は、配給する食料が不足する場合には、食料供給計画をもとに、不足する分の食料について本部と協議し、県及び事業者等への食料供給に向けた支援の要請を行う。また、食料の配給にあたっては、アレルギーや疾病等を保有している人へ配慮をする。

④ 公平な配分

食料の配分にあたっては、公平に配分されるよう自主防災組織等と協力して行う。

⑤ 避難行動要支援者等への優先配分

避難行動要支援者等に対しては、食料を優先的に配分する。

(3) 供給方法

① すぐ食べられるものの供給

発災当初は、誰でもすぐ食べられる物を供給することを基本とする。配給にあたっては、避難行動要支援者等に配慮するものとし、調理を必要としない弁当とすることもできるものとする。

② 炊き出しの実施

避難所生活が長期化していくと、温かい料理が欲しくなるため、避難所運営班は、町内における防災協力団体や災害ボランティアの協力を得て、炊き出しを実施する。なお、炊き出しに必要な材料等は、産業観光班に調達を依頼する。

(注1) 新潟県長岡市は、新潟中越地震等の経験を踏まえ、全国に先駆けて一般救援物資を受け取らない旨の方針を防災計画に位置づけた。

(4) 供給品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて、漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても供給できるよう配慮する。

なお、乳児に対する供給品目については、原則として粉ミルクとする。

① 第1次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間（24時間以内を目途とする）の応急的な食料として、乾パン又はアルファ米等を供給する。

② 第2次調達品

体制が整い次第（24時間以内）、炊き出し、給食の実施し、体系的で継続的な食料供給を行う。なお、供給する食料は、主に米穀類と副食類とする。

③ 配給基準

応急時の1食あたりの配給量は、次表を目安とし算定する。

<表3-23> 1人あたりの食料の配給基準

品目	基準
米（注1）	1食あたり一律 150g（精米）×（被災者＋応急配給者＋災害救助従事者）
乾パン	1食あたり 1包み
食パン	1食あたり 185g以内
調製粉乳	乳児1日あたり 200g以内

（注1）玄米を精米すると約1割目減りすることを前提に計算。30kgの玄米は約27kgの精米。県基準は、対象者別に基準が定めてあるが、現実の災害時に被供給者別に計算するのは、混乱する可能性があるため、一律基準とした。また、量についても、現実的な量目とした。

【事務局、企画財政班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】

2 食料の調達

(1) 情報の収集

① 産業観光班は、災害が発生した場合、本部では事務局から、避難所では福祉班、健康介護班及び教育推進班等から避難所の開設状況、避難者数等の情報を収集する。

また、町内の道路状況等については、事務局、まちづくり建設班から収集する。

② 避難所運営の体制が整った段階で、避難所運営班は、避難所の管理責任者、又は自主防災組織の長を通じて、食料の必要数を把握し、本部に報告する。事務局は、その情報を産業観光班に伝達する。

(2) 食料供給計画の策定

産業観光班は、先に収集した町内の被害情報、避難所の開設・運営状況、交通状況をもとに避難所別に必要な食料等の品目・量並びに調達先を定めた食料供給計画を策定する。

① 避難所別の供給食料の品目・量

② 調達先（町内備蓄物資、県からの調達、業者からの調達）の候補

③ 必要な輸送手段、人員、輸送ルート of 想定

(3) 県への要請

- ① 産業観光班は、町内において必要な食料の確保が困難と判断した場合には、その旨を本部に報告する。事務局は、本部の指示に基づき、県やその他の応援協定を締結している団体に食料の調達を要請する。
- ② 県からの物資調達が必要となる場合、本部は企画財政班の意見を踏まえて、輸送集積地を決定する（本編 第1部 第11章 第6節 輸送集積地 P208 参照）。

(4) 米穀の調達

産業観光班は、米の調達先及び調達先の順位として、次の機関に対し、供給を依頼する。

① 町内からの調達

- ア 南彩農業協同組合
- イ 株式会社新しい村（町内生産者含む）
- ウ 町内米穀店

② 県

産業観光班は、町内からの米の調達が困難と判断した場合は、その旨を本部に報告し、事務局は、本部の指示に基づき知事に対して応援要請を行う。

③ 関東農政局

産業観光班は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、本部に報告した後、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省農産局、又は関東農政局に対し、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」（平成29年4月13日付政策統括官付貿易業務課長通知）に基づき、応急用米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。

(5) その他食料の調達

① パン、製麺類の調達

町内のパン製造業、小売店から調達する。

② 牛乳、乳製品、乳飲料類の調達先

町内の乳製品取扱店、小売店から調達する。

③ 副食、調味料の調達先

町内の小売店、南彩農業協同組合（JA南彩）から調達する。

④ 燃料（LPガス、石油）類の調達

町内の小売店等から調達する。なお、県防災計画に基づき、LPガス及び燃焼器具等の供給要請を行う場合にあっては、同計画の定めによる。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

3 炊き出しの実施

(1) 給食の方法

原則として米穀とするが、状況等によって乾パン等の非常食品を給食する。なお、生後1年未満の乳児については、乳児食として粉ミルクを給食する。

(2) 炊き出しの方法

- ① 炊き出しは、避難所単位で実施するものとし、自主防災組織、ボランティア、避難所役員、施設管理者、その他協力員からなる避難所運営チームが中心となって実施する。

また、炊き出しにあたり必要な資機材については、避難所となっている施設に調理室等がある場合はこれを活用し、ない場合にあっては防災倉庫に保管してある資機材や自主防災組織で所有している資機材を活用する。

② 福祉班、子育て支援班、健康介護班及び教育推進班は、避難所生活が長期化するおそれがあると判断した避難所については、その旨を本部に報告する。教育推進班は、本部の指示に基づき全国農協食品株式会社に対し、学校給食センターに炊き出しの協力を要請する。

また、学校給食センターで炊き出しをした場合の各避難所への輸送については、全国農協食品株式会社、又は災害応援協定を締結している民間の輸送機関に応援を要請する。

(3) 県への協力要請

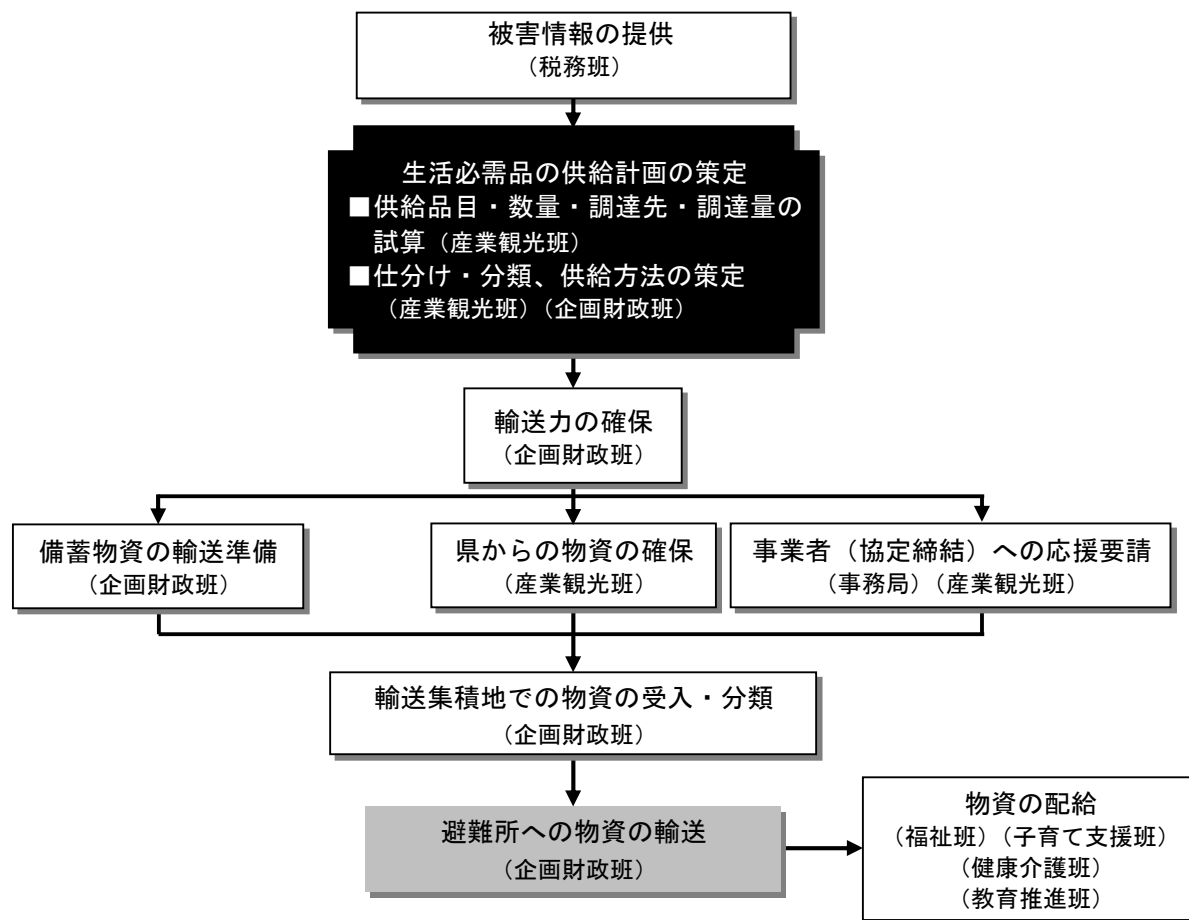
本部長は、町が多大な被害を受けたことで、町による炊き出しが困難と判断したときは、知事に炊き出し等について協力を要請（自衛隊派遣を含む）するものとする。

第3節 生活必需品の供給

【事務局、企画財政班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、教育推進班】

1 生活供給物資の流れ

被災者に支給する寝具（毛布）や衣料等、生活必需品の確保と供給を迅速・確実に行うため、供給活動は次の流れに沿って進めるものとする。



<図3-20> 生活供給物資の流れ

2 生活必需品供給の基本原則

(1) 生活必需品等の供給順位

生活必需品の供給は、次の順位で行う。

- ① 災害用備蓄物資
- ② 流通調達物資
- ③ 県からの調達物資

(2) 供給対象者

災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて供給を行う。

【生活必需品等の給与又は貸与の実施基準（災害救助法）】

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給品目

- ① 寝具（毛布・布団・マット・簡易ベッド等）
- ② 外衣（普段着・婦人服・子ども服等）
- ③ 肌着（シャツ・ズボン・パンツ・靴下等）
- ④ 身の回り品（タオル・軍手・長靴等）
- ⑤ 炊事用具（鍋・釜・包丁・バケツ・カセットコンロ・洗剤等）
- ⑥ 食器（茶碗・汁椀・皿・箸等）
- ⑦ 日用品（懐中電灯・乾電池・石鹼・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・マスク・防塵マスク・消毒液等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ・ライター・ローソク・薪・木炭・プロパンガス等）
- ⑨ 簡易トイレ
- ⑩ 避難行動要支援者等向け用品（車椅子・車椅子対応型トイレ・介護用品等）
- ⑪ その他（紙おむつ・風邪薬・ラジオ等）

【事務局、企画財政班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、教育推進班】

3 生活必需品の調達

(1) 調達までの流れ（計画策定前）

- ① 供給実施責任者は本部長（町長）であるが、実際の供給にあたっては、避難所運営班が物資の需要（不足分を含む）を把握し、事務局に報告する。
- ② 報告を受けた事務局は、産業観光班に必要な物資の種類・数量を整理し、防災倉庫から各避難所に物資を供給するとともに、不足する物資の調達先、調達方法を検討し、方針を決定する。
- ③ 防災倉庫に備蓄されている物資については、避難所ごとの分配方法を決め、原則として、輸送集積地を通さず、直接避難所に供給する。

(2) 物資供給計画の策定

産業観光班は、町内の被害情報、避難所の開設・運営状況、交通状況をもとに、避難所別に必要な供給物資の品目・量並びに調達先を定めた物資供給計画を策定する。

- ① 避難所別の供給物資の品目・量
- ② 調達先（町内備蓄物資、県からの調達、業者からの調達）の候補
- ③ 必要な輸送手段、人員、輸送ルートの想定
- ④ 一般救援物資との調整方法（企画財政班と調整）
- ⑤ 輸送集積地との連携・運営方法（企画財政班と調整）

（3）県への要請

産業観光班は、町内において必要な物資の調達が困難と判断した場合には、その旨を本部に報告する。事務局は、本部の指示に基づき、県やその他の応援協定を締結している団体に物資の輸送を依頼する。また、県や近隣自治体からの物資については、一度、輸送集積地に集め、他の物資とあわせて、避難所ごとに供給物資の分類を行う。

（4）輸送集積地の運営

- ① 本部は企画財政班の意見を踏まえて、町内の被災状況、避難所の開設状況、交通状況に配慮し、南彩農業協同組合又は町内の小中学校等の中で適当と判断される場所を輸送集積地とする（本編 第1部 第11章 第6節 輸送集積地 P208 参照）。
- ② 企画財政班は、産業観光班と連携し、輸送集積地の運営管理を行う。
- ③ 産業観光班は、輸送集積地から各避難所への輸送を担当する。

（5）避難所における生活必需品の配分

生活必需品の配分方法については、避難所運営マニュアルによるものとし、その他の事項は、福祉班長が定め、各避難所運営班に伝達する。

なお、細部の判断については、避難所運営班ごとに適宜判断していく。

（6）物資の調達・供給の留意点

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

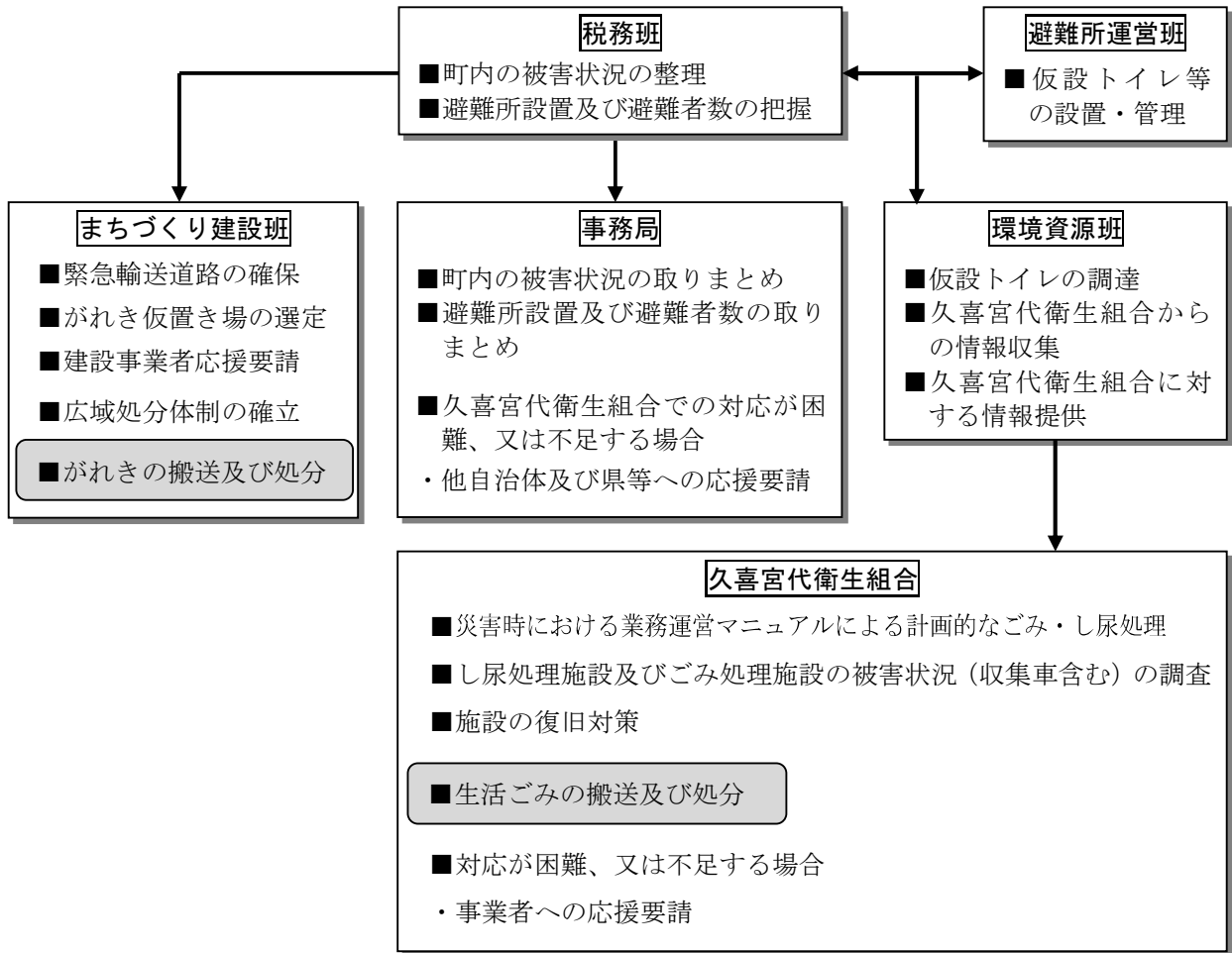
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第4節 災害廃棄物の処理

【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】

1 災害廃棄物への対応の流れ

大規模な災害が発生した場合に大量に発生するごみの処理問題は、住民生活にとって重要な問題である。そのため、ごみの種類に応じて対応の優先順位を定め、迅速かつ的確に対応する必要がある。次に掲げるのはその流れである。



<図3-21> 災害廃棄物への対応の流れ

【環境資源班、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合】

2 基本的な考え方

(1) 災害廃棄物の範囲

<表3-24> 災害廃棄物の範囲

種類	内容
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
コンクリートがらなど	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチックなどが混在した可燃系廃棄物

種 類		内 容
不燃物/不燃系混合物		分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
処理に注意が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫などから排出される水産物、食品、水産加工工場や肥料工場などから発生する原料及び製品など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電/その他の家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車など	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場などでの保管方法や期間について警察などと協議する。
	有害廃棄物、危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレンなどの有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物など
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できない船舶）など	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみで、容器包装や段ボール、衣類など ※事業系一般廃棄物として管理者が処理する。	
仮設トイレし尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界などから提供されたくみ取り式トイレの総称）などからのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	

（注）災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ・避難所ごみ及びし尿（仮設トイレからのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

（注）出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省 平成30年3月）を参考に作成。

（2）し尿・がれき等の処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる避難所において「し尿」処理は、衛生的、精神的な理由から最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、「トイレの水洗機能の確保」及び「仮設トイレの設置」を優先して取り組む。

その後、人員、資機材等の体制を整え、汲み取り等のし尿処理（2日目以降）及びごみの収集（3日目以降）を順次開始する。

なお、がれき、環境汚染が懸念される廃棄物の処理については、緊急輸送道路の道路啓開等を除き、復旧・復興期に対応する。

【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】

3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理

(1) 情報の収集

災害が発生した場合、資源循環班は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合から収集する。また、あわせて、税務班が収集した情報（町内の被害状況、避難所の開設状況及び避難者数）を久喜宮代衛生組合に提供する。

- ① ごみ処理施設の被害状況
- ② し尿処理施設の被害状況
- ③ 収集車の被害状況等

(2) マニュアルに基づく廃棄物の処理

久喜宮代衛生組合は、町からの情報を踏まえ「災害時における業務運営マニュアル」に基づき、計画的にごみ・し尿の収集を行う。

【事務局、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】

4 トイレ対策

(1) トイレの水洗機能の確保

水道水が使用できなくなった場合は、プール、池、川、風呂の水等を水洗トイレ用の水として使用する。

(2) 仮設トイレの設置の目安

避難所の避難人員に応じて仮設トイレを設置する。なお、設置の目安としては、次の表のとおりとする。

＜表 3-25＞ 仮設トイレ設置の目安

●仮設トイレ設置基数推計（茨城県南部地震）

	北部	中央部	南東部	南西部	合計
仮設トイレ設置基数	21	20	21	10	72

※仮設トイレ1台あたりの使用人数（想定） 約50人

＜算出基礎＞

項目	数値等
仮設トイレ一基あたりの平均的な容量	400 リットル
一人あたりのし尿平均排出量	2.5 リットル／人・日
し尿収集頻度	3日に1回

(3) 避難所における対応

① 施設のトイレの使用

使用可能な場合には、既設のトイレを利用する。また、破損した排水設備については、業者へ修理を依頼し、補修して利用する。

② 仮設トイレの設置

環境資源班は、避難所運営班と協力して防災倉庫にある仮設トイレを設置するとともに、必要に応じて、自主防災組織に依頼し、保管している仮設トイレについても設置を要請する。

(4) 仮設レンタルトイレの配備

① 環境資源班は、町内の被害状況及び避難所の設置状況を把握するとともに、各避難所運営班と協議し、不足するトイレの数を把握し、レンタル業者へ発注する。

なお、レンタルにあたっては、極力水洗型でかつ、洋式の仮設トイレを設置することとするが、調達が困難な場合は、貯留型の仮設トイレで対応する。

② 環境資源班は、レンタル業者からの調達が困難な場合は、防災関係業者に対して簡易トイレの調達を依頼するとともに、必要に応じて、他自治体や県に対して応援要請を行う。

(5) トイレの管理

避難所における既設トイレ及び仮設トイレの清掃管理については、避難所運営班が避難所運営チームと協力して実施する。

(6) 汲み取り及び消毒依頼

仮設トイレを設置した場合、環境資源班は久喜宮代衛生組合に対し、設置場所、設置数等を報告し、災害時における業務運営マニュアルに基づき、定期的に汲み取りを実施するよう依頼する。なお、汲み取り後の消毒については、健康介護班に依頼するものとする。

【事務局、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】

5 生活ごみ

(1) 廃棄物の分別の徹底

環境資源班は、避難所運営班と連携して、日常の生活ごみについても、久喜宮代衛生組合の「資源」と「ごみ」の分別を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるよう指導を行う。

(2) 処理方法

生活ごみについては、原則、久喜宮代衛生組合へ搬入し、処分する。

なお、被災状況、ごみの量によっては、他自治体の応援、許可業者等、民間の収集業者に協力を要請する。

【事務局、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合】

6 がれきの処理

(1) 仮置き場の確保

まちづくり建設班は久喜宮代衛生組合と協議し、町内の被害の程度、ごみの撤去の効率性や地域性を考慮して、ごみの仮置き場を確保する。ごみの仮置き場は基本的には、がれき等を置くことを主な目的とするものであるが、久喜宮代衛生組合にある施設の被害の状況によっては、この仮置き場を生活ごみの置き場としても使用する。なお、仮置き場では、分別区分に応じて、ごみを分別し、適切に管理する。

(2) がれき等の処理

まちづくり建設班は、緊急道路の道路啓開を優先し、がれき等の処理にあっては、町内の土木建設業者に協力を要請し、撤去作業を行う。

危険なもの、通行上の支障のあるもの腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。

また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

応急対応時においても、町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

(3) 県との調整

町内で処分できないがれき等の処分について、まちづくり建設班は、必要に応じて、県と協議を行うものとする。

広域的な処理を必要とする場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を作成し、全体の進行管理を行う。

また、応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

【まちづくり建設班】

7 石綿等の有害物質を含む廃棄物の処理

町は、がれきの処理にあたり、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

【事務局、環境資源班】

8 国による代行処理

町は、**廃棄物処理特例地域**に指定された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請する。（災対法第86条の5第9項）

【環境資源班、健康介護班、久喜宮代衛生組合】

9 防疫及び水害廃棄物処理対策

衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

【事務局、環境資源班、まちづくり建設班】

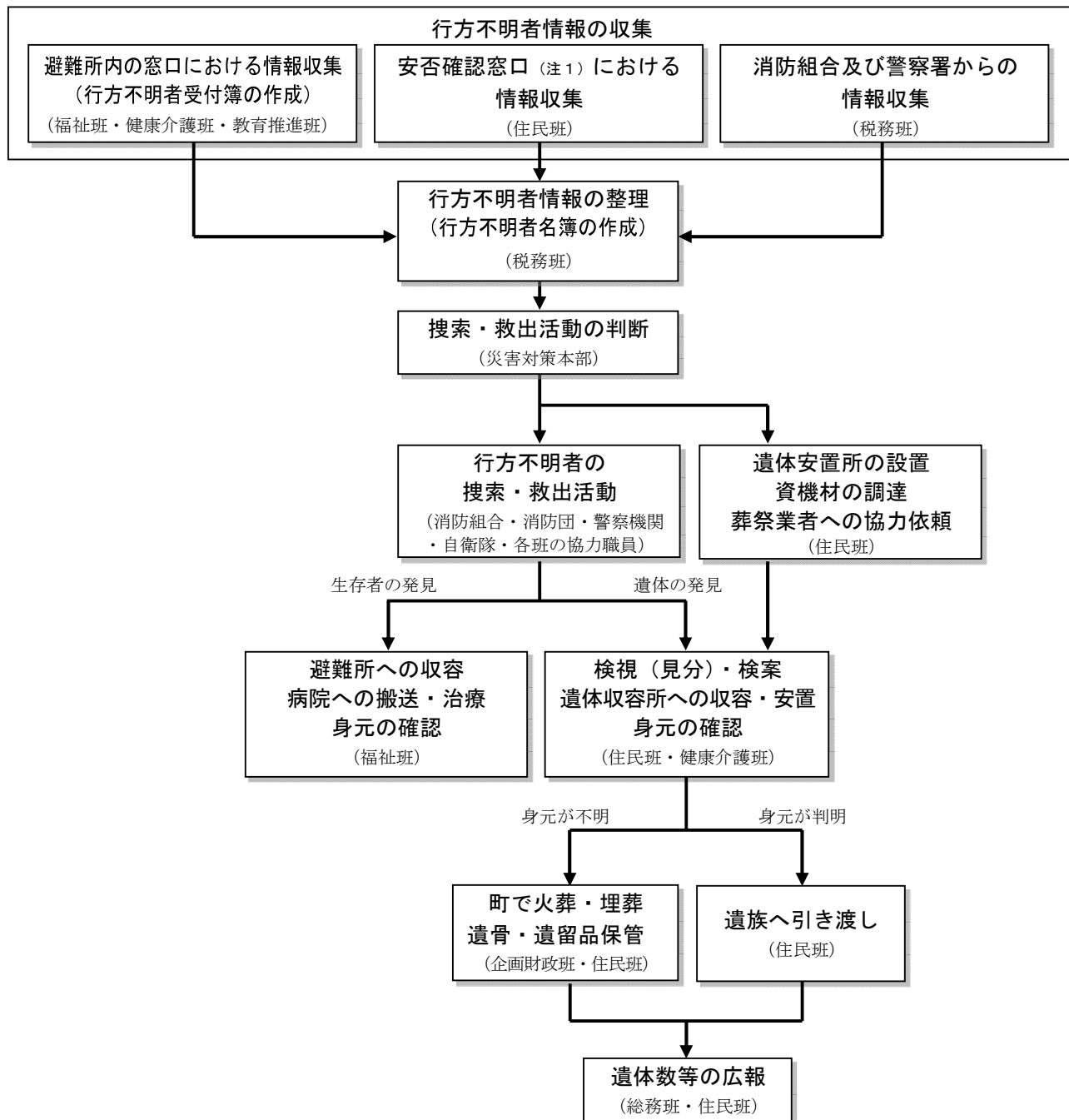
10 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力を要請する。

第13章 行方不明者の救出と遺体の取り扱い

第1節 行方不明者の救出と遺体の取り扱いの流れ

【事務局、総務班、企画財政班、住民班、税務班、福祉班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団】
 災害時において、行方不明者又は死亡者が発生したときは、遺体の搜索、処理、収容及び埋・火葬等について、町は県、警察署、消防組合及び消防団と連絡を密にし、速やかに処理することにより、人心の安定を図る。



<図3-22> 行方不明者及び遺体の取り扱いの流れ

(注1) 「第3編 第1部 第4章 第6節 住民からの問い合わせに対する対応」 P137 参照

第2節 行方不明者の救出

【事務局、住民班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団】

1 行方不明者の捜索及び救出

本部長は、災害が発生し、被害状況から判断して必要があると認めたとき、行方不明者の捜索及び救出を消防組合、消防団等の協力を得て遅滞なく実行する。

また、被害の程度によっては、警察機関に対し協力を要請し、さらに県を通じて自衛隊の派遣要請を行う。

【事務局、住民班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団】

2 救出活動の実施

本部長は、行方不明者を捜索・救出するため、消防組合等と連携し、迅速に必要な人員、車両、重機等を投入するものとする。

(1) 救出活動の対象者

災害により所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者

(2) 避難所における相談窓口の設置

福祉班、健康介護班及び教育推進班は、避難所内に行方不明者に関する相談窓口を設置し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要な情報についての聴取を行い、行方不明者受付簿として記録を整理する。

(3) 安否確認窓口の設置

住民班は、安否確認窓口を、庁舎内及び必要に応じて現地本部に設置する。住民等から問い合わせがあった場合は、電話・ファックス・防災情報システム等を活用して対応する。安否確認窓口の対応は、概ね発災から10日間を目途に実施する（第3編 第1部 第4章 第6節 住民からの問い合わせに対する対応 P137 参照）。

(4) 消防組合及び警察署からの情報の収集

本部は、消防組合及び警察署に税務班を派遣し、町内の被害状況及び被災者に関する情報等の収集に努める。

(5) 行方不明者情報の整理

税務班は、住民等からの問い合わせ、避難者名簿情報、消防組合及び警察署からの情報をもとに、災害による行方不明者情報を行方不明者名簿（別冊資料編 様式-52 参照）として整理し、本部に報告する。

(6) 救出活動

行方不明者の捜索、救出活動は、行方不明者名簿に基づき、消防組合、消防団が実施する。また、行方不明者が多数発生しているような場合は、警察機関に対して協力を要請し、県を通じて自衛隊の派遣要請を行うとともに民間の捜索組織（救助犬）や町内の建設土木事業者（重機の導入）にも応援を要請する。

【事務局、住民班、消防団】

3 遺体の捜索

住民班長は、災害救助法が適用された場合、被災者の捜索を行う警察署や消防団等による救助活動が迅速に進むよう県や関係機関と調整を行う。なお、調整した結果について本部に報告するものとする。

行方不明者の捜索期間は、原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお捜索を要する場合には、住民班長は、知事へ捜索期間の延長について申請する。

第3節 遺体の取り扱い

【住民班】

1 遺体の検視（死体見分）

遺体を発見した場合、発見者は、速やかに警察署に連絡し、警察官の検視（見分）を受ける。

【住民班、健康介護班】

2 遺体の検案

(1) 住民班は、健康介護班と協力して、遺体の検案を、病院等経営者、又は警察機関に要請する。

なお、検案は医師が行う。

(2) 医師や看護師は、検案後、必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。また、

住民班も、医師の指示のもと遺体の洗浄、消毒等を行う。

(3) 現場における検視・検案が困難な場合は、遺体安置所に収容した後に行う。

【住民班、健康介護班、消防団】

3 遺体の搬送

住民班は、検視（死体見分）・検案を終え、警察機関から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、県に報告の上、葬祭業者に協力を要請する。また、引き渡しを受けた遺体が、被害の規模等により対応が困難な場合は、警察機関、消防団等の協力を得て、遺体安置所に搬送し、安置する。

【住民班】

4 遺体の収容・安置

(1) 遺体安置所の開設

① 住民班は、被災現場に近い公共施設又は寺院等、収容に適切な場所に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。なお、災害によって、適切な場所に遺体安置所を設置することが困難な場合は、公園等の野外に仮設のテントを張り、必要な設備器具（納棺用具等）を確保して、遺体安置所を設置する。

② 遺体安置所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を葬儀業者から調達する。

③ 遺体安置所には、検視（死体見分）・検案を行うために検視所を併設する。

(2) 遺体の安置

住民班は、遺体の洗浄、縫合、消毒等が終了した後は、遺品を整理し、遺体の身元確認を行い、納棺の上、その性別、推定年齢、遺品、その他必要事項を遺体処理票及び遺留品処理票に記載するとともに、氏名、番号を記載した「遺体氏名札」を棺に貼付し、遺体安置所に安置する。

遺体氏名札
宮代町災害遺体 第 号 氏名

【住民班】

5 身元確認

- (1) 本部長は、警察機関、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (2) 一定期間後、引受人がいないときは、行旅死亡人として取り扱う。

【住民班】

6 遺体の引き渡し

- (1) 警察機関は、検視（死体見分）・検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。なお、身元が確認できない遺体については、本部長に引き渡す。
- (2) 住民班は、警察機関が行う遺体の引き渡し業務に協力する。
- (3) 住民班は、遺体が安置されている場所及び遺体の氏名等を避難所に掲示することで、遺族等の早期発見に努める。

【総務班、住民班】

7 遺体数等の広報

本部長は、遺体（死亡者）数、遺体の氏名、身元不明な遺体の数について、警察機関、消防機関等と協議の上、統一的に広報し、周知を図るものとする。

第4節 遺体の埋・火葬

【企画財政班、住民班】

1 車両の調達

住民班は、遺体を火葬場へ搬送するための車両として、葬儀業者等の所有する霊柩車等を活用することとなるが、不足する場合は、企画財政班に車両の確保を要請する。

【事務局、住民班】

2 遺体の埋・火葬方法

- (1) 遺体の火葬
 - ① 遺体を火葬する場合は、災害遺体処理票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
 - ② 遺骨及び遺留品には、遺骨及び遺留品処理票（別冊資料編 様式-34 参照）を付し、所定の保管所へ一時保管する。
 - ③ 遺体及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品処理票（別冊資料編 様式-34 参照）によって整理のうえ、遺骨等を引き渡す。
 - ④ 身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、住民班は、業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。
 - ⑤ 埋火葬資材が不足等する場合は、町は県に協力あつせんを要請し、県は協定締結団体へ協力の要請を行う。

⑥ 火葬場については、次のとおり。

<表3-26> 火葬場

令和4年4月現在

名称	所在地	電話番号	1日の最大処理能力	火葬炉
広域利根 斎場組合	加須市川口4丁目 3番地5	0480-65-8234	80体	8基

⑦ 火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際、火葬場までの遺体の搬送については、町が負担する。

⑧ 町内の葬儀店については、「第6編 資料-7」のとおり。

(2) 身元不明遺体の取扱い

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準に基づき、取り扱う。

<表3-27> 身元不明遺体の取扱い区分表

区分	内容
1 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者、又は法適用地の市町村に連絡して、その遺体を引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
2 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影し、記録する等により、前記に準じて取り扱うものとする。
3 家族・縁故者の判明しない遺骨	寺院に一時保管を依頼して、家族・縁故者等が分かり次第引き継ぐものとする。なお、家族等の判明しない無縁の遺骨は、無縁墓地に埋葬する。
4 火葬又は仮埋葬した遺骨	遺留品とともに遺骨遺留保管所に保管する。なお、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明遺骨として、町の定める場所に移管する。

(注) 身元不明の遺体については、①棺（付属品を含む）、②骨壺又は骨箱を支給するものとし、埋葬及び火葬については、町で実施する。

第14章 学校活動

第1節 児童・生徒の安全確保

震災が発生した場合、校長は、副本部長（教育長）又は教育推進班長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは、校長の判断により次の措置を講じる。

【教育推進班】

1 児童・生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

- ① 校長は、地震発生後、直ちに児童・生徒の安全及び被災状況の確認を行い、その状況を副本部長（教育長）又は教育推進班長に報告する。
- ② 校長は、地震発生とともに、状況に応じて学校の防災計画に基づいて適切な処置を講じるとともに、教職員の誘導により児童・生徒を校庭又は避難所等に避難させる等の安全確保措置を講じる。その際、必要に応じて、地域住民の協力を得て、安全対策の万全を期す。
- ③ 校長は、副本部長（教育長）に相談の上、学校周辺の被害状況（注1）から児童・生徒は、帰宅させた方が安全と認められるときは、教職員の誘導により保護者へ引き渡す。
なお、その場合であっても、留守家庭の児童・生徒にあっては、学校で保護する。
- ④ 校長は、児童・生徒が被害を受けた場合は、医療機関等へ連絡するとともに、応急手当を行う等の対応をとる。

(2) 在宅時の対応

- ① 夜間、休日等に地震が発生した場合、校長は、被害状況を確認した後、教育推進班と相談し、必要に応じて、休校等の措置を取る。
なお、教育推進班と連絡が取れない場合は、校長の独自の判断で休校等の措置を取った後、速やかに、教育推進班にその旨を報告する。
- ② 校長は、参集した教職員に、児童・生徒の安全を確認させるとともに、それぞれの児童・生徒の被災状況の把握を行う。
- ③ 校長は、教職員に命じて、児童・生徒の安全確認に関する状況を収集・整理し、教育推進班長を通じて、本部に報告する。

【教育推進班】

2 学校施設の応急復旧

(1) 校長は、地震発生後、速やかに次に掲げる被害状況を教職員に命じて収集し、教育推進班に報告する。

- ① 学校施設
- ② その他の教育施設
- ③ 教員、その他の職員
- ④ 児童・生徒の罹災状況
- ⑤ 応急措置を必要と認める事項

(注1) 被害状況については、通学路や児童・生徒の自宅周辺も含む。災害情報は本部のほか、防災関係機関や地域住民からも収集する。

- (2) 校長は学校の保健衛生に十分注意するとともに、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病等の予防に向けた対応をとる。
- (3) 教育推進班長は、危険な校舎へ立入禁止の応急措置を講じるとともに、応急復旧で使用が可能となった箇所及び危険が除去された箇所について、復旧工事を行う。
また、被害が大きい場合は、必要に応じて、仮設教室等の建設を行う。
- (4) 校長は、教育推進班と相談し、冠水、破損等により使用不能となった児童・生徒の机、椅子について、近隣の学校から余剰のものを集め、授業に支障のないよう不足分について補充を行う。
- (5) 教育推進班長は、被災校について現地調査を実施し、事態に即応した応急復旧計画を策定する。
- (6) 本部は、避難者の収容、現地本部の設置等にあたり、学校の体育館、その他施設を使用するときは、校舎の被害状況を考慮して、設置する。
- (7) その他、応急復旧計画にない特別の事態が生じたときは、本部と防災関係機関で協議し、速やかに対応を決定する。

第2節 応急教育の実施

【教育推進班】

1 応急教育の実施場所

- (1) 校舎の著しい被害、多数の避難者の収容、通学路の遮断等により、通常の教育が困難な場合は、近隣で余裕のある学校に児童・生徒を分散して収容し、授業を実施する。
この場合、余裕のある学校がなく、被災学校の児童・生徒を収容することが困難な場合は、公民館及び寺院等に分散して収容し、授業を実施する。
- (2) 教育推進班は、応急復旧計画にない事態が生じた場合には、事態に即した授業の場所、連絡方法、実施方法等について、適切な対応をとる。

【教育推進班】

2 応急教育の実施

応急教育の実施にあたっては、教育施設の被害及び応急復旧の状況、教員、児童・生徒の被災の程度並びに交通機関、道路の復旧状況、その他を勘案し、始業・終業時間、授業時間、休憩時間等を決定する。

また、その後の状況の変化に応じ、段階的に改善していく。

- (1) 登下校時における児童・生徒の安全については、特に注意を払うものとし、登校に長い時間を要する場合は、始業時間を適宜繰り下げて授業を実施する。
- (2) 児童・生徒の一部又は相当数が登校できない場合は、短縮授業又は臨時休業等の対応を取る。
- (3) その他、応急復旧計画にない特別の事態が生じた場合は、本部と防災関係機関で協議し、臨時休校、短縮授業、分散授業、二部授業、圧縮学級等の臨機応変な応急教育で対応する。

【教育推進班】

3 教職員の確保

教育推進班長は、災害のため教員に欠員が生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教員の緊急派遣を求めるとともに、学校教育の正常な運営に支障を来すことのないよう努める。

【教育推進班】

4 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災した児童・生徒の学用品は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて配給するものとする。

(1) 配給の対象

災害により建物に被害を受け、学用品を喪失又はき損した児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部を含む。）・生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を配給する。

(2) 配給の実施

町は、被災した児童・生徒に対して、学用品の調達、配分等を行うものとし、町において調達することが困難な場合は、県に調達及び供給の支援を要請する。

教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括して調達し、被災した児童・生徒に対して、配給するものとする。

第3節 給食の措置

【教育推進班】

1 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い、できる限り給食実施を継続することを基本として、早期に正常な運営に復するよう努める。特に衛生管理に注意し、施設の消毒、調理関係者の健康管理等を充分に行う。

2 次の場合は、児童・生徒に対する給食を一時中止し、速やかに保護者等に周知する。

- (1) 災害が広範囲に渡り、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害援助のために使用された場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が困難となった場合
- (3) 感染症、その他の二次災害の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) その他、給食の実施が適当でないと考えられる場合

第4節 授業料の減免、奨学金貸与の措置

【教育推進班】

1 授業料減免の措置

被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例（県）及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。

【教育推進班】

2 奨学金貸与の措置

被災により奨学金の貸与が必要と認められる者については、関係条例（県）及び規則の定めるところにより奨学金貸与の措置を講ずるものとする。

第5節 文化財の応急措置

【教育推進班】

1 被害状況の調査

教育推進班は、災害発生後、速やかに文化財（別冊資料編 資料-12 参照）及びその周辺の被害状況について調査し、被害状況を本部へ報告する。

【教育推進班、消防組合】

2 消火活動

文化財の周辺で火災が発生し、文化財への延焼が懸念される場合は、直ちに消防組合へ連絡し、消火活動を行う。

【教育推進班】

3 管理体制

美術工芸品等の所有者、管理者の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる等の対応をとる。

第15章 公共施設の管理

第1節 利用者等の安全対策・避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全を確保するため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他の安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導する。

また、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求める等適切な対応を図る。

第2節 応急措置

【企画財政班、町民生活班、子育て支援班、まちづくり建設班、教育推進班】

1 出火防止措置

発災時に各施設の管理責任者は、速やかに火器の点検及び出火防止の対策を取るものとする。万一、火災が発生したときは、直ちに消防組合に連絡するとともに、消火設備や消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に努める。

【事務局】

2 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を本部に報告する。

【事務局】

3 避難者受入の報告

各施設で避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに所管班を通じて、本部へ連絡する。

【事務局、企画財政班、町民生活班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】

4 施設の点検基準

施設の点検基準については、次のとおり。

- (1) 建築物の傾斜、損傷の有無
- (2) 建築設備（機械設備・電気設備・通信設備）の点検、使用を停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他の電気・機械の運転）の点検
- (3) 上水道・トイレの損傷の有無
- (4) 消防用設備等の点検（火災報知器、屋内消火栓、消火器、避難設備等）
- (5) 自家発電設備等の点検

第3節 被害状況・応急対策の進捗に関する広報の実施

【事務局、総務班】

各施設の管理責任者は、前節の手順に基づき、施設の被害状況を把握し、本部へ報告する。総務班は、各施設のうち、重大な被害を受けた施設については、その被害の状況を防災行政無線や避難所における掲示板、広報車等を用いて、住民へ知らせる。

第16章 公益事業者の応急活動（ライフラインの応急復旧）

第1節 電力施設

【事務局】

1 被害情報の把握及び非常体制の整備

- (1) 東京電力パワーグリッド株式会社は、設備の被害情報を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置を実施する。
- (2) 災害応急対策を円滑に実施するため、社内に非常災害対策本部を設置し、必要に応じて、宮代町災害対策本部に社員を派遣し、綿密な連携体制を確立する。
- (3) 宮代町災害対策本部本部長は、震災により電力施設に被害が生じ、又は、生じるおそれがある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社に通報し、その応急対策について協力する。

2 応急対策の実施

- (1) 応急工事の基本方針
設備の復旧は、恒久的な復旧工事を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害状況等によりやむを得ない場合は、応急工事とする。
- (2) 応急工事の基準
電力設備に被害が生じた場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、防災業務計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。

3 復旧目標

復旧にあたっては、工事箇所を順位付けし、できる限り短期間のうちに復旧できるよう最も効率的に施工できるよう努める。

【総務班】

4 復旧作業状況等の伝達・広報

総務班は、防災行政無線等を使用し、電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業状況等について、住民に向けて定期的に情報を伝達する。

また、あわせて防災関係機関等へも連絡する。

5 住民に対する安全対策

災害により電力施設が被害を受け、住民生活に危険を及ぼしかねない状況にある場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、施設の周囲について安全を確保するとともに、事故防止のための適切な対策を講じ、住民に対して、以下の事項を広報する。

- (1) 断線・垂下している電線にみだりに触らないこと
- (2) 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社コンタクトセンターに連絡すること
- (3) 無断昇柱、無断工事は禁止すること
- (4) 浸水、雨漏りにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること
- (5) 屋外に避難するときは、安全器具、又はブレーカーを必ず切ること

- (6) 警戒宣言が発せられた場合は、不必要な電気器具のコンセントは抜くこと
- (7) 地震発生時は、使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと
- (8) その他、事故防止のため留意すべき事項

第2節 ガス施設

1 都市ガス

(1) 災害応急対策

① 緊急出動

ア 緊急時の連絡系統及び出動要請は、災害時の社内緊急連絡網に基づき行う。

イ 勤務時間外における初動体制は次のとおりとする。

■原則として勤務地に集合する。ただし、交通機関が途絶した場合は、徒歩又は二輪車で出勤する。

■社内に災害対策本部が設置された場合、各担当主任以上の職務に任ぜられている者は、速やかに社内の災害対策本部に集合する。

② 情報の収集及び伝達

ア 情報の伝達は、災害時の社内緊急連絡網に基づき行う。

イ 社内災害対策本部は、ラジオ、テレビや公共機関による広報から積極的に情報の収集し、収集した情報は適宜記録するとともに、必要に応じて社内に掲示する。

ウ 社員は、緊急出動の際に沿道の状況を確認し、社内災害対策本部へ報告する。

エ 社内災害対策本部は、町、その他の災害対策本部と綿密な連絡、情報交換を行う。また、必要に応じて本部へ社員を派遣し、連携を図る。

③ 緊急措置

災害の発生時において、当該災害発生場所と社内災害対策本部との連絡が不可能なとき、又は緊急を要するときは、町の指示を待たずに、積極的に災害応急活動を行い、活動後、活動内容を町に報告する。

④ 応急措置

社内の災害対策本部は、当該地域で災害が発生したときは、原料又はガスによる二次災害の発生防止、又は災害の拡大を防止するため、必要に応じて、ガス製造装置の停止、ガスの遮断、ガス導管内の圧力の低減又は緊急放散等の応急措置を取る。

⑤ 広報

事業所及び住民に対して、正しい情報を提供することで不安の除去を図ることを目的に、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容は、あらかじめ社内災害対策本部において、本部長の承認を得たものとする。

イ 広報にあたっては、電話又は無線で防災関係機関に依頼するか、各報道機関に協力を依頼する。依頼時期は、社内災害対策本部の本部長の判断による。

ウ エリア限定で実施する場合は、社内広報車、各戸訪問によって実施する。

⑥ 緊急輸送

資機材担当者は、製造元及び供給先の担当者と連携を密にし、原料、資機材の緊急輸送に係る情報を集め、その入手に努める。

⑦ 応援要請

社内災害対策本部の本部長は、災害の規模、程度により防災関係機関又はガス協会に応援を要請する。

(2) 災害復旧対策

① 応急復旧計画の策定と実施

社内災害対策本部は、被害の状況に基づき応急復旧計画を策定し、人員、資機材等の体制を整え、被害の復旧を実現する。

② 分割供給

被害の状況に基づき、一部の供給が可能な場合は、区域を分割して供給を再開する。

③ 復旧状況の把握

社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を常に把握して、応急復旧計画の推進を図る。

④ 復旧状況の報告

社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を関係機関へ報告する。

2 LPガス

地震等により、LPガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、LPガスの利用者は、ガス供給会社に通報し、プロパンガスボンベのバルブを閉めるとともに、ガス漏れチェックを行う等、速やかに応急安全措置に努める（第6編 資料-11 参照）。

第3節 電気通信施設

東日本電信電話株式会社は、地震等の災害により、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずるものとする。また、災害により、町の電気通信設備に不具合が生じた場合については、本部から、東日本電信電話株式会社埼玉事業部に通知し、速やかな対応を要請する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に東日本電信電話株式会社が実施する応急対策は、次のとおりである。

1 応急対策

(1) 災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、東日本電信電話株式会社は、埼玉事業部に災害対策本部を設置する。

② 情報連絡

本部、その他の防災関係機関と密接な連絡を取るとともに、気象情報、報道機関等による情報に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

(2) 応急対策

電気通信施設に被害が生じた場合は、次の応急対策を実施する。

① 重要回線の確保

行政機関や災害救助活動等を担当する機関との通信を確保するため、応急回線の作成、回線網の措置等、重要通信についての疎通を確保する。

② 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難所に被災者が利用する特設公衆電話の措置に努める。

③ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。

④ 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により、アクセスの集中や電話がつながりにくくなるといった著しい通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できるよう災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的な復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

① 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービスの回復を第一に速やかに実施する。

② 復旧にあたっては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 災害時の広報

① 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

② 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

③ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

④ 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりの輻輳トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

2 復旧対策

(1) 復旧要員計画

① 被災地の支店のみでは、短時間での通信設備等の復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

② 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外から復旧用の要員について応援を呼ぶものとする。

(2) 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の稼働

(3) 被災状況の把握

電気通信設備を、早期に復旧するため、携帯無線等の利用のほか、バイク隊等による情報収集活動を行い、被災情報を迅速に把握する。

(4) 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信の輻輳が発生する場合には、臨時通信回線の設定や対地別の規制等を検討する。

(5) 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、行政機関、他のライフライン事業者と連携して実施する。

第4節 鉄道機関

【事務局】

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、本社に災害対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地災害対策本部の設置等適切な体制を整える。

(2) 情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、本部、その他の防災関係機関と密接に連絡を取るとともに、報道機関等の情報に留意し、被害の状況、その他の各種情報の把握に努める。

【事務局】

2 応急対策

鉄道機関に被害が生じた場合は、次の応急対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

(2) 負傷者の救護

(3) 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、乳幼児、障がい者、高齢者、女性等を優先する）、駅施設における混乱防止と輸送状況の広報

(4) 出火の防止及び初期消火

(5) 線路、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧

(6) 通信を活用した災害情報の緊密化、防災関係機関との連携

(7) 被災者に対する応急輸送活動

【事務局】

3 帰宅困難者対策

災害が発生した場合は、町内における帰宅困難者が大量に発生するおそれがあるため、適切な避難誘導、情報の提供、一時待機場所の設置を行うとともに、本部との連携、協力を図る等適切な対応を行う（本編 第1部 第9章 第10節 帰宅困難者への支援 P196 参照）。

第5節 上水道施設

給水施設に災害が発生した場合、まちづくり建設班は、速やかに復旧作業に着手し、早期に完了するよう努め、次の対策を講じる。なお、詳細については、宮代町水道事業業務継続計画に則るものとする。

【まちづくり建設班】

1 応急復旧班の編成

まちづくり建設班は、災害の規模に応じて、町指定の水道工事店に協力依頼を行い、応急復旧班を編成して応急復旧工事にあたる。

【まちづくり建設班】

2 上水道施設の応急復旧の順位

速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管や配水管の復旧を進める。被災施設の応急復旧順位は、概ね次のとおりとする。

- (1) 浄水場施設、取水口、導水管
- (2) 配水管施設
- (3) その他給水管等

第6節 下水道施設

まちづくり建設班は、速やかに下水道施設の被害状況を把握する。

路面の変状があった箇所等に対して、交通事故、歩行者のマンホールへの落下、浸水等の二次災害を防止することを目的として、以下の緊急措置及び応急復旧工事を行う。なお、詳細については、宮代町下水道事業業務継続計画に則るものとする。

【まちづくり建設班】

1 安全柵等の設置及び危険箇所への通行規制

マンホール浮上や地盤液状化等の路面変状箇所に対して、注意喚起の看板や安全柵を設置するとともに、必要に応じて通行を規制する。

【まちづくり建設班】

2 道路機能の確保

主要道路における路面変状箇所に対して、砕石等の投入や舗装による路面のすり付けを行い、道路機能を確保する。

【まちづくり建設班】

3 下水のいつ水防止

管路内へ土砂が流入することによる流下能力の低下、降雨によるいつ水防止のため、仮排水路の建設や仮排水ポンプ等を設置し、周辺のいつ水を防止する。

【総務班、まちづくり建設班】

4 下水道施設の使用制限

管路内の汚水排除機能が停止し、復旧作業の長期化が予想される場合には、まちづくり建設班は本部に報告した後、下水道施設の使用を制限する。なお、使用を制限する際には、総務班が広報活動を行うことで、住民への周知を徹底する。

町内の下水道施設が被害を受けなかった場合においても、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

第7節 現地作業調整会議

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、町、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

第17章 応急住宅対策

第1節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

【まちづくり建設班】

1 応急危険度判定等の実施

余震等による建築物の倒壊や部材の落下又は大規模かつ広範囲にわたる宅地の損傷等による二次災害を防止し、住民に危険を知らせるための応急危険度判定等を実施する。なお、応急危険度判定等に関する詳細事項は別に要綱で定め、被災宅地危険度判定の評価事項は、県の定めによる。

【まちづくり建設班】

2 応急危険度判定等の流れ

(1) 応急危険度判定等実施本部の設置

① 本部の設置

本部長は、地震により相当数の建築物が被災し、又は大規模かつ広範囲にわたり宅地が被災した場合において、余震等による二次災害の発生のおそれがあると認めるときは速やかにまちづくり建設班内に応急危険度判定等実施本部を設置するとともに、県にその旨を報告しなければならない。

② 応急危険度判定士の派遣要請

本部長は、町内にて応急危険度判定士、又は宅地判定士の確保が困難な場合は、速やかに県に対して判定士の派遣要請を行うものとする。

(2) 応急危険度判定活動の実施

① 判定活動

あらかじめ構成された班もしくはチームで判定活動を実施する。

② 判定結果の周知

判定結果に基づき、ステッカーを建築物等（目のつきやすい場所）に掲示するとともに、関係者への安全指導を実施する。

(3) 判定作業の広報

応急危険度判定等実施本部長（まちづくり建設班長）は、判定の実施後、応急危険度判定に係わる内容や注意事項を整理し、被災地の住民に対する広報を総務班へ依頼する。

【まちづくり建設班】

3 応急危険度判定の実施

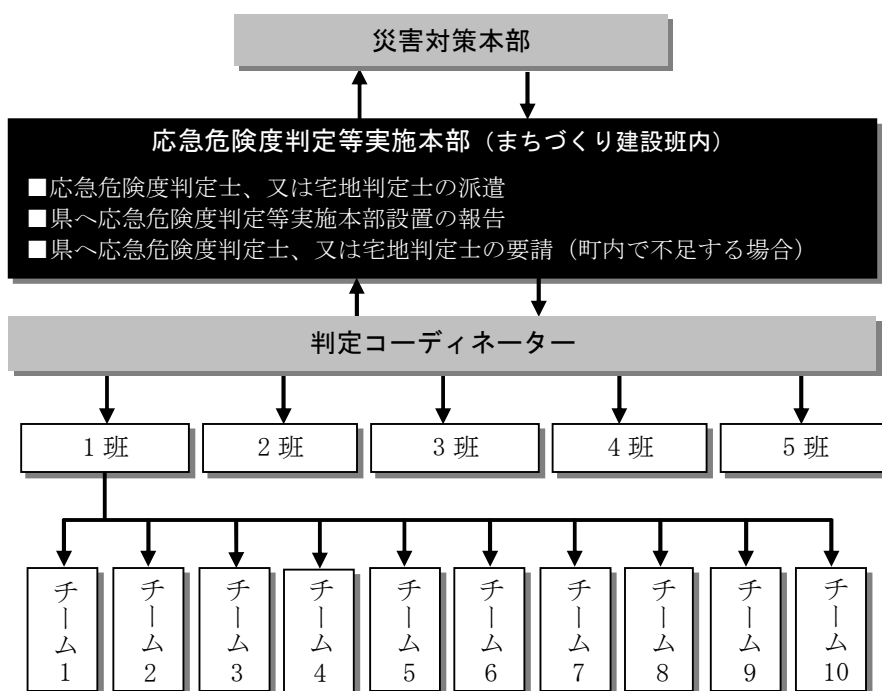
(1) 判定

応急危険度判定士及び宅地判定士は、判定結果に基づき、次の3段階のいずれかを建築物の玄関付近に掲示するとともに、関係者への安全指導を実施する。

- ① 調査済 この建築物(宅地)の被害程度は小さいと考えられます。
- ② 要注意 この建築物(宅地)に立ち入る場合は、十分注意してください。
- ③ 危険 この建築物(宅地)に立ち入ることは危険です。

応急危険度判定結果 <h1 style="font-size: 2em;">調査済</h1> INSPECTED ◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です 建築物名称 注記： 整理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 災害対策本部 電話 -	応急危険度判定結果 <h1 style="font-size: 2em;">要注意</h1> LIMITED ENTRY ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急に補強する場合には専門家に相談下さい 建築物名称 注記： 整理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 災害対策本部 電話 -	応急危険度判定結果 <h1 style="font-size: 2em;">危険</h1> UNSAFE ◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい 建築物名称 注記： 整理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 災害対策本部 電話 -
--	---	--

＜図3-23＞ 応急危険度判定結果



＜図3-24＞ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の流れ

- (注1) 被災建築物応急危険度判定の場合は、1班10チームとし、1チーム2人の構成とする。
 被災宅地危険度判定の場合は、1班5チームとし、1チーム3人の構成とする。
- (注2) 判定コーディネーターは、応急危険度判定等実施本部と応急危険度判定士、又は宅地判定士の連絡調整を行う。
- (注3) 判定士は、判定業務に係わるものとして、埼玉県の認定・登録を受けた者。

【まちづくり建設班】

4 指導・相談

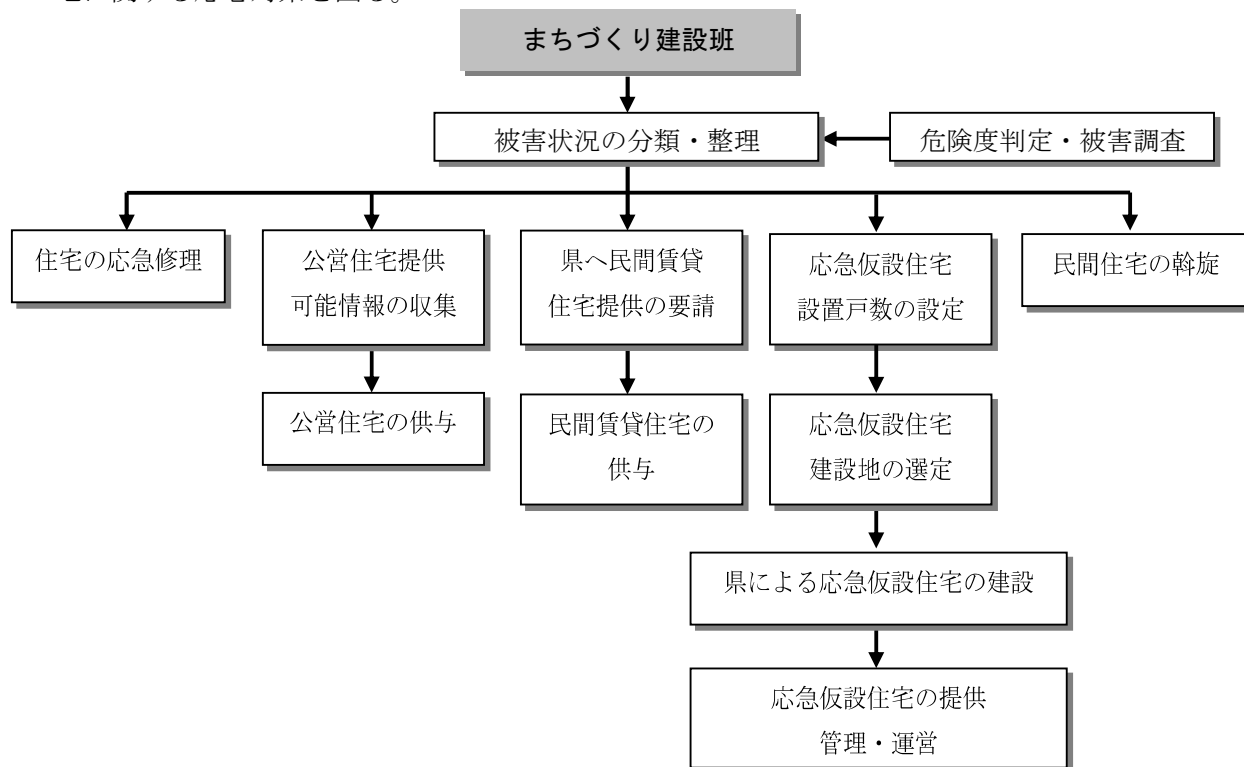
応急危険度判定等実施本部長（まちづくり建設班長）は、判定開始とともに、建築物の所有者等からの判定結果に対する相談に応じる窓口を開設する等、情報提供に努めるものとする。

第2節 応急住宅対策の実施

【まちづくり建設班】

1 応急住宅対策の流れ

災害による被害を受けた者で、自己の資力では住宅の建設が困難な者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅の設置や提供、被害を受けた住宅の応急修理の支援により、住宅に関する応急対策を図る。



<図3-25> 応急住宅対策の流れ

【まちづくり建設班】

2 住宅等の被害調査

まちづくり建設班は、土地及び建築物の被害状況を速やかに調査するとともに、被災建築物応急危険度判定等に基づき土地及び建築物の被害状況を分類・整理する。

【まちづくり建設班】

3 住宅応急修理の実施

- (1) まちづくり建設班は、土地及び建築物が被害を受けた者に対して相談窓口を開設し、被害状況を正確に把握する。
- (2) まちづくり建設班は、災害救助法による実施基準等を満たす者（災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者）に対して、建築業者等を派遣し、応急修理を実施する等、必要な対策に努める。
- (3) 建設業者等が不足したり、建築資材等を調達したりすることが困難な場合は、県に対して次の事項を示し、業者の斡旋や資材の調達を依頼する。

- ① 被害戸数（半焼、半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 派遣にあたっての連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

【事務局、まちづくり建設班】

4 公営住宅等の供与

(1) 県営住宅等の提供可能情報の収集

まちづくり建設班は、県営住宅の被害状況や提供可能な戸数について、県から速やかに情報を収集する。また、あわせて近隣自治体における公営住宅の提供可能な戸数についても情報を収集する。

(2) 公営住宅等の供与

(1) の情報をもとに防災関係機関と調整のうえ、入居者を募集する。なお、募集にあたっては、正確を期すため、必要に応じて、県に協力を要請する。

(3) 民間賃貸住宅の提供

まちづくり建設班は、県で協定を結んでいる「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、県に民間賃貸住宅の提供を要請する。また、入居にあたっての選考方法は、県が決定する。

(4) みなし仮設住宅

町は関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げてみなし仮設住宅として提供するよう努める。

【まちづくり建設班】

5 応急仮設住宅設置戸数の設定

まちづくり建設班は、県営住宅等の利用戸数（空き家数）や被災情報をもとに、応急仮設住宅を設置する。なお、設置する戸数の目安については、原則として、全焼、又は全壊世帯数の3割以内とする。

ただし、被災の程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅の諸事情等により設置戸数の引き上げが必要な場合は、県と協議する。

【まちづくり建設班】

6 応急仮設住宅建設地の選定

応急仮設住宅は、長期間設置することや被災状況を勘案し、あらかじめ設定された候補地の中から選定する。

【まちづくり建設班】

7 応急仮設住宅の建設

- (1) まちづくり建設班は、県で協定を結んでいる「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、県に応急仮設住宅の建設を要請する。なお、建設業務について、県から委託された場合には、県と社団法人プレハブ建築協会との協定に基づき町で建設する。
- (2) 建物の構造は、県の基準によるものとする。
- (3) 建設する応急仮設住宅については、被災者の状況等により、避難行動要支援者等に向けた福祉仮設住宅の建設についても配慮するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の供与期間は、工事を完了した日から2年以内とする。

【まちづくり建設班】

8 入居者の選考

- (1) 入居者の募集
まちづくり建設班は、県が行う応急仮設住宅への入居募集に対して、必要に応じて、協力する。
- (2) 入居者の選考と決定
入居者の選考基準は、以下のとおりとする。
 - ① 住宅が全焼、全壊又は流失した者であること。
 - ② 居住する住宅がない者であること。
 - ③ 自らの資力では、住宅を確保することが困難な者であること。
 - ④ 入居者の選考にあたっては、避難行動要支援者等に配慮すること。

【まちづくり建設班】

9 応急仮設住宅の管理・運営

まちづくり建設班は、被災者が応急仮設住宅へ入居した後、応急仮設住宅内のコミュニティ形成や独居老人等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

【事務局】

10 民間住宅の斡旋

- (1) 民間住宅の斡旋の基本方針
災害による被害が甚大であり、公営住宅が大量に不足する場合、民間企業が所有する居住可能な施設を被災者の仮の居住場所として提供できるように、民間企業と調整し、被災者に対して居住の斡旋を行う。
- (2) 斡旋の対象となる施設
斡旋の対象となる施設は、民間企業が所有する以下の施設のうち、被災者用住宅として提供可能なものとする。
 - ① 社宅
 - ② 社員寮
 - ③ 研修施設

11 住宅関係障害物除去

被災住宅の障害物の除去にあたっては、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等から除去を行うものとする。

(1) 活動方針

- ① 障害物の除去は、町が行うものとする。
- ② 町は宮代町建設土木事業者協力会等に協力を要請し、障害物の除去を行うものとする。
- ③ 障害物の除去のための労力、又は重機が不足する場合は県（建築安全課）に対して隣接市町村からの派遣を求めるものとする。

(2) 除去の対象

土石、竹木等の障害物の除去については、以下の条件に該当する住宅を対象として実施する。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ③ 自らの資力では、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住宅が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(3) 除去対象者の選定基準

町は、障害物除去対象者の選定にあたり、障害物除去の対象となる住宅数量を把握した上で、選定する。

(4) 除去実施期間

障害物の除去は、災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町は、その結果を県へ報告する。

第18章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用手続

【事務局】

町は、次節で示す基準に従って被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断する。該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

第2節 災害救助法の適用

【事務局】

1 災害救助法の適用基準

町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

(1) 町内で60世帯以上の住家が滅失したとき（基準1号）

【町人口：33,792人（2021年4月1日現在）】

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内にある住宅のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、町内の住宅のうち滅失した世帯の数が30世帯以上に達したとき（基準2号）

(3) 被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住宅のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）

(4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住宅が滅失したとき（基準3号）

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（基準4号）

【事務局】

2 被災世帯の算定

(1) 滅失した住宅における世帯数の算定方法

住宅が滅失した場合の全世帯数

= (全壊、全焼もしくは流失した世帯数)

+1/2 (住宅が半壊、又は半焼する等著しく損傷した世帯数)

+1/3 (住宅が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)

(2) 滅失住宅等の認定基準

① 住宅が滅失したもの

住宅の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 住宅が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

損壊又は焼失した部分の床面積が、その住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住宅の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

- ③ 住宅が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
 ①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住宅の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

第3節 応急救助の実施方法

【事務局】

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助は、国の責任において県知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。県知事は、町が実施することで、より迅速に災害に対処できると判断される場合は、町長に対して、個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

＜表3-28＞ 応急救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	町
炊出しの実施及び食品の配給	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服・寝具及び生活必需品の配給又は貸与	10日以内に完了	町
医療及び助産	14日（但し、助産分娩した日から7日間）以内	医療班の派遣：県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任したときは町）
学用品の配給	教科書：1ヶ月以内に完了 文房具：15日以内に完了	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内に完了	町
生業資金の貸与	1ヶ月以内に完了	町
応急仮設住宅の建設	20日以内に着工	対象者の選考及び設置箇所の選定：町 建設：県（ただし、委任したときは町）
住宅の応急修理	3ヶ月以内（但し、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内）に完了	町
遺体の搜索	10日以内に完了	町
遺体の処理	10日以内に完了	町
障害物の除去	10日以内に完了	町
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	当該救助の実施が認められる期間以内	町

（注）町は、災害救助法の適用申請のために、各救助項目について実施の内訳を把握しておくものとする。

第19章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1節 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

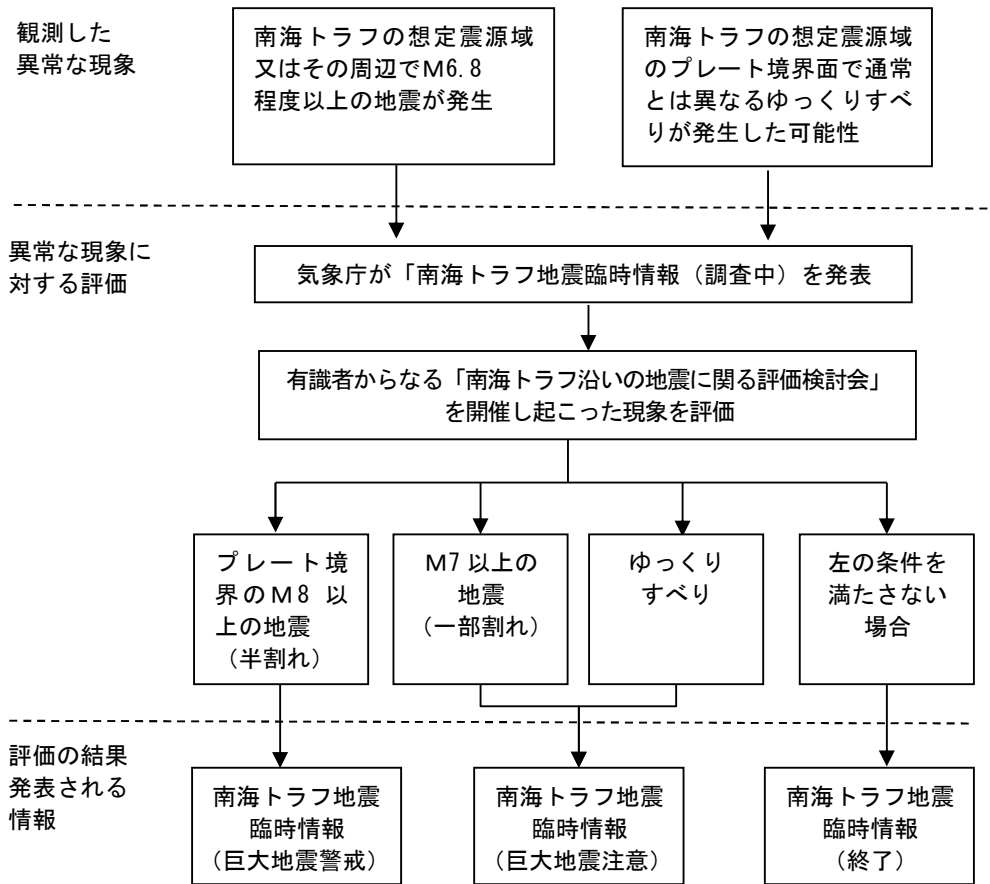
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内等に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



<図3-26> 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

【事務局、総務班、産業観光班】

2 町民、企業等へのよびかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

<表3-29> 南海トラフ地震臨時情報の警戒、注意をする期間

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】

3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、町は、「第3編 災害応急対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第 2 部 風水害応急対策計画

第1章 応急対策の基本方針

町及び各防災関係機関等は、町内に風水害による甚大な被害が発生するおそれがあるときは、被害を最小限に抑え、住民の身体の安全と生活の早期安定を図るため、的確かつ迅速な情報の伝達、各種救護措置及び復旧作業を行っていく必要がある。そのため、第2部では、風水害発災後の対応方針について、次のとおり活動期別に定める。

応急対策活動における活動は、活動における緊急度に応じて次のとおり区分する。

なお、応急対策活動が終了した時点で復旧・復興活動へ移行する。

第1節 警戒活動期の方針

風水害は、震災と異なって、気象情報によりある程度事前に災害の危険性を予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、災害発生直前における風水害に関する情報の収集、伝達、住民の避難誘導、災害未然防止活動等を的確に実施することが重要である。

そのため、暴風、大雨、氾濫警戒情報（本編 第2部 第4章 第3節 気象情報の種類 P261 参照）が発令され、水防活動の必要性が認められるときは、即座に活動体制を整備し、適切な水防活動を実施する。

また、事前に大規模な風水害が予測される場合は、この計画に基づき本部の設置準備を整え、迅速な対応ができる体制を作る。

第2節 救助・救命期の方針

この時期は、実際に風水害の危険性が増した時期、あるいは危険性が確実視された時期であり、災害対策本部を設置するとともに、住民に対する適切な高齢者等避難、避難指示を行い、必要に応じて関係機関と連携して、円滑な避難誘導を実施しなければならない。

また、同時に河川堤防の巡視やハザードマップをもとに、町内の危険箇所を巡視し、応急対策を行う等の水防活動に努める。

第3節 救援期の方針

救援期は、救助・救命期の活動にある程度の目途がたった段階であり、活動内容については、被災者の生活維持、生活救援に重点を置いた活動とする。

なお、災害の規模によっては、対策の長期化が生じるため、交代体制が確立できるよう全庁的に要員の調整を行うとともに、必要に応じて、県、他市町村、公共的団体及び民間団体等へ協力を要請する（本編 第1部 第2章～第4章 参照）。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 災害対策本部の設置基準

【事務局、総務班、消防組合】

町長は、次の場合において、災対法第23条第1項及び宮代町災害対策本部条例に基づき、宮代町災害対策本部を設置する。

- 1 埼玉県下に暴風、大雨、氾濫警戒情報が発令され、かつ災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。
- 2 町内において、局地的な被害が発生又は発生するおそれが生じたとき。
- 3 災害対策本部を設置するに至る基準を満たす現象が生じたとき、又は生じるおそれのあるとき（本編 第2部 第3章 第1節 職員の配置計画 P255 参照）。
- 4 その他、特に本部の設置が必要と認められるとき。
その他、「本編 第1部 第2章 第1節 災害対策本部の設置」に準じる。

第2節 災害対策本部の廃止

【事務局】

「本編 第1部 第2章 第2節 災害対策本部の廃止」に準じる。

第3節 本部の職務と運営

【各班共通】

「本編 第1部 第2章 第3節 本部の職務と運営」に準じる。

第4節 本部の組織及び事務分掌

【各班共通、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第2章 第4節 本部の組織及び事務分掌」に準じる。

第3章 職員の配備と動員

第1節 職員の配置計画

【町民生活課／各班共通、消防組合、消防団】

1 風水害発生時の配備体制及び災害対策本部の設置基準

職員の風水害時、又は風水害の危険性が生じるおそれのあるときの配備計画及び災害対策本部の設置基準については、次のとおりである。

＜表3-30＞ 風水害時における職員配備及び災害対策本部の設置基準

配備区分	風水害発生時の配備基準	活動内容・配備体制	配備体制の決定権者	本部設置の有無
待機体制	<ul style="list-style-type: none"> ■大雨・雷雨・洪水等の各注意報が発表されたとき ■台風の接近等が予想されるとき ■その他、町民生活課長が必要と認めたとき ■利根川の栗橋観測地点又は荒川の熊谷観測地点の水位が<u>水防団待機水位を超えたとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報の収集、伝達 ■災害対策本部は設置せず、町民生活課職員を中心とした必要最小限の配備体制 	町民生活課長	無
警戒体制	第1配備 <ul style="list-style-type: none"> ■大雨・洪水・強風等の注意報が発令され、かつ災害の発生が予想されるとき ■24時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき ■利根川の栗橋観測地点又は荒川の熊谷観測地点の水位が<u>水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に近づいたとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害の要因が発生した場合で、特に関係のある課の少人数で情報収集及び連絡活動等が行い得る体制 ■情報の収集、伝達、報告 ■その他警戒体制 	副町長	無
	第2配備 <ul style="list-style-type: none"> ■暴風(台風)・大雨・洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ■12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき ■時間雨量が<u>30mm又は連続雨量が100mmを超え、又は超えるおそれがあるとき</u> ■利根川の栗橋観測地点又は荒川の熊谷観測地点の水位が<u>氾濫注意水位を超えたとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害の発生するおそれがある場合で、主として情報の収集、報告及び警報等の伝達さらに災害が発生し、比較的軽微な被害が出始めた場合において引き続き被害の調査及び応急体制を行い得る体制 ■警戒パトロールの実施 ■警備被害の応急復旧・被害の予防対策 ■情報の収集、伝達、報告 ■消防団によるパトロール ■その他警戒体制 		

配備区分		風水害発生時の配備基準	活動内容・配備体制	配備体制の 決定権者	本部設置の 有無
非常体制	第1 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■局地的な災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ■時間雨量が <u>40mm</u> 又は連続雨量が <u>150mm</u> を超えるおそれがあるとき ■利根川の栗橋観測地点又は荒川の熊谷観測地点の水位が <u>氾濫注意水位を超え、氾濫危険水位に近づいたとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■警戒体制第2 配備を強化し、局地災害に直ちに対処できる体制とするとともに、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備をする体制 ■消防団による水防活動の準備 	町長 (本部長)	有
	第2 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■災害の全町的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ■時間雨量が <u>40mm</u> 又は連続雨量が <u>150mm</u> を超えたとき ■利根川の栗橋観測地点又は荒川の熊谷観測地点の水位が <u>氾濫危険水位を超えたとき</u> ■特別警報が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ■非常体制第1 配備を強化し、応急対策及び復旧対策を強力に、総力をあげて対処する体制 ■消防団による水防活動 		

- (注1) これらの基準については、全部要件ではなく、一部を満たした段階で状況に応じて、臨機応変に体制を整えていくものとする。
- (注2) 当町の場合は、これまでの例から、水害の場合は、時間雨量 15～20 mm で局地的被害（道路冠水・床下浸水）が発生する傾向にある。
- (注3) 時間雨量及び連続雨量については、熊谷地方気象台の南東部の情報を基本としながらも、精度を高めるため、杉戸県土整備事務所観測地点における雨量及び気象庁のアメダス久喜観測所の降雨量も参考とする。
- (注4) 水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位については「本編 第2部 第4章 第3節<表 3-36>洪水予報の発表基準（P265）」を参照。

＜表3-31＞ 職員動員配備計画（令和4年4月1日現在）

班／対応課名	区分	待機体制	警戒体制		非常体制	
			第1 配備	第2 配備	第1 配備	第2 配備
事務局	局長				必須	必須
	事務局				◎	◎
議会事務局班	局長			必須	必須	必須
	議会事務局			○（1人）	○（2人） （注2）	◎
総務班	課長			必須	必須	必須
	総務課			○（3人）	○（13人）	◎
企画財政班	課長			必須	必須	必須
	企画財政課			○（2人）	○（11人）	◎
住民班	課長			必須	必須	必須
	住民課			○（1人）	○（8人）	◎
税務班	課長			必須	必須	必須
	税務課			○（2人）	○（9人）	◎
町民生活班	課長		必要に応じて	必須	必須	必須
	町民生活課		○（2人）	○（7人）	◎	◎
環境資源班	課長			必須	必須	必須
	環境資源課			○（2人）	○（4人）	◎
福祉班	課長			必須	必須	必須
	福祉課			○（2人）	○（4人）	◎
子育て支援班	課長			必須	必須	必須
	子育て支援課			○（2人）	○（10人）	◎
健康介護班	課長			必須	必須	必須
	健康介護課			○（4人）	○（14人）	◎
産業観光班	課長			必須	必須	必須
	産業観光課		○（1人）	○（5人）	○（10人）	◎
まちづくり建設班	課長		必要に応じて	必須	必須	必須
	まちづくり建設課		○（2人）	○（19人）	◎	◎
会計班	会計管理者			必須	必須	必須
	会計室			○（1人）	○（2人）	◎
教育推進班	課長			必須	必須	必須
	教育推進課			○（7人）	○（17人）	◎
配備体制計			5人	58人	137人	全職員

（注1）①○は役職を問わず、必要最小限の人数を配備。◎は原則、該当班全職員を配備。
 ②（ ）内は班を維持する上で、必要となる最小限の人数の計で、「配備体制計画」は各配備体制における必要人数の合計。いずれも管理職を含んだ人数が目安である。
 ③この動員計画は、あくまで各配備体制において必要となる最小限の人数である。このため、被災状況によっては、配備する人数が変わることもある。
 ④人数は課長を含む人数である。
 （注2）議会事務局職員は、災害対策本部が設置されたときは、議会事務局班の業務のほか、災害対策本部に協力及び支援するために宮代町議会議員が設置する災害対策支援本部の事務も行うものとする。

【事務局】

2 体制の変更

本部長は、以下の場合は、班員の動員配備計画を拡大又は縮小する。

- （1）さらに強力で災害応急対策を進める必要があるとき
- （2）災害の危険性がなくなったとき、又は低下したとき
- （3）災害発生後における災害応急対策が概ね完了したとき

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報収集と伝達の基本方針

【各班共通】

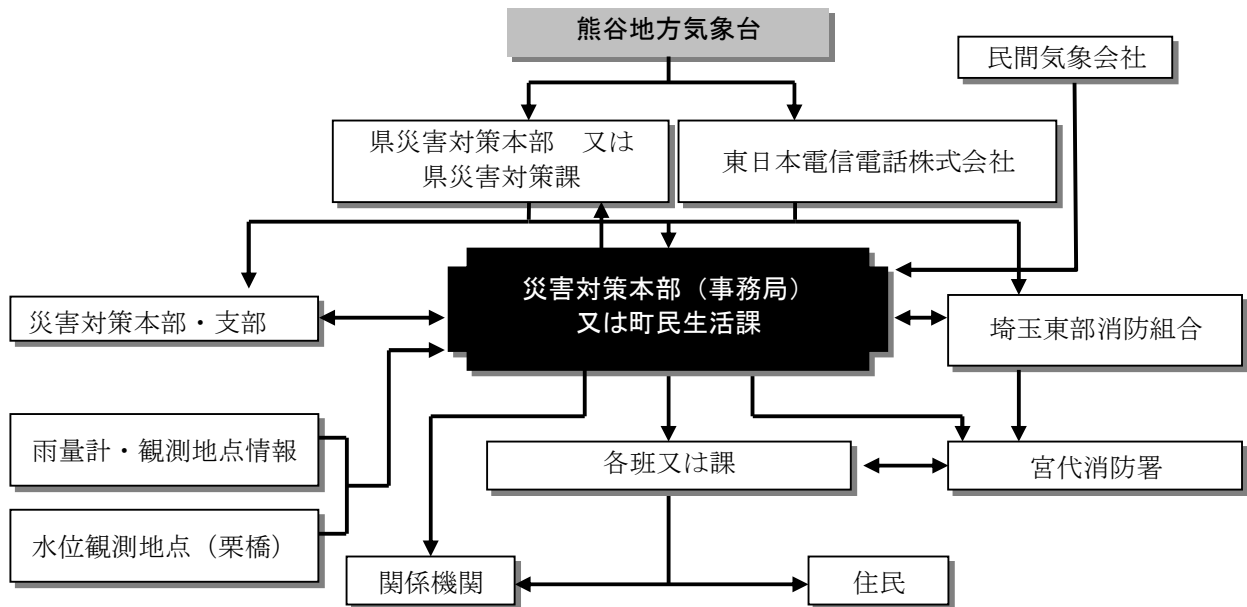
「本編 第1部 第4章 第1節 情報収集と伝達の基本方針」に準じる。

第2節 情報管理体制

【町民生活課／事務局、消防組合】

1 気象注意報・警報伝達系統

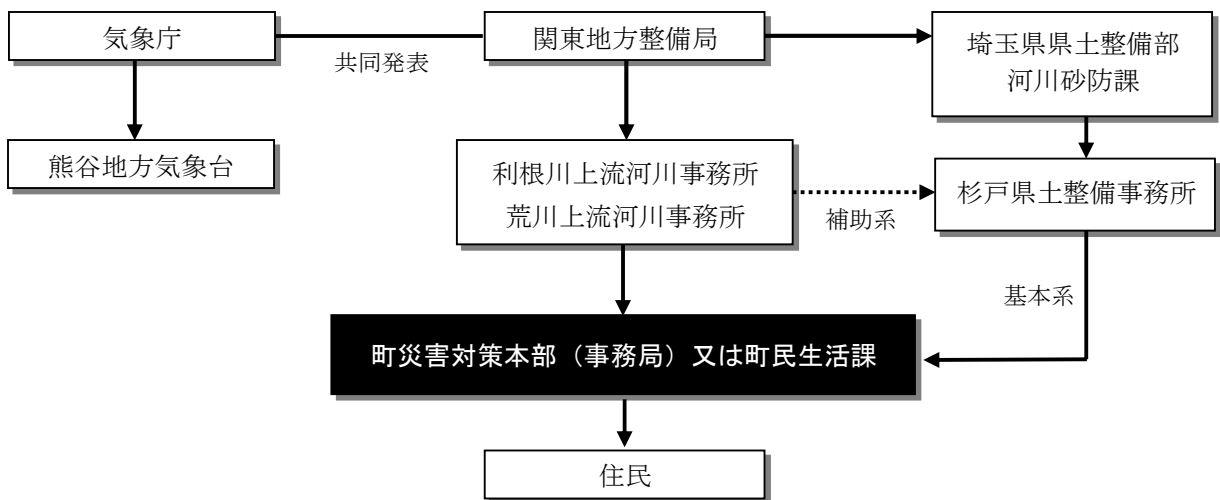
風水害時における情報管理体制は次のとおりである。



<図3-27> 風水害時における情報管理体制の流れ

【事務局】

2 洪水予報伝達系統



<図3-28> 洪水予報伝達系統の流れ

【町民生活課、産業観光課、まちづくり建設課／事務局、まちづくり建設班、消防組合】

3 各機関からの情報収集

(1) 熊谷地方気象台等からの防災気象情報

大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（警報、注意報等）については、発表後即時に県防災行政無線及び東日本電信電話株式会社埼玉事業部からのファックスを通じて入手する。また、町は、町の地域特性を踏まえた気象情報について、民間気象会社に各種気象観測データ等をもとに解析を委託し、解析した情報については、町が防災対策を実施する上での基礎資料として活用を図る。

(2) 洪水予報の伝達系統

利根川水系及び荒川水系の浸水想定区域に関する洪水、堤防の決壊、浸水等の発生に関する情報については、町民生活課で随時収集する。

(3) 水位・雨量の情報

町内を主要な受益地とする野田堰及び町内にかかる主要な堰である万年堰の情報は産業観光課で、その他河川の水位及び堤防の情報はまちづくり建設課で随時収集し、それぞれ町民生活課に伝達する。

町民生活課は、これらの水位情報を整理するとともに杉戸及び久喜観測地点における雨量計の情報（先行雨量、他区域の降雨情報、時間雨量の変化）を収集し、整理する。

(4) 警戒パトロール

警戒体制時、まちづくり建設課は、河川や側溝等の異常の有無についてのパトロールを実施し、その結果を町民生活課に報告し、町民生活課は、その情報を整理する。また、災害対策本部が設置された場合には、まちづくり建設班は河川や側溝等のパトロール結果について、税務班を通じて、本部に報告する。

(5) 被害情報等

事務局は、警察機関及び消防組合から災害に関する情報の収集を図るとともに、本部で入手している情報を住民及び関係機関に伝達する。

(6) 夜間・休日の場合

夜間・休日の場合、災害に関する情報は、消防組合又は日直から町民生活課職員に連絡をする。

【町民生活課／事務局】

4 熊谷地方気象台等とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において、気象情報及び今後の気象予報を伝えるため、町民生活課へ電話で連絡する。

町は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

また、県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

【熊谷地方気象台から直接連絡する場合】

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ① 台風等の接近に伴う情報や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ② 台風等の情報及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替した場合
 - ③ 特別警報を警報に切り替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

第3節 気象情報の種類

【事務局】

1 警報等の種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する宮代町の注意報・警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 注意報・警報・特別警報の種類と発表基準

＜表3-32＞ 注意報の発表基準（注2） 令和3年6月8日時点

種 類		発表基準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る の 物	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴う被害が予想される場合 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」 のおそれについても注意を呼びかける。	
		強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合	
		大雨注意報	次の基準に到達することが予想される場合 ■表面雨量指数基準 10以上 ■土壌雨量指数基準 117以上 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 ■12時間の降雪の深さが5cm以上	
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 その基準は、次の条件に該当する場合 ■濃霧によって視程が100m以下	
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 ■最小湿度が25%以下で、実効温度が55%以下	
		着雪・着氷 注意報	著しい着雪（氷）により被害が予想される場合	
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
		霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 ■最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下	
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：熊谷地方気象台で気温が-6℃以下	
		* 地面現象 注意報	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害 が起こるおそれがあると予想される場合
		* 浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	次の基準に到達することが予想される場合 ■流域雨量指数基準 大落古利根川流域の流域雨量指数12.4以上 又は 姫宮落川流域の流域雨量指数4.9以上 ■複合基準 姫宮落川流域の表面雨量指数が6以上、かつ流域雨量指数が4.9以上 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		

種 類		発表基準	
* 水防活動 (注1)	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ

<表3-33> 警報の発表基準(注2) 令和3年6月8日時点

種 類		発表基準		
警 報	一般の利用に適合するもの	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		気象警報 大雨警報 (浸水害)	次の基準に到達することが予想される場合 ■表面雨量指数基準 18以上 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 ■12時間の降雪の深さが10cm以上	
		* 地面現象 警報	地面現象 警報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報	次の基準に到達することが予想される場合 ■流域雨量指数基準 大落古利根川流域の流域雨量指数15.5以上 又は 姫宮落川流域の流域雨量指数6.2以上 ■指定河川洪水予報による基準 利根川上流部(栗橋観測所)の水位が8.10m以上 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	* 水防活動 (注1)	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ	

(注1) 水防活動とは水防活動の利用に適合するもの。

(注2) ■発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

■地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は大雨注意報・警報に含めて行う。

■注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

また、平成25年8月31日から、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の気象現象に対する「特別警報」が運用されている。

<表3-34> 特別警報の発表基準

種類		発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※50年に一度の積雪深：33cm（地点「熊谷」の参考値）
水防活動	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される
地象	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予想される場合

(2) その他気象情報の発表

- ① 埼玉県気象情報は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。
- ② 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

<表3-35> 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種類	概要
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」（濃い紫）：重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

③ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

④ 記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。埼玉県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

⑤ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻が発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

有効期間は発表から概ね1時間で、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

⑥ その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、高温に関する情報等がある。

⑦ 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて、町や消防組合に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(3) 洪水予報の発表基準

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく水防警報等関東地方整備局と気象庁予報部が共同して行う利根川及び荒川の洪水予報の発表基準は、県水防計画による。

<表3-36> 洪水予報の発表基準

令和3年現在

洪水予報の表題 (洪水予報の種類)	水位の名称及び水位 (利根川：栗橋観測所、 荒川：熊谷観測所、 大落古利根川：杉戸観測所)	解説	町・住民に求める行動
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	・氾濫水への警戒を求める段階	・災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当 ・町は必要な場合は緊急安全確保を発令 ・状況に応じて垂直避難など適切な緊急安全確保措置
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 利根川：8.80m 荒川：5.50m 大落古利根川：A. P. 7.91m	・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 ・避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	・避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・町は避難指示の発令を判断 ・指定緊急避難場所に速やかに避難 ・危険と判断する場合は屋内安全確保等
氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 利根川：6.90m 荒川：5.00m	・避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階	・高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・町は高齢者等避難の発令を判断 ・避難行動要支援者は避難開始 ・住民は避難の準備又は自発的に避難開始
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 利根川：5.00m 荒川：3.50m 大落古利根川：A. P. 7.70m	・氾濫の発生に対する注意を求める段階 ・水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・住民は洪水に関する情報に注意
(発表なし)	水防団待機水位 大落古利根川：A. P. 7.25m	・水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防団待機

なお、避難行動を行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合、本部長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（「屋内での待避等の安全確保措置」）を指示する。

【総務班】

2 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合において、総務班は固定系防災行政無線を活用し、住民に対して、危険箇所からの避難をはじめ、被害の未然防止や拡大防止を促す呼びかけを行うことで注意喚起をする。

また、災害発生中・発生後においても、同様の措置を取るとともに必要な対策を促す。

第4節 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は次の要領により通報する。

【町民生活課／事務局】

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条第1項）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

【町民生活課／事務局】

2 町長の通報及びその方法

町長は、前項の通報を受けた場合、熊谷地方気象台及びその他の関係機関（警察機関、消防機関等）に通報しなければならない（災対法第54条第4項）。

【町民生活課／事務局】

3 熊谷地方気象台に通報する事項

前項のうち、町長が熊谷地方気象台に行う通報事項は、次のとおりである。

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹等

(2) 地震・火山に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第5節 通信手段と役割分担

【各班共通、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第4章 第3節 通信手段と役割分担」に準じる。

第6節 災害情報の収集、報告及び記録の方法

【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合】

「本編 第1部 第4章 第4節 災害情報の収集、報告及び記録の方法」に準じる。

なお、風水害特有の事項については次のとおりとする。

【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合】

1 本部への情報の集約

(1) 発災直後の情報収集

「本編 第1部 第4章 第4節 災害情報の収集、報告及び記録の方法」における発災直後の情報収集の内容及び手段のうち、人的被害のみを次のように読み替える。

＜表3-37＞ 発災直後の人的被害通報内容

区分	情報収集する内容	各班、関係機関	
人的被害	1 死者、負傷者の発生及び人命危険の有無	警戒体制 (注1)	町民生活班
	2 被災者の状況		
	3 住民の動向	非常体制	税務班
	4 避難の必要の有無及び避難の状況		

(注1) 警戒体制の場合は、「第3章 第1節 職員の配備計画」に記したとおり、災害対策本部の設置は行わない。

第7節 広報体制の確保

【事務局、総務班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班】

「本編 第1部 第4章 第5節 広報体制の確保」に準じる。

第8節 住民からの問い合わせに対する対応

【事務局、総務班、住民班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第4章 第6節 住民からの問い合わせに対する対応」に準じる。

なお、本文中の地震に関する表記については、風水害等に読み替えて対応する。

第5章 水防活動（警戒体制時における活動）

豪雨又は洪水による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減して住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、必要な水防に関する事項を定める。

第1節 町内の主要河川

町内を流れる主要な河川等は、大落古利根川、姫宮落川、笠原沼落、備前掘川、備前前掘川、隼人堀川等である。

また、水防法第14条（昭和24年法律第193号）に基づく浸水想定区域指定があり、河川の氾濫のおそれがある河川は、利根川、荒川、大落古利根川及び利根川水系中川である。

第2節 水防活動の位置づけ

水防法第2条第1項により町は「水防管理団体」として、水防法第2条第2項により町長は「水防管理者」として、区域内の水防に関する責任が規定されている。

また、当町は、水防法第4条に規定している「指定水防管理団体」には該当していないことから、水防法に定める水防計画の策定義務（法第32条）はない。

そのため、水防法第14条に基づき浸水想定数区域を指定した利根川、荒川、大落古利根川及び利根川水系中川、またその他の河川の水防に関しては、以下の活動体制により、関係団体に応援や協力を求めていく。

第3節 水防活動隊の編成

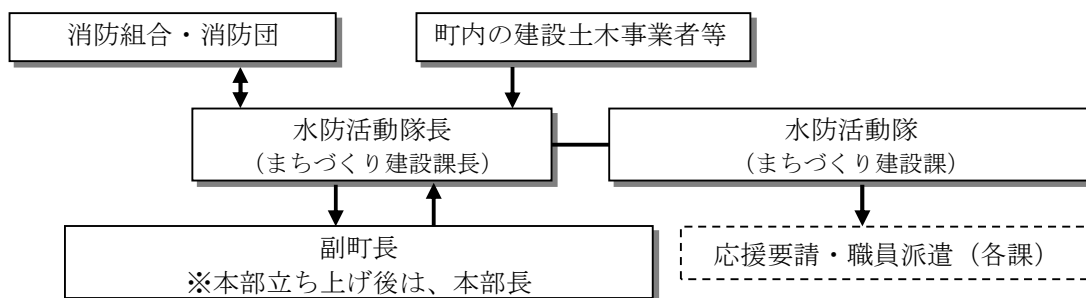
【町民生活課、産業観光課、まちづくり建設課、消防組合、消防団】

副町長は、次に掲げる事態が発生し、水防に関する特別な活動が必要と判断したときは、まちづくり建設課に水防活動隊を組織する。水防活動の実施にあたっては、消防組合、消防団及び町内の建設土木事業者等の協力を得て行う。

なお、必要に応じて、副町長は、各課に応援を要請するものとする。

- (1) 洪水予報や水防警報が発せられたとき
- (2) 河川の増水等により、道路、橋梁の施設や、流域の建物に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

また、この水防活動隊は、災害対策本部が設置された段階で本部に活動の指揮権が移行し、水防活動隊の組織は、次のとおりとする。



<図3-29> 水防隊の組織図

第4節 水防活動の内容

【税務課、町民生活課、まちづくり建設課、消防組合、消防団】

水防活動隊の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 町内における主要河川等の監視及び関係機関への報告

副町長が出動命令を出したときから、水防活動隊は水防区域の監視や、警戒を厳重にし、被害が見込まれる箇所、又は水防上、特に重要な箇所を中心に堤防を巡回し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び管轄県土整備事務所長に報告するとともに水防活動を開始する。監視や、警戒により水防活動が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防活動を実施する。

2 河川堤防の決壊及び水があふれる場合の対策

消防組合、消防団だけでなく、町内の建設土木事業者にも協力を要請し、協力して堤防への土嚢積み等の必要な水防対策を実施する。

3 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合は、水防活動隊は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止、もしくは制限、又はその区域からの退去を命ずることができる。

4 決壊時の通報

水防活動隊長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

5 交通規制、警察機関への連絡

道路の浸水箇所への交通規制の看板を設置するとともに、警察機関へも連絡し、引き続き、浸水箇所の監視を行う。

6 排水作業

住宅地での浸水被害（床下浸水・床上浸水）については、土嚢積み、水中ポンプ、又は消防車による排水作業を実施する。

7 被害の記録

水防活動隊は、現場撮影・被害箇所を地図へ記録する。

8 その他、被害を未然に防ぐための予防対策の実施

9 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、本部長は水防解除を命ずるとともに、これを住民に周知し、知事に対してその旨を報告する。

第5節 消防組合の出動要請基準

【消防組合】

消防組合への出動要請基準は、次のとおりとする。

- 1 増水等により、堤防の決壊のおそれがあるとき
- 2 水があふれ、住宅への被害が想定されるとき
- 3 一定規模以上の床下・床上浸水が発生、又は発生する見込みがあるとき
- 4 知事から出動の要請があったとき
- 5 気象予報、洪水予報、洪水又は浸水等の危険が予想されるとき
- 6 その他町長が認めるとき

第6節 警戒体制時における町組織の水防活動

【各班共通】

その他警戒体制第2配備における各課別の役割は、次のとおりとする。なお、その内容は、「本編 第1部 第3章 第1節 職員の配置計画」に基づいた人数による役割とする。

＜表3-38＞ 警戒体制第2配備における各課別の役割分担

課名	分担業務	第2配備体制時の人数
議会事務局	1 他課の協力・支援	1人
総務課	1 他課の協力・支援	3人
企画財政課	1 公共施設の警戒	2人
住民課	1 他課の協力・支援	1人
税務課	1 他課の協力・支援	2人
町民生活課	1 気象情報の収集及び取りまとめ 2 関係機関との情報交換・連絡調整 3 住民からの問い合わせの対応 4 人的被害・住宅被害の情報収集 5 被害状況の取りまとめ 6 消防組合、消防団への出動要請 7 住民への広報活動	7人
環境資源課	1 他課の協力・支援	2人
福祉課	1 避難所（特に浸水常襲地域に係る避難所）の開設準備 2 所管施設の警戒	2人
子育て支援課	1 避難所（特に浸水常襲地域に係る避難所）の開設準備 2 所管施設の警戒	2人
健康介護課	1 避難所（特に浸水常襲地域に係る避難所）の開設準備 2 所管施設の警戒	4人
産業観光課	1 農業用排水路及び堰の確認 2 所管施設の警戒	5人
まちづくり建設課	1 「本章 第4節 水防活動の内容」に規定した内容 2 施設の警戒 3 上下水道施設に関する住民からの問い合わせ対応	19人
会計室	1 他課の協力・支援	1人
教育推進課	1 避難所（特に浸水常襲地域に係る避難所）の開設準備 2 所管施設の警戒	7人
計	（注）人数には課長を含む	58人

（利根川・荒川等が破堤した場合を含む）

第7節 その他の水防活動

本章に定めるもののほか、警戒体制時に水防に関して必要な活動については、埼玉県水防計画による。

第6章 竜巻・突風対策

【税務課、町民生活課】

1 竜巻等突風に関する情報の伝達

町は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

また、住民の適切な対処行動を支援するためには、適切に情報を伝達することが重要である。情報を伝達する際には、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう地区単位で情報の付加等を行うよう努めるものとする。

＜表3-39＞ 情報の付加に係る参考

① 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

＜竜巻に関する情報・状況の確認＞

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のほか、その後の防災気象情報の発表についても注意する
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻、ダウンバースト等による激しい突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある

② 竜巻注意情報発表時における対応

＜竜巻に関する情報・状況の確認＞

- 竜巻注意情報が埼玉県で発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。また、強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認する
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、宮代町が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、宮代町が発生確度1、又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する

＜情報伝達＞

- 多くの人が集まり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等については、防災行政無線システムを用いて情報伝達を行う

③ 町内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

＜情報伝達＞

- 町内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで宮代町が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線システムや登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う
- 情報伝達の内容については、竜巻、ダウンバースト等による激しい突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（第2編 第4章 第7節 竜巻・突風対策 P100を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、宮代町内において、竜巻等の突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変する等積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めてください。

④ 町内において竜巻が発生したときにおける対応

＜情報伝達＞

- 町内及び周辺において竜巻の発生したことを町が確認した場合は、防災行政無線システムを用いて住民へ情報伝達を行う
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨や、住民の対処行動（第2編 第4章 第7節 竜巻・突風対策P100を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す

(例文) 先ほど、宮代町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変する等積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守る等、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる事等です。)

(注) 出典：竜巻等突風対策局長級会議報告（内閣府、平成24年8月15日）

＜表3-40＞ 日本版改良藤田スケールにおける階級と風速の関係

階級	風速の範囲 (3秒平均)	主な被害の状況(参考)
JEF0	25~38m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がり、はく離する ・園芸施設において、被覆材(ビニール等)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形し、倒壊する ・物置が移動し、横転する ・自動販売機が横転する ・コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊し、大部分が倒壊する ・樹木の枝(直径2cm~8cm)が折れ、広葉樹(腐朽あり)の幹が折損する
JEF1	39~52m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損し、飛散する ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形し、倒壊する ・軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する ・通常走行中の鉄道車両が転覆する ・地上広告板の柱が傾斜し、変形する ・道路交通標識の支柱が傾倒し、倒壊する ・コンクリートブロック塀(鉄筋あり)が損壊し、倒壊する ・樹木が根返りし、針葉樹の幹が折損する
JEF2	53~66m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷(ゆがみ、ひび割れ等)する。また、小屋組の構成部材が損壊し、飛散する ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がり、飛散する ・普通自動車(ワンボックス)や大型自動車が横転する ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する ・カーポートの骨組が傾斜し、倒壊する ・コンクリートブロック塀(控壁のあるもの)の大部分が倒壊する ・広葉樹の幹が折損する ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする

階級	風速の範囲 (3秒平均)	主な被害の状況(参考)
JEF3	67~80m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造が著しく変形し、倒壊する ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先、又は野地板が破損し飛散する。又は、外壁材が変形し、浮き上がる ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すり部分が比較的広い範囲で変形する ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離し、脱落する ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がり、飛散する ・アスファルトがはく離・飛散する
JEF4	81~94m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離し、脱落する
JEF5	95m/s~	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形し、倒壊する ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すり部分が著しく変形し、脱落する

【事務局】

2 救助の適切な実施

「第3編 第1部 第18章 災害救助法の適用」に準じる。

【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】

3 がれき処理

「第3編 第1部 第12章 第4節 災害廃棄物の処理」に準じる。

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、消防団】

4 避難所の開設・運営

「第3編 第1部 第9章 避難と受入れ」に準じるほか、必要に応じて、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

【まちづくり建設班】

5 応急住宅対策

「第3編 第1部 第17章 応急住宅対策」に準じる。

【まちづくり建設班】

6 道路の応急復旧

竜巻・突風等による道路の被災状況を調査するほか、道路上に飛散したがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第7章 消防活動（消火・救出・救護）

【事務局、税務班、健康介護班、消防組合、消防団】

「本編 第1部 第5章 消防活動（消火・救出・救護）」に準じる。

第8章 応急医療と保健衛生

【事務局、総務班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防組合、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第6章 応急医療と保健衛生」に準じる。

第9章 防災関係機関等への応援要請と連携

【各班共通、消防組合、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第7章 防災関係機関等への応援要請と連携」に準じる。

第10章 災害ボランティアとの連携

【企画財政班、福祉班、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第8章 災害ボランティアとの連携」に準じる。

第11章 避難と受入れ

第1節 避難の流れ

【総務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

「本編 第1部 第9章 第1節 避難の流れ」に準じる。

第2節 避難に関する情報の把握

【総務班、税務班、まちづくり建設班、消防組合、消防団】

「本編 第1部 第9章 第2節 避難に関する情報の把握」に準じる。

第3節 高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保

【事務局、総務班、消防組合、消防団】

「本編 第1部 第9章 第3節 避難指示等」及び「同第4節 緊急安全確保措置の指示」に準じるほか、風水害応急対策計画特有の事項については、次のとおりである。

発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行う。

1 風水害時における高齢者等避難・避難指示等

(1) 避難指示等の種類

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、安全な自宅・施設等の安全な上階への移動等を行う
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※必ずしも発令されるとは限らない	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している状況で、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容すべき状況 	緊急安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 命の危険があることから直ちに安全確保する ・ 状況に応じて、高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置をとる
屋内での待避等の安全確保措置の指示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 竜巻の発生等により、屋外にいることで人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難のための立退きを行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待避や、その他の屋内における避難のための安全確保に関する対策を実施

(用語の説明)

- 避難 : 災害から命を守るための行動
- 立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難
- 近隣の安全な場所 : 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
- 緊急安全確保 : 高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保する措置を指す

(2) 避難指示等の発令基準

令和3年現在

区 分	発令基準	伝達方法
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暴風・大雨・洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ■ 12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき ■ 大雨警報（浸水害）の危険度分布が「警戒」を示したとき ■ 洪水警報の危険度分布が「警戒」を示したとき ■ 警報が発令され、時間雨量60mmを超えたとき ■ 利根川の栗橋観測地点、荒川の熊谷観測地点の水位が避難判断水位（利根川：6.90m、荒川：5.00m）を超え、なお高まるおそれがあるとき ■ 大落古利根川の杉戸観測地点の水位が氾濫注意水位（A. P. 7.70m）を超え、かつ急激な水位上昇のおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災行政無線 ■ 広報車 ■ 避難支援プランに基づく伝達 ■ ホームページ ■ 防災ツイッター ■ 登録制メール ■ 町公式LINE
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 局地的な災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ■ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき ■ 大雨警報（浸水害）の危険度分布が「非常に危険」を示したとき ■ 洪水警報の危険度分布が「非常に危険」を示したとき ■ 利根川の栗橋観測地点、荒川の熊谷観測地点の水位が氾濫危険水位（利根川：8.80m、荒川：5.50m）を超えたとき ■ 大落古利根川の杉戸観測地点の水位が氾濫注意水位（A. P. 7.70m）を超え、かつ急激な水位上昇のおそれがあるとき、あるいは、氾濫危険水位（A. P. 7.91m）を超えたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災行政無線 ■ 広報車 ■ 避難支援プランに基づく伝達 ■ テレビ、ラジオ ■ ホームページ ■ 防災ツイッター ■ 登録制メール ■ 町公式LINE
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害が発生又は切迫している状況 ■ 利根川、荒川、大落古利根川の水位が氾濫開始水位に到達したとき ■ 国管理河川（利根川、荒川）の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で氾濫している可能性（黒）になったとき ■ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ■ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき ■ 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ■ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ■ 土砂災害の発生が確認されたとき 	

(3) 洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

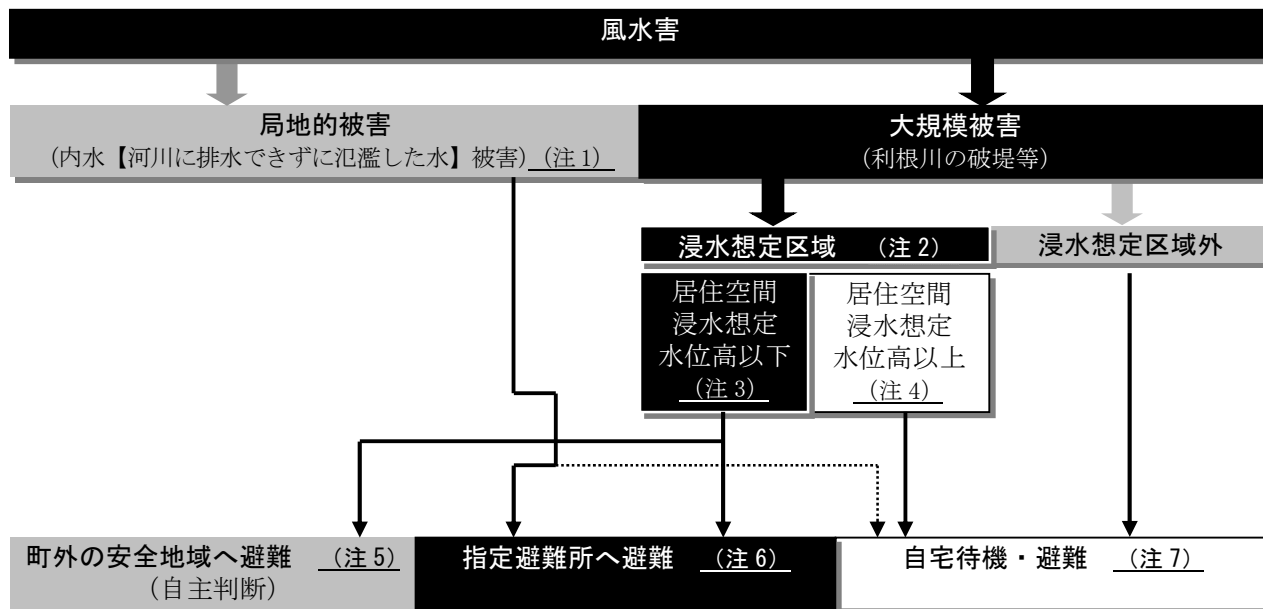
(4) 局地的短時間豪雨

町は、避難指示発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

第4節 風水害時における避難のあり方

【事務局、総務班、税務班】

風水害時の避難は、局地的な浸水の場合においては地震被害と同様の避難措置となるが、利根川、荒川等の堤防が決壊するような大被害が生じた場合は被害が点から面へ拡大するため、避難のあり方が異なってくる。そのため、基本的には本章第3節に示した基準に基づいて避難行動はするものの、次の流れに基づいた避難行動となる。



<図3-30> 風水害時における避難行動の流れ

- (注1) 局地的被害とは、台風や大雨等により、一部地域で道路冠水、住宅の床下浸水、又は床上浸水があり、被害が拡大するおそれがある場合をいう。このような場合は、安全を期して避難所へ避難することを基本とする。
- (注2) 浸水想定区域とは、洪水ハザードマップにおける浸水想定区域のことを指す。
- (注3) 居住空間浸水想定水位高以下とは、寝室空間がハザードマップにおける浸水想定水位以下のところにある場合をいう。例えば、平屋建ての家やアパート住まいで1階に住んでいる場合等。ただし、ハザードマップで2階部分も浸水想定となっている場合は2階部分もここに該当する。このような場合は、基本的に指定された避難所に避難するか、自己の判断と責任で電車又は車等により、町外に緊急避難するものである。
- (注4) 居住空間浸水想定水位高以上とは、注3の逆で、浸水想定水位が寝室の空間以下の場合を指している。このような場合は、一時的に自宅に待機・避難とする。避難所に避難しないのは、地震の場合と異なって、避難者数が増えると、避難所に入りきれなくなり、パニックを起こす可能性があるからである。また、指定された避難所においても、その避難所が浸水想定区域であれば、2階部のみが避難所となる。
- (注5) 町外の安全地域への避難とは、利根川等の堤防が決壊した場合、当町に水が浸水してくるまでに数時間の猶予があることから、できるだけ浸水想定区域外へ一時的に避難するというもので、自己の責任と判断に基づいて行動するというものである。なお、町で町外の避難場所の指定は行わない。ただし、今後、県外の自治体との災害防災協定や、県からの特別の指示があった場合はその例による。
- (注6) 指定避難所とは、洪水ハザードマップにおいて指定された利根川等の破堤時における浸水想定区域図に基づいた避難所をいう。
- (注7) 自宅待機・避難とは、避難所への避難ではなく、特別の指示があるまでは自宅にとどまることをいい、現在居住している空間が浸水される可能性が低い場合を指している。

町は、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第5節 警戒区域の設定

【事務局、消防組合、消防団】

「本編 第1部 第9章 第5節 警戒区域の設定」に準じる。

第6節 避難行動要支援者等の対策

【総務班、企画財政班、住民班、税務班、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育推進班、消防組合、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第9章 第6節 避難行動要支援者等の対策」に準じる。なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保できるよう、洪水予報等の伝達方法をあらかじめ定めておく。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第7節 避難の誘導及び搬送

【事務局、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、消防組合、消防団】

「本編 第1部 第9章 第7節 避難の誘導及び搬送」に準じるほか、以下の点に留意する。

【事務局、総務班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班】

1 避難に関する情報の伝達内容

住民に対し、高齢者等避難、避難指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町内の各地域、駅、集会所といった不特定多数の者が集まる場所にいる住民に対しては、迅速かつ確実に情報伝達を行うものとする。なお、伝達手段は、「本編 第1部 第4章 第5節 広報体制の確保」に準じる。

【避難に関する情報の伝達内容】

<災害の発生状況に関する状況>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻等の具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援について住民への協力の要請
- ・周辺河川や斜面状況に関する注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

第8節 避難所の開設

【事務局、総務班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防団】

「本編 第1部 第9章 第8節 避難所の開設」に準じるほか、風水害応急対策計画特有の事項については、次のとおりである。

【福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

1 避難所の開設順位

風水害時における避難所の開設について、局地的な災害の場合は、災害発生場所に最も近くにある安全な指定避難所を開設するものとし、利根川の堤防の決壊等の大規模災害の場合は、洪水ハザードマップに定められた避難所について、避難者の状況に応じて、地域防災計画に記載した避難所の開設順位（表 3-17 参照）に準じて開設していく。

風水害時の避難所については、第6編 資料-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 P372 参照。

第9節 避難所の管理・運営

【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】

「本編 第1部 第9章 第9節 避難所の管理・運営」に準じる。

第10節 帰宅困難者への支援

【事務局、総務班、企画財政班、住民班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第9章 第10節 帰宅困難者への支援」に準じる。

第12章 交通の確保対策

【事務局、総務班、税務班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】

「本編 第1部 第10章 交通の確保対策」に準じる。

第13章 輸送の確保

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、町民生活班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】

「本編 第1部 第11章 輸送の確保」に準じる。

第14章 住民生活の安定

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、
産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】

「本編 第1部 第12章 住民生活の安定」に準じるほか、風水害応急対策計画特有の事項については、次のとおりである。

【環境資源班、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合】

1 防疫及び水害廃棄物処理対策

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、町及び久喜宮代衛生組合は連携して、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

第15章 行方不明者の救出と遺体の取り扱い

【事務局、総務班、企画財政班、住民班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団】

「本編 第1部 第13章 行方不明者の救出と遺体の取り扱い」に準じる。

第16章 学校活動

【教育推進班、消防組合】

「本編 第1部 第14章 学校活動」に準じる。

第17章 公共施設の管理

【事務局、総務班、企画財政班、町民生活班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、消防組合】

「本編 第1部 第15章 公共施設の管理」に準じる。

第18章 公益事業者の応急活動（ライフラインの応急復旧）

【事務局、総務班、まちづくり建設班】

「本編 第1部 第16章 公益事業者の応急活動（ライフラインの応急復旧）」に準じる。

第19章 応急住宅対策

【事務局、まちづくり建設班】

「本編 第1部 第17章 応急住宅対策」に準じる。

第4編 災害復旧・復興対策編

第1章 災害復旧・復興計画の策定

第1節 災害復旧・復興の基本方針

【各班共通】

災害の復旧・復興にあたっては、それぞれ次の方針をもとに実施する。

1 被害が軽微又は局地的な場合

現状復旧を基本とし、復旧が一段落した段階で町全体の災害に対しての基盤強化を図るための対策をとっていく。

2 大規模災害の場合（激甚災害等）

大規模災害の場合は、もはや部分的な復旧・復興は不可能であるので、県の支援を得ながら中・長期的に災害に強い都市基盤づくりを行っていく。

第2節 災害復旧事業計画の策定

【各班共通】

災害により被害を被った公共施設の復旧は、応急措置を講じた後、被害の程度を十分に調査・検討し、それぞれの公共施設に関して災害復旧事業計画を速やかに作成し、早期に復旧対策が完了するように努める。

なお、災害復旧事業計画の作成にあたっては、災害復旧の効果が十分に発揮できるように、県等の防災関係機関と十分に連絡及び調整を図り、実施期間の短縮に努めることとする。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 学校教育施設災害復旧事業計画
- 3 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 4 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 5 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 6 社会教育施設災害復旧事業計画
- 7 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 8 都市災害復旧事業計画
- 9 上下水道災害復旧事業計画
- 10 住宅災害復旧事業計画
- 11 その他の計画

第3節 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、財源の確保に努める。なお、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業は、次のとおりである。

【各班共通】

1 法律等の概要

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業については、本編第4節に掲げる。

＜表4-1＞ 国が財政の援助を行う法律及びその対処となる事業一覧

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路等の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関運営事業、感染症予防事業
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
土地区画整理法	被災地の復興を目的とした土地区画整理事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業

【事務局、企画財政班】

2 災害復旧事業の担当窓口

県の各担当部署が窓口となって申請、相談等を受け付ける。

第4節 激甚災害法の適用等

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚法」が制定されている。

町内で大規模な被害が生じた場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な応急復旧計画を実施する必要がある。「激甚法」指定の手続については、次のとおりである。

【事務局、企画財政班】

1 激甚災害の指定

災害が発生した場合、町長は速やかにその災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている（災対法第53条）。

内閣総理大臣は、これを受けて災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることとなる。

また、激甚災害については、「激甚災害指定基準（昭和37年）」と「局地激甚災害指定基準（昭和43年）」の2種類を中央防災会議で決定している。

【事務局、企画財政班】

2 激甚災害に関する調査報告（災対法第53条第1項）

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。報告事項は次のとおりである。

- (1) 災害の発生
- (2) 災害の発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対して、とった対策
- (6) その他必要な事項

【各班共通】

3 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、町長及び適用対象事業を所管する班長は、県知事及び担当部局長と連絡をとり、激甚災害指定を促進する。

【各班共通】

4 特別財政援助の交付に係る手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する班長は、速やかに関係調書等を作成し、県に報告する。

【事務局、企画財政班】

5 激甚災害に係る財政援助等

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、令2～3条）

- ① 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

② 公共土木施設改良復旧事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これとあわせて施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業。

③ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

④ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

⑤ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム等の災害復旧事業

⑥ 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁にかかる感染症予防事業及び同法第57条の規定により市町村長が行う感染症予防事業

⑦ 堆積土砂排除事業（公共施設区域内）（公共施設区域外）

激甚災害に伴い、公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行するもの

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

⑧ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

④ 土地改良区等の行う湛水排除事業

(3) 中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

② 事業協同組合等施設災害復旧事業

(4) その他の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業

② 私立学校施設災害復旧事業

③ 市町村による感染症予防事業に関する負担の特例

④ 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

⑤ 水防資材費の補助の特例

⑥ 罹災者公営住宅建設事業

⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入

⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 被災施設の迅速な復旧

国〔国土交通省〕は、町が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により町を支援することができる。

国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は町長から要請があり、かつ当該県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援することができる。

第2章 計画復興の進め方

町は、被災前に抱える課題を解決し、被災を契機に災害に強い都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変するために、災害復興計画を速やかに作成する。計画の作成にあたっては、被災前に抱えていた問題を解決するとともに、住民や、関係機関との調整並びに合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

第1節 災害復興対策本部の設置

【各班共通】

町は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、本部の組織は次のとおりとする。

災害復興対策本部	
■本部長	町長
■副本部長	副町長
■副本部長	教育長
◇本部員	まちづくり建設課長
	議会事務局長
	総務課長
	企画財政課長
	住民課長
	税務課長
	町民生活課長
	環境資源課長
	福祉課長
	子育て支援課長
	健康介護課長
	産業観光課長
	会計管理者
	教育推進課長

<図4-1> 災害復興対策本部組織図

第2節 災害復興計画の策定

【事務局】

1 災害復興方針の策定

町は「災害復興対策本部」を設置した場合、災害復興方針の策定にあたり、学識経験者、有識者、行政関係職員等から意見を求めるものとする。なお、策定した復興方針については、速やかに住民に公開する。

【事務局】

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市街地復興に関する計画
- (2) 産業振興に関する計画
- (3) 生活復興に関する計画
- (4) 都市基盤強化に関する計画
- (5) 計画実行のための手法・財源・推進体制等

第3節 災害復興事業の実施

【まちづくり建設班】

1 市街地復興事業の関する行政上の手続きの実施

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定（通常の都市計画決定の手続きと同様の見直し手順）し、建築行為等について制限を行う。

なお、被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が消失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域、土地区画整理事業等を実施できる区域を被災市街地復興推進地域として指定できるため、災害復興事業を進める際には、積極的に活用を図る必要がある。

【まちづくり建設班】

2 震災復興事業の実施

町は、災害復興対策本部の指揮のもと、まちづくり建設班が中心となり、町組織が一丸となって災害復興計画に基づく災害復興事業を推進する。

第3章 住民生活の安定・復旧

震災が発生した場合、多数の住民が家財や住宅を喪失する等の被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

町及び防災関係機関は相互に協力して、被災した住民生活の早期回復と自力復興を促進するとともに、住民生活の早期安定と社会秩序の維持を図るための対策を取るものとする。

この章では、住民生活の早期回復を図る対策について定める。

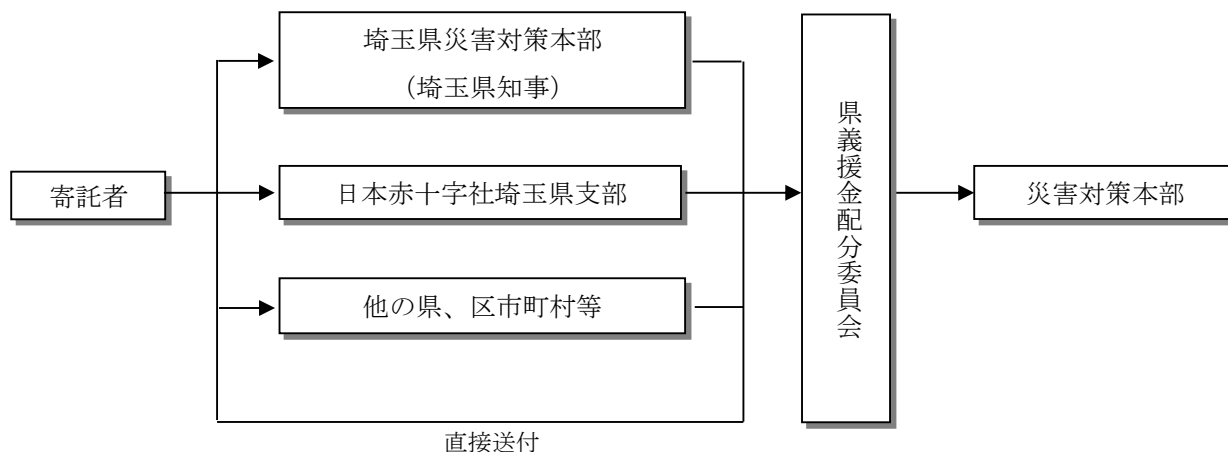
第1節 義援金品の受付、配分

全国から寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するために、受付、保管、輸送等について、町、県及び日本赤十字社（日赤）は協力し、総合的な計画を立てるとともに、計画に基づき活動を実施する。

【事務局、福祉班、会計班】

1 義援金等の受入

寄託者から送られた義援金品は、次の経路により町に寄託される。



<図4-2> 義援金等の受入の経路図

町に寄託された義援金品は、福祉班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受付後、福祉班に引き継ぐ。

また、義援金品等の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書（別冊資料編 様式-43 参照）を発行する。

なお、災害時においては、同一物資が大量に必要となり、効率的に調達・配分する必要があるため、個人からの義援物資については、原則、提供を受けないものとし、極力、金銭での協力を依頼する。

【福祉班、会計班】

2 義援金品の保管

義援金は、会計班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成し、管理するものとする。

また、義援品については、役場庁舎、又は公共施設の会議室等を一時保管場所として利用する。

なお、義援金品が大量に届く場合は、第3編 第11章 第6節 輸送集積地 に記載されているとおり、輸送集積地を設置し、対応する。

【事務局、福祉班】

3 義援金品の配分

応急対策上、現に不足している物資で、直ちに利用できる義援品は、災害対策本部の指示のもと、福祉班において有効に活用する。

義援金については、被害状況の確定後、被災地区や被災者の状況等を考慮し、県義援金配分委員会で決定された配分計画に基づき、町に配分される。このため、配分された義援金等については、福祉班で配分計画を立案し、災害対策本部で配分計画を決定した後、その一部又は全部を公正に配分する。また、被災者に対する配分に際しては、自主防災組織等に協力を要請し、迅速に対応する。

第2節 災害住民相談

【各班共通、久喜宮代衛生組合】

1 生活相談

町は、被災した住民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に対する問い合わせ、相談、要望等に対応する（ここでは、住民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とする）。

(1) 住民相談室の設置

- ① 住民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を町に提供する。
- ② 専門相談員等の派遣

町は、専門知識を必要とする相談案件に対応するため、関係団体に、住民相談室へ専門家等を派遣するよう要請する。

(2) 主な専門相談への対応

＜表4-2＞ 災害住民相談対応事項

相談事項	担当	相談内容	実施方法
外国人相談	町民生活班	外国人への生活情報の提供等	外国語のできるボランティアの住民相談室等への派遣
法律相談	総務班	借地借家契約、損害補償の相談	電話、窓口対応による相談
労働相談	産業観光班	賃金、解雇、社会・労働保険等の相談	電話、窓口対応による相談
避難行動要支援者等相談	福祉班 子育て支援班 健康介護班	高齢者、障がい者、乳幼児等の生活、福祉、子育てに関する相談	避難所等への巡回相談の実施
保健・医療相談	健康介護班	保健・医療の相談	避難所等への巡回相談の実施

相談事項	担当	相談内容	実施方法
環境相談	環境資源班	生活衛生、動物保護等の相談等	電話、窓口対応による相談
	環境資源班 まちづくり建設班	がれき、住宅の解体・撤去の相談等	電話、窓口対応による相談
	久喜宮代衛生組合	生活ごみに関する相談等	電話、窓口対応による相談
消費者、中小企業 経営等相談	産業観光班	消費、中小企業の経営・融資等の相談	電話、窓口対応による相談
建築相談	まちづくり建設班	住宅に関する相談	電話、窓口対応による相談
教育相談	教育推進班	児童・生徒、養護教育等の相談	電話、窓口対応による相談

(3) その他の相談

その他の相談については、パンフレットや関係機関等の紹介により対応する。

第3節 罹災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

【健康介護班】

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態や反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったことによるショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀
- (5) 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

【健康介護班】

2 心のケア

前述の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。

- (1) 精神科医師、保健師等による避難所の巡回相談
- (2) 保健所等での精神保健相談
- (3) 小・中学校での子どもに対する精神的カウンセリング
- (4) 専門施設での電話相談窓口の開設
- (5) 情報広報紙の発行、罹災者への情報提供
- (6) 避難所における罹災者向けの講演会、研修会の実施

第4節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を生活支援のために支給する。

なお、町が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するのは、次の場合とする。

【福祉班】

1 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律、同条例）

対象災害	ア 埼玉県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村が1以上ある場合 イ 当該市町村の区域において、自然災害により5世帯以上の住宅の滅失があった場合 ウ 埼玉県内において、自然災害により5世帯以上の住宅の滅失があった市町村が3以上存在する場合 エ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合
支給対象	ア 上記の災害による死亡者（3月以上の行方不明者を含む） イ 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	ア 死亡者が遺族の生計を維持していた場合 500万円 イ ア以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2・県 1/4・市町村 1/4

【福祉班】

2 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律、同条例）

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けたものとする。
支給額	ア 生計維持者 250万円 イ ア以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【福祉班、まちづくり建設班、社会福祉協議会】

3 災害援護資金及び生活福祉資金の貸付け

本部長は、県内に災害救助法が適用された震災で住宅及び家財に被害があった者に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

また、災害救助法の適用に至らない小規模な災害の場合には、埼玉県社会福祉協議会において、低所得世帯を対象とした生活福祉資金の貸付けを行う。

(1) 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律、同条例）

対象災害	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得金額が次の金額を超えた世帯は対象者とはならない。 ア 世帯員が1人 220万円 イ 世帯員が2人 430万円 ウ 世帯員が3人 620万円 エ 世帯員が4人 730万円 オ 世帯員が5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額 カ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	
貸付金額	ア 世帯主の1月以上の負傷	限度額 150万円
	イ 家財の1/3以上の損傷	限度額 150万円
	ウ 住居の半壊	限度額 170(250)万円
	エ 住居の全壊	限度額 250(350)万円
	オ 住居と全体が滅失もしくは流失	限度額 350万円
	カ アとイが重複	限度額 250万円
	キ アとウが重複	限度額 270(350)万円
	ク アとエが重複	限度額 350万円
	※()は、特別の事情がある場合の額	
利率	年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子	
費用	貸付原資の2/3は国庫補助、1/3は県負担とする	
償還期間	10年間とし、据置期間はそのうち3年間（特別の場合は5年間）	
貸付対象となる被害	ア 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 イ 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害	

(2) 生活福祉資金（生活福祉資金の貸付について【厚生省事務次官通知】）

① 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）（平成30年4月1日現在）

② 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）（平成30年4月1日現在）

(3) 災害復興住宅融資

① 災害復興住宅建設資金に基づく融資

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付された者 自身が居住するための住宅を補修する者 年収に占める全ての借入の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が基準を満たしている者 		
	年収	400万円未満	400万円以上
	総返済負担率基準	30%以下	35%以下
	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の方 		
貸付限度	以下の額又は所要額のいずれか低い額が限度（10万円以上1万円単位） 土地を取得する場合※ 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円 ※土地を取得する場合とは、罹災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合		
利率	加入する団体信用生命保険の種類等に応じる（令和4年3月1日現在） 団体信用生命保険に加入する場合 年0.85～1.09% 団体信用生命保険に加入しない場合 年0.65%		
償還期間	次の①又は②のいずれか短い期間で設定（1年以上1年単位） ① 最長返済期間 35年（元金据置期間を含まない） ※融資契約日から最長3年間（1年単位）の元金据置期間を設定可能 ※元金据置期間を設定した場合も、完済時の年齢の上限は80歳 ② 申込本人又は収入合算者のいずれか年齢の高い方の申し込み時の年齢（1歳未満切上げ）を80歳から差し引いた年数 ※収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限る。		
その他	住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付された者は、当該罹災証明書（写）の提出に加え、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することにより申し出た場合限り、申し込むことが可能（「準半壊」、「一部損壊」等は対象外）		

② 災害復興住宅補修資金に基づく融資

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付された者 自身が居住するための住宅を補修する者 年収に占める全ての借入の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が基準を満たしている者 		
	年収	400万円未満	400万円以上
	総返済負担率基準	30%以下	35%以下
	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の方 		
貸付限度	以下の額又は所要額のいずれか低い額が限度（10万円以上1万円単位） 1,200万円		
利率	加入する団体信用生命保険の種類等に応じる（令和4年3月1日現在） 団体信用生命保険に加入する場合 年0.85～1.09% 団体信用生命保険に加入しない場合 年0.65%		
償還期間	次の①又は②のいずれか短い期間で設定（1年以上1年単位） ① 最長返済期間 20年（元金据置期間を含まない） ※融資契約日から最長1年間の元金据置期間を設定可能 ※元金据置期間を設定した場合も、完済時の年齢の上限は80歳 ② 申込本人又は収入合算者のいずれか年齢の高い方の申し込み時の年齢（1歳未満切上げ）を80歳から差し引いた年数 ※収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限る。		

第5節 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金が支給される。

【福祉班】

1 被災者生活再建支援制度の概要（被災者生活再建支援法）

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																										
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）																										
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害																										
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯、又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等により、やむを得ない事由で住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満																										
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額とする。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊等> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <中規模半壊> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								

市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【福祉班】

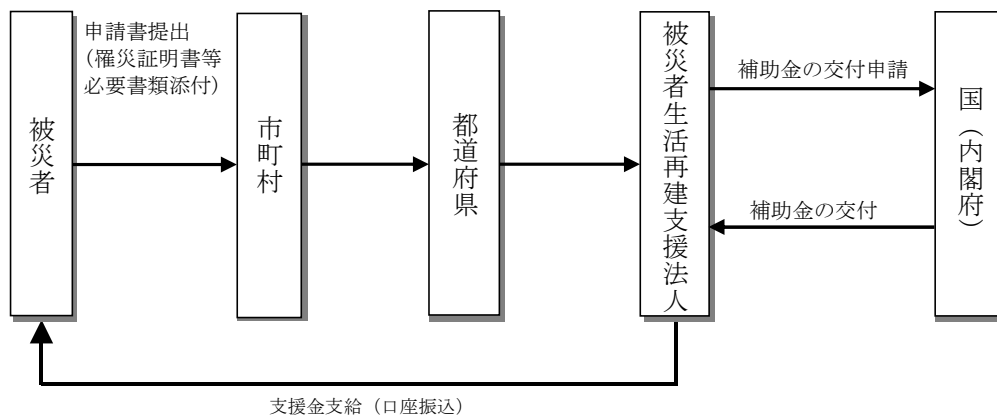
2 支援金の支給

(1) 支援金支給に伴う業務

町は、支援金を被災者に支給するために、以下の業務を行う。

- ① 住宅の被害認定
- ② 罹災証明書等の発行
- ③ 被害世帯の支給申請にかかる窓口業務
- ④ 支給申請書の取りまとめ及び県への送付
- ⑤ 使途実績報告書の取りまとめ及び県への送付

(2) 支援金の支給手続き



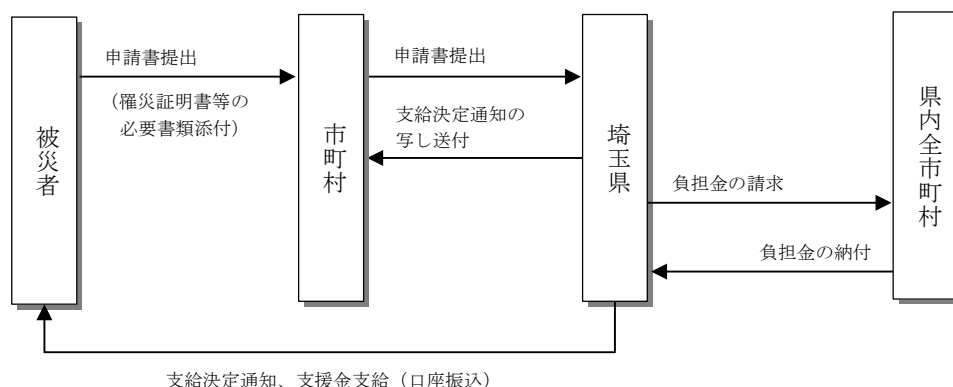
＜図4-3＞ 支援金の支給手続きの流れ

（注）県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建法人に委託している。

3 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要（被災者生活再建支援法が適用とならない地域）

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。				
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの。 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付				
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定				

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



＜図4-4＞ 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続の流れ

【税務班】

4 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

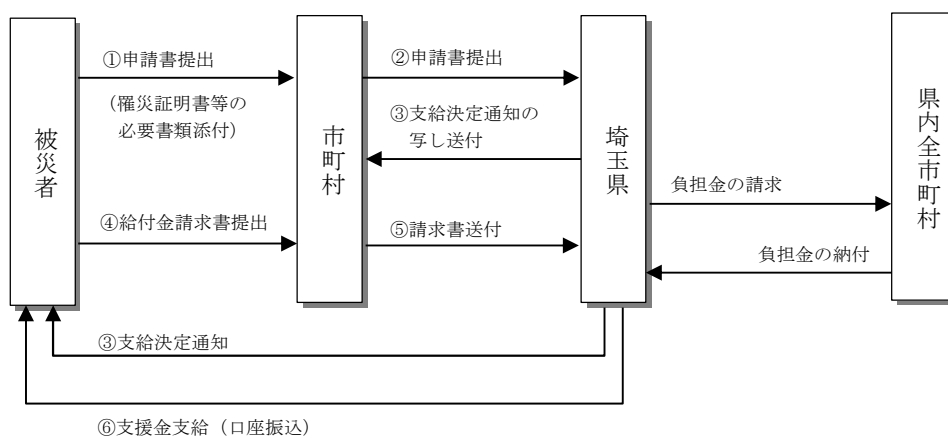
【税務班】

5 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特的な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）

	① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



<図4-5> 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続の流れ

第6節 町税等の減免等

罹災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者に対し、地方税法又は町税条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じるものとする。

【住民班、税務班、健康介護班】

1 町税等の納税緩和措置

(1) 災害等による期限の延長

町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該行為の期限を延長するものとする。当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内（特別徴収義務者については30日以内）において、当該期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条第1項）

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付、又は納入することができないと認めるときは、その者の申請（別冊資料編 様式-44）に基づき徴収を猶予することができる。

また、これは介護保険料の場合においても同様とする。

【介護保険料の場合】（宮代町介護保険条例第11条1項第1号）

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他財産について著しい損害を受けたこと。

(3) 滞納処分等の執行の停止等（地方税法第15条の7）

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けたときは、滞納処分等の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免をすることができる。

(4) 減免

納税者、又はその者の属する世帯と生計を一にする者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、納税が困難となった場合、町は町税等について、減免をすることができる。

① 減免の対象

町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料等

② 減免の手続き

減免を希望する被災者は、減免申請書（別冊資料編 様式-45）の理由欄に被害状況を記入し、罹災証明書（罹災者名簿で確認できるものは不要）を添えて税務班に申請する。なお、国民健康保険税については住民班に、介護保険料については、健康介護班に申請する。

(5) 町税等の延滞金の免除

震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、損失を受け、納税が困難となった場合、町は町税等について、延滞金を免除することができる。

(6) 税に関する証明書等の発行手数料の減免

災害により被害を受けた者であって、特に必要と認める場合は、税に関する証明等の手数料について減免を受けることができる。

第7節 職業（仕事）のあっ旋（関係機関）

【産業観光班】

町は、震災による離職者に対して、「埼玉労働局」を職業のあっ旋窓口として紹介する。
 なお、埼玉労働局では、職業のあっ旋について、次のとおり取り扱う。

＜表4-3＞ 震災離職者への職業あっ旋取り扱い

担当 部署	職業のあっ旋の取扱い
埼玉労働局公共職業安定所・出張所	1 災害による離職者の把握に努め、あわせて市区町村の被災状況等を勘案するとともに、県内の各公共職業安定所同士が緊密な連絡をとり、速やかに就職先のあっ旋を図る。
	2 被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者に対して、早期の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等を速やかに把握し、次の対応を行う。 (1) 被災者に向けた臨時の職業相談窓口の設置 (2) 公共職業安定所に向かいに行くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 (3) 職業訓練受講の指示・職業転換給付金制度の活用等 (4) 災害救助法が適用された町村長から労務需用があった場合の労働者のあっ旋
	3 失業等給付の支給 (1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書に基づき事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。 (2) 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給 激甚災害に対処するため、特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。
	4 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案については、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。

第8節 罹災証明と被災証明

罹災証明は、被災者の救済のため、建物被害の程度に応じて、災害救助法による各種措置や町税等の減免を目的として発行する。

被災証明は、罹災証明書発行のための被害調査を行うにあたり、時間的な余裕がないときに、被災の事実を証明するために発行する。

【税務班】

1 罹災者台帳

税務班は被災世帯調査の結果等をもとに、罹災者台帳（別冊資料編 様式-48）を積極的に作成する。主に次の内容を罹災者台帳にとりまとめる。

【罹災者台帳の記載（記録）内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・建物の被害状況、その他に町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・避難行動要支援者等であるときは、その旨及び避難行動要支援者等に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

【税務班】

2 罹災証明書の発行

罹災証明書（別冊資料編 様式-47 参照）の発行事務は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた建物について、罹災者台帳（別冊資料編 様式-48 参照）をもとに税務班が罹災証明申請書（別冊資料編 様式-46 参照）に基づき行う。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

【税務班、消防組合】

3 罹災証明の範囲

- (1) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊に至らない（一部損壊）
- (2) 火災による焼損及び消火損

住宅以外のものが、罹災した場合、火災については、消防組合が罹災証明を発行するものとし、火災以外については町が罹災証明を発行する。

【税務班、まちづくり建設班、消防組合】

4 罹災証明の調査

(1) 罹災住宅の調査は、次のとおり分担する。

発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会が県により実施される。町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、埼玉県・市町村人的相互応援制度や国の応急対策職員派遣制度、民間団体との協定等による人的支援を申請する。

＜表4-4＞ 罹災住宅調査分担表

区分	担当部署
損壊住宅	税務班(注1) まちづくり建設班
焼損・消火損	消防組合

(注1) 災害対策本部が設置された場合は、本部が解散した後も、税務班が担当する。

(2) 罹災証明書の発行は、次のとおり分担する。

＜表4-5＞ 罹災証明書発行分担表

区分	証明権者
損壊家屋	町長
焼損・消火損	消防組合

【税務班】

5 被災証明書の発行

被災証明書(別冊資料編 様式-49 参照)は、被災の事実を証明する書類で、保険金等の請求や町税等の減免で使用する。住宅以外の建物や家財道具、門柱、門扉等の被害については、被災写真等に基づき罹災証明を発行する。証明書の発行を申請する住民は、可能な限り、被災写真等(2~3枚)を添付し、申請する。

【税務班】

6 証明手数料

罹災証明書、被災証明書の発行にあたっては、証明手数料は徴収しない。

第9節 地域経済の復興支援

町は、地域経済の復興を支援するため、生活関連商品等の流通や、販売の健全化に努める。また、国等では、災害に見舞われた被災中小企業、農林事業者を対象とした各種の融資制度があることから、産業観光班はこれらの融資制度の適用条件等について確認を行い、被災した事業者に対して情報提供を行う。

【産業観光班】

1 消費生活情報の把握

町は、生活関連商品等の価格動向、需給、流通状況等についての情報を収集し、必要に応じて、災害に伴う便乗値上げや売り惜しみ等を防止する取り組みを実施する。

(1) 生活関連情報の収集

関係機関による調査の結果を活用することにより、生活関連情報の収集を行う。

(2) 生活関連商品等の安定的な供給の確保

事業者が、「買い占め」、「売り惜しみ」等の不適正な行為を行っている場合は、関係機関へ通報、又は相談する。

【産業観光班】

2 被災中小企業への融資

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

災害で被害を受けた中小企業の復旧のため、県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請する。要請を受けた協力金融機関等は、中小企業者に対して融資を行い、事情の安定を図ることとしている。

(1) 経営安定資金（埼玉県経営安定資金制度要綱）

融資対象	県内の被災中小企業者及び中小企業組合であって、次の各号に該当するもの ① 県内において客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないもの ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金8,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金8,000万円（災害復旧のみ）	
融資条件	使 途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 1年超10年以内（災害復旧関連に限る。） 運転資金 1年超10年以内
	利 率	融資期間が5年超10年以内の場合 年0.9%以内（特定関連業種は年1.0%以内）（令和3年度） 融資期間が3年超5年以内の場合 年0.8%以内（特定関連業種は年0.9%以内）（令和3年度） 融資期間が1年超3年以内の場合 年0.7%以内（特定関連業種は年0.8%以内）（令和3年度）
	担保及び保証人	担保は、金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める 保証人は、個人は原則不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要。
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	1年以内据置元金均等月賦償還（災害復旧関連は3年以内据置（危機関連保証を利用する場合にあっては2年以内据置）元金均等月賦償還）	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

3 被災農林事業者への融資

(1) 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内（令和3年3月26日現在）
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、又は金融機関
担 保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

(2) 株式会社日本政策金融公庫 復旧施設資金

貸付の相手方	① 農林漁業を営む者 ② 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
資金使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ① 果樹の改植等（主務大臣指定施設）果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ② 個人施設（主務大臣指定施設）農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③ 共同利用施設農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
借入金利	借入期間に応じて0.16～0.20%（令和3年12月20日現在）
償還期限	15年（うち据置期間3年）以内 （果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内）
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船（20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）
担 保	保証人、又は担保
その他	株式会社日本政策金融公庫支店（農林水産事業）経由で申し込む

(3) 株式会社日本政策金融公庫 農林漁業セーフティネット資金

貸付の相手方	被害農林漁業者
要件	災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた等
貸付利率	借入機関に応じて 0.16%～0.30%（令和4年2月21日現在）
償還期限	10年以内（うち据置期間3年以内）
貸付限度額	600万円 （簿記記帳農林漁業者：年間経営費の6/12又は粗収入の6/12に相当する額のいずれか低い額）

(4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内（令和3年3月26日現在）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	町長の認定した損失額、又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	町の被害認定を受けたもの

(5) 農業災害の補償等（農業保険法）

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

第5編 その他災害・事故対策編

第1章 基本方針

一般的に、地域防災計画で位置づけられる主な災害は、地震災害と風水害であるが、災対法第2条（定義）において、「災害」の定義を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義している。

これらの大規模な災害は、災対法第1条（目的）に定める「国民の生命、身体及び財産」に危険を及ぼす可能性が高いものであり、中央防災会議で策定している「防災基本計画」や、埼玉県で策定している埼玉県地域防災計画においても、これらの災害対策について定めているところである。

そのため、当町の地域防災計画においても、法に基づきこれらの計画に準じて本編に掲げる様々なその他の災害、事故についても計画上定めるものである。

なお、災害の発生により災害対策本部の設立が必要となった場合については、「第3編 災害応急対策編」に準じて対応するものとする。

第2章 大規模火災対策

第1節 大規模火災予防

町は、消防団と連携しながら、消防組合を中心に大規模火災の予防に努めるとともに、消防組織の育成、消防施設の充実を推進していく。

また、建築物の不燃化や災害に強い都市構造の形成等に努めるとともに、平常時からの情報通信体制の整備、関係機関の連携、資機材の整備、防災に関する知識の普及や意識の啓発を図る。

【町民生活課、まちづくり建設課、消防組合】

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震化及び不燃化、避難路、避難地及び緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等によりの確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川を消防水利として活用するために施設の整備等を図るものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の維持管理

消防組合は、多数の者が出入りする事業所等の建築物、駅、レジャー施設等の消防用設備等が、災害時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者による定期的な点検や適正な維持管理を促進する。

② 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進するものとする。

ア 建築物の不燃化の促進

都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定

イ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

ウ 高層建築物等に係る防災計画指導

③ 建築物の延焼の防止

建築物の延焼防止を図るため、次の対策を推進するものとする。

ア 既成市街地の再整備

地区生活道路やポケットパーク等の整備

イ 住宅密集地域の解消

集合住宅への誘導、民間宅地開発等への誘導

ウ 再開発・区画整理の実施に伴う防災基盤の強化

駅前再開発や区画整理事業、都市計画道路の整備に合わせた良質な住宅の整備、建築物の延焼防止を図るため十分な道路幅員の確保及び都市空間の創出

(3) 火災発生原因の制御

① 建築物の防火管理体制

学校、工場等の収容人員 50 人以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物について消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

また、消防組合は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

② 予防査察指導の強化

消防組合は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう関係者に対して指導するものとする。

③ 高層建築物等の火災予防対策

消防組合は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

④ 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、消防組合は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

【総務課、税務課、町民生活課、環境資源課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課/
事務局、総務班、企画財政班、住民班、町民生活班、環境資源班、福祉班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、消防組合、消防団】

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

町は、関係市町、県、国、警察機関、消防機関等の関係機関から、情報を収集するとともに、連絡調整ができる体制を整備するものとする。整備にあたっては、夜間、休日の場合等においても、対応できる体制とする。

② 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連の情報を収集し、収集したデータについて蓄積に努める。また、火災の発生及び延焼拡大の危険性がある区域を把握し、被害想定を実施するとともに、災害時に危険性のある区域として、住民への周知の際に収集・整理したデータを活かすものとする。

③ 通信手段の確保

町は、大規模火災が発生した時の情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムを整備・拡充するとともに、相互接続により、ネットワーク間の連携を確保する。

(2) 災害応急体制の整備

① 班員の体制

町は、各班における班員の非常参集体制を整備するとともに、平常時から応急活動のためのマニュアルを作成し、班員への周知を図るものとする。また、あらかじめ活動手順や資機材・装備の使用方法を習熟しておくとともに、他の班員や関係機関等と連携して定期的に訓練を実施するものとする。

なお、班員の非常参集体制の整備にあたっては、災害時の対応は迅速で的確に実施することが重要であることから、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

② 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各防災関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するとともに、平常時から防災関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 消火活動体制の整備

消防組合は、大規模火災に備え、防火水槽の整備に努め、あわせて町も消火栓の整備に努める。また、プールや河川等の既存水利を把握するとともに、指定水利としての活用を図り、水源の確保と消防水利の適正な配置に努めるものとする。

町は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等と連携を図りつつ、町内における被害の想定、それに伴う消防水利の確保及び消防組織体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

大規模火災の発生時に緊急輸送活動を効果的に実施するため、町は、「第2編 第3章 第3節 6(1) 緊急輸送道路の指定・追加」に定める緊急輸送道路を活用したネットワークの整備に努めるものとする。

また、町は、道路情報（案内）板等の道路交通関連の施設についても、災害時における管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 避難収容活動への備え

① 避難誘導

町は、避難場所、避難所及び避難路をあらかじめ確保し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を作成するものとする。また、町は、大規模な火災が発生した時に、避難行動要支援者について適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

なお、避難路の確保については、「第3編 第1部 第9章 第7節 避難の誘導及び搬送」に準じるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。

② 避難場所・避難所

避難場所、避難所については、「第2編 第3章 第3節 緊急対策活動のための準備」に準じる。

また、町は、あらかじめ、避難場所・避難所の運営管理のために、住民に対して、必要な知識等の普及に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者及びその他の関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握する。また、応急復旧活動を行うための体制や資機材については、あらかじめ整備しておくものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報を迅速かつ正確に伝達するため、報道機関と連携を図り、平常時から広報体制を整備するとともに、住民等からの問い合わせに対応する体制についても、あらかじめ計画を作成するものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

町及び事業者は、大規模な火災を想定し、各種防災訓練等を通じて、実践的な消火活動、救急・救助活動等についての訓練を実施するものとする。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害の状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況等を加味し、適切な訓練時間を設定する等、より実践的な訓練となるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて、訓練体制等の改善を行うものとする。

【町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課、消防組合】

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

消防組合は、町と連携して、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難場所・避難所でとるべき行動等について周知を図るものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

消防組合は、住民等に対して、消火器、避難用補助具及び住宅用防災機器といった防災関連設備等の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者等への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、避難行動要支援者等に十分配慮するとともに、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第2節 大規模火災対策

大規模火災が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、県等の関係機関との連携のもと、迅速な消火活動に努めるとともに、的確な緊急輸送、避難収容、情報提供等に努める。

【事務局、税務班、消防組合、消防団】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

ア 町

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等について情報を収集するとともに、被害規模については概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

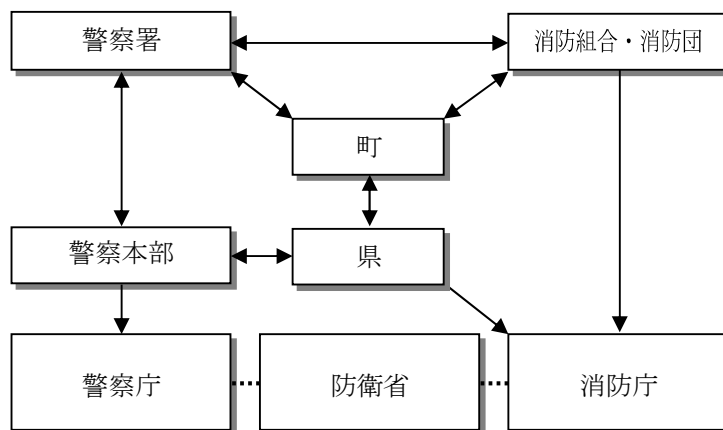
イ 県、警察機関

県は、必要に応じて、目視やヘリコプターを活用した撮影等により被害情報の収集を行うものとする。

また、町等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を、警察機関、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

② 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



＜図5-1＞ 大規模火災情報の収集・連絡系統図

ア 応急対策活動情報の連絡

町は、県及び関係機関に対して、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況及び応援の必要性等を報告するものとする。また、町は、県及び関係機関への、応急対策活動等の情報に関する報告とあわせて、相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町及び県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、災害情報の連絡のために通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関のために、重要通信の確保を優先的に行うものとする。

【事務局、税務班】

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに班員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な対策を取るものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対して、設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

【消防組合】

3 消火活動

消防組合は、大規模火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握しながら、消火活動を迅速に行う。また、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うとともに、消火活動の調整を行うために指揮本部を設置する。

【企画財政班、まちづくり建設班】

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

町、県及び警察機関は、現場の警察官、関係機関等による情報のほかに、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、町民生活班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、消防組合、消防団】

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第3編 第1部 第9章 第7節 避難の誘導及び搬送」に準じる。

【企画財政班、町民生活班、子育て支援班、まちづくり建設班、教育推進班】

6 施設・設備の応急復旧活動

町、県及び指定公共機関等は、専門技術をもつ人材等に、それぞれが所管する施設・設備の緊急点検を実施させ、これらの被害状況等を把握するとともに、所管する施設・設備はもとより、ライフラインの応急復旧を速やかに行うものとする。

【応急復旧対象の施設】

- ・庁舎、旧いきがい活動センター、福祉交流館すてっぷ宮代（企画財政班）
- ・進修館（町民生活班）
- ・保育園（子育て支援班）
- ・上下水道施設等（まちづくり建設班）
- ・学校、総合運動公園、郷土資料館、図書館、公民館（教育推進班）

【総務班】

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、大規模火災の状況、被災者の安否情報、ライフラインの被害状況、交通施設の被害状況、公共施設の復旧状況、医療機関等の開設情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報及び交通規制の状況等について、正確かつきめ細やかな情報を、適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等で行うだけでなく、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て実施する。また、実施にあたっては、避難行動要支援者等に対して、十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対して、大規模火災の状況、被災者の安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を、積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員を配置し、問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。また、あわせて効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第3章 危険物等災害対策

町内には、令和3年11月現在、22の危険物施設があることから、町は、消防組合を中心として、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、保安体制の強化、施設の適正な維持管理、保安措置を講じるための保安教育及び防火思想の啓発等について、周知徹底を図るとともに、県、危険物施設管理者と密接な連携を保つことで、災害の防止を図るものとする。また、あわせてサリン等による人身被害に対応できる体制の整備に努めるものとする。

また、応急対策の実施にあたっては、危険物という災害の特殊性を考慮しながら、当該施設の管理者、消防機関、警察機関、関係機関等が連絡を密にし、被害の拡大を防止するとともに、二次災害を防止するための対策を取るものとする。実施に当たっては、法令、地域防災計画及び当該関係機関が定める防災に関する計画に基づき災害対応に必要となる人員を動員して、その活動に万全を期するものとする。

第1節 危険物施設

【町民生活課、まちづくり建設課、消防組合】

1 予防対策

(1) 危険物製造所等の整備改善

消防組合は、次により危険物製造所等の整備や改善を図る。

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 危険物取扱者制度の運用

消防組合は、次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ② 危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等を実施し、保安教育を徹底する。

(3) 危険物施設の安全管理の徹底

消防組合は、次により施設等について、安全管理の徹底を図る。

- ① 危険物施設保安員等を選任するよう指導する。
- ② 危険物取扱いの予防規程について、作成し、当該規程を遵守するよう指導する。

【事務局、まちづくり建設班、消防組合】

2 応急対策

(1) 応急措置

施設管理者は、消防組合、警察機関、その他の関係機関と連絡を密にし、次の対策を取るものとする。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2節 高圧ガス災害対策

【町民生活課、まちづくり建設課、消防組合】

1 予防対策

町は、県及び施設管理者と連携し、次の活動を行う。

- (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費及び容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察機関及び消防組合と必要な情報交換等による密接な連携の下に、ガス災害予防に関する防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配布し、自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (4) 高圧ガス施設において製造保安責任者等をはじめとする製造現場の責任者が、施設の適正な維持管理のため、保安教育の徹底とあわせて、きちんと日常点検及び定期点検等を実施するよう指導する。

【事務局、まちづくり建設班、消防組合】

2 応急対策

(1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に、災害が発生、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じて、ガスを安全な場所に移動、又は放出させ、住民を安全に退避させるとともに、あわせて消防組合、又は警察署等に通報する。通報を受けた消防組合等は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害の拡大防止に向けた緊急対応を取るものとする。

(2) 応急措置

- ① 高圧ガス災害については、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して対応するものとする。
- ② 施設等の管理者は、消防組合、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の対応を取るものとする。
 - ア ガスの製造作業を中止するとともに、必要に応じて、設備内にあるガスを安全な場所に移動、又は放出し、これらの作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所、又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を貯蔵所から安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる対応が取れない場合には、作業員を退避させるとともに、必要に応じて、付近の住民にも退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器に外傷がある場合、又は火災の場合には、充てんされている高圧ガスについて、他に損害を及ぼすおそれのない水中に沈めたり、地中に埋める等して、安全な場所で廃棄する。
- ③ 町長は、災害の防止、又は公共の安全を維持するために必要があると判断した場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備について基準適合命令を発するものとする。

第3節 毒物・劇物災害対策

【消防組合】

1 予防対策

(1) 消防組合は、県や関係機関と連携し、次の活動を行う。

町及び警察署及び消防組合と連携して、情報交換等を行うだけでなく、必要に応じて、関係機関と協力して防災上の指導にあたる。

(2) 埼玉県は、次のような活動を行う。

① 毒物や劇物の製造、輸入、販売、取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

② 埼玉県毒物劇物協会の協力のもと、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物や劇物の適正な管理について指導する。

【消防組合】

2 応急対策

(1) 活動方針

毒物や劇物の取扱施設で災害が発生し、不特定の者、又は多数の者について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者は、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防組合に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な対応を取るものとする。

また、届出を受けた保健所等は、直ちに関係機関に通報するとともに、災害防止に向けて緊急の対応を取る。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請により、緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）が、応急対策を取るものとする。

(2) 応急措置

施設管理者は、消防組合、警備責任者等と連絡を密にして、すみやかに次の対応を取るものとする。

① 毒物や劇物の流出防止及び薬物による中和

② 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び消火等の必要な災害防止策の実施

③ 緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立

第4節 サリン等による人身被害対策

【町民生活課】

1 予防対策

町は、県や関係機関と連携し、人身被害の発生に速やかに対応できるよう職員の参集体制を整備する。

【事務局、税務班、消防組合】

2 応急対策

(1) 活動方針

サリン等の危険物により、人身被害が発生し、又は発生のおそれがあり、不特定の者、又は多数のものに保健衛生上の危害が生ずるときは、町は、直ちに、その旨を警察署や消防組合に連絡するとともに、県に報告する。

(2) 応急措置

町は、県と連絡を密にして、速やかに次の対応を取るものとする。

- ① 人身被害に関わる建築物、車両、その他の場所への立ち入り禁止
- ② 被害現場にいるものの退去処分及び避難誘導
- ③ 県が救出・救助活動を行うための資機材の提供

第4章 原子力災害対策

原子力災害については、福島第一原子力発電所をはじめとした原子力発電所による放射性物質の漏えい事故、放射性物質の輸送中の事故や、医療機関等による治療中の事故が想定される。

放射性物質漏えい事故の影響は甚大であることから、福島第一原子力発電所での事故を教訓に、防災知識の普及等により、予防対策を進めるとともに、原子力災害対策特別措置法に基づき迅速かつ円滑な応急対策を進める。

第1節 原子力災害予防対策

【町民生活課】

1 住民に対する防災知識の普及

町は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力に関する基礎知識の普及及び防災対策に関する積極的な広報に努める。

【町民生活課】

2 モニタリング設備・機器の整備

町は、県と連携しながら、平常時又は事故発生時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、適正に維持管理するとともに、その操作の習熟に努める。

【町民生活課】

3 安定ヨウ素剤の供給体制の確保

町は、県、医療機関等と連携しながら、安定ヨウ素剤の供給体制の整備を図る。

第2節 原子力災害応急対策

【事務局、消防組合】

1 通報基準・緊急事態判断基準

原子力災害対策特別措置法では、福島第一原子力発電所事故で初めて発令された「原子力緊急事態宣言」や、事業者に通報を義務づける「特定事象」が定められている。

「特定事象」が発生した場合、事業者は、事故発生現場を管轄する市町村、県、警察署、消防組合及び国の関係機関に通報することから、町内で輸送中に放射性物質に関する漏えい事故があった場合には、町及び消防組合で通報を受けるものとする。

また、原子力発電所事故等により「原子力緊急事態宣言」が発令された場合、町は、県地域防災行政無線やテレビ、インターネット等から、情報を得るものとする。

これらの事態が生じた場合には、町は、災害情報連絡のための連絡体制を確保するとともに、関係機関等との間で、密接な情報交換を行い対応するものとする。

緊急事態判断基準（15条事態）

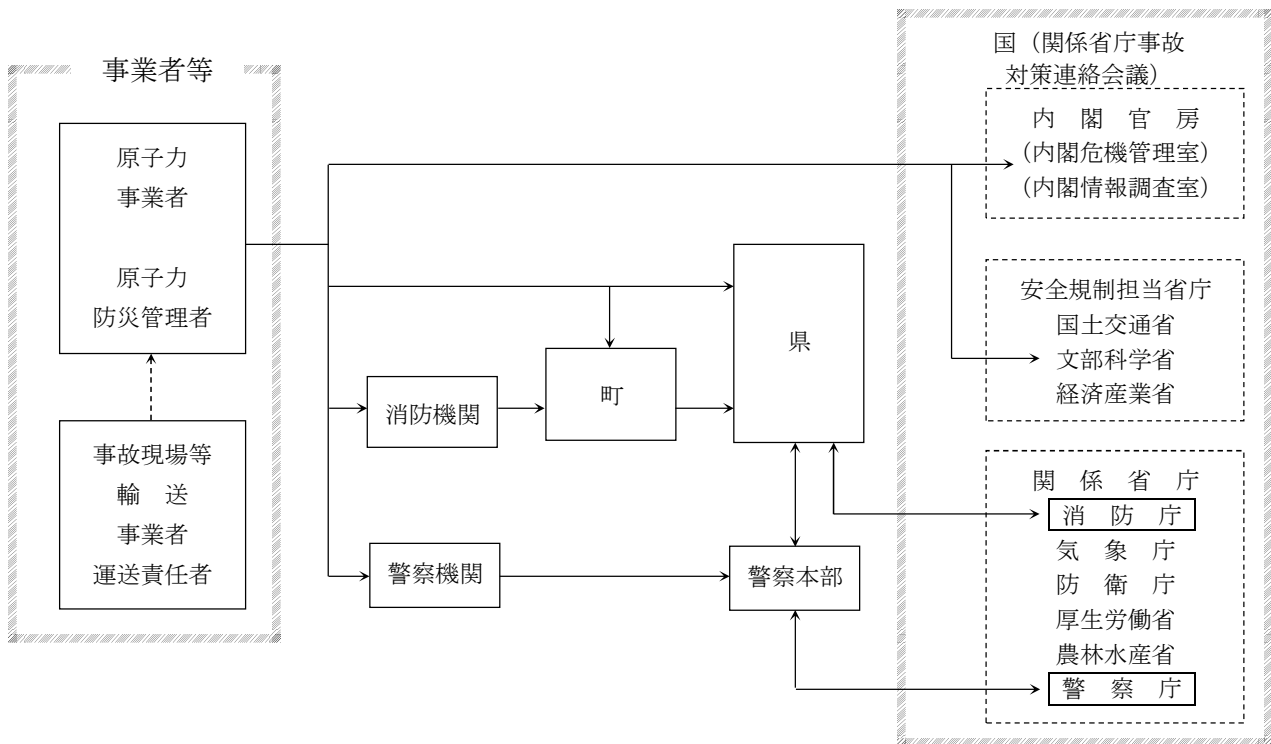
- 1 原子力事業所、又は関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で $500\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）を検出した場合
- 2 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1m離れた地点で、それぞれ通報事象の100倍の数値を検出した場合
- 3 臨界事故の発生
- 4 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること、等

特定事象通報基準（10条通報）

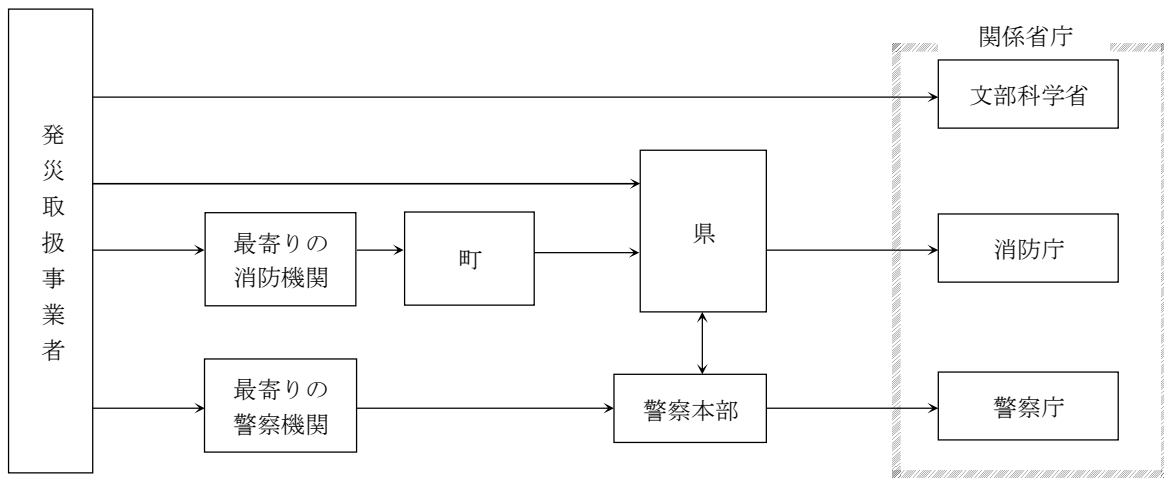
- 1 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合
- 2 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- 3 管理区域以外の場所で、 $50\mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- 4 輸送容器から1m離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合
- 5 臨界事故の発生、又はそのおそれがある状態
- 6 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等

なお、10条通報の後には、以下の事項について消防機関、警察機関、県、町及び関係省庁等に通報する。

- ① 特定事象発生の場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向・風速等）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項



＜図5-2＞ 特定事象発生時の連絡系統



＜図5-3＞ 特定事象以外（例えば放射性物質取扱事業所での事故）の事故の発生時の連絡系統

【事務局】

2 町の活動体制

(1) 原子力緊急事態宣言発出時

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地本部を設置する。

福島第一・第二、東海第二、柏崎刈羽、浜岡原子力発電所での事故や、これらより町に近い位置での事故で原子力緊急事態宣言が発令された場合、町は非常体制第2配備を採るものとする。

それ以外の場合、町は、災害の状況に応じて、警戒体制第2配備、又は非常体制1配備を採るものとする。

(2) 特定事象通報時・その他の通報時

町内、近隣市町での放射性物質の輸送中の事故や、医療機関等による治療中の事故の通報を受けた場合、町は、状況に応じて、非常体制第1配備以上を採るものとする。

それ以外の場合、町は、災害の状況に応じて、警戒体制第1配備以上を採るものとする。

【事務局、消防組合】

3 事業者等による初動活動

(1) 原子力事業者等の初動活動

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故発生後、直ちに関係機関へ通報するとともに、人命救助、消火活動、汚染防止の対応、立入の制限等の事故の状況に応じて応急的な対応を取る。なお、警察官又は消防組合職員の到着後は、警察官等に必要な情報を提供するとともに、その指示に従うものとする。

(2) 警察署の初動活動

事故の通報を受けた警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部に災害警備本部を設置する等により指揮体制を確立する。また、状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他の関係機関と協力して、人命救助及び交通規制等を行うものとする。

(3) 消防組合の初動活動

事故の通報を受けた消防組合は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等を行うものとする。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）は、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域とし、道路上で事故が発生した場合には、現場の前後概ね100mを確保するものとする。

【事務局】

4 県・町による応援要請

県は、町との連絡調整を図りつつ、町に対して、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供等の事故対策について支援・協力を要請する。

町長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を行う。

県は、必要に応じて、県内他市町村に対して、町に対する応援を指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

【事務局、企画財政班、まちづくり建設班】

5 緊急輸送

(1) 緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を、状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が、傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認するとともに、二次汚染を防止する処置を施したうえで、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

町は、班員、住民、近隣市町村、道路管理者及び関係機関から収集した情報をもとに道路損壊による通行障害を把握することにより、道路啓開を迅速に実施し、交通を確保する。

【事務局、総務班】

6 町による屋内退避・避難指示、警戒区域の設定

(1) 退避・避難指示等

町は、原子力災害対策特別措置法又は災対法第60条に基づき、「屋内退避」又は「避難」の指示を行うものとする。

なお、原子力災害対策特別措置法に基づくものについては、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した後、以下の表に基づき、「屋内退避」又は「避難」の指示を発出する。

〈表5-1〉 原子力緊急事態宣言発出時の屋内退避、避難等の措置についての指標

(mSv : ミリシーベルト)

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容	
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量		
10～50	100～500	屋内退避	住民は、自宅等の屋内へ退避 退避の際、窓を閉め気密性に配慮すること
50以上	500以上	避難	コンクリート建物への退避、又は避難対象 区域外への避難

原子力災害対策特別措置法に基づかない医療機関等による治療中の事故について通報を受けた場合、町長は、核燃料物質等による放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときに、災対法第60条に基づき、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示（緊急）を発出する。

いずれの場合においても、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先するとともに、高齢者、障がい者、外国人等についても充分配慮するものとする。

(2) 警戒区域の設定

町は、原子力災害対策特別措置法又は災対法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定することができる。

原子力災害対策特別措置法に基づく場合も、警戒区域の設定権者は町長であるが、東日本大震災では、国からの通知により、一斉に警戒区域が設定された。

災対法第63条第1項に基づくものは、町長が、事業者である原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達する地域、又は達するおそれがあると予測される地域を指定する。

町長は、警戒区域を設定した場合は、近隣市町村長に通知するとともに、警察機関その他の関係機関に対して通知を行い、あわせて協力を要請する。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

7 避難所の開設

町長は、災害に対する安全性を確認した後、必要に応じて、施設管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

町は、県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償請求等の資料とするため、原則として、避難所に収容した住民を登録する。

町は、避難所の開設にあたって、情報の伝達、食料や飲料水等の配布、施設の清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等と協力をしながら、避難所の円滑な運営管理を図る。

また、町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、良好な生活環境の維持に努める。

【事務局、総務班】

8 住民への情報提供

(1) 周辺住民への情報伝達活動

国、県、町及び防災関係機関は、核燃料物質等の事故に伴う災害の状況、被災者の安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の開設情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等について、正確かつきめ細やかな情報を、適切かつ迅速に提供するものとする。

(2) 住民等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員を配置するための体制等を整備する。また、効果的・効率的に情報を収集・整理した後、提供するものとする。

【事務局】

9 食料・飲料水の摂取制限

町長が、事業者である原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、県・国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じて、当該区域等における食料・飲料水の摂取制限を行う。これらを実施するうえでの指標は、次の表のとおりである。

<表5-2> 食料・飲料水の摂取制限措置の指標（放射性ヨウ素）

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)
牛乳・乳製品	300ベクレル/キログラム以上
飲料水	300ベクレル/キログラム以上
飲料水（乳児）	100ベクレル/キログラム以上
野菜類（根菜・芋類を除く。）	2,000ベクレル/キログラム以上

＜表5-3＞ 食料・飲料水の摂取制限措置の指標（放射性セシウム）

対象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル/キログラム以上
牛乳	50ベクレル/キログラム以上
一般食品	100ベクレル/キログラム以上

(注) 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定。

【事務局、税務班、健康介護班】

10 被害調査と応急措置の実施

(1) 被害調査の実施

県の指示に基づき、屋内退避・避難の実施、当該区域への立入禁止、食料・飲料水の制限等に起因して、被災地の住民が受けた被害を調査する。

(2) 放射線量等の測定と応急措置の実施

町は、県と連携して、屋内退避・避難した住民に対して、内部被ばく量、外部被ばく量等についての健康調査を実施する。また、必要に応じて、安定ヨウ素剤の配布等の応急対応を行う。

また、校庭、浄水場の発生土、下水の汚泥、飲料水、給食、農産物等の放射性物質について測定を行い、必要に応じて、除染を実施する。

(3) 傷病者搬送体制の構築

被災地では、被ばく者を早急に対応可能な医療機関に搬送する必要があることから、町は、搬送先として、町内や県内の医療機関に加え、二次・三次被ばく医療機関を検討するとともに、搬送体制の構築に関して、県と協議を行う。

また、救急隊員の二次汚染防止に備えて、放射線防護服等の整備を行う。

【事務局】

11 各種制限措置の解除

放射性物質測定等による調査の結果、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、県、町、原子力事業者等は、交通規制、屋内避難・退避の指示、食料・飲料水の摂取制限等の各種制限について解除を行う。

第5章 鉄道災害対策

町には東武伊勢崎線、日光線の分岐点となる東武動物公園駅のほか、姫宮駅、和戸駅という3つの駅があり、電車の本数も、地下鉄半蔵門線、日比谷線等の直通運転により増え続けている。また、鉄道と道路との交差は、新橋通り線を除き、すべて平面交差となっているため、列車の追突、脱線、転覆、その他の死傷を伴う事故の発生が想定される。このため、これらの多数の死傷を伴う鉄道災害を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

第1節 予防対策

【まちづくり建設課】

町は、町内で鉄道事故が発生した場合における連絡通報体制及び情報収集体制を整備するとともに、職員の非常参集体制、乗客及び現場周辺住民の避難誘導體制等を整備する。

また、鉄道事業者の責務については、「第2編 第4章 第4節 交通施設の安全対策」を準用する。

第2節 活動体制

【事務局、まちづくり建設班】

町は、町内で鉄道事故が発生した場合は、他の市町村、県、指定地方行政機関、町内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第3節 情報収集と伝達の基本方針

【各班共通】

1 情報の収集

町内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策としてすでに実施した事項や、今後の対応策について、県に報告する。その他については、「第3編 第1部 第4章 第1節 情報収集と伝達の基本方針」に準じる。

【総務班】

2 被災者、住民への情報伝達

町は、県及び東武動物公園駅と連携を図り、鉄道事故に伴う災害の状況、被災者の安否確認、医療機関等の開設情報、応急対策に関する情報、鉄道の運行状況等について、被災者、住民及び関係機関等に、適切かつ迅速に提供するものとする。

第4節 避難誘導

【税務班、消防組合】

1 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、次のとおり避難誘導を行う。なお、実施にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

(1) 東武動物公園駅の対応

東武動物公園駅は、列車内又は駅構内にいる乗客を、速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 警察署の対応

警察署は、事業者、消防組合と協力して、列車内、又は駅構内にいる乗客を、速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入りを禁止する。

(3) 消防組合の対応

消防組合は、事業者、警察署と協力して、列車内、又は駅構内にいる乗客を、速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入りを禁止する。

【事務局、総務班、消防組合、消防団】

2 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生したことで、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危険が及ぶ場合、町長、警察官等は、「第3編 第1部 第9章 第3節 避難指示等」に準じて、避難指示を行う。

【事務局、消防組合】

3 救出・救助

(1) 町の対応

町の事故救急対策本部は、職員の派遣を行う等、消防組合の救出・救助活動に対して支援を行う。

(2) 消防組合の対応

消防組合は、関係機関と協力・連携して、救出・救助活動を実施する。また、受傷が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣の消防局等に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業や住民の協力を得て、救出・救助活動を実施する。

(3) 警察機関の対応

① 警察機関は、消防組合と協力をして被害者の救出を行い、あわせて、町の行う救出・救助活動に協力する。

② 警察機関は、事故災害が発生した場合、消防組合と協力して、積極的に生命の危機にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出する。また、危険箇所の監視や、パトロール等を行う。

第5節 消防活動

【消防組合、消防団】

鉄道災害は、死傷者が多数発生することが予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

第6節 応援要請

【各班共通】

救出、救助活動等で要員が不足する場合は、「第3編 第1部 第7章 第1節 防災関係機関との応援協力体制」「同第2節 行政機関に対する応援要請」及び「同第3節 自衛隊の派遣申請・受入れ」に準じて、各関係機関に応援を要請する。

第7節 医療救護

【事務局、消防組合】

災害対策本部は、鉄道事故による受傷者が多く、近隣の医療機関だけでは、受け入れが困難と予想される場合は、消防組合と連携し、近隣の医療機関への受け入れを要請する。

第8節 災害復旧

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

第6章 航空機事故対策計画

航空機事故については、航空機の墜落、衝突、その他の事故により、多数の死傷者を伴う事故が想定される。そのため、航空機事故が発生した場合に備え、事故発生時における応急救助対策及び復旧等の諸対策について定める。

第1節 活動体制

【事務局】

町は、町内で航空機事故が発生した場合は、他の市町村、県、指定地方行政機関、町内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害における応急対策を実施する。

第2節 情報収集

【各班共通】

町内で航空機による事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策としてすでに実施した事項や、今後の対応策について、県に報告する。その他の対応については、「第3編 第1部 第4章 情報収集と伝達」に準じる。

第3節 避難誘導

【事務局、税務班、消防組合】

1 乗客等の避難

航空機による事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、次のとおり避難誘導を行う。なお、実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等を優先して行う。

(1) 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、機内の乗客を、速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 警察機関の対応

警察機関は、事業者消防組合と協力して、機内の乗客を、速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入りを禁止する。

(3) 消防組合の対応

消防組合は、事業者、警察機関と協力して、機内の乗客を、速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入りを禁止する。

【事務局、総務班、消防組合、消防団】

2 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生したことで、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は「第3編 第1部 第9章 第3節 避難指示等」に準じて、避難指示を行う。

第4節 救出、救助

【事務局、税務班、健康介護班、消防組合】

災害対策本部は、職員の派遣を行う等、消防組合の救出・救助活動に対して支援を行う。また、「第3編 第1部 第5章 第3節 救出・救護活動」に準じて、救出・救助活動を実施する。

第5節 消火活動

【消防組合、消防団】

航空機事故は、死傷者が多数発生することが予想され、特に市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命の安全確保を最優先に消火活動を実施する。

第6節 応援要請

【各班共通】

救出・救助活動等で要員が不足する場合は、「第3編 第1部 第7章 第1節 防災関係機関との応援協力体制」「同第2節 行政機関に対する応援要請」「同第3節 自衛隊の派遣要請・受入れ」に準じて、各関係機関に応援を要請する。

第7節 医療救護

【事務局、消防組合】

災害対策本部は、墜落による受傷者が多く、近隣の医療機関だけでは、受け入れが困難と予想される場合は、消防組合と連携し、近隣の医療機関への受け入れを要請する。

第7章 道路災害対策

第1節 道路災害予防対策

地震、水害、その他の理由により、橋梁の落下等による道路構造物の大規模な被害が生じた場合や、危険物を積載する車両の事故等により、危険物等が流出した場合の対策について定める。

【町民生活課、まちづくり建設課】

1 気象情報等の情報収集体制整備

町は、熊谷地方気象台が発表する気象等に関する情報を有効に活用できる体制を整備するとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を取るため道路パトロールによる情報を収集・整理する体制を整える。また、道路施設等に異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、これらの体制に基づき、道路利用者に災害発生危険性について迅速に情報提供するものとする。

【総務課、町民生活課、まちづくり建設課】

2 危険箇所の把握

災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、調査結果をもとに道路施設等の防災対策を行う。また、災害の発生するおそれのある道路区間を、事前に設定し、交通関係者、地域住民及び利用者へ広報する。

【町民生活課、まちづくり建設課】

3 予防対策の実施

災害が発生した際には、道路施設等の被害情報を把握し、あわせて応急復旧活動を行うために必要な体制を備えておくものとする。また、災害からの円滑な復旧を図るために、重要な所管施設については、構造図等をあらかじめ準備しておくものとする。なお、町道については、次の予防対策を実施する。

- (1) 道路施設の点検を通じた現状把握
- (2) 災害を予防するために必要な施設の整備
- (3) 道路施設等の安全を確保するために必要な体制の整備
- (4) 県道との機能分担により安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備と、計画的かつ総合的な整備工事の実施

【まちづくり建設班】

4 資機材の整備

被災した道路等を早期に復旧するため、あらかじめ応急復旧用の資機材を保有するとともに、資機材を扱う業者等と協定を締結する等により、資機材を速やかに手配できるようにしておく。

【各班共通、消防組合、消防団、社会福祉協議会】

5 関係機関との情報の収集・連絡体制の整備

県、警察機関、消防機関等の関係機関との間に、情報の収集・連絡体制を整備し、整備する体制については、夜間、休日の場合にも対応できる体制とする。なお、関係機関との情報連絡システムについては、「第3編 第1部 第4章 第3節 通信手段と役割分担」に準じる。

【まちづくり建設班】

6 緊急輸送活動体制の整備

県では、道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、緊急輸送道路のネットワークの整備を進めていることから、本町においても、関係機関と連携し、発災時の道路管理体制について整備を進めるものとする。

【総務班】

7 被災者への的確な情報伝達活動への備え

道路災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達するため、報道機関と連携を図り、平常時から発災時における広報の仕方と住民等からの問い合わせへの対応について、あらかじめ体制を検討し、整備しておくものとする。

第2節 道路災害応急対策

【事務局、まちづくり建設班】

1 災害情報の収集

(1) 事故情報等の連絡

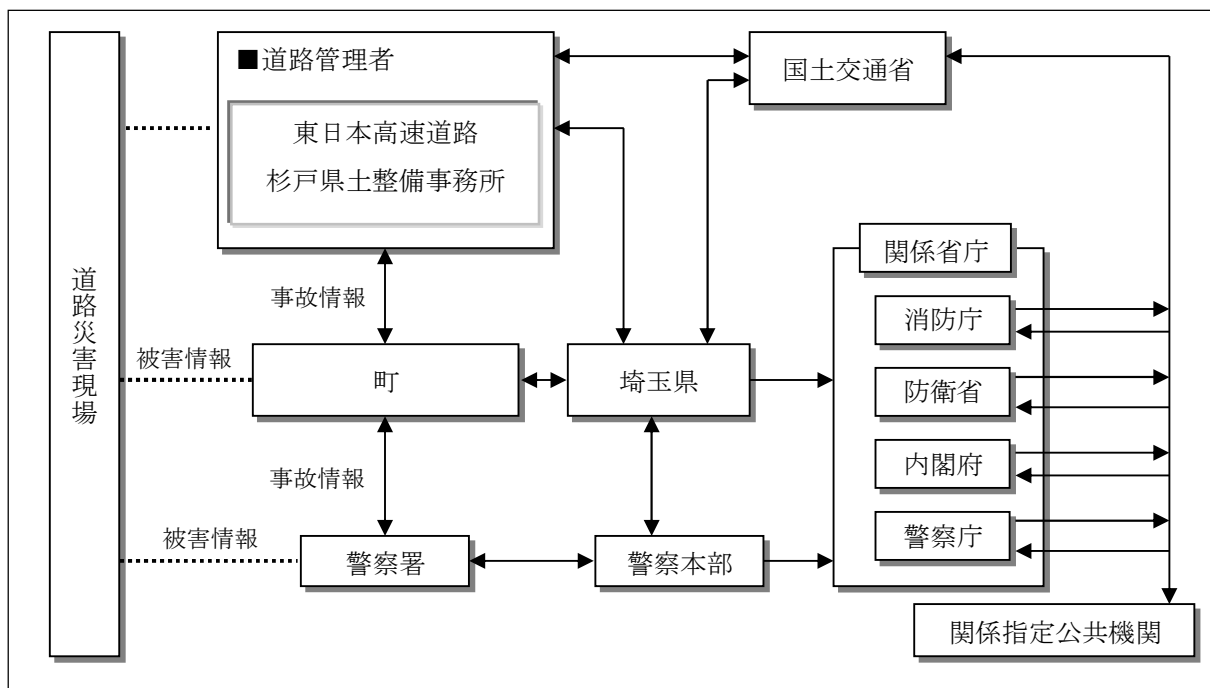
町は、道路構造物等の被災により大規模な事故が発生した場合、速やかに、県、関係機関と相互に連絡を取り合う。

(2) 被害情報の収集・連絡

人的被害に関する情報を収集するとともに、被害規模については概括的な情報を含め、速やかに県に連絡する。

(3) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統については、次のとおりとする。



<図5-4> 道路災害情報の収集・連絡系統図

【事務局、総務班、消防組合】

2 班員動員体制

町は、道路構造物等の被災により大規模な事故が発生した場合、速やかに班員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な対応を取るものとする。また、「第3編 第1部 第2章 第1節 災害対策本部の設置」に準じて、災害対策本部を設置し、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるとともに、県に災害対策本部の設置状況を報告する。

【各班共通】

3 応援要請

救出・救助活動等で要員が不足する場合は、「第3編 第1部 第7章 第1節 防災関係機関との応援協力体制」「同第2節 行政機関に対する応援要請」に準じて、各関係機関に応援を要請する。

【事務局、消防組合、消防団】

4 消火活動

消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援を要請する。また、必要な場合は、道路管理者に対して、迅速かつ的確な初期消火活動を要請する。

【企画財政班、まちづくり建設班】

5 緊急輸送活動

災害時には、状況に応じて、車両等の輸送手段を確保するとともに、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

【税務班、まちづくり建設班、消防組合】

6 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力して、速やかに除去活動や、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 消防組合

危険物の流出が認められた場合、速やかに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

【まちづくり建設班】

7 応急復旧活動

(1) 道路管理者

迅速かつ的確に障害物を除去するとともに、道路施設の仮設等の応急復旧活動を行うことで、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うにあたっては、類似の災害の再発を防止するため、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行う。

(2) 警察機関

災害により破損した交通安全施設について、早期に復旧するため、必要な対策を取るものとする。

また、災害発生後は、被災現場、周辺地域及びその他の地域において、速やかに、交通安全施設の緊急点検を実施する等、必要な対策を取る。

【総務班、まちづくり建設班】

8 被災者及び住民への情報伝達

町は、県及び防災機関と相互に連携を図り、道路の災害の状況、被災者の安否情報、医療機関等の開設情報、それぞれの機関が講じている応急対策に関する情報、交通規制の実施状況等について、きめ細やかな情報を正確に、また、適切かつ迅速に提供するものとする。情報提供にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。実施にあたっては、避難行動要支援者等に対する情報提供の方法について、十分に配慮する。

また、発災後は、住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を速やかに設置する。また、効果的・効率的に情報を収集するため、窓口対応に必要な人員を配置するだけでなく、収集した情報を整理し、速やかな情報提供に努める。

【まちづくり建設班】

9 災害復旧

町は、関係機関と協力して、あらかじめ定めた物資や、資材の調達計画と、人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧作業を行う。なお、復旧予定時期については、可能な限り明示するものとする。

第8章 雪害対策

埼玉県内では、上空の強い寒気があるときに、南岸低気圧が接近し、通過することで、大雪となることが多い。

この大雪は、地球温暖化の進行に伴い海水の温度が上昇したことにより、降雪につながる大量の水蒸気が供給されたことが原因と考えられており、条件次第では、今後も、このような大雪が頻発するおそれがある。

そのため、大量の降雪により発生する各種の雪害（積雪災害（交通の途絶）、雪圧災害（建造物の破壊、農作物の損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線の切断）、吹雪災害（列車事故））が、住民生活に与える影響を最小限に抑えるため、必要な事項を定める。

第1節 大雪災害の特徴

1 平成26年2月の大雪

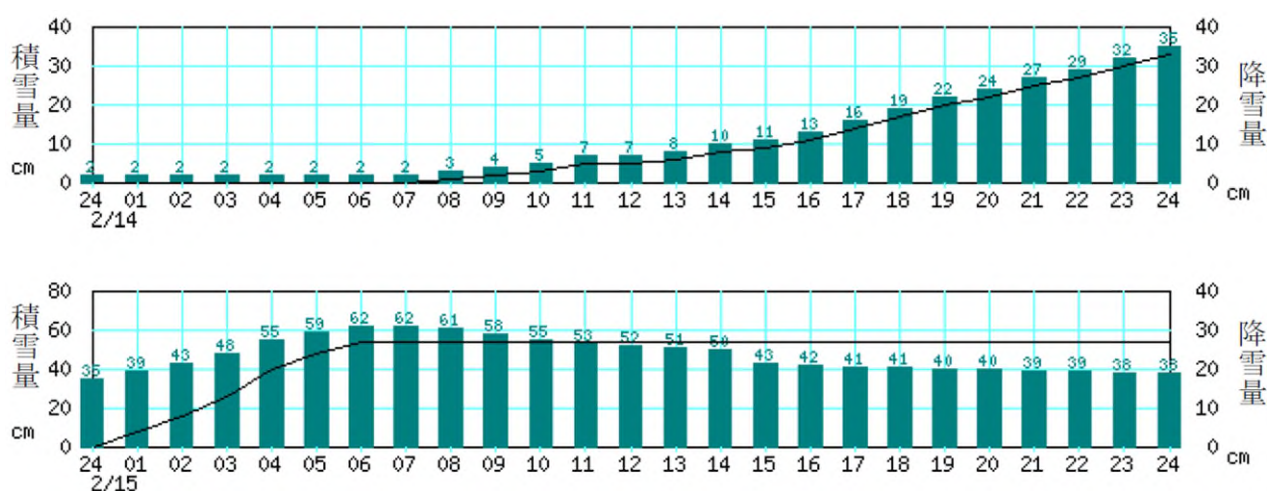
(1) 平成26年2月の大雪の状況

平成26年2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。低気圧は次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。そのとき、関東地方の上空約1,500m付近は -6°C 以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の強い寒気の影響により、14日の早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深の積雪である。

(2) 積雪の深さの推移

地点「熊谷」における、平成26年2月14日の0時から2月15日24時にかけての毎時積雪深（cm）は次のとおりである。



<図5-5> 地点「熊谷」の毎時積雪深（cm）

（注）出典：埼玉県地域防災計画（令和3年3月）

2 近年の大雪の事例（令和3年1月7日からの大雪等）

（1）令和3年1月7日からの大雪等の被害状況

令和3年1月7日から8日朝にかけて低気圧が急速に発達しながら日本海から北日本を通過して千島近海へ進み、その後日本の上空に強い寒気が流れ込んで強い冬型の気圧配置となった。冬型の気圧配置は11日にかけて続いた。

7日から8日にかけて北日本と東日本の日本海側を中心に広い範囲で非常に強い風が吹き、秋田県山本郡八峰町では7日に最大瞬間風速42.4m/s、最大風速28.1m/sを観測し、ともに観測史上1位の記録を更新した。

7日以降11日にかけて、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない九州や四国などでも積雪となったところがあった。北陸地方を中心に7日から9日にかけて発達した雪雲が流れ込み続けたため、3時間に20センチを超える顕著な降雪量を観測し、新潟県上越市では9日に24時間降雪量103センチを観測し、観測史上1位の記録を更新した。

県内において被害は発生しなかったものの、全国的に人的・物的被害が発生した。

（注）出典：1月7日からの大雪等による被害状況等について（令和3年2月22日、内閣府）

第2節 予防・事前対策

【総務課、町民生活課、まちづくり建設課、消防組合、消防団】

1 住民が行う雪害対策

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両からの人命救助等）から優先的に対応する。

また、大雪災害は、除雪や融雪の進捗状況により、深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や住宅等の耐雪化を進めるとともに、除雪時や自家用車の運転時に、二次災害を生まない行動を取ることが重要である。

（1）自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、住宅等の（カーポート、ビニールハウスを含む）の耐雪化だけでなく、食料、飲料水、燃料の備蓄や除雪作業用品の準備・点検等、自らで雪害に備えるための対策を取るとともに、防災訓練をはじめとする町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際には、足元や周囲に気を配るとともに、転落防止のための対策を取る。また、あわせて作業中の転倒や屋根雪の落下にも十分注意する。

町は、住民に対して、雪害対策の必要性と実施する上での留意点等について、十分な知識の普及や意識の啓発を図るものとする。

（2）住民との協力体制の確立

積雪時に交通の安全を確保するとともに、雪害の予防活動を推進するためには、住民、事業者等がこれらについて自主的に取組むだけでなく、防災活動へ協力することが不可欠である。このため、町は、大雪時の路上駐車を禁止するとともに、マイカー使用の自粛や、歩道等への除雪の協力等について依頼するとともに、広報を通じて、雪害に関する知識の普及や意識の啓発に努めるものとする。

その他の対応については、「第2編 第2章 第1節 自助、共助による防災力の向上」に準じる。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に関する気象情報等を収集するとともに、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 住民への伝達及び事前の周知

町及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に関する気象情報を住民に伝達する体制を整える。なお、気象情報の取得方法や活用方法については、あらかじめ住民へ周知するよう努めるものとする。

町は、住民に、町の広報を通じて、最新の気象情報の取得方法や、雪害予防の方法を周知することで、大雪時の適切な対処行動に備えさせるものとする。

【町民生活課、まちづくり建設課】

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

大雪災害に対応するため、県が作成する事前行動計画（埼玉版タイムライン）について、情報の共有を図る。

(2) 防災用資機材等の確保と整備、及び防災関係機関との連携強化

必要な防災用資機材等を計画的に整備充実するとともに、防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

・除雪機 ・スノーシュー ・かんじき ・ストック ・そり ・スノーダンプ ・スコップ
・長靴 ・防寒具 ・防寒用品 ・ポリタンク ・タイヤチェーン ・スタッドレスタイヤ

【総務課、税務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課、消防団】

4 避難所の確保

町は、避難所の確保にあたり、地域の人口や、施設の耐雪性等を考慮する。

その他の対応については、「第2編 第3章 第3節 緊急対策活動のための準備」に準じる。

【企画財政課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課】

5 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校等といった防災活動の拠点施設、劇場・駅等といった不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等といった要配慮者等に関わる施設について、雪害に対する安全性の確保に配慮するよう要請する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者、又は施設管理者は、施設の新築又は増改築にあたり建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性を確保するものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期の前に、施設の耐雪性を点検し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

(3) 町有施設への立入禁止措置の検討

建築物の設計荷重を上回る積雪があった場合には、建築物が倒壊するおそれがあるため、町は、大雪時における町有施設への立入の禁止について、検討を行うものとする。

【総務課、税務課、町民生活課、福祉課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課、消防組合、消防団】

6 道路交通対策

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

(1) 道路交通の確保

町は、通常時の除雪作業はもとより、通常時では対応が困難となる大雪に対しても対応できるよう、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、平常時より、タイヤチェーンやスタッドレスタイヤといった装備が、町有車に備わっているか、把握しておくものとする。

県は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

道路管理者は、除雪の実施に向けた体制を整備するとともに、凍結防止剤等の必要な資機材を確保する。

道路管理者は、契約業者に対して、降雪期に入る前に除雪機械や附属品等について事前の点検や整備を行うよう指導する。

(2) 雪捨て場の事前選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えて、あらかじめ適当な規模の雪捨て場を選定する。選定にあたっては、発災時において連携が図れるよう、あらかじめ町等と協議を行うものとする。

(3) 関係機関の連携強化

町は、降雪情報、積雪情報及び除雪情報を、県や他の市町村、国等とあらかじめ共有することで、連絡体制を確立する。

また、異常な積雪により除雪能力が大幅に制限されることが想定されることから、あらかじめ優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点の施設、警察機関、消防機関、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）を選定し、管内関係機関で情報を共有しておくものとする。

その他の対応については、「第2編 第3章 第3節 緊急対策活動のための準備」に準じる。

(4) 自助の取組

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

【まちづくり建設課】

7 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、公共交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用の資機材について保守点検を行うだけでなく、降雪状況に応じて除雪作業を行う。また、凍結防止に向けた列車等の運転計画を作成するとともに、必要となる作業要員を確保する。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、町は公共交通事業者及び鉄道事業者と連携して、掲示等により広く住民に周知する。

【まちづくり建設課】

8 ライフライン施設雪害予防

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能を確保するため、必要な防災体制を整備するとともに、施設の耐雪化や凍結の防止に向けて計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況について、情報を収集し、利用者や、関係機関等に対して、迅速かつ的確に情報を提供することで、連携体制の強化を図るものとする。

【産業観光課、まちづくり建設課】

9 農林水産業に係る雪害予防

町は、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入を斡旋することで、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にする。また、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進する。

第3節 応急対策

【事務局】

1 応急活動体制

(1) 応急活動体制の確立

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて、災害対策本部を設置し、必要となる災害応急対策を取る。

(2) 初動期の人員確保

町は、初動体制の配備については、気象注意報・警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず職員を配備するものとする。配備にあたっては、防災行政無線システムにより、迅速に班員に連絡し、初動対応する班員の早期参集を図る。

【事務局、総務班、税務班】

2 情報の収集・伝達・広報

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第3編 第2部 第4章 第3節 気象情報の種類」に準じる。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害や、建築物の被害等について、情報を収集するとともに、被害規模については概括的な情報も含め、災害オペレーション支援システムにより、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 住民への情報発信

気象庁が、町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪の予報等について、防災行政無線システム等を通じて、住民等へ周知する。異常な積雪等が発生、又は発生する可能性が高まった場合は、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送等を用いての住民に周知する。

また、町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動について住民に周知する。

【大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動】

- ・ 不要不急の外出は極力避ける
- ・ 外出の際は、滑りにくい靴を着用する等歩行中の転倒に注意する
- ・ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する
- ・ 交通機関の混乱等が予想されるので、時間に余裕を持って行動する
- ・ 自動車が立ち往生した場合、雪が車のマフラーを塞ぐことで、一酸化炭素中毒にならないようにする
- ・ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う
- ・ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止の対策を取るとともに、転倒や屋根の雪の落下に注意する

(4) 情報共有機能の強化

大雪の際、県では被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等により、上空から偵察を行うため、町は、県の災害オペレーション支援システム等から得られた被害情報を共有し、活用する。

また、町の被害が甚大な場合、県では、支部員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用して、被害の状況等を県への報告することで、町を支援する。

【事務局、まちづくり建設班】

3 道路機能の確保

町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携して、災害対応における拠点施設、病院等の住民の命を緊急的・直接的に救助する施設及び住民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等について、機能を維持・回復するために必要な道路機能の確保を、最優先に取り組むものとする。

(1) 効率的な除雪

異常な積雪時に道路管理者は、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通を確保することを最優先に、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。また、降雪の状況によっては、地域や路線の特性に合わせて事前規制等の交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の必要がある場合、県警察本部と緊密に連携して、交通の安全を確保するとともに、除雪作業の円滑化を図るため、交通整理を行う。また、交通規制が必要なときは、警察機関に対して、緊急の交通規制を要請する。

(2) 除雪の応援

町は、自ら除雪を実施することが困難な場合、他の市町村、又は県に対して、除雪の実施を要請するとともに、除雪機械やオペレーターの確保についても要請する。

除雪の受入れにあたっては、現場で情報の共有を図るとともに、連絡体制等を整え、あわせて夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレーター等の宿泊施設も確保することで、安全な作業環境を整える。

(3) 道路利用者への周知

国〔国土交通省〕と県及び町は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

【事務局】

4 救出・救助の実施

異常な積雪で立ち往生した自動車や降雪による建物内の閉じ込め等からの救助要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関と緊密に連携して、速やかに実施する。

【事務局、総務班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、消防団】

5 避難所の開設・運営

大雪による倒壊で住宅を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

開設にあたっては、気象情報や地域特性等を踏まえて、被災前であっても予防的に避難所を開設することも検討する。

その他の対応については、「第3編 第2部 第11章 第8節 避難所の開設」、「同第9節 避難所の管理・運営」に準じる。

【事務局、総務班、企画財政班、住民班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団、社会福祉協議会】

6 医療救護

積雪に伴う負傷や長期の交通途絶による慢性病の悪化等に対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者等の要配慮者に対して、医療機関の情報、緊急時の連絡先及び必要な医療情報等を提供する。

なお、救急搬送にあたっては、防災関係機関や医療施設と連携して、被災者の迅速な搬送を実施する。

その他の対応については、「第3編 第2部 第8章 応急医療と保健衛生」、「同第15章 行方不明者の救出と遺体の取り扱い」に準じる。

【まちづくり建設班】

7 ライフラインの確保

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、早期復旧に向けて取り組むものとする。

ライフライン事業者は、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携して、応急対策を実施するものとする。

町は、ライフライン事業者が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者に提供、又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

【まちづくり建設班】

8 地域における除雪協力

除雪は、原則として、土地の所有者、又は管理者が行うものであることから、民有地内の除雪については、各家庭、又は各事業者が対応するものとする。

しかし、異常な積雪時においては、高齢者世帯等の自ら除雪をすることが困難な者が住む住宅、通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が一体となって除雪作業を進めることで、二次災害の防止に努める。

第4節 復旧対策

【各班共通、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】

1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウスの倒壊等の被害が発生することから、被害状況の迅速な把握と、必要な支援を行う。

その他の対応については、「第4編 第3章 住民生活の安定・復旧」に準じる。

【各班共通】

2 その他復旧対策

「第4編 第1章 災害復旧・復興計画の策定」に準じる。

【各班共通、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】

3 生活再建等の支援

「第4編 第3章 住民生活の安定・復旧」に準じる。

第9章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接の関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性があるとして中央防災会議でも指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップにおいて、埼玉県の県南地域で最大で2～10cm程度、その他の地域では2cm未満の降灰が想定されている。

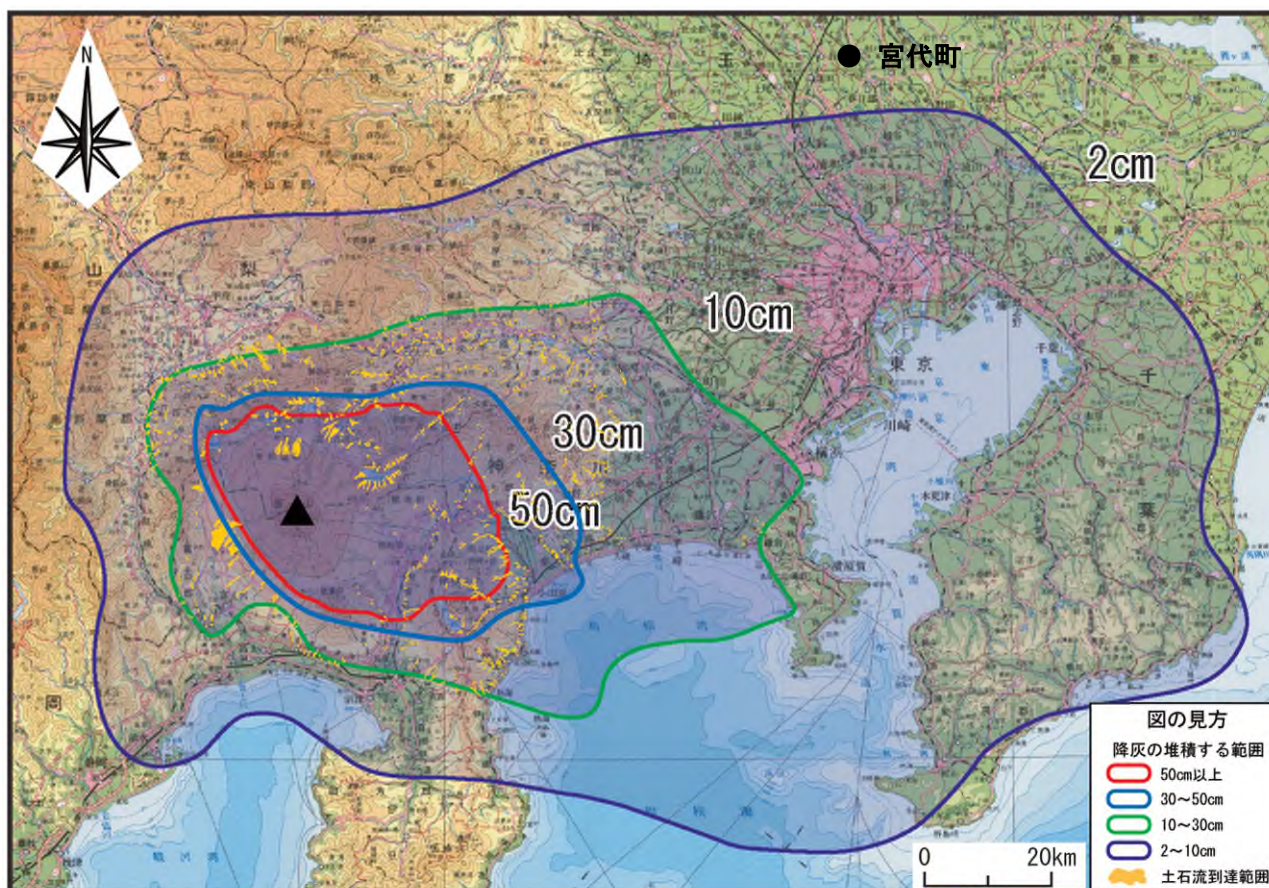
また、浅間山については、天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石や、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1節 被害想定

1 富士山が噴火した場合

宮代町は、富士山が噴火した場合、最大で2cmの降灰の可能性のあるエリアに入っている。



<図5-6> 降灰の堆積する範囲

(注) 出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

2 その他の近隣の火山が噴火した場合

浅間山、草津白根山等が噴火した場合には、埼玉県内で数cmの降灰堆積の可能性はある。

第2節 予防・事前対策

【町民生活課】

1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及や意識の啓発を図る。その他に、火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についても周知を図るものとする。

【町民生活課】

2 噴火警報・予報、降灰予報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表するものとする。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するものとする。

＜表5-4＞ 埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

＜表5-5＞ 噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが運用されている火山）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

＜表5-6＞ 噴火警戒レベル(噴火警戒レベルが運用されていない火山)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(噴火の規模が確認できない場合は発表する。)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を公表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

② 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

(6) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスが放出される場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性がある地域に向けて発表する予報。

(7) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

(注1) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(注2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

3 町及び住民の役割

(1) 町の役割

- ・火山現象や前兆現象に関する知識の普及や意識の啓発
- ・火山情報の種類と発表基準の周知
- ・降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知

(2) 住民の役割

- ・気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
- ・自分の住む地域の降灰の予測及び状況の把握
- ・マスク、ゴーグル、食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出し用品の準備

【町民生活課、産業観光課、まちづくり建設課】

4 事前対策の検討

町は、降灰によって生じることが想定される災害について、次の対策を検討する。

【検討項目】

- ・住民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通の安全確保
- ・農産物等への被害の軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰の処理

【総務課、環境資源課、消防組合、消防団】

5 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路等へ降灰することで、物資の輸送に支障が生じるおそれがある。発災時に、冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品についての備蓄（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）を推進する。

また、その他の対応については、「第2編 第2章 第1節 自助、共助による防災力の向上」に準じる。

第3節 応急対策

【事務局】

1 応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて、災害対策本部を設置し、県や防災機関、他都道府県等の協力を得て、災害応急対策を実施する。

【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合】

2 降灰に関する情報の発信

気象庁が、町内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったときには、町は降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

なお、情報の発信手段は、「第3編 第1部 第4章 第2節 情報管理体制」に準じる。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する解説情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・火山に関するお知らせ

【事務局、総務班、税務班】

3 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ
- ・構成粒子の大きさ

【総務班】

4 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合、町は、降灰時にとるべき行動を住民に発信する。発信にあたっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送等）も活用する。

【降灰時にとるべき行動（例）】

- ・外出時は、マスクやゴーグルを着用し、必要に応じて傘を使ったり、ハンカチ等で口元を覆ったりして、目やのどを保護する。
 - ・住宅内に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
 - ・自動車の運転時は、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用して、視界を確保する。また、路面が滑りやすくなるため、スリップに注意する。
- ※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、消防団】

5 避難所の開設・運営

堆積した降灰の荷重が原因で住宅が倒壊した住民を収容するため、避難所を開設・運営する。なお、開設・運営にあたっては、「第3編 第1部 第9章 避難と受入れ」に準じる。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰による呼吸器、目や皮膚への影響といった被災者の健康状態に配慮するとともに、健康相談や健康診断ができる人員の配置に努める。また、大量の降灰により浄水場の配水処理能力が低下することで、給水量の減少が予想される場合には、速やかに、避難所への給水体制を確立させる。

【事務局、総務班、企画財政班、住民班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団、社会福祉協議会】

6 医療救護

「第3編 第1部 第6章 応急医療と保健衛生」、「同第13章 行方不明者の救出と遺体の取り扱い」に準じる。

なお、現段階では、火山灰による健康被害についての明確な見解は明らかになっていないが、火山灰が喘息疾患の方に対しては悪影響を与える可能性があるため、被災者に向けた医療や救護の対応が必要である。

【事務局、総務班、税務班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】

7 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

「第3編 第1部 第10章 交通の確保対策」、「同第16章 公益事業者の応急活動（ライフラインの応急復旧）」に準じる。

また、他自治体の例では、下記の事例が報告されているため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各施設の管理者が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を取る。

＜表5-7＞ 他自治体における被害事例

施設・設備	被害事例
電気設備	降灰の荷重により、電線が切れる 雨を含んだ火山灰が、碍子に付着して絶縁不良を起こしてショートする
上水道	水道施設内のろ過池への降灰により、濁水となり取水ができなくなる 火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によっては、水中のフッ素や塩素等の値が上昇する
道路	降灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる
鉄道	分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る

【産業観光班】

8 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成が阻害され、農作物の生育に悪影響を及ぼすことから、町は、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

また、火山灰が土壌に多量に混入すると、土壌の理化学性が悪化し、作物の生育に悪影響をもたらされる。そのため、被害状況に応じて、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の指導を行う。

【事務局、まちづくり建設班】

9 降灰の処理

(1) 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地の所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

道路の降灰については、緊急輸送道路等を優先して処理することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行うことで、速やかな除灰を行う。また、上下水道施設における降灰についても、速やかに除去を行う。

(2) 降灰の収集

住民は、灰を各家庭にあるレジ袋等に詰めて、指定の集積所に排出する。排出にあたっては、レジ袋を二重する等、灰がもれないようにする。なお、各家庭から排出された灰の回収については、町が実施するものとし、集積所の情報及び排出の方法について、広報等を通じて住民に周知する。

また、各事業者から排出された灰の処理については、各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

(3) 一時仮置き場の設置、灰の処分等

町は、必要に応じて、一時仮置き場を設置する。火山灰の利用、処分については、県に対して広域的な処分を要請する。

【事務局】

10 広域一時滞在

火山の噴火により、広域避難を余儀なくされる他都道府県の知事から、県を通じて避難者の受入れの要請があった場合は、必要に応じて、避難所を確保するとともに、避難者を受け入れるものとする。

【総務班】

11 物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように監視や指導を行うことで、住民や事業者に冷静な行動を求めるものとする。

第10章 複合災害対策

東日本大震災では、地震や、大津波による自然災害だけでなく、原子力発電所による事故もあり、複合的に災害が発生した。このように、同種あるいは異種の災害が、同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して、必要な体制を確立することで、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を取る必要がある。

第1節 基本方針

【町民生活課、まちづくり建設課、消防組合、消防団】

1 基本的な方針

複合災害に対応するにあたっての基本的な方針は、次に示すとおりとする。

【基本方針】

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察機関、消防機関等の防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、災害応急対策により被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関について早期の復旧を図る。

【町民生活課】

2 対策の方向性

複合災害の発生といった困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県や国、他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、的確で迅速な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

第2節 予防・事前対策

【町民生活課】

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではない。発生の確率は低いとしても、複合的に発災する可能性があることや、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを、防災関係機関内で共通の認識を図るとともに、住民等に対しても広報等を通じて周知する。

(1) 複合する可能性のある災害の種類

【複合する可能性のある災害】

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）等

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。なお、いずれのパターンにしても、近隣市町・都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町・都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

＜表5-8＞ 複合災害のパターン

パターン	災害の状況
パターン1	先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害により被害が拡大する。
パターン2	先発の災害により被害を受けた地域が、未だ復旧・復興活動中であるにも関わらず、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。
パターン3	町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

(3) パターンごとの具体的なシナリオ例

＜表5-9＞ 具体的なシナリオ例

パターン	具体的なシナリオ例
パターン1	先発災害：巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 後発災害：巨大台風が直撃 影響：河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊等）
パターン2	先発災害：巨大地震の発生 後発災害：復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 影響：先発災害の復旧・復興に大きなダメージ。後発災害への対応の遅れ
パターン3	地震A'：県内A地区で巨大地震発生 地震B'：県内B地区で巨大地震がさらに発生 影響：県内対応資源が不足し、対応が困難になる

【町民生活課】

2 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定対策を検討する。

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

3 防災施設の整備等

複合災害の発生時に、防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討したうえで、施設の整備を進める。また、町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、役場庁舎が使用できなくなった場合を想定して、代替の施設をあらかじめ検討するとともに、災害時の対応方法や業務の継続方法についても、あわせて検討する。

【町民生活課】

4 非常時情報通信の整備

県災害オペレーション支援システムへの入力を通じて、行政や防災関係機関（警察機関、消防機関、救急医療機関、ライフライン事業者等）内で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報をリアルタイムで共有する。

【総務課、企画財政課、住民課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課、久喜宮代衛生組合】

5 避難対策

「第2編 第3章 第4節 生活維持活動のための準備」に準じる。

なお、町は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害等で一部の避難所が使用できなくなる可能性があるため、あらかじめ代替となる避難所や避難経路を複数想定しておく。

【総務課、税務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課、消防組合、消防団】

6 災害医療体制の整備

「第2編 第3章 第3節 緊急対策活動のための準備」に準じる。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動ができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定して、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課】

7 災害時の要配慮者対策

「第2編 第2章 第5節 要配慮者の安全確保」に準じる。なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、福祉避難所については、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する場所を選定する。

【町民生活課、まちづくり建設課】

8 緊急輸送体制の整備

「第2編 第3章 第3節 7 緊急輸送体制の整備」に準じる。なお、町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段について検討を行う。

第3節 応急対策

【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、社会福祉協議会】

1 情報の収集・伝達

「第3編 第1部 第4章 情報の収集と伝達」に準じる。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況について、速やかに情報を収集し、あわせて応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

【まちづくり建設班】

2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている状況で大規模な地震が発生する等の複合災害が発生した場合、浸水や火災、建物倒壊により、道路閉塞等の交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察機関は、速やかに交通規制を実施する。

【まちづくり建設班】

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線について、建設業者等の協力のもと、道路の応急補修を優先的に実施する。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合には、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させるとともに、必要に応じて、避難所の再配置を行うものとする。

第 6 編 資料編

法令集

法令一 1 宮代町防災会議条例

宮代町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宮代町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宮代町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 宮代町医師会の会員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 防災会議の委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

法令－2 宮代町災害対策本部条例

宮代町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、宮代町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料集

資料－1 防災備蓄倉庫一覧表

令和4年4月1日現在

場所	所在地	面積	型式
消防組合	宮代町須賀 641-1	14.4 m ²	アルミ型
進修館	宮代町笠原 1丁目 1-1	14.4 m ²	アルミ型
須賀小学校	宮代町須賀 1425-1	9.6 m ²	アルミ型
姫宮北公園	宮代町東姫宮 1丁目 688-221	9.6 m ²	アルミ型
東小学校	宮代町百間 5丁目 8番 48号	9.6 m ²	アルミ型
百間小学校	宮代町西原 261	9.6 m ²	アルミ型
総合運動公園	宮代町和戸 1834	9.6 m ²	アルミ型
宮東グラウンド	宮代町川端 731-1	9.6 m ²	アルミ型

資料－2 防災備品の備蓄状況一覧表

令和4年4月1日現在

備品名	場所・ 設置年月日 (注1)	消防署	進修館	須賀小	姫宮北公園	東小	百間小	運動公園	宮東	はらっパーク宮代	みやしろ中央公園	道仏第2公園	宮東配水場管理棟	旧中島出張所	合計	
																個
ヘルメット	個		23			15	20		20							78
救急箱 (50人分)	個	2	1	2	2	3	2	1	2							15
タンカ (2100×540)	台	3	4	3	2	2	2	2	2							20
トランジスタメ ガホン	台	6	1	0	1	1	1	1	1							12
トイレハウス (テント他)	基	4	2	2	2	3	2	0	2							17
マンホール型 トイレ	基	2	1	0	0	0	0	0	0							3
かまど (1斗用)	組	4	0	1	2	2	2	2	2							15
投光器	個	2	4	2	2	3	2	2	2							19
強カライト (ラジオ付)	台	0	4	5	5	5	0	5	5							29
コードリール	個	5	4	0	1	1	0	1	1							13
貯水槽用ポンプ 一式	基	0	1	1	1	0	0	0	0							3
発電機	台	1	2	1	1	1	1	1	1							9
浄水機	基	0	0	0	0	1	1	1	1							4
ウォーターバルーン (1t用)	基	2	0	0	0	0	0	0	0							2
寝袋	枚	0	10	10	0	0	0	0	0							20
毛布 (1400×1900)	枚	180	130	110	150	140	110	100	150							1,070
カーペット (900×1900)	枚	0	100	50	100	100	110	100	100							660
ブルーシート	枚	50	70	0	0	0	0	0	0							120
テント (2間×3間)	組	0	1	0	0	0	0	0	0							1
緑テント	組	4	1	1	1	1	2	1	1							12
障がい者用トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1							8
ゴムボート	台	1	1	0	0	0	0	0	0							2
ガソリン缶	個	0	2	1	1	0	0	0	0							4
簡易トイレ	個	10	25	10	40	30	38	40	40							233
雨具 (反射式)	着	5	25	10	10	10	10	10	10							90
トイレトペーパー	巻	108	12	108	108	108	108	108	108							768
非常用ローソク	本	100	100	100	0	100	100	100	100							700
非常用給水袋 (10L)	枚	1,500	250	0	900	1,100	100	1,000	50							4,900
下着セット (男・女)	組	0	100	100	100	100	0	100	200							700
生理用品	個	3,120	0	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	2,890							21,610
固形燃料 (600g)	個	0	0	120	120	120	120	100	100							680
ダブルスコップ	本	0	0	0	1	0	0	1	1							3
ウェットティッシュ	個	600	500	500	500	500	500	500	500							4,100
軍手	組	72	72	72	72	72	72	72	72							576
ビニール手袋	組	100	100	100	100	100	100	100	100							800
使い捨てマスク	枚	180	180	180	180	180	180	180	180							1,440
常備用カイロ	個	240	240	240	240	240	240	240	240							1,920
金・銀 レスキューシート	枚	50	50	50	50	50	50	50	50							400
ビニール袋 (45L)	枚	100	100	100	100	100	100	100	100							800

第6編 資料編
資料集

備品名	場所・ 設置年月日(注1)	消防署	進修館	須賀小	姫宮北公園	東小	百間小	運動公園	宮東	はらっパーク宮代	みやしろ中央公園	道仏第2公園	宮東配水場管理棟	旧中島出張所	合計
オムツ(新生児用)	枚	270	270	270	270	270	270	270	270						2,160
オムツ (乳児用Sサイズ)	枚	252	252	252	252	252	252	252	252						2,016
オムツ (Mサイズ用)	枚	174	174	174	174	174	174	174	174						1,392
サランラップ (30cm×10m)	本	50	50	50	50	50	50	50	50						400
筆記用具セット	式	1	1	1	1	1	1	1	1						8
備蓄ラジオ	台	1	1	1	1	1	1	1	1						8
ティッシュペーパー	箱	60	60	60	60	60	60	60	60						480
救助用ボート	隻													1	1
不織布スリッパ	足													800	800
マイレット	個													13,000	13,000
圧縮トイレ袋セット	個													17,000	17,000
避難所用ベッド	台													200	200
かまどベンチ	基				2					3	1	1			7
マンホールトイレ用 マンホール	箇所		3												3
蛇口付き給水器	台												3		3
給水タンク (1000L)	台												(注2)		3
飲料水兼用 耐震性貯水槽 設置年月日 容量(トン)			(注3) 100	(注3) 60	(注3) 60										

(注1) 設置年月日：消防署(H2.7.13)、進修館(H3.6.29)、須賀小(H5.3.15)、姫宮北公園(H6.3.22)、東小(H7.3.24)、百間小(H7.8.28)、運動公園(H9.3)、宮東(H10.3)

(注2) 宮東配水場管理棟、第二浄水場管理棟、旧第一浄水場倉庫を指し、各施設に給水タンク(1,000L)が1台ずつ配備されている。(合計3台)

(注3) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置年月日：進修館(H4.3.18)、須賀小(H5.2.20)、姫宮北公園(H6.3)

資料－3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

令和4年4月1日現在

施設名	所在地	収容人員 (名)	電話番号	校舎 (㎡) (注1)	体育館等 (㎡) (注2)	グラウンド (㎡)	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	避難所	種別			所轄課
											大火 (注3)	地震 (注4)	洪水 (注5)	
須賀小学校	須賀 1425-1	420	33-1325	5,350	707	5,176	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
百間小学校	西原 261	450	32-0157	4,895	754	17,692	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
東小学校	百間 5-8-48	380	32-0214	3,865	638	6,774	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
笠原小学校	百間 1105	520	34-8480	4,457	870	11,639	○	○	—	—	—	○	—	教育推進課
須賀中学校	須賀 1426-1	750	33-1326	4,780	1,243	6,933	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
百間中学校	宮代 3-7-38	670	32-0142	5,295	1,112	10,846	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
前原中学校	中 461	510	34-0631	5,285	848	18,846	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
日本工業大学	学園台 4-1	1,610	34-4111	89,159	2,670	36,205	○	○	—	—	—	○	—	—
県立宮代高等学校	東 611	1,880	32-4388	8,592	3,118	24,332	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	—
県立宮代特別支援学校	金原 636-1	200	35-2432	5,850	345	4,600	○	—	○	—	—	○	○ (2階以上)	—
百間公民館	百間 5-1-29	100	—	—	173	—	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
川端公民館	川端 578	90	—	—	153	—	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
和戸公民館	和戸 2-5-1	200	—	—	343	—	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
進修館	笠原 1-1-1	1,070	33-3846	—	1,771	—	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	町民生活課
総合運動公園 (総合体育館)	和戸 1834	1,690	32-1543	—	2,797	35,840	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	教育推進課
旧いきがい活動センター	山崎 3	650	33-5181	—	1,085	—	○	○	—	—	—	○	○ (2階以上)	企画財政課
スキップ広場	笠原 1-922-1	—	—	—	—	1,170	○	—	—	—	—	○	○—	町民生活課
前原グラウンド	中 455-1	—	—	—	—	4,302	○	—	—	—	—	○	—	教育推進課
東桑原グラウンド	東桑原 363-1	—	—	—	—	6,284	○	—	—	—	—	○	—	教育推進課
東グラウンド	東 265-1	—	—	—	—	12,395	○	—	—	—	—	○	—	教育推進課
宮東グラウンド	川端 731-1	—	—	—	—	5,672	○	—	—	—	—	○	—	教育推進課
宮東テニスコート	宮東 863	—	—	—	—	2,995	○	—	—	—	—	○	—	教育推進課
宮代台中央公園	宮代台 1-473-125	—	—	—	—	2,066	○	—	—	—	—	○	—	まちづくり建設課
姫宮北公園	東姫宮 1-688-221	—	—	—	—	1,526	○	—	—	—	—	○	—	まちづくり建設課
はらっパーク宮代	金原 295	—	37-1982	—	—	64,420	○	—	—	—	○	○	—	まちづくり建設課
第1分団詰所	和戸 664-15	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
第2分団詰所	東桑原 376-5	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
第3分団詰所	道佛 55	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
第4分団詰所	東姫宮 5-337-5	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
第5分団詰所	中 455-11	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
第6分団詰所	字川端 646-5	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
合計収容人員		11,190												

(注1) 校舎面積は延床面積、体育館等面積は有効面積、グラウンド面積は敷地面積を表す。

(注2) 収容人員は、体育館等面積÷1.65㎡(畳1枚分)である。

(注3) 大火…延焼火災のふく射熱やその他の危険から住民の生命を守るための広域避難場所

(注4) 地震…耐震性が確保された建物等やグラウンド

(注5) 洪水…浸水予想区域にかからない建物

資料-4 災害時町内緊急輸送道路

令和4年4月1日現在



資料－5 町内診療所一覧表

令和4年4月1日現在

町内診療所

施設名	所在地	電話	診療科目	休診日
福沢医院	百間 3-3-17	32-0248	内科、小児科、循環器科	日、祝日、木、土午後
西本眼科医院	百間 5-1-6	32-2105	眼科	日、祝日、木午後、土午後
土屋眼科	和戸 1514-3	34-0100	眼科	日、祝日、木
いそ整形外科医院	山崎 184-1	33-8611	整形外科、内科、リハビリテーション科	日、祝日、水午後、土午後
もとむらクリニック	山崎 478-9	36-2121	内科、呼吸器科、アレルギー内科	日午後、祝日、水
公設宮代福祉医療センター 六花	須賀 177	36-2760	内科、小児科、外科、整形外科	日、祝日、土午後 ※急患等は時間外診療を行います。
すずき整形外科クリニック	和戸 1373-1	31-1181	整形外科、外科、リウマチ科、リハビリテーション科	日、祝日、木
鈴木医院	須賀 1302-1	37-1500	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科	日、祝日、木午後、土午後
福田医院	和戸 4-3-24	34-0011	内科、循環器科	日、祝日、月、木、土午後
坪井内科医院	宮代 3-2-3	32-0267	内科、小児科、皮膚科	日、祝日、水
宮代クリニック	笠原 1-8-15	48-6476	内科、外科	日、祝日、土

町内歯科診療所

施設名	所在地	電話	診療科目	休診日
和戸堀部歯科医院	和戸 3-1-1	34-8788	歯科	日、祝日、木
佐久間歯科医院	学園台 1-4-1	35-1151	歯科、小児歯科	日、祝日、木
佐々木歯科医院	中央 2-18-5	33-1181	歯科、矯正、小児歯科	日、祝日、火午後、 水午後、木、土午後
新井歯科医院	百間 2-5-14	31-0013	歯科、小児歯科	日、祝日
平山歯科医院	東姫宮 1-1	36-3068	歯科、小児歯科	日、祝日、木
むらもと歯科医院	国納 681-4	37-0418	歯科、小児歯科	日、祝日、木
姫宮歯科医院	東 1025-4	32-3928	歯科、矯正、小児歯科	日、祝日、水
ホワイト歯科クリニック	東姫宮 1-10-6	32-6838	歯科、矯正、小児歯科、口腔外科	日、祝日、水午後、 木、土午後
高柳歯科医院	笠原 2-1-10	37-1181	歯科、矯正、小児歯科	日、祝日、水午後
和戸駅前かつお歯科	和戸 1-1-5	48-7573	歯科、小児歯科、口腔外科、矯正	日、祝日、水
こころデンタルクリニック	道仏 1-1-50	32-4020	歯科、矯正、小児歯科、口腔外科	日、祝日、木

資料－6 町内薬局等一覧表

令和4年4月1日現在

業種	名称	所在地	電話番号
薬局	サニー薬局	宮代町学園台 2-3-16	0480-34-1887
薬局	みずほ薬局	宮代町山崎 188-3	0480-36-1210
薬局	みやしろ薬局	宮代町百間 1040-4	0480-31-3846
薬局	みるい薬局	宮代町山崎 478-11	0480-34-6656
薬局	アイン薬局宮代店	宮代町和戸 1509-6	0480-31-1193
薬局	なの花薬局	宮代町宮代 3-2-34	0480-31-0620
薬局	須賀薬局	宮代町須賀 1459-1	0480-33-6632
一般	ドラッグストアセキ ピアシティ宮代店	宮代町道仏 595	0480-37-1230
一般	ドラッグストアセキ 宮代店	宮代町笠原 2-2-2	0480-35-2877
一般	ドラッグストアセキ 姫宮店	宮代町川端 3-9-20	0480-31-0963
一般	クスリのアオキ宮代店	宮代町本田 5-5-19	0480-53-7580
一般	クスリのアオキ宮代南店	宮代町道佛 3-2-10	0480-53-6371
一般	コスモス宮代店	宮代町道佛 1-11-43	0480-47-0259

資料－7 町内葬儀店一覧表

令和4年4月1日現在

名称	所在地	電話番号
J A南彩催事センター 宮代支店	宮代町宮代 3丁目 790番地	0480-32-0102
レクイエム聖殿 春日部	宮代町川端 4-535-1	0480-31-1901
金宝堂セレモニー	宮代町須賀 1057-1	0480-34-3808

資料－8 火葬場一覧表

令和4年4月1日現在

名称	所在地	電話番号	能力	火葬炉
広域利根斎場組合	加須市川口 4丁目 3番地 5	0480-65-8234	80体	8基

資料－9 宮代町指定給水装置工事事業者一覧表

令和4年1月21日現在

	業 者 名	住 所	電話番号
1	(株)中村工業所宮代営業所	宮代町字山崎 745-2	0480-32-4817
2	(株)木村設備	宮代町本田 4-10-32	0480-32-7788
3	(有)上原工業所	宮代町字西原 367	0480-33-2737
4	(有)小河原設備	宮代町字姫宮 375	0480-33-0391
5	(有)蛭間水道設備	宮代町本田 5-18-20	0480-32-2407
6	(株)岩崎設備	宮代町百間 3-9-24	0480-35-0088
7	(株)高田工業所宮代営業所	宮代町川端 3-11-18	0480-32-8800
8	(株)弓木電設社	白岡市小久喜 1161-3	0480-92-0067
9	(株)茂田工業所	杉戸町内田 2-8-16	0480-32-1766
10	(株)旭クリエイト	久喜市西大輪 2088 番地 1	0480-59-1112
11	北辰住設(株)	春日部市永沼 1262-3	048-812-5510
12	(株)享和	白岡市下野田 809	0480-92-2345
13	正和工業(株)	春日部市豊野町 2-32-19	048-736-6111
14	深作設備工業(株)	久喜市北 1-10-4	0480-21-3175
15	(株)大三	足立区一ツ家 1-14-1	03-5831-1670
16	(株)国分建設工業	杉戸町大字並塚 567	0480-38-3245
17	(有)木村住設	白岡市太田新井 458-3	0480-92-2626
18	(有)福商	宮代町字川端 288	0480-33-4043
19	木村工業(株)	幸手市中 4-12-25	0480-42-9335
20	(株)サンケイ	杉戸町大字杉戸 2612 番地 1	0480-31-1545
21	東彩ガス(株)	春日部市大場 202	048-962-1114
22	(有)優輝設備	宮代町本田 5-9-20	0480-33-5508
23	(株)山田設備	幸手市大字惣新田 1255-1	0480-48-1238
24	(株)熊谷設備工業	杉戸町大字宮前 137-56	0480-38-0043
25	シミズ設備工業(株)	上尾市谷津 2-5-10	048-773-5676
26	(有)セキ住設工業	宮代町字中島 213-15	0480-32-3161
27	関根設備工業(株)	幸手市中 1-12-33	0480-42-0087
28	(株)カキヌマ	久喜市大字北青柳 1236-1	0480-23-4126
29	高橋設備工業(株)	春日部市立野 610	048-748-1412
30	(株)木下建設	白岡市彦兵衛 128 番地 4	0480-53-6355
31	(有)関根設備工業	茨城県古河市大字山田 328-3	0280-78-0248
32	(有)鶴亀商店	春日部市南 3-18-26	048-735-3921
33	瀬山工業(株)	深谷市川本明戸 25-3	048-583-5214
34	(有)小澤	宮代町川端 1-8-1	0480-32-4556
35	(有)村田設備	春日部市緑町 6 丁目 10 番 26 号	048-737-5843
36	(株)日下部工業	宮代町大字和戸 880	0480-32-0647
37	(株)ヤマグチ	久喜市佐間 290-2	0480-52-5570
38	(株)中村設備工業所	上尾市錦町 1-18	048-773-8733
39	(有)上澤設備	春日部市緑町 1-15-19	048-735-5915
40	アサヒ住建(株)	上尾市大字平塚 2558 番地 4	048-728-7576
41	(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷 587-1	0495-72-0909
42	(株)山田設備工業	白岡市西 8-15-1	0480-92-2251
43	新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区大字徳力 86	048-794-2432
44	(株)岡野水道設備	久喜市大字太田袋 628	0480-23-2181
45	(有)旭工舎	さいたま市岩槻区大字徳力 346	048-793-3055
46	(有)サトウ住設	春日部市水角 848	048-718-3600
47	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613
48	(有)ジャパン管工	杉戸町大字佐左エ門 788-3	0480-36-5521
49	鎌倉土木(株)	春日部市大沼 3-72	048-736-5256
50	(株)東研	茨城県猿島郡境町 1437-7	0280-87-1245

	業 者 名	住 所	電話番号
51	日興設備工業(株)	さいたま市北区宮原町二丁目 69 番地	048-664-5321
52	関根建設(株)	杉戸町大字本島 647	0480-38-1772
53	(株)サンアドバンス	上尾市大字平方領々家 587-10	048-782-0411
54	(株)伊藤住設	川越市大字上寺山 458-10	049-226-5071
55	田中電機産業(株)	加須市大字旗井 249-1	0480-72-6590
56	(株)泉山設備	北本市石戸 5-268	048-592-7510
57	弓木空調(株)	白岡市大字千駄野 675-5	0480-92-6457
58	(株)ハトリ	羽生市南七丁目 2 番地 2	048-562-5000
59	(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区別所町 47-24	048-721-8855
60	(有)北沢設備工業	伊奈町内宿台 5 丁目 102 番地	048-728-2404
61	(株)空衛設備	宮代町字東 331 番地 6	0480-37-3317
62	(株)中央設備工業	上尾市大字今泉 365 番地 12	048-725-3232
63	(有)みゆき商事	さいたま市岩槻区城南一丁目 7 番 60 号	048-756-0370
64	(有)柏田工業	杉戸町大字堤根 2554 番地 2	0480-31-0210
65	泉空調(株)	蓮田市大字井沼 675 番地 19	048-767-1900
66	(株)エハラ設備	白岡市荒井新田 83 番地の 2	0480-97-0058
67	(株)崎仙	上尾市中分二丁目 94 番地 1	048-725-0480
68	(株)春日部設備工業	春日部市西金野井 369 番地 1	048-739-6635
69	利根川設備	春日部市小渕 30 番地 7	048-752-4092
70	タイヨー設備(有)	春日部市武里中野 472 番地 1	048-737-0841
71	(有)小島水道工業	加須市大字北篠崎 212 番地	0480-68-5743
72	横田設備工業(株)支店	新座市片山一丁目 15 番 31 号	048-479-9404
73	ハギワラ(株)	さいたま市見沼区深作 3 丁目 24 番地 3	048-768-4788
74	五十嵐設備	春日部市小渕 1155 番地 6	048-761-4180
75	長島商会	杉戸町高野台南 2 丁目 11-1 106 号	0480-34-1377
76	(有)長島設備	猿島郡五霞町大字冬木 249 番地	0280-84-0301
77	(株)共栄設備	蓮田市大字江ヶ崎 1711 番地	048-768-2012
78	(株)アクアマリンズ	志木市上宗岡 4-6-27 志木ハイム 628	048-662-6000
79	(有)グットライフ	栃木県小山市乙女 2 丁目 10 番 12 号	0285-45-8087
80	入江水道工業(株)	久喜市本町三丁目 18 番 23 号	0480-21-0867
81	守合設備	白岡市大字千駄野 862 番地 4	0480-53-3988
82	(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7	048-621-3535
83	(株)イースマイル	大阪府中央区瓦屋町 3 丁目 7 番 3 号	06-7739-2525
84	(株)金和	宮代町山崎 354 番地	0480-34-3040
85	(有)敏総合設備工事	久喜市吉羽 5 丁目 16 番地 4	0480-21-3085
86	(株)丸山設備	加須市新川通 420 番地 5	0480-53-3040
87	(株)ベストワーク	さいたま市岩槻区鹿室 1123-3	048-795-2000
88	(株)宮下工業	さいたま市西区植田谷本 854-3	048-625-5966
89	サンエス設工(有)	上尾市大字壺丁目 464 番地の 7	048-780-7681
90	(株)トミザワ設備	久喜市上町 6-52	0480-21-0946
91	(有)シンセイ	鴻巣市宮前 38-20	048-597-0201
92	(有)バード	久喜市吉羽 1 丁目 28 番地 10	0480-21-1402
93	(有)本田工業	春日部市谷原新田 1404	048-736-2929
94	(株)ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町 1-73 3F	048-797-8925
95	平井管工(株)	春日部市上大増新田 19 番地 1	048-872-7612
96	(株)福田設備工業	加須市中種足 1529 番地	0480-73-2848
97	(株)宮設備	さいたま市北区盆栽町 95-2	048-871-5318
98	(株)フジサワ	さいたま市桜区大字大久保領家 510-10	048-829-9893
99	(株)荒川設備	川口市大字峯 810-12	048-297-8999
100	(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町 4-5-7	06-6335-1211

	業 者 名	住 所	電話番号
101	(株)サンライト	杉戸町内田 2-2-1	0480-34-5711
102	(株)ライフフィット	千葉県我孫子市布佐 3398 番地	04-7189-2921
103	(有)湯山設備工業所	川越市中台元町 1 丁目 5 番地 15	049-242-5064
104	(株)やなぎ	上尾市平塚 3010-3	048-772-5197
105	(有)ラピスト	加須市道地 1205-1	0480-73-7277
106	木村工業	杉戸町倉松 4-6-27	0480-88-7716
107	(有)倉元興業	さいたま市岩槻区黒谷 2158-33	048-798-5541
108	(有)あすま商事杉戸支店	杉戸町堤根 4512	0480-34-0322
109	(有)玉坂設備	桶川市上日出谷 344-11	048-787-6550
110	(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目 2 番地 1	0120-500-500
111	(株)ライフサポート	東京都渋谷区大山町 45-18 代々木上原ウエストビル 3 階	03-5465-0703
112	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬 902-1	048-626-2385
113	(有)磯部設備	川口市柳崎 2-25-31	048-269-0352
114	大久保設備工業(株)	白岡市千駄野 90-2	0480-92-4961
115	(有)長島設備商会	北本市本町 4-99	048-591-1304
116	(株)交換できるくん	東京都渋谷区東 1-26-20 東京建物東渋谷ビル 12F	03-6427-5381
117	(株)ワイズ・ウォーター	さいたま市見沼区大谷 1285 番地 1	048-878-8253
118	(株)小川商店	鴻巣市本町 7-6-2	048-541-0126
119	(有)松山水道設備	松伏町大字松伏 2631-1	048-991-2469
120	K 設備	比企郡吉見町大字長谷 722-20	0493-54-6362
121	(株)太宝設備	桶川市大字上日出谷 190-2	048-786-9871
122	(株)アクア・アテンド	さいたま市南区辻 2-25-13	048-708-2521
123	(株)タカギ	福岡県北九州市小倉南区石田南 2-4-1	093-962-0941
124	(株)市上建設	春日部市一ノ割 3-15-46	048-733-3855
125	小澤設備工業	鴻巣市下忍 3483-4	048-598-5658
126	新日本設備工業	さいたま市岩槻区東岩槻 2-5-6	048-797-5633
127	(有)アイル設備工業	埼玉県坂戸市大字塚越 237 番地 13	049-282-4294
128	(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号	06-6821-6133
129	(株)ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台 1 丁目 2 番 17 号	03-3704-5611
130	(株)エナジー	埼玉県川越市大字大袋新田 771 番地 8	049-247-9002
131	(有)水道屋	埼玉県さいたま市南区大谷口 3139-1	048-876-4132
132	(株)N-トラスト	埼玉県さいたま市南区文蔵 4-2-2-102	048-699-7433
133	(有)沖田土木	埼玉県越谷市向畑 528-4	048-977-8684

資料－10 宮代町下水道排水設備指定工事店一覧表

令和4年1月21日現在

	業 者 名	住 所	電話番号
1	中村建設(株)	宮代町百間 2-1-15	0480-34-1001
2	(株)高田工業所宮代営業所	宮代町川端 3-11-18	0480-32-8800
3	(株)茂田工業所	杉戸町内田 2-8-16	0480-32-1766
4	(有)あすま商事宮代営業所	宮代町東姫宮 1-17-13	0480-33-4532
5	(株)海健プロパン	宮代町和戸 2-4-28	0480-32-2379
6	(株)岩崎設備	宮代町百間 3-9-24	0480-35-0088
7	(株)中村工業所宮代営業所	宮代町字山崎 745-2	0480-32-4817
8	(有)島村工業所	宮代町川端 1-3-4	0480-34-5467
9	(有)蛭間水道設備	宮代町本田 5-18-20	0480-32-2407
10	金子建設(株)	宮代町字東 107	0480-33-0256
11	(有)小河原設備	宮代町字姫宮 375	0480-33-0391
12	(株)木村設備	宮代町本田 4-10-32	0480-32-7788
13	(有)上原工業所	宮代町字西原 367	0480-33-2737
14	(株)木下建設	白岡市彦兵衛 128-4	0480-53-6355
15	(株)サンケイ	杉戸町大字杉戸 2612-1	0480-31-1545
16	伊草建設(株)	宮代町字東 318	0480-33-0261
17	正和工業(株)	春日部市豊野町 2-32-19	048-736-6111
18	(株)金和	宮代町字山崎 354	0480-34-3013
19	(株)野口建設	宮代町字姫宮 359	0480-34-3428
20	(有)福商	宮代町字中 21-25	0480-33-4043
21	(株)日下部工業	宮代町大字和戸 880	0480-32-0647
22	(有)セキ住設工業	宮代町字中島 213-15	0480-32-3161
23	(株)山田設備	幸手市大字惣新田 1255-1	0480-48-1238
24	(有)優輝設備	宮代町本田 5-9-20	0480-33-5508
25	木村工業(株)	幸手市中 4-12-25	0480-42-9335
26	(株)享和	白岡市下野田 809	0480-92-2345
27	深作設備工業(株)	久喜市久喜北 1-10-4	0480-21-3175
28	(株)大三	越谷市川柳町 2-484-1	0480-37-2411
29	(有)木村住設	白岡市太田新井 458-3	0480-92-2626
30	(株)弓木電設社	白岡市小久喜 1161-3	0480-92-0067
31	北辰住設(株)	春日部市永沼 1262-3	048-812-5510
32	関根設備工業(株)	幸手市中 1-12-33	0480-42-0087
33	(株)カキヤマ	久喜市北青柳 1236-1	0480-23-4126
34	高橋設備工業(株)	春日部市立野 610	048-748-1412
35	東彩ガス(株)	越谷市越ヶ谷 1-14-1	048-962-1138
36	(有)溝口設備工業	幸手市中 1-2-6	0480-42-9266
37	(株)旭クリエイト	埼玉県久喜市西大輪 2088 番地 1	0480-59-1112
38	(有)村田設備	春日部市緑町 6-10-26	048-737-5843
39	(株)ヤマグチ	久喜市佐間 290-2	0480-52-5570
40	(株)中村設備工業所	上尾市錦町 1-18	048-773-8733
41	(有)上澤設備	春日部市緑町 1-15-19	048-735-5915
42	(株)大弘土木	宮代町字中島 527-1	0480-32-2988
43	(株)熊谷設備工業	杉戸町大字宮前 137-56	0480-38-0043
44	アサヒ住建(株)	上尾市大字平塚 2558 番地 4	048-728-7576
45	(株)山田設備工業	白岡市西 8-15-1	0480-92-2251
46	新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区大字徳力 86	048-794-2432
47	(有)旭工舎	さいたま市岩槻区大字徳力 346	048-793-3055
48	(有)サトウ住設	春日部市水角 848	048-718-3600
49	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-650-0978

	業 者 名	住 所	電話番号
50	(有)ジャパン管工	杉戸町大字佐左エ門 788-3	0480-36-5521
51	関根建設(株)	杉戸町大字本島 647	0480-38-1772
52	(株)伊藤住設	川越市大字上寺山 458-10	049-226-5071
53	田中電機産業(株)	加須市旗井 1-37-14	0480-72-6590
54	(株)泉山設備	北本市石戸 5-268	048-592-7510
55	弓木空調(株)	白岡市千駄野 675-5	0480-92-6457
56	(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町 47-24	048-663-0131
57	(有)北沢設備工業	伊奈町内宿台 5-102	048-728-2404
58	長島商会	杉戸町高野台南 2-11-1 ハイトラック 106	0480-34-1377
59	(株)空衛設備	宮代町字東 331-6	0480-37-3317
60	(株)中央設備工業	上尾市大字今泉 365 番地 12	048-725-3232
61	(株)エハラ設備	白岡市荒井新田 83-2	0480-97-0058
62	(株)春日部設備工業	春日部市西金野井 369-1	048-739-6635
63	アテックス(株)	北本市中央 4-74	048-590-5707
64	(有)小島水道工業	加須市大字北篠崎 212	0480-68-5743
65	横田設備工業(株)埼玉支店	新座市片山 1-15-31	048-479-9404
66	五十嵐設備	春日部市小渕 1155-6	048-761-4180
67	タイヨー設備(有)	春日部市武里中野 472-1	048-737-0841
68	(株)共栄設備	蓮田市大字江ヶ崎 1711	048-768-2012
69	守合設備	白岡市千駄野 862-4	0480-53-3988
70	(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所 366-7	048-621-3535
71	山崎開発(株)	杉戸町清地 2-7-15	0480-34-0371
72	(株)丸山設備	加須市新川通 420-5	0480-53-3040
73	(株)宮下工業	さいたま市西区植田谷本 854-3	048-625-5966
74	サンエス設工(有)	上尾市今泉 1-31-11	048-780-7681
75	日興設備工業(株)	さいたま市北区宮原町 2-69	048-664-5321
76	(株)トミザワ設備	久喜市上町 6-52	0480-21-0946
77	(有)本田工業	春日部市谷原新田 1404 番地	048-736-2929
78	(株)ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町 1-73-3F	048-797-8925
79	平井管工(株)	春日部市上大増新田 19-1	048-872-7612
80	ハギワラ(株)	さいたま市見沼区深作三丁目 24 番地 3	048-768-4788
81	(株)福田設備工業	加須市中種足 1529	0480-73-2848
82	(株)宮設備	さいたま市北区盆栽町 95-2	048-871-5318
83	(株)荒川設備	川口市大字峯 810 番地の 12	048-297-8999
84	(株)ベストワーク	さいたま市岩槻区東岩槻西四丁目 5-2	048-795-2000
85	(株)サンライト	杉戸町内田二丁目 2 番 1 号	0480-34-5711
86	(株)ライフィット埼玉支店	草加市八幡町 532-17	048-935-2931
87	(有)湯山設備工業所	川越市中台元町 1 丁目 5 番地 15	049-242-5064
88	(株)やなぎ	上尾市大字平塚 3010 番地 3	048-772-5197
89	木村工業	杉戸町倉松 4-6-27	0480-88-7716
90	(有)倉元興業	さいたま市岩槻区黒谷 2158 番地 33	048-798-5541
91	(有)玉坂設備	桶川市上日出谷 344-11	048-787-6550
92	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬 902 番 1	048-626-2385
93	(有)磯部設備	川口市柳崎 2 丁目 25 番 31 号	048-269-0352
94	シミズ設備工業(株)	上尾市谷津 2 丁目 5 番 10 号	048-773-5676
95	(有)長島設備商会	北本市本町 4-99	048-591-1304
96	(株)岡野水道設備	久喜市太田袋 628 番地	0480-23-2181
97	(株)ワイズ・ウォーター	さいたま市見沼区大谷 1285 番地 1	048-878-8253
98	(株)小川商店	鴻巣市本町 7 丁目 6 番 2 号	048-541-0126
99	(有)松山水道設備	北葛飾郡松伏町松伏 2631-1	048-991-2469
100	K設備	比企郡吉見町大字長谷 722 番 20	0493-54-6362

第6編 資料編
資料集

	業 者 名	住 所	電話番号
101	(株)太宝設備	桶川市大字上日出谷 190 番地の 2	048-786-9871
102	(株)市上建設	春日部市一ノ割 3 丁目 15 番地 46	048-733-3855
103	敏総合設備工事	久喜市吉羽 5 丁目 16 番 4 号	0480-21-3085
104	小澤設備工業	鴻巣市下忍 3483-4	048-598-5658
105	新日本設備工業(株)	さいたま市岩槻区東岩槻 2 丁目 5 番 6 号森泉ビル 3	048-797-5633
106	(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越 237 番地 13	049-282-4294
107	(有)水道屋	さいたま市南区大谷口 3139-1	048-876-4132
108	(株)N-トラスト	さいたま市南区文蔵 4-2-2-102	048-699-7433
109	(有)沖田土木	越谷市向畑 528-4	048-977-8684

資料－11 宮代町内LPガス事業者一覧表

令和4年4月1日現在

事業者名	住 所	電話番号	F A X
(株) 入の店	宮代町東 78	0480-32-3059	0480-34-8738
(有) 小澤	宮代町川端 1-8-1	0480-32-4556	0480-34-0005
(株) 金和	宮代町山崎 354	0480-34-3013	0480-34-7550
土淵商店	宮代町川端 3-2-9	0480-32-0972	0480-33-6516
フジオックス(株)	宮代町宮代 3-5-20	0480-32-3151	0480-34-3522
堀川産業(株)	宮代町道仏 756-1	0480-32-2338	0480-34-5476

資料－12 宮代町建設土木事業者協会一覧表

令和4年4月1日現在

会社名	住 所	電話番号
(株) 野口建設	宮代町姫宮 359	0480-34-3428
伊草建設(株)	宮代町東 318	0480-33-0261
金子建設(株)	宮代町東 107	0480-33-0256
(株) 木下建設 宮代支店	宮代町東姫宮 2-1-2	0480-33-0382
(株) 幸和組	宮代町西原 479-1	0480-34-4875
中村建設(株)	宮代町百間 2-1-15	0480-34-1001
東武建設(株) 埼玉営業所	宮代町宮東 790-3	0480-37-1710

資料－13 防疫用資機材一覧表

令和4年4月1日現在

備蓄品	容 量	数 量	保存場所	用 途
防護服	1セットの内容(ガウン、マスク、手袋、ゴーグル)	1,920セット	保健センター	感染症発生時の要配慮者の生活物資の配布
マスク	サージカルマスク	27,000枚	保健センター	ウィルスの拡散防止
	N-95	6,200枚		
消毒液	500ml	30本	保健センター	手指消毒
	3l	32本		
	5l	5本		

資料－14 危険物施設一覧表

令和4年4月1日現在

施設名	所在地	危険物施設
(株) トクホン	宮代町山崎 1010	製造所
(株) トクホン	宮代町山崎 1010	屋内貯蔵所
(株) トクホン	宮代町山崎 1010	屋内タンク貯蔵所
(株) トクホン	宮代町山崎 1010	一般取扱所
(株) トクホン	宮代町山崎 1010	地下タンク貯蔵所
東武レジャー企画 (株)	宮代町須賀 110	屋内貯蔵所
東武レジャー企画 (株)	宮代町須賀 110	給油取扱所
久喜宮代衛生組合	宮代町和戸 1276-1	地下タンク貯蔵所
大丸コンクリート (株)	宮代町金原 205	地下タンク貯蔵所
ホテルサラプチ	宮代町川端 4-10-17	地下タンク貯蔵所
埼玉県立宮代特別支援学校	宮代町金原 636-1	地下タンク貯蔵所
宮代町立学校給食センター	宮代町金原 524-2	地下タンク貯蔵所
特別養護老人ホームみどりの森	宮代町和戸 1780-1	地下タンク貯蔵所
宮代町総合運動公園	宮代町和戸 1834	地下タンク貯蔵所
堀川産業 (株)	宮代町道仏 756-1	一般取扱所
堀川産業 (株)	宮代町道仏 756-1	移動タンク貯蔵所
(株) 入の店	宮代町東 78	給油取扱所
(株) 入の店	宮代町東 78	移動タンク貯蔵所
(株) 金子物産	宮代町中央 3-2-26	給油取扱所
(有) 小澤	宮代町川端 1-8-1	一般取扱所
フジオックス (株)	宮代町宮代 3-5-20	一般取扱所
(株) 金和	宮代町山崎 354	一般取扱所

資料－15 要配慮者利用施設一覧表

令和4年4月1日現在

	名称	所在地	電話番号	洪水浸水 想定区域
1	特別養護老人ホームみどりの森	大字和戸 1780-1	34-8881	○
2	介護老人福祉施設ふるとねの郷	大字和戸 860-1	37-3388	○
3	住宅型有料老人ホーム及和の里	和戸 2-6-35	37-0200	○
4	グループホームひだまりの家宮代	大字須賀 1295	36-1165	○
5	トータル介護サービスひだまりの家	大字須賀 1300	33-8511	○
6	ケアタウン宮代	大字須賀 1420-1	32-6151	○
7	ポコ宮代Ⅰ	本田 1-2-11	38-1701	○
8	ポコ宮代Ⅱ	本田 1-2-12	38-1701	○
9	ポコ宮代サテライトⅠ	本田 1-2-12	38-1701	○
10	公設宮代福祉医療センター六花	大字須賀 177	36-2760	○
11	グリーンプラザみやしろ	笠原 1-8-15	48-6234	○
12	ハーウイル東武動物公園	本田 1-8-15	050-2018-0213	○
13	介護老人保健施設はーとびあ	宇山崎 472	36-2122	
14	オレンジハウス宮代	百間 4-1-8	32-0341	○
15	グランビュースくらそう	字道佛 22	36-1212	○
16	もみの木通所介護センター	道佛 3-17-14	33-5501	○
17	特別養護老人ホームもみの木	字金原 567	33-5580	○
18	特別養護老人ホームひだまりの郷	字姫宮 165-1	37-3801	○
19	ポコ姫宮	東姫宮 1-9-23-4	38-1701	○
20	ディサービスおひさま	東姫宮 2-10-29	53-9188	○
21	きらり姫宮	川端 3-8-25	33-3868	○
22	ディサービスセンターリンク	川端 3-11-38	44-8093	○
23	児童発達支援センターこころ園	大字国納 807-1	38-9322	○
24	あかりワークス国納	大字国納 816-1	36-1100	○
25	児童ディあつたまある	和戸大字和戸 1077-6	53-8130	○
26	じゅれー1	和戸 1-3-25	36-1313	○
27	生活介護事業所はる	学園台 1-12-1	070-1364-6640	○
28	放課後等ディサービスじゅれー	本田 4-2-16	36-1313	○
29	じゅれーノア	笠原 2-2-7	36-1313	○
30	埼玉地域活動支援センターふれんだむ	中央 2-4-28 田口ビル 2F	53-4571	○
31	障がい福祉サービス事業所アパソティ	中央 2-4-28 田口ビル 2F	53-4571	○

	名称	所在地	電話番号	洪水浸水 想定区域
32	障がい福祉サービス事業所M I N T	中央 2-8-20	31-8668	○
33	福祉作業所	字西原 278	37-0146 32-5589	○
34	じゅれー桜A	宮代 2-7-16	36-1313	○
35	じゅれー桜B	宮代 2-7-17	36-1313	○
36	じゅれー姫宮 2	字姫宮 335-10	36-1313	○
37	じゅれー姫宮	川端 3-6-3	36-1313	○
38	あかりワークス姫宮	字川端 620-4	48-6257	○
39	国納保育園	大字国納 102-1	34-5839	○
40	本田保育園	本田 4-3-11	37-0020	○
41	みやしろ保育園	大字須賀 177	32-3011	○
42	百間保育園	百間 4-4-36	34-7855	○
43	姫宮保育園	字東 668	34-8393	○
44	カインド・ナーサリー本田 5 丁目園	本田 5-5-2	44-8131	○
45	カインド・ナーサリー本田 2 丁目園	本田 2-7-1	44-8600	○
46	カインド・ナーサリーピアシティ園	道佛 1-1-50	38-6828	○
47	みやしろ森のようちえん	中央 3-11-16	33-6696	○
48	S o l a i e K i d s	百間 2-1-33	48-5572	○
49	宝光寺幼稚園	大字西条原 1593-2	32-3833	○
50	宮代須賀幼稚園	大字須賀 973-1	34-5265	○
51	宮代幼稚園	道佛 3-7-1	32-3640	○
52	姫宮成就院幼稚園	字宮東 922-1	32-4599	○

資料－16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和4年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	実施期間	実施者区分																																									
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり330円以内 (加算額) 福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる	7日	町																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	1人1日あたり 1,160円以内	7日 (被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給する)																																										
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	7日																																										
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	10日																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																						
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																						
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																						
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																						
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																						
医療及び助産	【医療】 医療の途を失った者(応急的処置) 【助産】 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	【医療】 1 救護班: 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所: 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定の料金の額以内 【助産】 1 救護班等: 使用した衛生材料等の実費 2 助産師: 慣行料金の100分の80以内の額	【医療】 14日 【助産】 7日	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任した時は町)																																									

救助の種類	対 象	費用の限度額	実施期間	実施者区分
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,100円	教科書1ヶ月 文房具15日	町
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	3日（死体の捜索の場合は10日以内）	
埋葬	災害の際死亡した者	1体あたり 大人（満12歳以上） 215,200円以内 小人（満12歳未満） 172,000円以内	10日	
応急仮設住宅	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に、建設し供与（建設型仮設住宅）、民間賃貸住宅を借上げて供与（借上型仮設住宅）、又はその他適切な方法により供与する	【建設型応急住宅】 1 規格 1戸あたり 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 限度額 1戸あたり 5,714,000円以内 （設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として） 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 【賃貸型応急住宅】 1 規格 1戸あたり 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅の「1」に定める規模に準ずる。 2 限度額 1戸あたり 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額	【建設型仮設住宅】 着工20日	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県 （ただし、委任したときは町）
住宅応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 大規模半壊、中規模半壊、半壊 一世帯あたり 595,000円以内 2 準半壊 一世帯あたり 300,000円以内	3ヶ月 （但し、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月）	町
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	10日	

救助の種類	対 象	費用の限度額	実施期間	実施者区分
遺体の処理	災害の際に死亡した者（埋葬を除いた遺体に関する処理）	(洗浄、縫合、消毒等) 1体あたり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体あたり 5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金の額以内	10日	町
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態で、かつ、自らの資力をもってしても除去することができない者	一世帯あたりの平均費用 137,900円以内	10日	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	
生業に必要な資金の貸与 (現在適用されていない)	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯又は生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業に必要な資金として貸与できる額は、 1件あたり次の額以内 生業費 30,000円 就職支度費 15,000円 (貸与期間) 2年以内 (利子) 無利子	1ヶ月	

資料－17 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（東部中央都市連絡協議会構成市町）

災害時における相互応援協定市町一覧表

令和4年4月1日現在

市町名	連絡担当課	所在地	連絡先
春日部市	防災対策課	〒344-8577 春日部市 中央六丁目2番地	電 話 048-736-1111 F A X 048-734-0869
蓮田市	危機管理課	〒349-0193 蓮田市 大字黒浜2799番地1	電 話 048-768-3111 F A X 048-765-1700
宮代町	町民生活課	〒345-8504 宮代町 笠原一丁目4番1号	電 話 0480-34-1111 F A X 0480-34-1093
白岡市	安心安全課	〒349-0292 白岡市 大字千駄野432番地	電 話 0480-92-1111 F A X 0480-93-0118
杉戸町	危機管理課	〒345-8502 杉戸町 清地二丁目9番29号	電 話 0480-33-1111 F A X 0480-33-4550

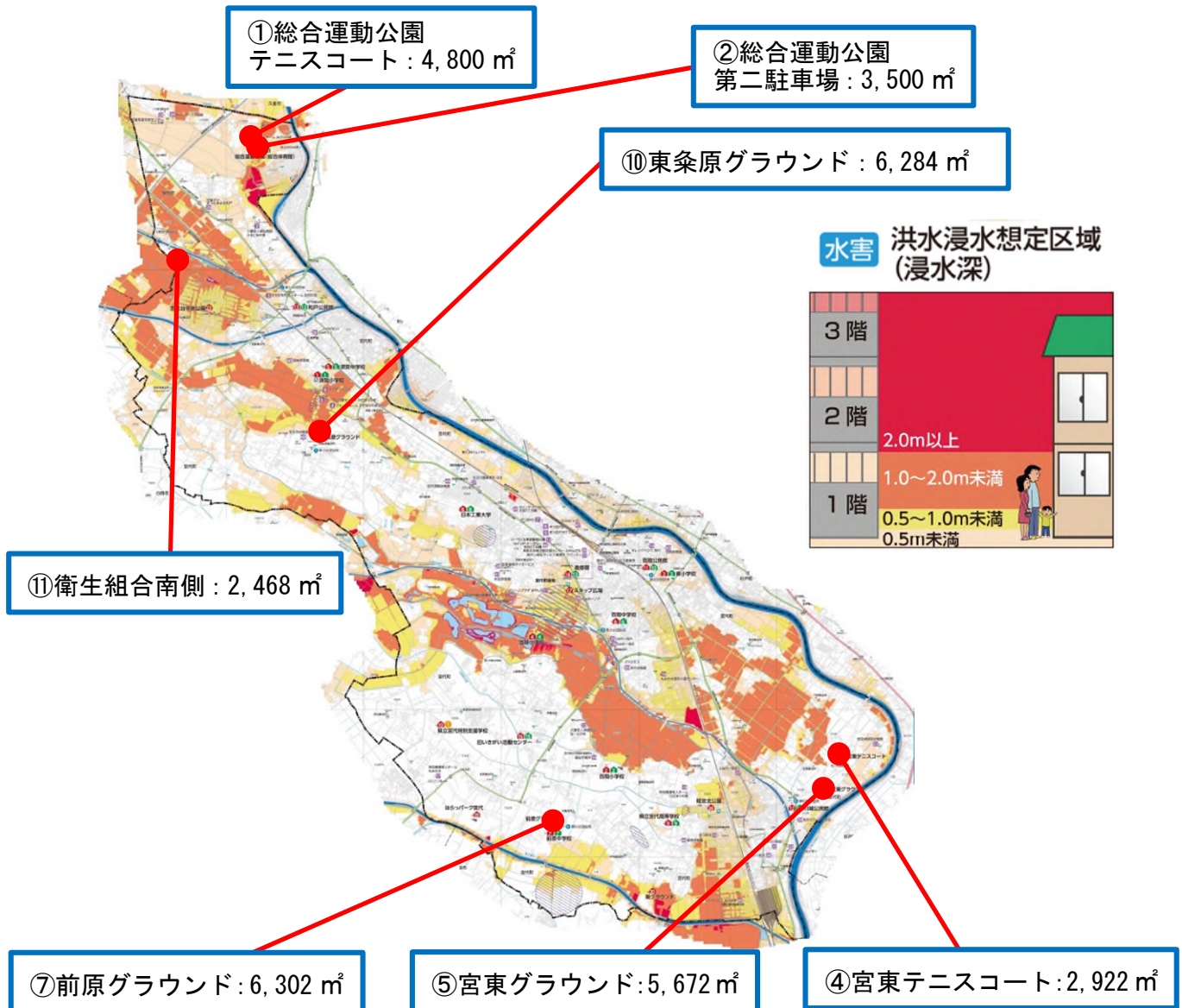
資料－18 災害時における相互応援又は協力に関する協定書・協定機関一覧表

令和4年4月1日現在

番号	協定名	協定先の団体名等	締結日	担当課
1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定書	埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成3年3月29日	町民生活課
2	下水道事業における災害時支援に関するルール	公益社団法人日本下水道協会	平成8年1月	まちづくり建設課
3	災害時における救援物資の輸送業務の提供に関する協定書	赤帽組合	平成9年3月26日	町民生活課
4	災害時における協力に関する覚書	杉戸郵便局	平成10年2月24日	町民生活課
5	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	春日部小売酒販組合宮代支部	平成11年6月15日	町民生活課
6	災害時における相互応援に関する協定書	田園都市づくり協議会構成市町(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町)	平成12年1月14日	町民生活課
7	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書	(社)埼玉県トラック協会久喜支部	平成17年7月1日	町民生活課
8	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書	東部中央都市連絡協議会構成市町(春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町)	平成17年10月1日	町民生活課
9	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング株式会社	平成18年3月31日	町民生活課
10	公益社団法人日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱	公益社団法人日本水道協会埼玉県支部	平成18年5月18日	まちづくり建設課
11	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	一般社団法人地域環境資源センター	平成19年2月23日	まちづくり建設課
12	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	埼玉県立宮代特別支援学校	平成19年4月1日	健康介護課
13	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	公設宮代福祉医療センター	平成19年4月1日	健康介護課
14	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	社会福祉法人みつなみ会	平成19年4月1日	健康介護課
15	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	県央ケアラズサービス株式会社 有料老人ホーム グランビューさくらそう	平成19年4月1日	健康介護課
16	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内市町村	平成19年5月1日	町民生活課
17	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	特定非営利活動法人 さわやか福祉の会 きらりびとみやしろ	平成20年1月7日	健康介護課
18	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	小規模多機能ホーム ケアタウン宮代	平成20年1月7日	健康介護課
19	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	有限会社 寿老会	平成20年1月7日	健康介護課
20	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書	宮代町アマチュア無線クラブ	平成20年2月25日	町民生活課
21	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	平成20年2月25日	町民生活課
22	災害時における相互協力に関する協定書	日本工業大学	平成20年4月1日	町民生活課
23	災害時の応急対策に関する協定書	宮代町建設土木事業者協会	平成20年7月2日	まちづくり建設課
24	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県、市町村、一部事務組合 84 団体	平成20年7月15日	環境資源課
25	災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱	埼玉県清掃行政研究協議会会員	平成20年7月15日	環境資源課
26	災害時における応急活動に関する協定	宮代町水道工事業者組合	平成20年10月27日	まちづくり建設課
27	災害時における避難所等の使用に関する協定書	埼玉県立宮代高等学校	平成21年1月23日	町民生活課
28	宮代町 防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力株式会社 春日部支社	平成21年3月24日	町民生活課
29	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	山崎製パン株式会社 埼玉工場	平成21年3月31日	産業観光課
30	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	宮代町商工会	平成21年3月31日	産業観光課

番号	協定名	協定先の団体名等	締結日	担当課
31	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	南彩農業協同組合	平成21年3月31日	産業観光課
32	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	藤本ライスデリカ株式会社	平成21年3月31日	産業観光課
33	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合さいたまコープ	平成21年3月31日	産業観光課
34	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社新しい村	平成21年3月31日	産業観光課
35	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成21年6月29日	町民生活課
36	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	医療法人社団 一恵会	平成21年8月1日	健康介護課
37	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社カスミ	平成22年3月31日	産業観光課
38	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	山崎製パン株式会社 古河工場	平成22年3月31日	産業観光課
39	災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	埼玉県一般廃棄物連合会	平成22年8月6日	環境資源課
40	災害時における避難所等の使用に関する協定書	埼玉県立宮代特別支援学校	平成23年1月28日	町民生活課
41	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	社会福祉法人 真善会	平成23年6月1日	健康介護課
42	災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定	㈱金子物産、島村石油	平成24年1月10日	町民生活課
43	災害時における救援物資提供に関する協定書	株式会社伊藤園	平成25年9月6日	町民生活課
44	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書	ダイドードリンコ株式会社	平成26年3月13日	町民生活課
45	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社セキ薬品	平成27年2月16日	産業観光課
46	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成27年3月13日	町民生活課
47	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成27年3月18日	町民生活課
48	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸所有者37名	平成27年7月22日	まちづくり建設課
49	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書	社団法人埼玉県LPガス協会 北東武支部杉戸宮代地区	平成27年12月18日	町民生活課
50	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム北関東	平成28年2月1日	町民生活課
51	災害時タクシー無線の災害情報通信等の協力に関する協定書	杉戸タクシー有限会社、朝日自動車株式会社 社杉戸営業所、太平交通株式会社	平成28年8月2日	町民生活課
52	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	平成28年10月11日	町民生活課
53	地域貢献型広告に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社	平成29年3月13日	町民生活課
54	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉県土地家屋調査士会	平成29年3月15日	町民生活課
55	災害時における応急対策活動に関する協定書	埼玉土建一般労働組合 宮代支部	平成29年4月26日	町民生活課
56	災害時における地図製品等の供給に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成29年9月15日	町民生活課
57	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	埼玉県、埼玉県下の市町・組合及び公益社団 法人日本下水道管路管理業協会	平成29年9月20日	まちづくり建設課
58	災害時における要援護者の受入等に関する協定書	社会福祉法人まごころ会	令和2年4月1日	健康介護課
59	宮代町と郵便局との地域における包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社杉戸郵便局及び宮代町内郵便局	令和2年10月27日	町民生活課
60	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社	令和2年9月30日	町民生活課
61	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社東武ストア	令和3年10月28日	産業観光課
62	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和3年11月19日	町民生活課

資料-19 災害廃棄物仮置場候補地一覧（適地のみ）



仮置場候補地の選定状況

候補地	点数	発災前の優先順位	面積 (m ²)	選定結果
①総合運動公園 (テニスコート)	30	2	4,800	適している
②総合運動公園 (第2駐車場)	30	2	3,500	適している
④宮東テニスコート	28	4	2,922	適している
⑤宮東グラウンド	27	5	5,672	適している
⑦前原グラウンド	28	4	6,302	適している
⑩東条原グラウンド	29	3	6,284	適している
⑪衛生組合南側	28	4	2,468	適している
適している面積の合計			31,978 m ²	

用語集

用語	解説	頁
防災基本計画	災害対策基本法第 34 条に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画であり、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針が示されている。 この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成する。	3
指定行政機関	災対法第 2 条 3 号の規定により政令で定められた国の行政機関を指す。 内閣府、国家公安委員会、各省庁、国土地理院など、計 24 機関が指定されている。	3
指定公共機関	災対法第 2 条 5 号の規定により政令で定められた法人を指す。 国立研究開発法人、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人が指定されている。	3
防災業務計画	災害対策基本法（第 36～39 条）に規定されている計画で、指定行政機関又は指定公共機関が、その所掌事務又は業務について防災基本計画に基づいて作成するものである。	3
人口集中地区（D I D）	原則として、人口密度が 1 k m ² あたり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域を指す。	10
要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、配慮を要する者を指す。	21
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又はその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を指す。	21
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされている。 なお、緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くても数十秒程度と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがあるとともに、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もある。	21
指定地方行政機関	災対法第 2 条 4 号の規定により政令で定められた指定行政機関の地方支分部局を指す。	22
指定地方公共機関	災対法第 2 条 6 号の規定により当該都道府県の知事が定めた法人を指す。 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人が指定されている。	22
公共的団体	法人であるか否かを問わず、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の福祉団体、文化協会、体育協会の文化事業団体等の公共の利益を優先させて行う活動を営む団体を全て含んで指す。	22
防災上重要な施設	町役場や学校、指定避難所に指定された施設、医療機関、消防機関、社会福祉施設（高齢者や障がい者及び児童施設）防災備品備蓄場所等の施設。	22
避難指示	災対法第 60 条に基づくもので、災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に町長が発令する。強く避難を促すものであり、住民は直ちに避難行動をとる。	23
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう国土交通省に設置されたもの。大規模自然災害が発生又は発生する恐れが生じた場合、いち早く TEC-FORCE が被災地へ出向き、被災自治体などからの支援ニーズを把握し、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査や災害対策用機械による応急対策及び技術的助言等を行う。 TEC-FORCE は「Technical Emergency Control Force」の略。	26
避難所	地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存建築物等に収容・保護し、避難生活を行う場所を指す。	33
避難路	避難所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該避難所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等を指す。	33
延焼遮断機能施設	大規模な火災発生時において、延焼を防止する機能を担う施設のこと。主に広幅員の道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築する。	33

用語	解説	頁
防災活動拠点	避難者収容機能を担う場所（学校、公民館）、物資備蓄機能を担う場所（救助資機材や救援物資の備蓄拠点、集積・配送拠点）、応急救護機能を担う場所（災害拠点病院、公立病院、その他医療施設、救護所）、情報収集伝達機能を担う場所（災害対策本部庁舎、現地本部庁舎）を指す。	33
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する（災対法第49条の4）。	36
事業継続計画（BCP）	被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。 BCPは、「Business Continuity Plan」の略。	37
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。町長が指定する（災対法第49条の7）。	41
高齢者等避難	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者の立退き避難を促すために町長が発令する。その他の者は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。	43
福祉避難所	自宅や避難施設で生活している高齢者や障がい者の方等に対し、状況に応じて介護等の必要なサービスを提供する社会福祉施設等。	45
自衛水防組織	要配慮者利用施設の利用者が、洪水時等に円滑かつ迅速な避難行動を確保するための組織で、情報収集・避難誘導・未避難者や要救助者の確認等を行う。 水防法第15条3号の規定により、設置が努力義務とされている。	46
緊急輸送道路	緊急輸送路とも呼ばれ、災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路を指す。 埼玉県内緊急輸送道路は3種類に区分されており、第1次特定緊急輸送道路、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路となっている。それぞれの区分の意味と宮代町周辺における道路としては次のものが挙げられる。 ①第1次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路のことをいい、国道4号、国道16号、県道3号（さいたま栗橋線）、東北道がこれらに該当する。 ②第1次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要道路のことをいい、県道372号（和戸橋－杉戸県土整備事務所－杉戸市街）が該当する。 ③第2次緊急輸送道路：地域内の防災拠点等を連絡する道路のことをいう。	68
帰宅支援ステーション	大地震が発生して公共交通機関が不通となったとき、徒歩で帰宅しようとする人たちを支援する施設・店舗（コンビニエンスストアやガソリンスタンド等）を指す。 施設・店舗の運営企業が、行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置するもので、水道水の提供、トイレの使用、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で支援・協力する。	69
災害情報コモンズ（L-EALERT）	情報通信技術を活用して、災害時の避難指示などの情報の配信を簡素化・一元化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供するものである。 Lは「Local」を指す。	72
全国瞬時警報システム（J-EALERT）	緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった時間的余裕のない事態が発生した場合に消防庁からの緊急情報を直接そして瞬時に町の防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。 Jは「Japan」を指す。	72
避難所外避難者	町の指定避難所以外の場所（屋外、施設内、車中）に避難した被災者をいう。	73
市街地開発事業	都市計画法第12条に掲げられる市街地再開発事業や土地区画整理事業等の6種類の事業をいう。	87
狭あい道路	法律上の定義はないが、行政（都道府県・市町村）が使用する場合は、主に幅員4m未満の2項道路を指す。国土交通省の補助事業（狭あい道路整備等促進事業）では、建築基準法第42条第2項・第3項の指定を受けた道路（2項道路・3項道路）、未指定の通路などを狭あい道路としている。	89
防火地域及び準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域である。これらの地域における規制は建築基準法第61条から67条の2までの規定により定められており、一定の建築物を耐火建築物又は簡易耐火建築物にし、あるいは建築物の屋根、開口部の戸、外壁等について防火構造にするなど防火上の観点から規制を行うものである。なお、防火地域内の耐火建築物については、建ぺい率が緩和されている。	89

用語	解説	頁
防災協力農地登録制度	農地所有者の了解を得た農地を「防災協力農地」として登録し、災害時に必要となる一時的な避難用地や仮設住宅等の建設用地として活用する制度。 宮代町では、平成21年5月1日に制度を発足している。	89
自立・分散型電源	従来の、原子力発電所、火力発電所といった大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごと、エネルギーを使用する場所ごとで発電し、その地域内で使うための電源。	92
エネルギー源の多様化	太陽エネルギー（光発電・熱利用）、風力エネルギー（風力発電）、水力エネルギー（水力発電）、バイオマスエネルギー（熱利用・発電・燃料製造）、廃棄物エネルギー（熱利用・発電・燃料製造を含む）など、電力や燃料の供給源を多様化すること。	92
再生可能エネルギー電力活用促進事業補助	住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、自らが居住する既存住宅に新たに蓄電システム又はV2Hシステムを導入する方に、県が予算の範囲内において補助金を交付する制度。 V2Hシステムのへの助成に対して、EV・PHVを既に保有しているか、新たに購入することが条件となっている。	92
防火設備	建造物の火災の感知、初期消火及び消防機関の消火活動に資するための防災設備（自動火災報知設備、消火設備、スプリンクラー、避雷設備等）を指す。	93
感震ブレーカー	地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段である。 例：分電盤タイプ 分電盤に一定の震度を感知して電気を遮断する機能が付いたもので、基本的には全ての電気が遮断される。揺れを感知してからブレーカーが落ちるまでに時間的猶予を持たせることが可能で、その時間を使って避難などを行う。 また、地震による停電が発生した際には、電気が復旧した時にブレーカーが遮断され、電気器具が倒れていないか等の安全を確認してからブレーカーを戻すことにより、通電火災を防ぐことができる。	93
ダウンバースト	積乱雲から勢いよく吹き降りた気流が、地面にぶつかって広がるときに強い風が吹く現象。竜巻と異なり、被害は放射状に広がる。	100
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻などの突風は規模が小さく、レーダーなどの観測機器で直接実体を捉えることができないため、竜巻発生確度ナウキャストでは、気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表す。 竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供する。竜巻発生確度ナウキャストは、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供する。 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり、注意が必要である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。	101
復興まちづくりイメージトレーニング	行政職員や住民、事業者が、「地域復興の準備」で何をすべきかを想像力を働かせながら体験的に検討し、復興活動の実践に活かすための活動。 対象地区、被害想定、世帯設定などを変えて繰り返し行い、その結果を蓄積し、災害発生前の状態への回復+ α を目指した復興プラン策定の助けとする。	102
県衛星通信ネットワーク	衛星系防災行政無線ともいい、自治体衛星通信機構が提供する地域衛星通信ネットワークを指す。衛星通信は、静止衛星を介して、音声、データあるいは映像の伝送を行うシステムであり、国や全国自治体、防災関係機関への通信を行う。	110
宮代町議会災害対策支援本部	町に災害対策本部が設置されたときに、これを協力及び支援するための組織。	114
県災害オペレーション支援システム	埼玉県が平成28年3月より運用を開始した、市町村や関係機関が入力した被害情報や避難情報を可視化して表示し、報道機関やホームページへの公表、住民への発信を一元的に提供するシステム。	127
有線電気通信設備及び無線設備	警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置する、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備を指す。	129

用語	解説	頁
県地上系防災行政無線	埼玉県が整備している防災行政無線であり、衛星通信ネットワーク（衛星系防災行政無線）と区別する場合に地上系防災行政無線の呼称が用いられる。	132
心的外傷後ストレス障害（PTSD）	死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1ヶ月以上続き、日常生活に支障をきたすとされる。 ①外傷となった出来事を繰り返し再体験する。 ②その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。 ③緊張の強い興奮状態が続く。 PTSDは、「Post Traumatic Stress Disorder」の略。	153
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医師、看護師、業務調整員を含めた数名のほか、現地のニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や臨床心理技術者等を含めて適宜構成される医療チームで、県の派遣要請により派遣される。 DPATは「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略。	153
緊急交通路	災害対策基本法第76条第1項に基づき、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために、一般車両の通行の禁止・制限を交通管理者（公安委員会）が路線と区間を指定して実施するものである。 緊急交通路は、救出・救助活動が一段落した後は「緊急輸送道路（緊急輸送路）」に移行する。	206
廃棄物処理特別地域	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合に政令で指定された当該災害に関し、環境大臣が期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として指定する。（災対法第86条の5）	223
表面雨量指数	短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。 表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形、勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。	261
土壌雨量指数	降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間雨量予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。	261
地面現象	大雨や大雪などによって間接的に発生する土砂災害や山崩れ、地滑り等の災害を指す。	261
流域雨量指数	河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。 河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。	261
A. P.	「Arakawa Peil」の略。 東京湾霊岸島量水標零位を基準とする基本水準面。荒川、中川、多摩川等の水位の基準となっている。	265
日本版改良藤田スケール	突風の強さ（風速）の評定には、被害の状況から風速を評定できる「藤田（F）スケール」が世界で広く用いられているが、藤田スケールは米国で考案されたものであり、日本の建築物等の被害に対応していないこと、幅を持った大まかな風速しか評定できないこと等の課題があった。 「日本版改良藤田（JEF）スケール」は、より精度良く突風の風速を評定することができる指標で、平成28年4月より突風調査に使用している。	272
激甚法	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略であり、地震や台風、豪雨等の被災地が、法律に基づき政令で激甚災害として指定を受けると、被災地の復興費用にあてられる国庫補助金の割合が上がる。一般の災害と比較して特に被害が大きいものとして、より手厚い財政措置が講じられることになる。	288
求職者給付	失業等給付の種類の一つで、基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当からなる。 支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。（雇用保険法第10条第2項）	290
失業等給付	失業者の生活安定を図り、求職活動への専念を実現するために支給される給付金で、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4種類からなる。（雇用保険法第10条）	306
建築同意制度	建築物（防火対象物）の安全確保のため、建築確認を必要とする建物の確認の前に、消防機関が、建築計画の消防上の問題点を確認し、消防設備や建築物の防火に関するあらゆる法令に問題がないことをもって、建築に同意する仕組み。	316

用語集

用語	解説	頁
防護対策	<p>原子力災害が発生した場合に、住民の安全を確保するために行う措置のことであり、具体的には以下のとおりである。</p> <p>「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。</p> <p>「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。</p>	331
降灰	<p>細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠ざかるにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。</p>	352
軽石	<p>マグマが噴火の際に地下深部から上昇し、圧力が下がることによってマグマに溶解していた水などの揮発成分が発泡し、多孔質となったもの。発泡しすぎて粉碎されると火山灰となる。全体として白色・灰色・黄色などの淡色を示す。</p>	352
火山灰	<p>火山から噴出されたもののうち、直径2mm以下の大きさのものを火山灰という。物質としては火山ガラス、鉱物結晶、古い岩石の破片などである。</p>	352
災害対応資源	<p>埼玉県内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察機関・消防機関など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。</p>	361

宮代町地域防災計画

作成 昭和 63 年 11 月

修正 平成 8 年 3 月

修正 平成 19 年 7 月

修正 平成 21 年 10 月

修正 平成 22 年 10 月

修正 平成 26 年 3 月

修正 平成 30 年 3 月

修正 令和 4 年 5 月

編集 宮代町防災会議

事務局 宮代町町民生活課

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1 丁目 4 番 1 号

電話 0480-34-1111